平成30年版
再犯防止推進白書

法務省

題字・イラスト作　鉄拳

平成30年版

再犯防止推進白書

法務省

本書は再生紙を使用しております。

再犯防止推進白書の刊行に当たって

法務大臣

山下貴司

国民の誰もが安全に安心して暮らすことのできる社会は、政府が取り組む「一億総活躍の国創り」の前提であり、女性や若者が活躍する社会の基盤や地方創生の「礎」ともなるものです。そのためにも、「世界一安全な国、日本」を実現することが不可欠ですが、刑法犯の検挙人員に占める再犯者の割合は、近年増加傾向にあり、繰り返しの犯罪を防ぐ再犯防止対策は、政府を挙げて取り組むべき重要課題となっています。

そのため、政府は、2003年（平成15年）に犯罪対策閣僚会議を開催して以降、再犯防止に向けて様々な取組を実施してきました。特に、2012年（平成24年）に決定された「再犯防止に向けた総合対策」においては、我が国の刑事政策で初めて再犯防止対策の具体的な数値目標を設定し、この数値目標の達成に向けて、その後、継続的に、刑務所出所者等の「仕事」と「居場所」の確保や、薬物依存者、犯罪をした高齢者・障害者等への支援といった取組に力を入れてきました。

2016年（平成28年）12月、再犯の防止等の推進に関する法律が成立し、再犯防止に向けた施策をより一層推進するため国を挙げて取り組むこととなりました。そして、この法律に基づき、2017年（平成29年）12月、政府は、初めてとなる「再犯防止推進計画」を閣議決定し、官民一体となって計画に盛り込まれた具体的な取組を推進しているところです。

政府としては、２年後の東京オリンピック・パラリンピック競技大会を成功させるとともに、更にその先を見据えて、「世界一安全な国、日本」を創り上げていかなければなりません。そのためには、刑事司法関係機関を中心とした従来の再犯防止の取組に加え、地方公共団体や民間協力者との連携を強化し、効果的な再犯防止対策を一層進めていくことが重要です。

この再犯防止推進白書は、再犯の防止等の推進に関する法律に基づき、再犯防止の取組に関する国会への年次報告として今回初めて作成したものです。これまでの我が国における再犯防止対策の経緯を取りまとめるとともに、再犯防止推進計画に掲げられた７つの重点課題と115の具体的施策に沿って、政府が講じた取組について記述しています。また、読者の皆様に再犯防止の取組を身近に感じていただけるよう、再犯防止に取り組む民間協力者の方々の様子を伝える「コラム」を掲載しています。

本白書が、国民の皆様の再犯防止への御理解を深めていただく一助となり、本白書を契機に、皆様お一人お一人が、それぞれのお立場において、再犯防止の推進のための具体的な行動を起こしてくださることを期待しております。

○表紙及び各ページ下部の

“幸福（しあわせ）の黄色い羽根”というシンボルマークです。

犯罪のない幸福で明るい社会を願うとの意味が込められています。

更生保護のシンボルマークであるひまわりの黄色と、刑期を終え出所した男性をあたたかく迎える夫婦愛を描いた映画「幸福（しあわせ）の黄色いハンカチ」（1977年（昭和52年）、山田洋次監督）から着想を得て、“社会を明るくする運動”への賛同を示す身近な協力のしるしとして、2008年（平成20年）に生まれました。

目　次

第1章　我が国における再犯防止対策

第1節　政府の再犯防止対策 …… 2

第2節　再犯防止推進法の制定 …… 8

1 制定の経緯 …… 8

2 推進法の概要 …… 8

第3節　再犯防止推進計画の策定 …… 13

1 策定の経緯 …… 13

2 推進計画の概要 …… 14

第2章　就労・住居の確保等のための取組（推進法第12条、第14条、第15条、第16条、第21条関係）

第1節　就労の確保等 …… 18

1 職業適性の把握と就労につながる知識・技能等の習得 …… 18

(1)　職業適性等の把握 …… 18

(2)　就労に必要な基礎的能力等の習得に向けた指導・支援 …… 18

(3)　矯正施設における職業訓練等の充実 …… 21

(4)　資格制限等の見直し …… 22

2 就職に向けた相談・支援等の充実 …… 22

(1)　刑務所出所者等総合的就労支援を中心とした就労支援の充実 …… 22

(2)　非行少年に対する就労支援 …… 26

3 新たな協力雇用主の開拓・確保 …… 26

(1)　企業等に対する働き掛けの強化 …… 26

(2)　各種事業者団体に対する広報・啓発 …… 28

(3)　多様な業種の協力雇用主の確保 …… 28

4 協力雇用主の活動に対する支援の充実 …… 29

(1)　協力雇用主等に対する情報提供 …… 29

(2)　協力雇用主の不安・負担の軽減 …… 29

(3)　住居を確保できない者を雇用しようとする協力雇用主に対する支援 …… 31

(4)　協力雇用主に関する情報の適切な共有 …… 31

5 犯罪をした者等を雇用する企業等の社会的評価の向上等 …… 31

(1)　国による雇用等 …… 31

(2)　協力雇用主の受注の機会の増大 …… 31

(3)　補助金の活用 …… 32

(4)　協力雇用主に対する栄典 …… 32

6 就職後の職場定着に向けたフォローアップの充実 …… 32

(1)　就労した者の離職の防止 …… 32

(2)　雇用した協力雇用主に対する継続的支援 …… 33

(3)　離職した者の再就職支援 …… 33

7 一般就労と福祉的支援の狭間にある者の就労の確保 …… 33
(1) 受刑者等の特性に応じた刑務作業等の充実 …… 33
(2) 障害者・生活困窮者等に対する就労支援の活用 …… 34
(3) ソーシャルビジネスとの連携 …… 36

Column 1 就労支援事業者機構の取組 …… 37

第2節 住居の確保等 …… 38

1 矯正施設在所中の生活環境の調整の充実 …… 38
(1) 帰住先確保に向けた迅速な調整 …… 38
(2) 受刑者等の親族等に対する支援 …… 38

2 更生保護施設等の一時的な居場所の充実 …… 39
(1) 更生保護施設における受入れ・処遇機能の充実 …… 39
(2) 更生保護施設における処遇の基準等の見直し …… 39
(3) 自立準備ホームの確保と活用 …… 39

3 地域社会における定住先の確保 …… 40
(1) 住居の確保を困難にしている要因の調査等 …… 40
(2) 住居の提供者に対する継続的支援の実施 …… 40
(3) 公営住宅への入居における特別な配慮 …… 40
(4) 賃貸住宅の供給の促進 …… 41
(5) 満期出所者に対する支援情報の提供等の充実 …… 41

Column 2 女性の更生保護施設における「生きづらさ」への支援 …… 42

第3章 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組（推進法第17条、第21条関係）

第1節 高齢者又は障害のある者等への支援等 …… 44

1 関係機関における福祉的支援の実施体制等の充実 …… 44
(1) 刑事司法関係機関におけるアセスメント機能等の強化 …… 44
(2) 高齢者又は障害のある者等である受刑者等に対する指導 …… 44
(3) 矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等の多機関連携の強化等 …… 45
(4) 更生保護施設における支援の充実 …… 45
(5) 刑事司法関係機関の職員に対する研修の実施 …… 46

2 保健医療・福祉サービスの利用に関する地方公共団体等との連携の強化 …… 46
(1) 地域福祉計画・地域医療計画における位置付け …… 46
(2) 社会福祉施設等の協力の促進 …… 48
(3) 保健医療・福祉サービスの利用に向けた手続の円滑化 …… 48

3 高齢者又は障害のある者等への効果的な入口支援の実施 …… 48
(1) 刑事司法関係機関の体制整備 …… 48
(2) 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方の検討 …… 49

Column 3 “やさしい社会”その実現に向けて　～地域生活定着支援センターの挑戦～ …… 49

第2節 薬物依存を有する者への支援等 …… 51

1 刑事司法関係機関等における効果的な指導の実施等 …… 51
(1) 再犯リスクを踏まえた効果的な指導の実施 …… 51
(2) 矯正施設・保護観察所における薬物指導等体制の整備 …… 55
(3) 更生保護施設による薬物依存回復処遇の充実 …… 55
(4) 薬物事犯者の再犯防止対策の在り方の検討 …… 56

2 治療・支援等を提供する保健・医療機関等の充実 …… 56
(1) 薬物依存症治療の専門医療機関の拡大 …… 56
(2) 薬物依存症に関する相談支援窓口の充実 …… 57
(3) 自助グループを含めた民間団体の活動の促進 …… 57
(4) 薬物依存症者の親族等の知識等の向上 …… 57
(5) 薬物依存症対策関係機関の連携強化 …… 57
(6) 薬物依存症治療の充実に資する診療報酬の検討 …… 59

3 薬物依存症の治療・支援等ができる人材の育成 …… 60
(1) 薬物依存症に関する知見を有する医療関係者の育成 …… 60
(2) 薬物依存症に関する知見を有する福祉専門職の育成 …… 60
(3) 薬物依存症に関する知見を有する心理専門職の育成 …… 60
(4) 薬物依存症に関する知見を有する支援者の育成 …… 60

Column 4 地域連携の中でのダルクと回復 …… 61

第4章 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組（推進法第11条、第13条関係）

第1節 学校等と連携した修学支援の実施等 …… 64

1 児童生徒の非行の未然防止等 …… 64
(1) 学校における適切な指導等の実施 …… 64
(2) 地域における非行の未然防止等のための支援 …… 66
(3) 警察における非行少年に対する支援 …… 69

2 非行等による学校教育の中断の防止等 …… 70
(1) 学校等と保護観察所が連携した支援等 …… 70
(2) 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実 …… 70
(3) 矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の指導体制の充実 …… 71

3 学校や地域社会において再び学ぶための支援 …… 71
(1) 矯正施設からの進学・復学の支援 …… 71
(2) 高等学校中退者等に対する地域社会における支援 …… 72

Column 5 少年院における修学支援　～認定NPO法人育て上げネットの取組～ …… 73

第5章 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組（推進法第11条、第13条、第21条関係）

第1節 特性に応じた効果的な指導の実施等 …… 76

1 適切なアセスメントの実施 …… 76
(1) 刑事司法関係機関におけるアセスメント機能の強化 …… 76
(2) 関係機関等が保有する処遇に資する情報の適切な活用 …… 79

2 性犯罪者・性非行少年に対する指導等 …… 80
(1) 性犯罪者等に対する専門的処遇 …… 80
(2) 子供を対象とする暴力的性犯罪をした者の再犯防止 …… 82

3 ストーカー加害者に対する指導等 …… 82
(1) 被害者への接触防止のための措置 …… 82
(2) ストーカー加害者に対するカウンセリング等 …… 82
(3) ストーカー加害者に対する指導等に係る調査研究 …… 83

4 暴力団関係者等再犯リスクが高い者に対する指導等 …… 83
(1) 暴力団からの離脱に向けた指導等 …… 83
(2) 暴力団員の社会復帰対策の推進 …… 85

5 少年・若年者に対する可塑性に着目した指導等 …… 85
(1) 刑事司法関係機関における指導体制の充実 …… 85
(2) 関係機関と連携したきめ細かな支援等 …… 85
(3) 少年鑑別所における観護処遇の充実 …… 86
(4) 非行少年に対する社会奉仕体験活動等への参加の促進 …… 86
(5) 保護者との関係を踏まえた指導等の充実 …… 87
(6) 非行少年を含む犯罪者に対する処遇を充実させるための刑事法の整備等 …… 88

Column 6 少年院出院からのセカンドチャンス …… 88

6 女性の抱える問題に応じた指導等 …… 89

7 発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する指導等 …… 90

8 その他の効果的な指導等の実施に向けた取組の充実 …… 91
(1) 各種指導プログラムの充実 …… 91
(2) 社会貢献活動等の充実 …… 96
(3) 関係機関や地域の社会資源の一層の活用 …… 97

9 犯罪被害者等の視点を取り入れた指導等 …… 97

10 再犯の実態把握や指導等の効果検証及び効果的な処遇の在り方等に関する調査研究 …… 99

Column 7 女子受刑者特有の問題の解決に取り組む地域の専門家の力 …… 100

第6章 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組（推進法第5条、第22条、第23条、第24条関係）

第1節 民間協力者の活動の促進等 …… 102

1 民間ボランティアの確保 …… 102
(1) 民間ボランティアの活動に関する広報の充実 …… 102
(2) 更生保護ボランティアの活動を体験する機会の提供 …… 102
(3) 保護司候補者検討協議会の効果的な実施等 …… 102

2 民間ボランティアの活動に対する支援の充実 …… 103
(1) 少年警察ボランティア等の活動に対する支援の充実 …… 103
(2) 更生保護ボランティアの活動に対する支援の充実 …… 103
(3) 更生保護サポートセンターの設置の推進 …… 104

3 更生保護施設による再犯防止活動の促進等 …… 104
(1) 更生保護施設の地域拠点機能の強化 …… 104
(2) 更生保護事業の在り方の見直し …… 105

4 民間の団体等の創意と工夫による再犯防止活動の促進 …… 105
(1) 再犯防止活動への民間資金の活用の検討 …… 105
(2) 社会的成果（インパクト）評価に関する調査研究 …… 105

5 民間協力者との連携の強化 …… 105
(1) 適切な役割分担による効果的な連携体制の構築 …… 105
(2) 犯罪をした者等に関する情報提供 …… 106
(3) 犯罪をした者等の支援に関する知見等の提供・共有 …… 106

Column 8 再犯防止を支える民間協力者の方々 …… 108

第2節 広報・啓発活動の推進等 …… 113

1 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進 …… 113
(1) 啓発事業等の実施 …… 113
(2) 法教育の充実 …… 114

2 民間協力者に対する表彰 …… 116

Column 9 笑いの力で再犯防止 …… 116

第7章 地方公共団体との連携強化等のための取組（推進法第5条、第8条、第24条関係）

第1節 地方公共団体との連携強化等 …… 120

1 地方公共団体による再犯の防止等の推進に向けた取組の支援 …… 120
(1) 再犯防止担当部署の明確化 …… 120
(2) 地域社会における再犯の防止等に関する実態把握のための支援 …… 120
(3) 地域のネットワークにおける取組の支援 …… 121
(4) 資金調達手段の検討の促進 …… 121

2 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 …… 121

3 地方公共団体との連携の強化 …… 121

(1) 犯罪をした者等の支援等に必要な情報の提供 …… 121
(2) 犯罪をした者等の支援に関する知見等の提供・共有 …… 121
(3) 国・地方協働による施策の推進 …… 122
(4) 国の施策に対する理解・協力の促進 …… 122

Column 10 美祢社会復帰促進センターにおける再犯防止・地方創生連携協力事業 …… 123

第8章 関係機関の人的・物的体制の整備等のための取組（推進法第18条、第19条関係）

第1節 関係機関の人的・物的体制の整備等 …… 126

1 関係機関における人的体制の整備 …… 126

2 関係機関の職員等に対する研修の充実等 …… 126

3 矯正施設の環境整備 …… 126

第9章 再犯の防止等に関する施策の指標

第1節 再犯の防止等に関する施策の成果指標 …… 128

1 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率 …… 128

2 新受刑者中の再入者数及び再入者率 …… 129

3 出所受刑者の２年以内再入者数及び２年以内再入率 …… 129

4 主な罪名（覚せい剤取締法違反、性犯罪（強制性交等・強姦・強制わいせつ）、傷害・暴行、窃盗）・特性（高齢（65歳以上）、女性、少年）別２年以内再入率 …… 131

第2節 再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標 …… 132

1 就労・住居の確保等関係 …… 132
(1) 刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者のうち、就職した者の数及びその割合 …… 132
(2) 協力雇用主数、実際に雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数 …… 132
(3) 保護観察終了時に無職である者の数及びその割合 …… 132
(4) 刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合 …… 133
(5) 更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数 …… 133

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等関係 …… 133
(1) 特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数 …… 133
(2) 薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数及びその割合 …… 133

3 学校等と連携した修学支援の実施等関係 …… 134
(1) 少年院において修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者のうち、出院時又は保護観察中に復学・進学決定した者の数及び復学・進学決定率 …… 134

(2)　上記により復学・進学決定した者のうち、保護観察期間中に高等学校等を卒業した者又は保護観察終了時に高等学校等に在学している者の数及びその割合 …… 134
(3)　矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の受験者数、合格者数及び合格率 …… 134

4 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等関係 …… 135
(1)　保護司数及び保護司充足率 …… 135
(2)　“社会を明るくする運動”行事参加人数 …… 135

5 地方公共団体との連携強化等関係 …… 135
(1)　地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体の数及びその割合 …… 135

特　集　就労支援

1 犯罪をした者等の就労に関する現状 …… 138
2 矯正施設における取組 …… 139
3 社会内における取組 …… 141
4 読者の皆様へ～御協力のお願い～ …… 146

再犯防止等施策に関する基礎資料

1 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号） …… 150
2 再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定） …… 154
3 再犯防止推進計画等検討会関係資料 …… 182
(1)　再犯防止推進計画等検討会設置要綱（平成29年２月２日法務大臣決定） …… 182
(2)　再犯防止推進計画等検討会構成員 …… 183
4 再犯防止等施策関係予算（平成29年度、平成30年度） …… 184
5 政府・地方公共団体の再犯防止等施策担当窓口一覧 …… 191
6 再犯防止に向けた総合対策（平成24年７月20日犯罪対策閣僚会議決定） …… 193
7 宣言：犯罪に戻らない・戻さない（平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定） …… 204
8 薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策（平成28年７月12日犯罪対策閣僚会議決定） …… 210
9 成人による刑事事件の流れ …… 214
10 非行少年に関する手続の流れ …… 216

本白書は、関係府省庁において、主に平成30年７月までに講じた再犯防止等施策について記述している。

第1章

我が国における再犯防止対策

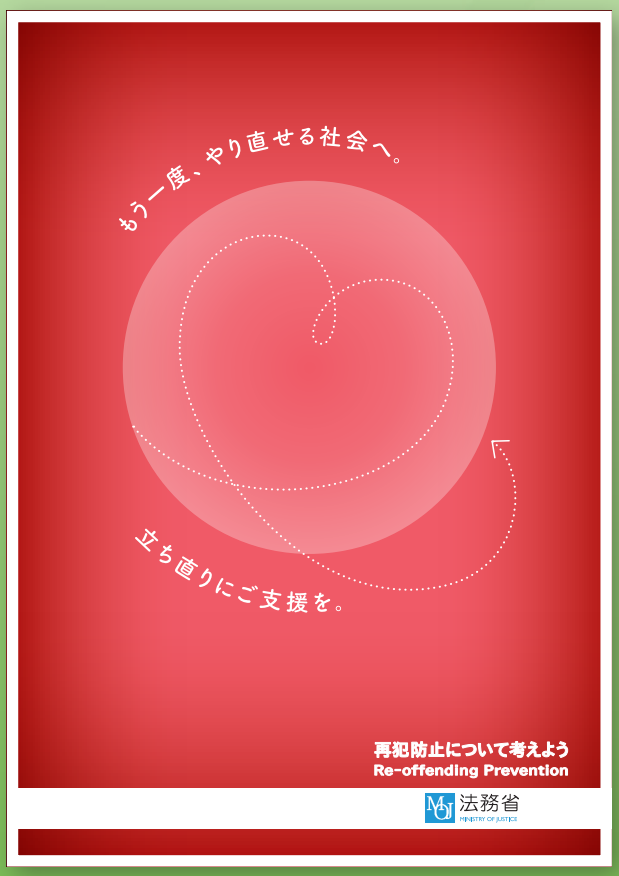

広報用リーフレット

第1章　我が国における再犯防止対策

第1節　政府の再犯防止対策

我が国の刑法犯の認知件数は、戦後長い間年間140万件前後で推移していたが、1996年（平成8年）以降増加の一途をたどり、2002年（平成14年）には約285万件と7年連続で戦後最多を記録することとなった。この状況を受けて、政府は、国民の安全・安心な暮らしを守るべく、2003年（平成15年）から犯罪対策閣僚会議を開催することとした。犯罪対策閣僚会議は、「世界一安全な国、日本」の復活を目指し、有効適切な対策を総合的かつ積極的に推進することを目的とするものであり、全閣僚を構成員として内閣総理大臣が主宰する会議である。

犯罪対策閣僚会議において、政府は、2003年12月、「犯罪の生じにくい社会環境の整備」を含む治安回復のための3つの視点と、「社会全体で取り組む少年犯罪の抑止」、「治安回復のための基盤整備」等の犯罪情勢に即した5つの重点課題を掲げた「犯罪に強い社会の実現のための行動計画－「世界一安全な国、日本」の復活を目指して－」（資1-1参照）を策定した。それ以降、政府は、警察官等治安の維持に当たる公務員を大幅に増員し、地域における防犯ボランティア団体に対する支援を充実するなどして、国民と一体となって身近な犯罪の抑止に取り組んだ。

資1-1　「犯罪に強い社会の実現のための行動計画－「世界一安全な国、日本」の復活を目指して－」概要

犯罪に強い社会の実現のための行動計画
～「世界一安全な国、日本」の復活を目指して～

治安回復のための3つの視点

①国民が自らの安全を確保するための活動の支援
②犯罪の生じにくい社会環境の整備
③水際対策を始めとした各種犯罪対策

計画の年限・目標・推進方策

・今後5年間を目途に、国民の治安に対する不安感を解消し、犯罪の増勢に歯止めをかけ、治安の危機的状況を脱する。
・国民、事業者、地方自治体等の協力を得つつ着実に施策を推進
・必要に応じて計画や施策を検証・見直し

犯罪情勢に即した5つの重点課題

①　平穏な暮らしを脅かす身近な犯罪の抑止

1　地域連帯の再生と安全で安心なまちづくりの実現
2　犯罪防止に有効な製品、制度等の普及促進
3　犯罪被害者の保護
（具体的施策）
・　空き交番の解消（勤務員の増員、交番の配置見直し、交番相談員の活用）
・　自主防犯活動に取り組む地域住民、ボランティア団体の支援
・　犯罪の発生しにくい道路、公園、駐車場等の整備・管理

②　社会全体で取り組む少年犯罪の抑止

1　少年犯罪への厳正・的確な対応
2　少年の非行防止につながる健やかな育成への取組
3　少年を非行から守るための関係機関の連携強化
（具体的施策）
・　少年法制とその運用上の問題点に関する検討
・　非行防止教室等の教育・啓発による少年の規範意識の向上
・　学校、児童相談所、警察、ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ等の連携によるｻﾎﾟｰﾄﾁｰﾑの普及促進

③　国境を越える脅威への対応

1　水際における監視、取締りの推進
2　不法入国・不法滞在対策等の推進
3　来日外国人犯罪捜査の強化
4　外国関係機関との連携強化
（具体的施策）
・　国際海空港における連携体制の確立、盗難自動車等の不正輸出の防止
・　査証・在留資格審査の厳格化
・　留・就学生等の受入れに関する諸対策の推進、日系外国人の就労・就学支援
・　中国関係機関との連携の強化

④　組織犯罪等からの経済、社会の防護

1　組織犯罪対策、暴力団対策の推進
2　薬物乱用、銃器犯罪のない社会の実現
3　組織的に敢行される各種事犯の対策の推進
4　サイバー犯罪対策の推進
（具体的施策）
・　組織犯罪に対する有効な捜査手法等の活用・検討
・　薬物密輸の水際での阻止、薬物密売組織の壊滅
・　ヤミ金融事犯の撲滅に向けた対策、模倣品・海賊版対策の推進
・　国際組織犯罪防止条約・サイバー犯罪条約の早期締結及び関連法の整備

⑤治安回復のための基盤整備

（具体的施策）
・　地方警察官、検察官、税関職員、海上保安官等、麻薬取締官の増員
・　刑務所等矯正施設、留置施設の過剰収容の解消
・　出入国管理に係る体制・施設・装備等の充実強化
・　先進的な捜査技術の確立、犯罪の発生原因の総合的分析の推進

出典：首相官邸ウェブサイトから引用。

こうした取組の成果もあって、2007年（平成19年）には刑法犯の認知件数が10年ぶりに200万件を下回り、少年犯罪への対応をより厳正・的確に行うことで少年犯罪も2003年の約14万４千件から2007年には10万３千件まで減少するなど、治安の改善がみられた。

しかし、その一方で、2004年（平成16年）から2005年（平成17年）にかけて刑務所出所者等による重大再犯事件が立て続けに発生したほか、刑法犯により検挙された再犯者が2006年（平成18年）に14万9,164人と最多となった。また、法務総合研究所が1948年（昭和23年）から2006年までの間に裁判が確定した犯歴100万人を調査した結果、人数においては全犯罪者の３割である再犯者が、件数においては全犯罪の６割を実行している状況となっていることも明らかとなった。

2008年（平成20年）、政府は、一度犯罪をした者による犯罪をどのように防止するかが、犯罪対策上避けては通れない重要課題であるとの認識のもと、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008－「世界一安全な国、日本」の復活を目指して－」を策定し、国民、事業者、地方公共団体の協力を得つつ「犯罪者を生まない社会の構築」等の犯罪情勢に即した７つの重点課題に取り組むこととした。具体的には、刑務所出所者等の再犯防止対策として、安定的な収入を確保できない者等に対して就労を促進することや、高齢や障害等により自立が困難な刑務所出所者等が出所後直ちに福祉サービスを受けられるよう支援体制を整備することなどを積極的に行った。

こうした取組を進める中で、再犯防止対策として、特に、社会生活上困難な事情を抱える刑務所出所者等の帰住先や就労先を確保することや、薬物依存、高齢、障害等といった特定の問題を克服するための支援をすることが急務であると認識されるようになった。そこで、政府は、2010年（平成22年）12月、関係省庁が緊密に連携し、刑務所出所者等の社会復帰支援を始めとした総合的な再犯防止対策を検討、推進するため、犯罪対策閣僚会議の下に内閣官房副長官を議長とする「再犯防止対策ワーキングチーム」を設置し、政府全体で再犯防止対策に取り組む体制を構築した。そして、2011年（平成23年）７月、短期間に集中的に取り組むべき施策として「刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組」を策定し、関係省庁が連携して喫緊の課題に取り組んだ。

さらに、刑務所出所者等の再犯を効果的に防止するためには、長期にわたり広範な取組を社会全体の理解の下で継続することが必要であることから、2012年（平成24年）７月、政府は、より総合的かつ体系的な再犯防止対策として、「再犯防止に向けた総合対策」（以下「総合対策」という。**資1-2**参照）を犯罪対策閣僚会議において決定した。総合対策においては、政府全体として取り組むべき４つの重点施策として、「対象者の特性に応じた指導及び支援を強化する」、「社会における「居場所」と「出番」を作る」、「再犯の実態や対策の効果等を調査・分析し、更に効果的な対策を検討・実施する」及び「広く国民に理解され、支えられた社会復帰を実現する」を掲げるとともに、我が国の刑事政策で初めて再犯防止対策の具体的な数値目標を設定することとした。その数値目標とは、刑務所出所者等の再犯防止における対策の効果をできる限り的確に捉えるため、「出所等した年を含む２年間における刑務所等に再入所する者の割合（以下「２年以内再入率」という。）を2021年（平成33年）までに20パーセント以上減少させる」というものである。

資1-2　「再犯防止に向けた総合対策」概要

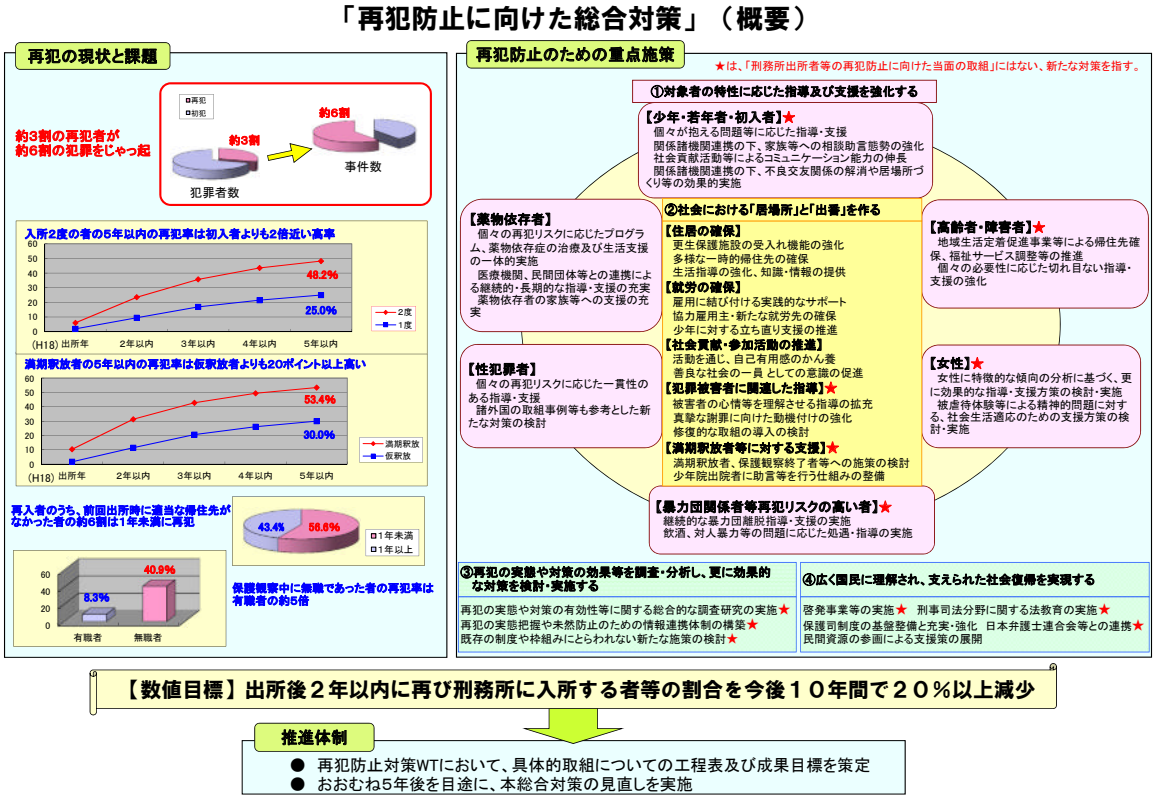

出典：法務省資料による。

2013年（平成25年）12月、政府は、2020年（平成32年）のオリンピック・パラリンピック東京大会の開催を視野に犯罪対策閣僚会議において策定された「「世界一安全な日本」創造戦略」（資1-3参照）を閣議決定した。その柱の一つとして「犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進」を位置付け、対象者の特性に応じた指導及び支援の強化、住居と就労の確保による社会復帰支援の充実及び保護司に対する支援の充実等に取り組むこととした。

資1-3　「「世界一安全な日本」創造戦略」概要

「世界一安全な日本」創造戦略①～背景～

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会と治安

我が国の良好な治安は、2020年オリンピック・パラリンピック開催国の決定においても大きな強み

オリンピック開催は、
- ○ 震災からの復興
- ○ 「強い日本」としての自信を取り戻す

のための重要な契機

「世界一安全な国、日本」の創造

- ○ 国民が安心して暮らせる国であることを実感
- ○ オリンピック開催時には、世界各国の訪問者も共に安心してその感動を共有

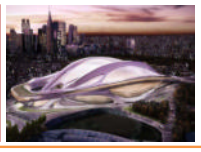

良好な治安は国民生活の安全と社会・経済の発展に寄与

我が国のサイバーセキュリティ能力を高めることにより、「世界最高水準のIT社会」を実現

スーパーコンピューター「京」

ブロードバンドサービス契約者の総ダウンロードトラフィック（推定、各年5月中）

海外における企業活動を含めた様々な社会・経済活動の安全の確保

若者・女性はじめ国民一人一人が積極的に活躍する前提としての安全な環境の確保

良好な治安の確保は、都市競争力の向上や産業立地競争力の向上に寄与

治安の現状

重大な脅威が出現

サイバー犯罪・サイバー攻撃

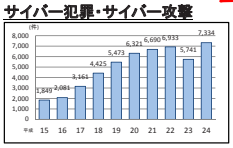

サイバー犯罪の検挙件数の推移

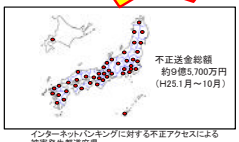

インターネットバンキングに対する不正アクセスによる被害発生都道府県

国際テロ

平成25年中（H25年末時点）の主なテロ事件

暴力団情勢

- ○ 東日本大震災に係る復旧・復興事業への暴力団の介入
- ○ 九州北部における事業者襲撃事件の発生

北九州市内で押収されたロケットランチャー

女性に対する暴力事案

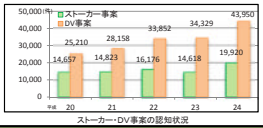

ストーカー・DV事案の認知状況

刑法犯認知件数の推移

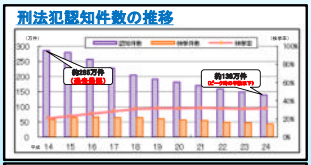

社会意識に関する世論調査（25年1月内閣府調査）
- 約5割が「日本の誇り」として「治安の良さ」を回答（第1位）

治安に関する特別世論調査（24年7月内閣府調査）
- 約4割が日本は「安全・安心な国」ではないと認識
- 約8割が最近の治安は悪くなったと認識

「世界一安全な日本」創造戦略②～施策～

目　標

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を控えた今後7年間を視野に、犯罪を更に減少させ、国民の治安に対する信頼感を醸成

「世界一安全な国、日本」の実現

第1　世界最高水準の安全なサイバー空間の構築

- ➢ 日本版NCFTAの創設による産学官連携
- ➢ 民間事業者の知見の活用や外国捜査機関等との連携によるサイバー犯罪等への対処能力の向上
- ➢ 通信履歴（ログ）の保存の在り方及び新たな捜査手法についての検討
- ➢ ネットバンキング等に対する不正アクセス対策の推進

電磁的記録解析の様子

第2　G8サミット、オリンピック等を見据えたテロ対策・カウンターインテリジェンス等

- ➢ 原子力発電所等に対するテロ対策の強化
- ➢ 在外邦人保護対策の強化
- ➢ 日米間等の関係国間の情報交換による連携の強化

原発警備の様子

第3　犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進

- ➢ 対象者の特性に応じた指導及び支援の強化
- ➢ 刑務所出所者等の住居の確保の推進
- ➢ 協力雇用主等に対する支援の推進
- ➢ 保護司制度の基盤強化

刑務所における改善指導

第4　社会を脅かす組織犯罪への対処

- ➢ 東日本大震災からの復旧・復興事業等からの暴力団排除の徹底
- ➢ 合法ハーブ等と称して販売される薬物等新たな乱用薬物への対応、薬物密輸の水際阻止の強化
- ➢ FATF勧告等を踏まえたマネー・ローンダリング等対策の強化

暴力団事務所への家宅捜索の状況

合法ハーブ等と称して販売される薬物

第5　活力ある社会を支える安全・安心の確保

- ➢ ストーカー・配偶者からの暴力事案対策、特殊詐欺被害防止対策等の推進
- ➢ いじめ問題・児童虐待への対応の強化
- ➢ 防犯ボランティア活動に対する支援等の充実
- ➢ 防犯カメラ、CP部品等の普及促進等の推進
- ➢ 犯罪被害者等に対する各種支援の一層の推進

ストーカーによる連続メール（イメージ）
（改正ストーカー規制法により、連続して電子メールを送信する行為を規制）

第6　安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策

- ➢ インテリジェンス機能の強化等による厳格な出入国管理
- ➢ 不法滞在対策、偽装滞在対策等の推進

個人識別情報を活用した入国審査

第7　「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化

- ➢ 治安関係機関の増員等の人的基盤の強化
- ➢ 女性の視点を一層反映した組織運営
- ➢ 時代に即した新たな捜査手法の導入

DNA型鑑定の様子

出典：首相官邸ウェブサイトから引用。

また、2014年（平成26年）12月には、「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」（以下「宣言」という。資1-4参照）を犯罪対策閣僚会議において決定した。宣言においては、犯罪や非行をした者を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることを自然にできる社会にすることを目指し、刑務所出所者等の「仕事」と「居場所」の確保に向けた具体策を示すとともに、2020年までに「犯罪や非行をした者の事情を理解した上で雇用している企業の数を３倍にする」、「帰るべき場所がないまま刑務所から社会に戻る者の数を３割以上減少させる」という数値目標を設定した。

資1-4　「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」概要

出典：法務省資料による。

宣言決定後、犯罪や非行をした者を実際に雇用する企業の数が増加するなど、犯罪や非行からの立ち直りを支える民間の支援の輪は着実に広がった。しかし、その一方で、立ち直りに様々な課題を抱える薬物依存者や犯罪をした高齢者・障害者等の多くは、刑事司法と地域社会の狭間に陥り、必要な支援を受けられないまま再犯に及んでいる現状があった。そこで、2016年（平成28年）７月、政府は、「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策～立ち直りに向けた“息の長い”支援につながるネットワーク構築～」（資1-5参照）を犯罪対策閣僚会議において決定し、こうした者の立ち直りに向けた“息の長い”支援に関する施策に取り組むこととした。

資1-5　「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策～立ち直りに向けた“息の長い”支援につながるネットワーク構築～」概要

薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策

～立ち直りに向けた“息の長い”支援につなげるネットワーク構築～

安全・安心な暮らしを脅かす薬物犯罪の増加、高齢者犯罪の増加と受刑者の高齢化。
刑事司法と地域社会の狭間で、必要な支援を受けられないまま再犯に及ぶ者の存在。

2020年を目途に、全国各地に薬物依存者や高齢犯罪者等の立ち直りを支えるネットワークを構築

薬物依存者

薬物依存からの回復に向けた矯正施設・保護観察所による指導と医療機関による治療等を一貫して実施

矯正施設・保護観察所による一貫性のあるプログラムの実施

認知行動療法に基づく薬物依存からの回復に向けたプログラムの実施、処遇情報の共有等による指導の充実、指導者の育成・確保を推進。
保護観察所の指導体制の整備を推進。

薬物依存症の治療拠点となる医療機関の全国的な整備

依存症治療拠点機関等におけるモデル事業の成果をもとに、薬物依存症の治療拠点となる医療機関の全国的な整備を推進。

▶ 薬物依存の問題を抱える全ての保護観察対象者等が、薬物依存からの回復に必要な専門的な指導や医療機関による治療等を受けられるようにする。

高齢犯罪者等

地域社会とつながった指導・支援を刑事司法の各段階において実施

刑事司法関係機関における福祉・医療機関等との調整機能の充実

犯罪をした高齢者・障害のある者等を、適切な時期に福祉サービス等につなげられるよう、警察、検察庁、矯正施設、保護観察所等の刑事司法機関と福祉関係者の連携を強化。

高齢化等の環境変化に対応した刑務所等の処遇の展開

高齢化等に対応した刑事司法関係施設の環境整備を推進。
矯正施設と地域の企業・関係団体とが連携した指導・支援等を行う地域支援ネットワークを構築。
刑務所等収容段階から地域社会での作業等に従事させ、社会適応に必要な技能等を修得させる場の創設を推進。

▶ 立ち直りに福祉サービスや医療等の支援を必要とする高齢者・障害者等が、刑事司法のあらゆる段階を通じ、適切な時期に支援を受けられるようにする。

民間活動

立ち直りに向けた“息の長い”支援に取り組む民間活動の推進

更生保護施設の人的体制の強化と通所による“息の長い”処遇の実施

更生保護施設の人的体制の強化による受入れや処遇機能の強化
施設退所後も、通所により必要な指導・支援を受けられる“息の長い”処遇の全国展開

再犯防止や立ち直り支援の活動に取り組む民間協力者への支援の強化

更生保護施設を視察し、入所者に声を掛けられる安倍総理大臣（H27.12）

▶ 刑事司法手続終了後を含めた“息の長い”支援を実現する。

出典：法務省資料による。

第2節　再犯防止推進法の制定

1 制定の経緯

再犯防止のためには、犯罪や非行を未然に防止する取組を着実に実施することや、捜査・公判を適切に運用することで適正な科刑を実現することはもとより、犯罪や非行をした者が犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解するとともに、自ら社会復帰のために努力することが重要である。しかし、犯罪や非行をした者の中には、貧困や疾病、し癖、障害、厳しい生育環境、不十分な学歴など様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える者がおり、こうした多岐にわたる課題に対応するためには、刑事司法関係機関による取組のみではその内容や範囲に限界が生じていた。こうしたことから、生きづらさを抱える犯罪をした者等を地域社会で孤立させないための「息の長い」支援等を行うためには、これまでの刑事司法関係機関による取組を真摯に見直し、国、地方公共団体、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が緊密に連携協力して総合的に施策を講じることが課題となっていた。

そのような中、2014年（平成26年）、2020年（平成32年）のオリンピック・パラリンピック東京大会を見据え、国を挙げて再犯防止のための施策に取り組むために、党派を超えた国会議員らによる再犯防止を推進する基本法の制定に向けた検討が開始された。再犯防止に関する様々な課題の検討に当たっては、法務省のみならず、警察庁、厚生労働省、文部科学省、国土交通省等多くの関係省庁が議論に加わり、2016年（平成28年）12月、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下「推進法」という。）が制定され、同月施行された。

なお、再犯の防止等に関する取組は、2015年（平成27年）に国連総会で採択された「持続可能な開発目標」(SDGs）にうたわれている「誰一人取り残さない」社会の理念に合致する国際社会が目指す方向に沿った取組でもある。また、2020年に我が国において開催される、犯罪防止・刑事司法分野における国連最大規模の会議である第14回国際連合犯罪防止刑事司法会議（コングレス）においても、再犯防止が重要論点の一つとされている。

2 推進法の概要

推進法（**資1-6**（P11）参照）は、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的としている（推進法第１条)。

推進法が定める基本理念は次のとおりである（推進法第３条)。

1　犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保することができない等のため、円滑な社会復帰が困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構築する一員となることを支援すること。

2　犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにすること。

3　犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であること。

4　犯罪や非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずること。

また、推進法は、国が再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務を負うことを明ら

かにするとともに、これまで国、特に刑事司法関係機関が主に担っていた再犯防止対策の実施について、国だけでなく地方公共団体も負うことを明確化している（推進法第４条）。さらに、国及び地方公共団体と民間協力者との連携を一層促進することも規定している（推進法第５条）。そして、国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、７月を再犯防止啓発月間として定めている（推進法第６条）。

政府は、推進法に基づき、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、再犯防止推進計画を定めなければならず、再犯防止推進計画では、次の事項を定めなければならないとされている（推進法第７条）。

1　再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
2　再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
3　犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
4　矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制その他の関係機関の体制の整備に関する事項
5　その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

加えて、都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案し、地方再犯防止推進計画を定めるよう努めなければならないとされている（推進法第８条）。

推進法は、基本的施策として国の施策についても規定している。

まず、再犯防止に向けた教育及び職業訓練の充実について、次のとおり規定している。

①　犯罪をした者等に対する指導及び支援は、矯正施設内及び社会内を通じ、犯罪をした者等の特性を踏まえて行い、指導に当たっては、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促し、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意すること（推進法第11条）。

②　犯罪をした者等の就労を支援するため、矯正施設においては、勤労意欲を高め、職業上有用な知識や技能を習得させる作業を実施し、矯正施設内及び社会内を通じた効果的な職業訓練や就職のあっせん、就労及びその継続に関する相談・助言等を行うこと（推進法第12条）。

③　非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院等の関係機関と学校、家庭、地域社会、民間の団体等が連携した指導及び支援、教育上必要な支援を実施すること（推進法第13条）。

また、職業・住居の確保及び保健医療・福祉サービスの利用に係る支援について、次のとおり規定している。

①　就業の機会の確保として、協力雇用主※1について、予算の適正な使用に留意しつつ、国との契約に当たっての受注機会の増大を図るよう配慮すること。また、国が犯罪をした者等を雇用することを推進するなどして犯罪をした者等の就業の機会の確保や就業の継続を図ること（推進法第14条）。

②　犯罪をした者等のうち、住居や食事など健全な社会生活を営むために必要な手段を確保できないために改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、宿泊場所や食事を提供するとともに、犯罪をした者等の住居の確保を支援するため、公営住宅への入居において配慮すること（推進法第15条）。

③　更生保護施設に対しては、その整備及び運営に関し、財政上の措置や情報の提供などを行うこと（推進法第16条）。

④　犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等に対しては、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービ

※1　協力雇用主
犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。

ス及び福祉サービスが提供されるようにすること（推進法第17条）。

さらに、再犯防止推進の人的・物的基盤の整備について、次のとおり規定している。

① 犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、人材の確保、養成及び資質の向上を図ること（推進法第18条）。

② 矯正施設等の再犯防止関係施設の整備を推進すること（推進法第19条）。

以上のほか、国の施策について、次のとおり規定している。

① 再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関の情報共有や施策の実施状況及び効果の検証、効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進すること（推進法第20条）。

② 犯罪をした者等のうち社会内での指導及び支援が再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるようにすること（推進法第21条）。

③ 再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、協力を得られるよう必要な施策を講ずるとともに、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めること（推進法第22条）。

④ 保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等を講ずること（推進法第23条）。

また、地方公共団体の施策については、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずるよう努めなければならないと規定している（推進法第24条）。

資1-6　「再犯の防止等の推進に関する法律」概要

再犯の防止等の推進に関する法律　概要

1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2. 定義（第2条）

1　犯罪をした者等　犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者

2　再犯の防止等　犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3. 基本理念（第3条）

1　犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する

2　犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする

3　犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である

4　調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国等の責務（第4条）

1　国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務

2　地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 連携、情報の提供等（第5条）

1　国及び地方公共団体の相互の連携

2　国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保

3　国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供

4　民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱う義務

6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（７月）を設ける

7. 再犯防止推進計画（第7条）

1　政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
2　再犯防止推進計画において定める事項
　(1)　再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
　(2)　再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
　(3)　犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
　(4)　矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
　(5)　その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
3　法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
4　少なくとも５年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告（第 10 条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11. 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等
1　特性に応じた指導及び支援等（第 11 条）
2　就労の支援　（第 12 条）
3　非行少年等に対する支援　（第 13 条）

社会における職業・住居の確保等
4　就業の機会の確保等　（第 14 条）
5　住居の確保等　（第 15 条）
6　更生保護施設に対する援助（第 16 条）
7　保健医療サービス及び福祉サービスの提供　（第 17 条）

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備
8　関係機関における体制の整備等　（第 18 条）
9　再犯防止関係施設の整備　（第 19 条）

再犯防止施策推進に関する重要事項
10　情報の共有、検証、調査研究の推進等　（第 20 条）
11　社会内における適切な指導及び支援　（第 21 条）
12　国民の理解の増進及び表彰（第 22 条）
13　民間の団体等に対する援助（第 23 条）

【地方公共団体の施策】（第 24 条）
国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

12. 施行期日等（附則）

1　公布の日から施行
2　国は、この法律の施行後５年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

出典：法務省資料による。

第３節　再犯防止推進計画の策定

① 策定の経緯

政府は、推進法の施行を受け、2016年（平成28年）12月、犯罪対策閣僚会議の下に、法務大臣が議長を務め、関係府省庁の局長等を構成員とする「再犯防止対策推進会議」を新たに開催した。そして、2017年（平成29年）２月から、再犯防止推進計画の案の具体的内容を検討する場として、法務副大臣を議長とし、関係省庁の課長等や外部有識者を構成員とする「再犯防止推進計画等検討会」（以下「検討会」という。）を開催した。

検討会では、就労・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用の促進、修学支援及び効果的な指導の実施、民間協力者の活動及び広報啓発の推進、地方公共団体及び関係機関の体制整備等の検討テーマを毎回設定し、計９回にわたる議論を行い、パブリックコメントを実施し、再犯防止推進計画の案を取りまとめた。そして、2017年12月15日、政府として初めて再犯防止推進計画（以下「推進計画」という。）を閣議決定した（資1-7参照）。

資1-7　「再犯防止推進計画」策定の経緯

平成２８年１２月　「再犯の防止等の推進に関する法律」の公布・施行

平成２９年　２月　「再犯防止推進計画等検討会」の設置

⇒法務副大臣を議長，法務省大臣官房審議官（総括担当）を副議長とし，関係省庁の課長等及び有識者で構成

平成２９年２月（第１回）
- ①再犯防止施策の現状について
- ②再犯防止推進計画の案の検討の進め方について

平成２９年３月（第２回）
- 犯罪をした者等の就労・住居の確保等について

平成２９年４月（第３回）
- 犯罪をした者等の保健医療・福祉サービスの利用の促進等について

平成２９年５月（第４回）
- ①犯罪をした者等に対する学校等と連携した修学支援の実施等について
- ②犯罪をした者等に対する効果的な指導の実施等について

平成２９年６月（第５回）
- ①民間ボランティアの活動の促進等について
- ②広報・啓発活動の推進等について

平成２９年７月（第６回）
- ①地方公共団体における推進体制の整備等について
- ②関係機関の人的・物的体制の整備等について

平成２９年８月（第７回）
- 「再犯防止推進計画の案」について①

平成２９年９月（第８回）
- 「再犯防止推進計画の案」について②

⇒検討会としての「再犯防止推進計画の案」を中間取りまとめ

平成２９年１０月～１１月　パブリックコメント実施
提出された御意見・御要望を踏まえ，「再犯防止推進計画の案」を修正

平成２９年１１月（第９回）
- 「再犯防止推進計画の案」について③

⇒検討会としての「再犯防止推進計画の案」を取りまとめ（１１５施策）

平成２９年１２月１５日　「再犯防止推進計画」が閣議決定

出典：法務省資料による。

② 推進計画の概要

推進計画（資1-8参照）では、推進法に掲げられた基本理念を基に５つの基本方針を設定している。基本方針は、犯罪をした者等が、円滑に社会の一員として復帰することができるようにすることで、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するために、個々の施策の策定・実施や連携に際し、実施者が目指すべき方向・視点を示すものである。

５つの基本方針は次のとおりである。

1　犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。

2　犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。

3　再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。

4　再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとすること。

5　国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

その上で、推進計画では、合計115に及ぶ再犯防止施策を、推進法第２章が規定する基本的施策に基づき、７つの重点課題に整理して掲げている。

７つの重点課題は次のとおりである。

1　就労・住居の確保等
2　保健医療・福祉サービスの利用の促進等
3　学校等と連携した修学支援の実施等
4　犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
5　民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
6　地方公共団体との連携強化等
7　関係機関の人的・物的体制の整備等

推進計画では、盛り込まれた施策のうち、実施可能なものは速やかに実施し、実施のために検討を要するものについては、単独の府省庁で行うものは原則として１年以内に、複数の府省庁にまたがるものや大きな制度改正を必要とするものは原則として２年以内に結論を出し、それぞれ、その結論に基づき施策を実施することとしている。そして、各施策の速やかな実施により、「総合対策」及び「宣言」において設定された数値目標の確実な達成を図ることとしており、推進計画では、施策の成果指標として、

・刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率
・新受刑者中の再入者数及び再入者率

・出所受刑者の２年以内再入者数及び２年以内再入率

などを設定している。

なお、推進法第７条第６項が、少なくとも５年ごとに再犯防止推進計画に検討を加えることとしているため、推進計画の計画期間は、2018年度（平成30年度）から2022年度（平成34年度）末までの５年間である。

資1-8　「再犯防止推進計画」概要

再犯防止推進計画

計画期間　平成30年度から平成34年度末までの５年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後５年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

再犯防止推進計画策定の経緯

〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合
48.7%

↓

安全・安心な社会を実現するためには、再犯防止対策が必要不可欠

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけでの取組には、限界がある

刑事司法関係機関による取組 → 地域社会での継続的支援 → 再犯防止

国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

↓

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

↓

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

５つの基本方針

① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進

② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施

③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施

④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施

⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

７つの重点課題と主な施策

① 就労・住居の確保

- 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進　等

② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討　等

③ 学校等と連携した修学支援

- 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- 矯正施設からの進学・復学の支援　等

④ 特性に応じた効果的な指導

- アセスメント機能の強化
- 特性に応じた効果的指導の充実
- 効果検証・調査研究の実施　等

⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- 更生保護サポートセンターの設置の推進
- 更生保護事業の在り方の見直し　等

⑥ 地方公共団体との連携強化

- 地域のネットワークにおける取組の支援
- 地方再犯防止推進計画の策定等の促進　等

⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備

政府目標（平成33年までに２年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、国民が安全で安心して暮らせる「**世界一安全な日本**」の実現へ

出典：法務省資料による。

第2章

就労・住居の確保等のための取組

更生保護施設の外観

第2章　就労・住居の確保等のための取組

第1節　就労の確保等

1　職業適性の把握と就労につながる知識・技能等の習得

（1）職業適性等の把握【施策番号1※1】

（2）就労に必要な基礎的能力等の習得に向けた指導・支援【施策番号2】

法務省は、矯正施設において、就労支援体制の充実のため2006年度（平成18年度）からキャリアコンサルティング等の専門性を有する非常勤職員である就労支援スタッフを配置している。2018年度（平成30年度）現在、刑事施設77庁、少年院45庁に配置している。就労支援スタッフは、個別面接等により就労意欲や職業適性等を把握するためのアセスメントを実施するなど、受刑者等に対するキャリアカウンセリング、ハローワークや企業との連絡調整業務等に当たっている。

刑事施設において、受刑者に対して、特別改善指導（資2-2-1参照）として、就労に必要な基本的スキルやマナーを習得させるとともに、出所後の就労に向けての取組を具体化させる就労支援指導（資2-2-2参照）を実施している。2017年度（平成29年度）の受講開始人員は3,638人であった。

少年院において、在院者に対し、職業指導（資2-2-3参照）の一環として、有為な職業人としての一般的な知識及び態度並びに職業選択能力及び職場適応能力の習得を目的とした指導をする職業生活設計指導科を設けている。職業生活設計指導科では、原則として全在院者を対象に、社会人としての基礎マナー、事務処理能力及びパソコン操作能力について108単位時間（1単位時間は50分）をかけて指導することとしている。少年院における処遇の概要については【施策番号75】資5-75-1（P85）を参照。

保護観察所において、ハローワークと連携して、保護観察対象者のうち、就労意欲や就労体験の乏しい者、就労に必要な知識・技能が身に付いていない者等に対して、刑務所出所者等総合的就労支援対策（【施策番号5ア】（P22）参照）におけるトライアル雇用、職場体験講習及びセミナー・事業所見学会の支援メニュー等を活用して就労支援を行っている。また、保護観察対象者である少年に対しては、必要に応じて少年鑑別所で実施しているアセスメントを活用して就労意欲や職業適性の把握に努めている。

※1　再犯防止推進計画（基礎資料の2（P154）参照）との対応状況を明らかにするために付したもの。

資2-2-1　刑事施設入所から出所までの矯正指導の流れ

刑事施設入所から出所までの矯正指導の流れ

入　所

- **刑執行開始時の調査**
  受刑者一人一人が抱える問題性や生活環境を調査し、それに応じて改善更生に向けた計画を作成します。
- **刑執行開始時の指導**
  受刑の意義、施設内での生活全般に関することなどを指導します。
- **改善指導**
  【一般改善指導】【特別改善指導】
  - **教科指導**
    社会生活の基礎となる学力を欠くために改善更生や円滑な社会復帰に支障がある者、学力向上が円滑な社会復帰に特に資すると認められる者に対して、学校教育の内容に準じた指導を行います。
- **釈放前の指導**
  雇用情勢や社会保障手続きなど出所後直ちに必要となる知識を伝え、人間関係の在り方、仕事に対する姿勢など社会生活全般を指導します。

出　所

改善指導

改善指導には、一般改善指導と特別改善指導があります。

一般改善指導
犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、社会生活に適応するのに必要な知識や生活態度を習得させるための指導です。

特別改善指導
改善更生や円滑な社会復帰に支障を来たす受刑者の個別の事情を改善するために行う指導です。以下の6種類があります。

❶ 薬物依存離脱指導
薬物に依存していた自己の問題を理解させた上で、再使用しないための具体的な方法を考えさせます。
グループワークを中心に、薬物依存からの回復を目指す民間自助団体や医師などの協力を得て実施しています。

❷ 暴力団離脱指導
暴力団に加入していた自己の問題点について考えさせ、暴力団の反社会性を学ばせるとともに、離脱の具体的な方法を検討し離脱の決意を固めさせて、出所後の生活設計を立てさせます。

❸ 性犯罪再犯防止指導
性犯罪につながる自己の問題性を認識させ、その改善を図るとともに、再犯しないための具体的な方法を習得させます。
事前に詳細な調査を行い、再犯のリスクや性犯罪につながる問題性の程度に応じて指導の密度や科目が指定されます。認知行動療法等の技法を取り入れ、グループワークを中心に、カウンセリングなども組み合わせて行います。
平成24年の調査分析により、再犯抑止効果が実証されています。

❹ 被害者の視点を取り入れた教育
被害者の命を奪ったり、重大な被害をもたらした受刑者に対して、罪の大きさや被害者・遺族の方の心情を認識させるとともに、再び罪を犯さない決意を固めさせます。
被害者・遺族の方による講演や視聴覚教材を通じて、命の尊さを認識させ、具体的な謝罪方法についても考えさせます。

❺ 交通安全指導
交通違反や事故の原因について考えさせ、遵法精神、人命尊重の精神を育てます。
被害者の生命や身体に重大な影響を与える交通事故を起こした者や重大な交通違反を繰り返した者が対象です。

❻ 就労支援指導
就労先で円滑な人間関係を保ち、職場に適応するための心構えや行動様式、職場で直面すると思われる問題解決場面への対応方法、就労に必要な基礎的知識や技能などを修得させます。
生活技能訓練(SST)や就職面接の練習を行い、就職活動やその後の就労生活に役立つ内容となっています。

出典：法務省資料による。

資2-2-2　就労支援指導の概要

地域社会とともに
開かれた矯正へ

刑事施設における特別改善指導

就労支援指導

■　指導の目標
　社会復帰後に職場で円滑な人間関係を保ち，仕事が長続きすることを目的として，職場に適応するための心構え及び行動様式を身に付けさせるとともに，職場等において直面する具体的な場面を想定した対応の仕方等，就労生活に必要な基礎的知識及び技能等を習得させる。

- 対象者　・職業訓練を受け，釈放後の就労を予定している者　又は
  ・釈放の見込日からおおむね１年以内であり，稼働能力・就労意欲を有し，公共職業安定所による就労支援を受ける意志がある者のうち，刑事施設の長が本指導をすることが必要であると認めた者
- 指導者　刑事施設の職員（法務教官，法務技官，刑務官），民間協力者（SST指導者）等
- 指導方法　SST（ソーシャル・スキルズ・トレーニング），講義，視聴覚教材　等
- 実施頻度等　１単元５０分　全１０単元　標準実施期間：５日間

カリキュラム

項目	指導内容	方法
オリエンテーション	受講の目的と意義を理解させるとともに，職業人として社会生活を営む上で必要な基礎知識（賃金・求人求職の状況等）について理解させる。	講義
これまでの就労生活と自己の問題点	これまでの就労生活を振り返らせ，自己の問題点について考えさせる。	講義，討議
就労（社会）生活に必要な基本的スキルとマナー	職業人として社会生活を営む上で必要な，基本的スキル（相手との円滑なコミュニケーションの方法等）及びマナー（あいさつ，身だしなみ，お辞儀の仕方，電話応対の仕方等）について，演習等を通じて習得させる。	講義，演習，視聴覚教材視聴，ＳＳＴ
問題解決場面への対応	職場において，危機的な場面に陥った場合の対処法について，SSTを通じて具体的・実践的に習得させる。	
就労に向けての取組	履歴書の書き方，面接のポイント等，出所後，就職活動をするに当たって必要な事項や手続に関する知識や技能を習得させるとともに，実際に就労生活を始めてからの心構え等について理解させる。 さらに，出所後の生活計画を立てさせ，その実現のための具体的な方法を考えさせる。	講義，演習，視聴覚教材視聴，ＳＳＴ，課題作成，意見発表，討議

出典：法務省資料による。

資2-2-3　少年院における職業指導の概要

少年院における職業指導

目　的

在院者に対し，勤労意欲を高め，職業上有用な知識及び技能を習得させる。

内　容

職業生活設計指導

【職業生活設計指導科】

有為な職業人としての一般的な知識及び態度並びに職業選択能力及び職場適応能力の習得を目的とした指導
（職業生活設計指導科，サービス科等）

種目	目的	細目
社会人としての基礎マナー	社会人として働く上で必要となる知識，態度，コミュニケーション能力等の習得を図るとともに，働く意義を理解し，就労における心構え等を身に付けさせる。	就労支援ワークブック
		ビジネスマナー
		危険予知トレーニング
		キャリアカウンセリング講座
		就職活動や就労継続に必要な基礎知識講座
		就労に関する視聴覚教材の視聴
		対人関係円滑化指導
事務処理能力	職業人として身に付けておく必要のある事務処理能力を付与し，就労後に活かせるようにする。	読解力，基本的会話力
		計算力等
パソコン操作能力	基本的な操作能力を習得させる。	文書作成，表計算等

自立援助的職業指導

職業生活における自立を図るための知識及び技能の習得並びに情緒の安定を目的とした指導
（伝統工芸科，手芸科，陶芸科等）

【伝統工芸科】

職業能力開発指導

就業に必要な専門的知識及び技能の習得を目的とした指導
（情報処理科，介護福祉科，溶接科，土木・建築科等）

【介護福祉科】

出典：法務省資料による。

(3) 矯正施設における職業訓練等の充実【施策番号３】

法務省は、刑事施設において、刑務作業の一つとして、受刑者に職業に関する免許や資格を取得させ、又は職業上有用な知識や技能を習得させるために、職業訓練を実施している。2017年度（平成29年度）には、建設機械科、介護福祉科、溶接科、ビジネススキル科等の合計48科目の職業訓練が実施され、１万5,028人が受講した。そのうち、溶接技能者、自動車整備士、介護職員実務者研修修了証等の資格又は免許を取得した者は、延べ7,650人であった。また、2018年度（平成30年度）には、建設機械科、自動車整備科、フォークリフト運転科、ビジネススキル科の実施施設を拡大した。

職業訓練以外の新たな制度として、2018年から、刑事施設在所中に内定企業や就労を希望する業種における就労体験を通じて、イメージと実際の就労環境のかい離を解消させることで、出所後の就職先への定着を図ることを目的として職場体験制度を導入した。

また、一定の要件を備えている受刑者について、釈放後の住居又は就業先の確保等のために引受人や雇用主等を訪問するなどの必要があるときに、外出又は外泊を許すことがある。刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）の施行（2006年（平成18年）５月）から2017年末までに、外出281件、外泊24件を実施した。さらに、円滑な社会復帰を図るため必要があるときに、刑事施設の外の事業所に通勤させて作業を行わせている。2017年度末現在、12庁において15か所の外部事業所がある。

少年院において、在院者の勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させるために、原則として全ての在院者に職業指導を実施している。2017年には、情報処理科、介護福祉科、溶接科、土木・建築科等の合計８種目の職業指導を実施している。2017年にコンピューターサービス技能評価試験、介護職員初任者研修、大型特殊自動車（Ⅰ種）運転免許等、何らかの資格を取得した在院者は、延べ4,511人である。

保護観察所において、刑務所出所者等に対する就労支援を推進するとともに矯正施設における職業訓練の充実にも資するよう、地元経済団体・業界団体、主要企業、産業・雇用に関わる行政機関、矯正施設、更生保護関係団体等が参集する刑務所出所者等就労支援推進協議会を毎年主催し、刑務所出所者等を各産業分野の雇用に結び付けるための方策や人手不足等の産業分野に刑務所出所者等を送り出すための方策等について情報交換や協議を行っている。

（4）資格制限等の見直し【施策番号４】

法務省は、2018年度（平成30年度）に全国約1,000社の協力雇用主等に対してアンケート調査※2を実施し、同年度末をめどに結果を取りまとめることとしている。このアンケートの中には前科があることによる就業や資格の制限に関する調査項目も含まれており、アンケート結果等を参考にして、資格制限等について検討を行い、2019年度（平成31年度）中に結論を出すこととしている。

2　就職に向けた相談・支援等の充実

（1）刑務所出所者等総合的就労支援を中心とした就労支援の充実【施策番号５】

ア　刑務所出所者等総合的就労支援対策

法務省及び厚生労働省は、2006年度（平成18年度）から、刑務所出所者等の就労の確保のため、刑務所出所者等総合的就労支援対策（資2-5-1参照）を実施している。この施策は、矯正施設在所者に対しては、ハローワークと矯正施設が連携して、職業相談、職業紹介、事業主との採用面接及び職業講話等を実施し、本人の希望や適性等に応じて計画的に支援を行うとともに、保護観察対象者等に対しては、ハローワーク職員が保護観察官とチームを作り、本人に適した就労支援の方法を検討した上で、職業相談・職業紹介を実施している。2017年度（平成29年度）は7,794人に対して支援を実施し、3,152件の就職に結び付けた。

また、法務省は、保護観察所において、ハローワークと連携して、求職活動のノウハウ等を修得させ、就職の実現を図ることを目的とする「セミナー」、実際の職場や社員寮等を見学させることにより、就労の意欲を引き出す「事業所見学会」、実際の職場環境や業務を体験させる「職場体験講習」、保護観察対象者等を試行的に雇用した協力雇用主に対し、最長３か月間、月額４万円（最大）を支給する「トライアル雇用」等の支援メニューを実施している。2017年度は、セミナー・事業所見学会80回、職場体験講習24回、トライアル雇用165回を実施した。

※2　協力雇用主等に対するアンケート調査
協力雇用主の実情、ニーズ等を把握し、協力雇用主に必要な支援策等を検討するために実施するもの。調査内容は、雇用経験の有無、協力雇用主に対する支援として望むもの、協力雇用主に対する各種支援制度がどの程度周知されているか、雇用に当たっての問題点（資格制限、住居確保）等多岐にわたっている。なお、一部調査については、協力雇用主だけでなく、刑務所出所者等の就労を支援する団体（都道府県就労支援事業者機構）及び更生保護施設にも実施している。

資2-5-1　刑務所出所者等総合的就労支援対策の概要

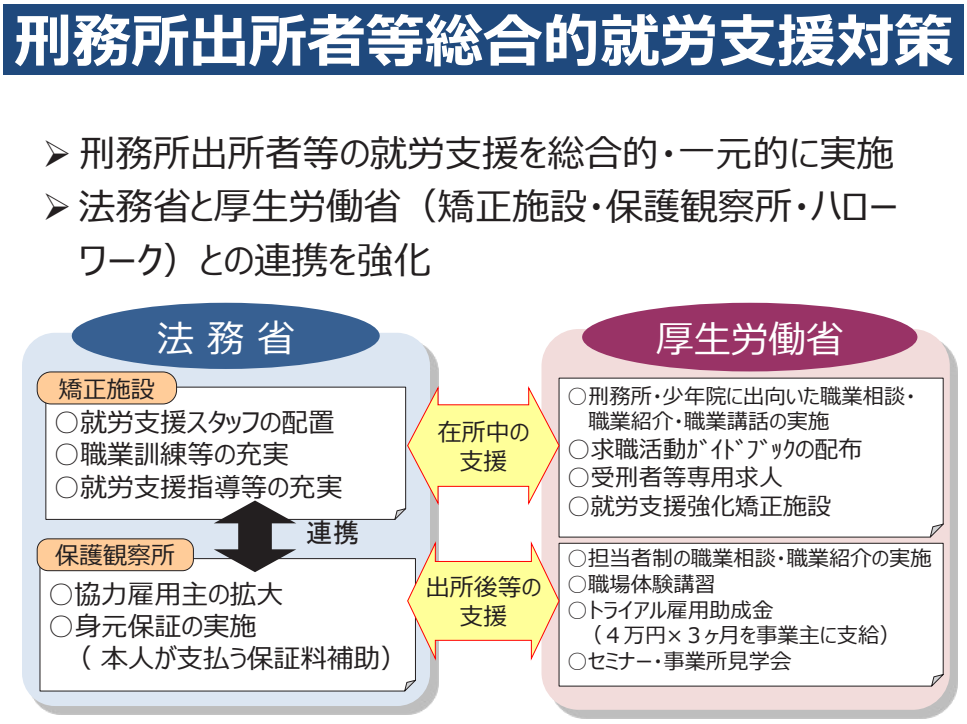

出典：法務省資料による。

イ　矯正就労支援情報センター室（コレワーク）

法務省は、2016年（平成28年）11月から、東京矯正管区及び大阪矯正管区にそれぞれ矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」。以下「コレワーク」という。資2-5-2、資2-5-3参照）を設置した。コレワークでは、受刑者等の帰住地や取得資格などの情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する企業の相談に応じ、企業のニーズに適合する者を収容する施設の情報を提供するなどしている。2016年11月から2018年（平成30年）８月末までの間に、事業者からの相談を1,462件受け付け、282人の内定に結び付いた。

資2-5-2　コレワークのポスター

出典：法務省資料による。

資2-5-3　矯正就労支援情報センター室（コレワーク）の概要

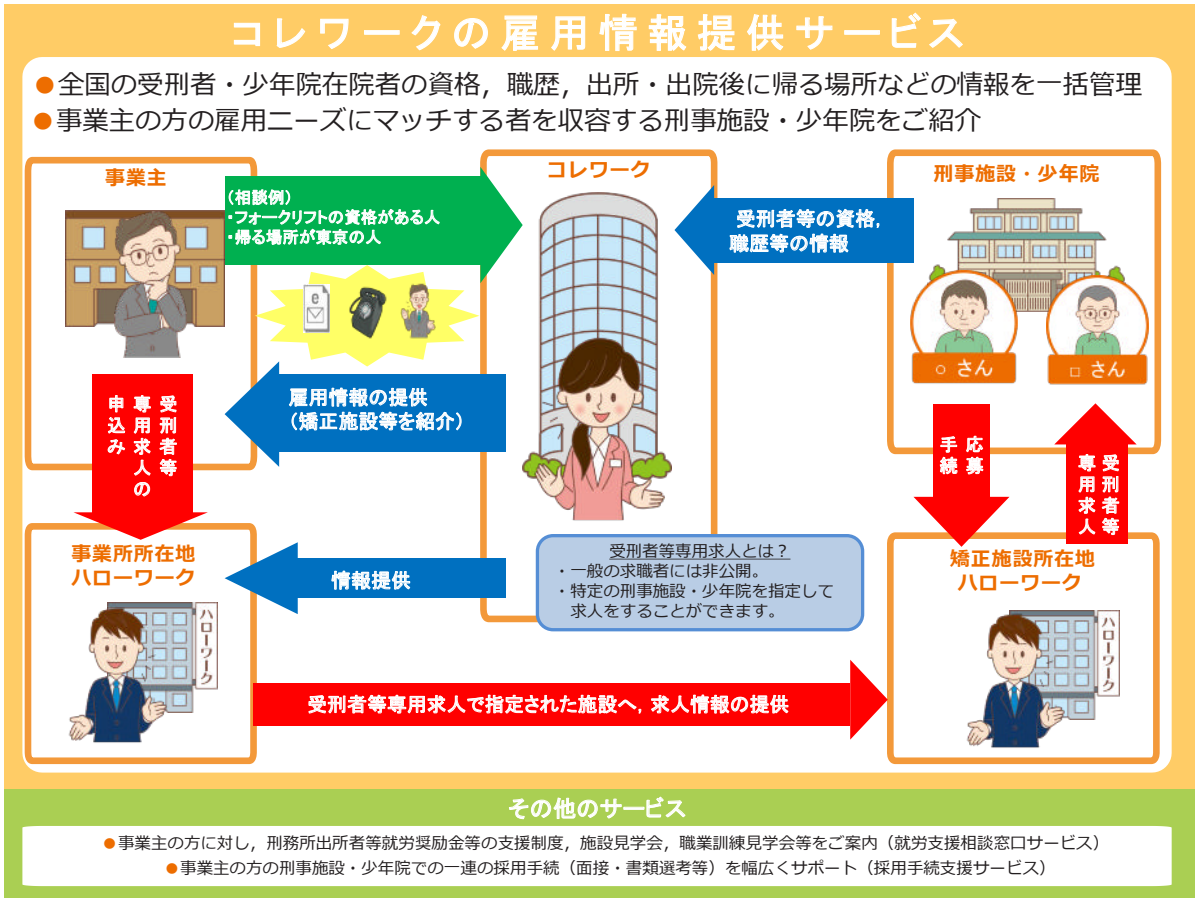

出典：法務省資料による。

ウ　更生保護就労支援事業

法務省は、保護観察所において、2011年度（平成23年度）から試行的に実施した成果を踏まえて、2014年度（平成26年度）から、更生保護就労支援事業（資2-5-4参照）を実施している。この事業は、就労支援に関するノウハウや企業ネットワーク等を有する民間の事業者が、保護観察所から委託を受けて、そのノウハウを活用して刑務所出所者等の就労支援を行うものである。具体的には、矯正施設在所中から就職まで切れ目のないきめ細かな寄り添い型の就労支援を行う「就職活動支援」及び協力雇用主の開拓、協力雇用主研修の実施等の「雇用基盤整備」の各取組を行っている。2014年度は12庁の保護観察所において実施し、2017年度は20庁、2018年度は21庁に拡充している（このうち3庁での事業は更生保護被災地域就労支援対策強化事業と位置付けられている。）。2017年度は、就職活動支援1,922件、雇用基盤整備1,468件を実施した。

資2-5-4　更生保護就労支援事業の概要

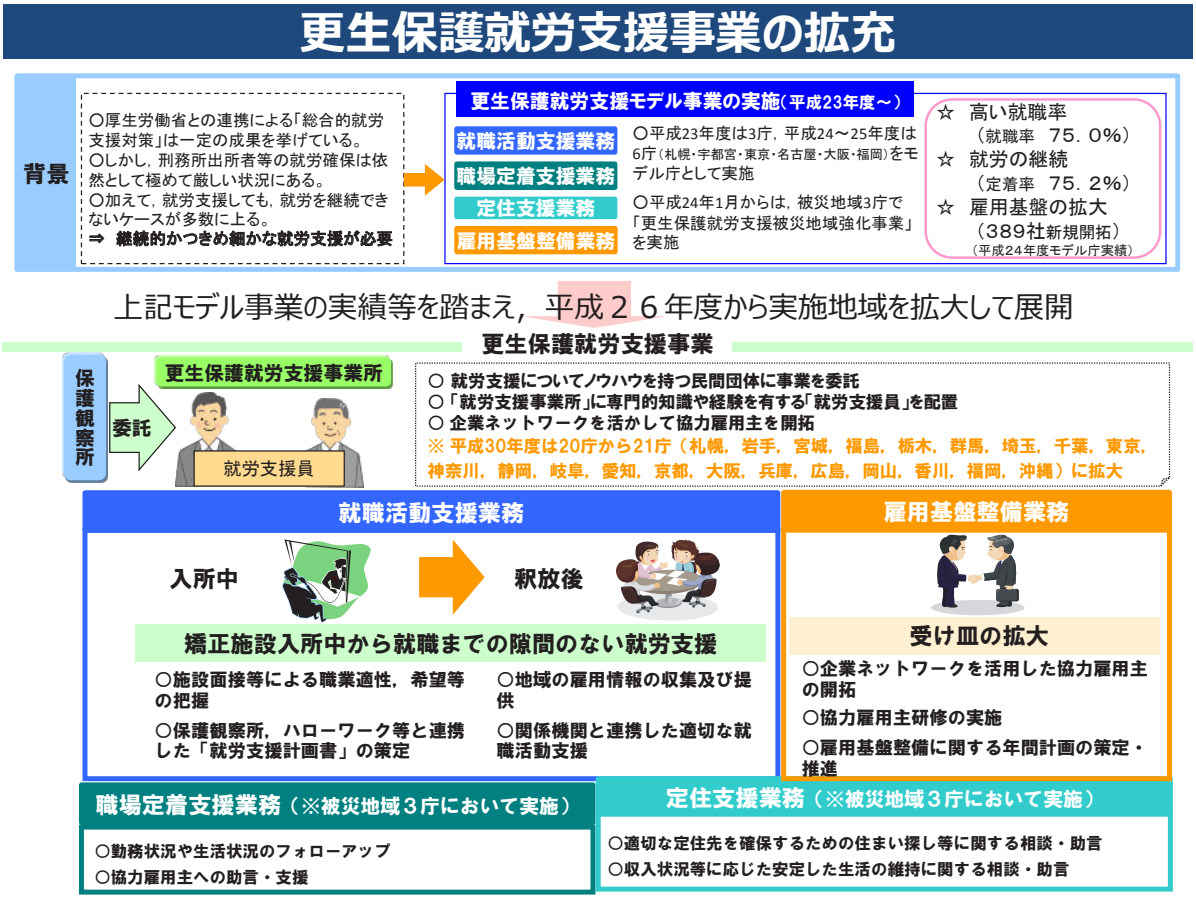

出典：法務省資料による。

エ　その他

法務省は、矯正施設において、2014年２月から、刑務所出所者等の採用を希望する事業者が、矯正施設を指定した上でハローワークに求人票を提出することができる「受刑者等専用求人」の運用を開始した。

2015年度（平成27年度）からは、ハローワーク職員が「就労支援強化矯正施設」に指定された刑事施設に相談員として駐在して支援を実施する取組も開始した。この取組では、刑事施設に駐在しているハローワーク職員が、受刑者に対して複数回にわたる職業相談・職業紹介等を実施するとともに、本人の帰住予定地に所在するハローワークとも連携するなどして、早期の段階から濃密な支援を実施している。2018年度は刑事施設28庁に駐在している。

また、2018年度からは、ハローワークと連携して、矯正施設に刑務所出所者等の雇用を希望する事業者を招き、企業情報の提供や合同での採用面接等を行う「就労支援説明会」を開催し、事業者と就職を希望する受刑者とのマッチングの促進に努めている。

さらに、法務省及び国土交通省は、刑務所出所者等を対象とした船員の求人情報の共有等の就労支援を実施している。

（2）非行少年に対する就労支援【施策番号６】

警察は、非行少年を生まない社会づくり（【施策番号60】資4-60-1（P70）参照）の一環として、問題を抱え非行に走る可能性がある少年に積極的に連絡し、地域の人々と連携した多様な活動機会の提供や居場所づくりのための取組等によってその立ち直りを図る「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」を推進している。

そうした取組の一環として、少年サポートセンター※3が主体となって、就労を希望する少年に対し、就職や就労継続に向けた支援を行っている（写真2-6-1参照）。

写真2-6-1　就労支援の様子

写真提供：警察庁

3 新たな協力雇用主の開拓・確保

（1）企業等に対する働き掛けの強化【施策番号７】

法務省は、コレワーク（【施策番号５イ】（P23）参照）において、企業等に対し刑務所出所者等の雇用に関する働き掛けを積極的に実施している。2016年（平成28年）11月から2018年（平成30年）７月末までの間に、各種業界団体や事業主等に対し、コレワークのパンフレットの配布など821件の広報活動を実施した。2018年度はコレワークが主催する就労支援セミナーを開催し、事業主等に刑務所出所者等の雇用に関する情報を積極的に発信している。

保護観察所において、各都道府県の就労支援事業者機構（コラム１（P37）参照）や更生保護関係者、矯正施設、労働局、ハローワーク、地方公共団体、商工会議所等経済・産業団体その他関係機関・団体等と連携して、新たな協力雇用主の開拓・確保に努めている。特に、更生保護就労支援事業（【施策番号５ウ】（P24）参照）を実施している21庁の保護観察所においては、民間の就労支援事業所に協力雇用主の開拓業務を委託し、同事業所が持つ企業等ネットワークを活用しながら、協力雇用主募集のパンフレット（資2-7-1参照）の配布、事業所への個別訪問、説明会の開催などを通じて協力雇用主に係る広報活動を積極的に行い、多くの企業等に保護観察対象者等の雇用について理解と協力を求めている。

さらに、法務省及び厚生労働省は、刑務所出所者等の就労支援に係る各種制度を紹介するパンフレットを作成し、刑務所出所者等を雇用しようとする企業に配布して更なる理解促進に努めている。

これらの取組により、2014年（平成26年）４月現在、１万2,603社であった協力雇用主の数は、2018年４月現在、２万704社に増加している（【指標番号６】（P132）参照）。

※3　少年サポートセンター
都道府県警察に設置され、少年補導職員を中心に非行防止に向けた取組を行っている。

資2-7-1　協力雇用主募集のパンフレット

法務省　厚生労働省

協力雇用主とは…?

犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主の方々です。

再犯防止を支える協力雇用主

犯罪や非行をした人たち（刑務所出所者等）は、再び地域に帰ってきます。

これらの人たちが再犯や再非行に至らないためには、仕事に就き、職場に定着して、責任ある社会生活を送ることが重要です。

一方で、保護観察終了者のうち無職者の再犯率は有職者の約3倍で、刑務所再入所者の約7割は再犯時に無職です。刑務所出所者等への就労支援を効果的に実施し、再犯や再非行を防止するためには、協力雇用主の方々の存在が不可欠です。

▶ 無職者と有職者では、再犯率が大きく異なります

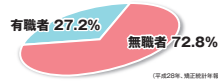

（平成25年～29年（連報値）、保護統計年報による。）

▶ 再犯をして刑務所に戻った人の多くが、仕事をしていませんでした

（平成28年、矯正統計年報による。）

協力雇用主の現状

現在、全国に約20,000の協力雇用主がいらっしゃいますが、実際に刑務所出所者等を雇用してくださっている事業主は、そのうち約900にとどまっています。

また、建設業、サービス業、製造業が全体の8割を占めるとともに、従業員規模100人未満の事業主が全体の7割を占めています。

刑務所出所者等の円滑な社会復帰・職場定着のためには、事業主の方々との適切なマッチングが重要です。そのため、幅広い業種の事業主の方々にご登録いただきたいと考えています。

▶ 協力雇用主への登録は、年々増えています!

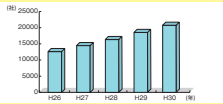

▶ 様々な業種の事業主の登録をお願いしています!

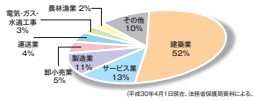

（平成30年4月1日現在、法務省保護局資料による。）

地域に密着した多くの事業主の方々のご理解とご協力を!
是非、協力雇用主としてご登録ください!

協力雇用主としてのやりがい

（有）野口石油　代表取締役社長
野口義弘さん

野口石油は、一人ひとりの頑張りを評価しています。人は誰でも必ず一つは良いところを持っている。それらをお互いに認め引き出す職場にしています。

それは保護観察少年を雇ってからです。保護司である妻が担当していた16歳のK男でした。無免許暴走、窃盗、シンナーにも手を染め、家出を繰り返し、両親はいるが相談相手もなく、非行を重ねていましたが、本当は寂しがり屋でしのやさしい少年でした。劣等感が強く、自信の持てないK男に、当社の売り商品である「ポリマー洗車」の責任者に抜擢したところ見事に応えてくれ、私に信じ合うことの大切さを教えてくれました。それからは、保護観察所、警察、児童相談所等から相談があれば全て受け入れ、社員30名の半数は彼らで、頑張っています。

厳しいガソリンスタンド業界ですが、彼らのお陰で人手不足を経験したことがなく、経営を助けてもらっています。

この体験から私は、福岡県連合雇用主会長（就労支援事業者機構理事）に就任して会員の方々と連携し、更生保護事業の発展にも努めています。

協力雇用主という社会貢献、やってみませんか。

登録のお申込み・お問合せは、最寄りの保護観察所へ

庁名	郵便番号	住所	電話番号
札幌保護観察所	060−0042	北海道札幌市中央区大通西12丁目	011−261−9225
函館保護観察所	040−8550	北海道函館市新川町25−18	0138−26−0431
旭川保護観察所	070−0901	北海道旭川市花咲町4丁目旭川法務総合庁舎	0166−51−9276
釧路保護観察所	085−8535	北海道釧路市幸町10−3	0154−23−3200
青森保護観察所	030−0861	青森県青森市長島1−3−25	017−776−6419
盛岡保護観察所	020−0023	岩手県盛岡市内丸8−20	019−624−3395
仙台保護観察所	980−0812	宮城県仙台市青葉区片平1−3−1	022−221−1451
秋田保護観察所	010−0951	秋田県秋田市山王7−1−2	018−862−3903
山形保護観察所	990−0046	山形県山形市大手町1−32	023−631−2277
福島保護観察所	960−8017	福島県福島市舟場町7	024−534−2246
水戸保護観察所	310−0061	茨城県水戸市北見町1−11	029−221−3942
宇都宮保護観察所	320−0036	栃木県宇都宮市小幡2−1−11	028−621−2391
前橋保護観察所	371−0026	群馬県前橋市大手町3−2−1	027−237−5010
さいたま保護観察所	330−0063	埼玉県さいたま市浦和区高砂3−16−58	048−861−8297
千葉保護観察所	260−8513	千葉県千葉市中央区中央港1−11−3	043−204−7791
東京保護観察所	100−0013	東京都千代田区霞が関1−1−1	03−3597−0120
立川支部	190−0014	東京都立川市緑町6−3	042−521−4231
横浜保護観察所	231−0001	神奈川県横浜市中区新港1−6−2	045−201−3006
新潟保護観察所	951−8104	新潟県新潟市中央区西大畑町519 1	025−222−1531
甲府保護観察所	400−0032	山梨県甲府市中央1−11−8	055−235−7144
長野保護観察所	380−0846	長野県長野市旭町1108	026−234−1993
静岡保護観察所	420−0853	静岡県静岡市葵区追手町9−45	054−253−0191
富山保護観察所	939−8202	富山県富山市西田地方町2−9−16	076−421−5620
金沢保護観察所	920−0024	石川県金沢市西念3−4−1	076−261−0058
福井保護観察所	910−0019	福井県福井市春山1−1−54	0776−22−2858
岐阜保護観察所	500−8812	岐阜県岐阜市美江寺町2−7−2	058−265−2651
名古屋保護観察所	460−8524	愛知県名古屋市中区三の丸4−3−1	052−951−2949
津保護観察所	514−0032	三重県津市中央3−12	059−227−6671
大津保護観察所	520−0044	滋賀県大津市京町3−1−1	077−524−6683
京都保護観察所	602−0032	京都府京都市上京区丸太通今出川上る岡松町255	075−441−5141
大阪保護観察所	540−0008	大阪府大阪市中央区大手前4−1−76	06−6949−6240
堺支部	590−0078	大阪府堺市南瓦町2−29	072−221−0037
神戸保護観察所	650−0016	兵庫県神戸市中央区橋通1−4−1	078−351−4004
奈良保護観察所	630−8213	奈良県奈良市登大路町1−1	0742−23−4869
和歌山保護観察所	640−8143	和歌山県和歌山市二番丁2	073−436−2501
鳥取保護観察所	680−0842	鳥取県鳥取市吉方109	0857−22−3518
松江保護観察所	690−0841	島根県松江市向島町134−10	0852−21−3767
岡山保護観察所	700−0807	岡山県岡山市北区南方1−8−1	086−224−5661
広島保護観察所	730−0012	広島県広島市中区上八丁堀2−31	082−221−4495
山口保護観察所	753−0088	山口県山口市中河原町6−16	083−922−1337
徳島保護観察所	770−0851	徳島県徳島市徳島町城内6−6	088−622−4359
高松保護観察所	760−0033	香川県高松市丸の内1−1	087−822−5445
松山保護観察所	790−0001	愛媛県松山市一番町4−4−1	089−941−9983
高知保護観察所	780−0850	高知県高知市丸ノ内1−4−1	088−873−5118
福岡保護観察所	810−0073	福岡県福岡市中央区舞鶴1−4−13	092−761−6736
北九州支部	803−0813	福岡県北九州市小倉北区城内5−3	093−561−6340
佐賀保護観察所	840−0041	佐賀県佐賀市城内2−10−20	0952−24−4291
長崎保護観察所	850−0033	長崎県長崎市万才町8−16	095−822−5175
熊本保護観察所	862−0971	熊本県熊本市中央区上江3−1−53	096−366−8080
大分保護観察所	870−8523	大分県大分市荷揚町7−5	097−532−2053
宮崎保護観察所	880−0922	宮崎県宮崎市別府町1−1	0985−24−4345
鹿児島保護観察所	892−0816	鹿児島県鹿児島市山下町13−10	099−226−1556
那覇保護観察所	900−0022	沖縄県那覇市樋川1−15−15	098−853−2945

協力雇用主として、刑務所出所者等の再犯防止・社会復帰支援に
ご理解とご協力を!

リサイクル適性◎
この冊子は、古紙配合率100%リサイクルできます。

出典：法務省資料による。

（2）各種事業者団体に対する広報・啓発【施策番号８】

警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、中小企業庁及び国土交通省は、2018年（平成30年）７月に法務省が開催した、「一般就労と福祉との狭間にある者への就労支援」をテーマとする「平成30年度再犯防止シンポジウム」（【施策番号101】（P113）参照）を後援し、広報・啓発活動を推進した。

また、農林水産省は、協力雇用主の拡大に向け、2014年度（平成26年度）から農林漁業の関係団体等に対して、協力雇用主制度の周知・登録要請等を行っている。2016年度（平成28年度）からは、新規雇用に関する補助事業の説明会等において、個別の事業者に対しても協力雇用主制度の周知・登録要請等を行っている。

（3）多様な業種の協力雇用主の確保【施策番号９】

法務省は、2018年（平成30年）から2020年（平成32年）までの間、毎年１月から３月までの３か月を就労支援強化月間と定め、2018年３月に「再犯防止シンポジウム2018」を開催したほか、同年５月、政府インターネットテレビで協力雇用主等を紹介するミニ番組や法務大臣と協力雇用主等の座談会を順次放映するなど、協力雇用主に関する積極的な広報啓発活動の実施や多様な業種の協力雇用主の開拓に向けた取組を行った。

また、保護観察所において、就労支援事業者機構等の関係機関・団体等と連携して、これまで協力雇用主のいない業種を含め多様な業種の協力雇用主の確保に努めている。その中でも、更生保護就労支援事業（【施策番号５ウ】（P24）参照）を実施している21庁の保護観察所においては、民間の就労支援事業所の企業ネットワークを生かした多様な業種の協力雇用主の開拓を行っている。

さらに、法務省及び農林水産省は、2017年度（平成29年度）から、随時意見交換を行うとともに、茨城就業支援センター（資2-9-1参照）で農業訓練を終えた保護観察対象者を雇用した農業法人のヒアリングを行うなど、農業分野における協力雇用主の確保に向けた取組の強化を図っている。

資2-9-1　茨城就業支援センターの概要

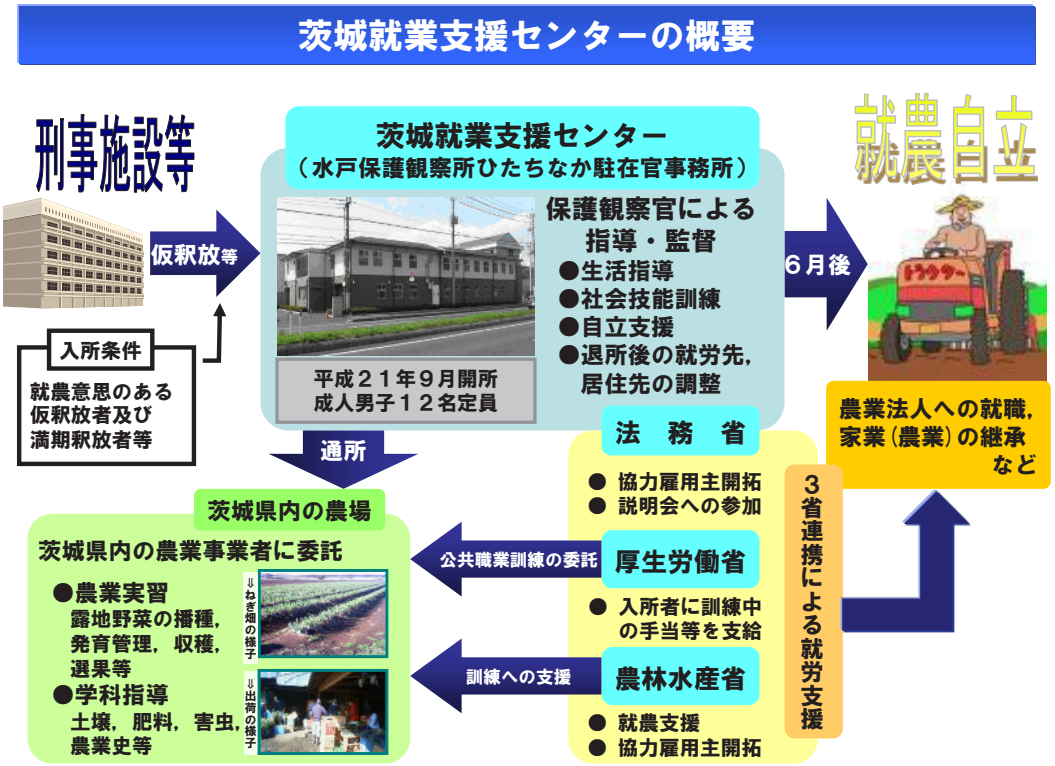

出典：法務省資料による。

4 協力雇用主の活動に対する支援の充実

（1）協力雇用主等に対する情報提供【施策番号10】

法務省は、コレワーク（【施策番号５イ】（P23）参照）において、企業等に対して刑務所出所者等の雇用に関する情報の発信を行っている。また、厚生労働省と連携し、刑務所出所者等の就労支援に係る各種制度を紹介するパンフレットを作成し、協力雇用主等に配布して更なる理解促進に努めている。

保護観察所において、協力雇用主を対象とした研修等を実施し、協力雇用主として承知しておくべき基本的事項や雇用管理上の留意すべき事項について情報提供を行っている。研修においては、雇用事例の提供等を通して、実際に刑務所出所者等を雇用する上でのノウハウや活用できる支援制度、危機場面での対処法等について、協力雇用主が相互に情報交換を行っている。

また、協力雇用主が刑務所出所者等を雇用する上で必要な個人情報については、保護観察所において、当該刑務所出所者等に対し、雇用主への情報提供の必要性を説明し、理解や同意を得た上で提供している。

（2）協力雇用主の不安・負担の軽減【施策番号11】

法務省は、2006年度（平成18年度）から、刑務所出所者等が雇用主に業務上の損害を与えた場合等に見舞金が支払われる身元保証制度（**資2-11-1**参照）を実施し、2014年度（平成26年度）から更生保護就労支援事業（【施策番号５ウ】（P24）参照）を実施している。また、2015年度（平成27年度）から刑務所出所者等を雇用して指導に当たる協力雇用主に対して、年間最大72万円を支給する刑務所出所者等就労奨励金制度（**資2-11-2**参照）を実施するとともに、協力雇用主等に対して矯正施設までの旅費支給を実施するなどし、協力雇用主の不安や負担の軽減を図っている。2017年度（平成29年度）は、身元保証を2,160件、刑務所出所者等就労奨励金の支給を3,632件実施した。

2018年度（平成30年度）には、企業がコレワーク（【施策番号５イ】（P23）参照）に無料で電話相談ができる無料通話回線や、ウェブサイト上から簡便に問い合わせができるフォームを設置するほか、コレワークに刑務所出所者等の雇用について豊富な知見を持つ雇用支援アドバイザーを招へいして就労支援に係る相談会を実施するなど、刑務所出所者等を雇用する企業の不安、負担の軽減と継続的な支援に努めている。

さらに、協力雇用主に対する具体的な支援の充実策を検討するため、アンケート調査（【施策番号４】（P22）参照）を実施し、犯罪をした者等を雇用するに当たっての不安や負担を調査することとしている。

資2-11-1　身元保証制度の概要

身元保証制度

概　要

就職時の身元保証人を確保できない保護観察対象者等について，民間事業者が1年間身元保証をし，雇用主に業務上の損害を与えた場合など一定の条件を満たすものについて，損害ごとの上限額の範囲内で見舞金を支払う制度

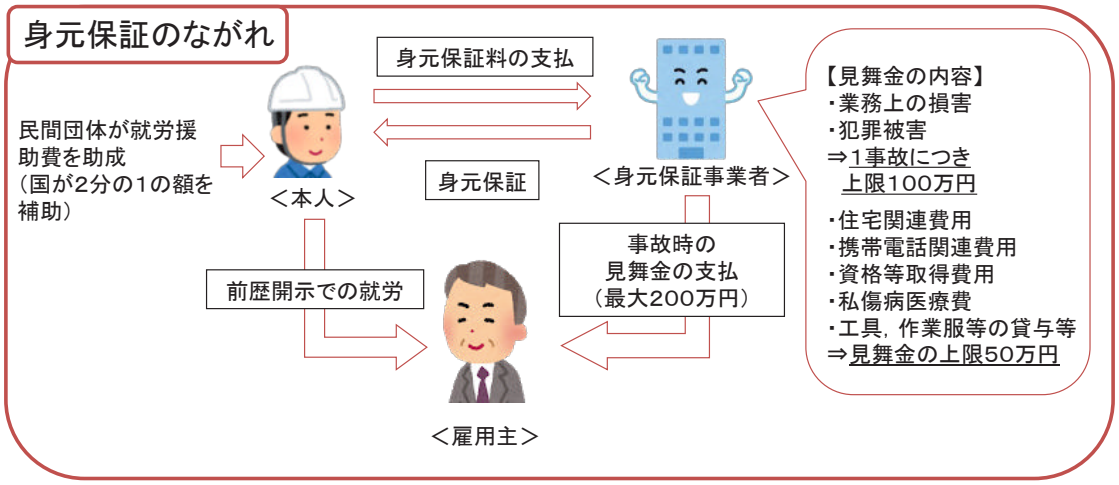

出典：法務省資料による。

資2-11-2　刑務所出所者等就労奨励金制度の概要

刑務所出所者等就労奨励金

1　安定的で継続的な雇用の場合における就労奨励金の支給

刑務所出所者等が，刑務所・少年院在所中の職業訓練，就労支援等により，出所・退院後速やかに安定的で継続的な就労へ移行することを促すため，奨励金を支給

【支給要件】

①保護観察対象者等（仮釈放者，仮退院者又は満期釈放・退院後の更生緊急保護対象者）を雇用した協力雇用主

②刑務所等在所中からの調整に基づき，出所・退院後速やかに雇用を開始

③正社員又は１年以上の雇用継続が見込まれること

※短時間労働者（週20時間未満）を除く

【支給額】 最大８万円×１～６か月目，最大12万円×２回（９，12か月目）　（最長１年）

2　その他の雇用の場合における就労奨励金の支給

上記以外の保護観察対象者等の雇用の場合も，より継続的な就労を促すため，奨励金を支給

【支給要件】 保護観察対象者等（上記以外の者）を雇用した協力雇用主

【支給額】最大２万円×１～３か月目，最大４万円×４～６か月目，最大12万円×２回（９，12か月目）　（最長１年）

※トライアル雇用奨励金（最長３か月）を受けた後，本雇用に移行する場合，４か月目から適用

出典：法務省資料による。

(3) 住居を確保できない者を雇用しようとする協力雇用主に対する支援【施策番号12】

法務省は、身元保証制度（【施策番号11】(P29) 参照）により、刑務所出所者等が負担する住宅関連費用を事業主が立て替えたまま返済されず未回収となった場合、当該事業主に一部見舞金を支給するなどの支援を行っている。

また、協力雇用主に対する具体的な支援の充実策を検討するため、アンケート調査（【施策番号4】(P22) 参照）を実施し、住居を確保できない者を雇用しようとする際の課題等について調査することとしている。

(4) 協力雇用主に関する情報の適切な共有【施策番号13】

法務省及び厚生労働省は、各府省における協力雇用主に対する支援の円滑かつ適切な実施に資するよう、2018年度（平成30年度）に協力雇用主募集パンフレット（【施策番号7】**資2-7-1**（P27）参照）の内容について見直しを行い、同パンフレットを各府省に配布するとともに、積極的な活用を依頼した。

また、協力雇用主に関する情報を法務省ウェブサイトに掲載し、随時更新や見直しを行っている。

5 犯罪をした者等を雇用する企業等の社会的評価の向上等

(1) 国による雇用等【施策番号14】

法務省及び厚生労働省は、2013年度（平成25年度）から、保護観察を受けている少年を非常勤職員として雇用する取組を行っている。2013年度から2017年度（平成29年度）末までに、法務省46人（うち少年鑑別所38人）、厚生労働省1人の計47人の少年を雇用した。雇用期間中は、少年の特性に配慮しつつ、就労を体験的に学ぶ機会を提供するとともに、必要に応じて少年からの相談に応じる等のサポートを行っている。

(2) 協力雇用主の受注の機会の増大【施策番号15】

法務省は、2015年度（平成27年度）から、法務省が発注する矯正施設の小規模な工事の調達について、協力雇用主の刑務所出所者等の雇用実績を評価する総合評価落札方式による競争入札を実施している。また、小額の随意契約による調達を行う場合には、見積りを求める事業者の選定に当たって、当該契約案件に適した協力雇用主を含めるよう考慮している。

なお、全国の都道府県及び市区町村のうち、120の地方公共団体では入札参加資格の審査に際して、53の地方公共団体では総合評価落札方式における評価に際して、それぞれ協力雇用主としての雇用実績等を評価している（**資2-15-1**参照）。

資2-15-1　地方公共団体における協力雇用主支援等の取組について

入札参加資格審査における優遇措置【１２０】

入札参加資格審査又は総合評価落札方式において，協力雇用主として登録している場合，あるいは，協力雇用主として保護観察対象者や更生緊急保護対象者を雇用した実績がある場合に，社会貢献活動や地域貢献活動として加点するもの。

〔平成２４年以前から開始〕
岩手県，宮城県，山形県，兵庫県，広島市
〔平成２４年から開始〕
群馬県，鹿児島県，山形県上山市，宮崎県都城市
〔平成２５年から開始〕
奈良県，山口県，熊本県，山形県天童市，神奈川県海老名市，兵庫県尼崎市，長崎県諫早市，熊本県荒尾市，熊本県八代市，熊本県宇城市，熊本県宇土市，宮崎県日向市，鹿児島県奄美市，鹿児島県鹿屋市，鹿児島県大崎町，鹿児島県曽於市
〔平成２６年から開始〕
京都府，福岡県，埼玉県，秋田市，盛岡市，岩手県花巻市，福島県相馬市，群馬県高崎市，栃木県鹿沼市，三重県松阪市，三重県名張市，大阪府箕面市，福岡県北九州市，福岡県春日市，鹿児島県霧島市，鹿児島県薩摩川内市
〔平成２７年から開始〕
北海道，石川県，滋賀県，沖縄県，札幌市，山形県新庄市，山形県村山市，栃木県下野市，栃木県小山市，群馬県桐生市，金沢市，岐阜市，岐阜県関市，愛知県豊田市，福井県敦賀市，福井県美浜町，滋賀県大津市，京都府舞鶴市，兵庫県西宮市，福岡県太宰府市，長崎県大村市，熊本市，鹿児島県出水市
〔平成２８年から開始〕
和歌山県，長崎県，仙台市，栃木県那須塩原市，石川県珠洲市，石川県河北郡津幡町，大阪府茨木市，神戸市，福岡県糸島市，福岡県宗像市，福岡県直方市，広島県府中市
〔平成２９年から開始〕
長野県，富山県，福井県，広島県，北海道函館市，北海道北斗市，北海道釧路市，北海道帯広市，北海道岩見沢市，北海道苫小牧市，岩手県大船渡市，山形県米沢市，福島県南相馬市，福島県相馬郡新地町，福島県喜多方市，福島県郡山市，群馬県館林市，埼玉県戸田市，新潟県新発田市，富山市，富山県高岡市，富山県射水市，石川県七尾市，石川県野々市市，石川県輪島市，石川県羽咋郡志賀町，滋賀県彦根市，大阪府吹田市，大阪府池田市，香川県丸亀市，香川県善通寺市，熊本県大津町，沖縄県石垣市
〔平成３０年から開始〕
岡山市，石川県かほく市，石川県能美市，島根県安来市，鹿児島市，神奈川県川崎市，千葉市
福島県二本松市，兵庫県明石市
〔平成31年から開始〕
高知県，さいたま市

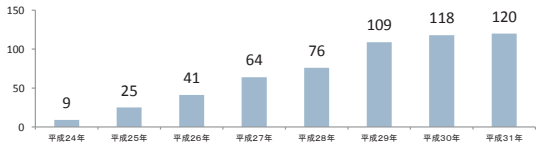

総合評価落札方式における優遇措置【５３】

法務省では，平成２７年度から中央省庁では初めて，法務省発注の矯正施設の工事の一部を対象とし，刑務所出所者等を雇用した協力雇用主に対して，総合評価落札方式における加点を開始しました。

〔平成２４年以前から開始〕
栃木県，兵庫県，山形県酒田市，広島市
〔平成２４年から開始〕
鹿児島県，山形市，福岡県筑紫郡那珂川町
〔平成２５年から開始〕
奈良県，千葉県野田市，東京都小平市，神奈川県海老名市，愛知県豊橋市，愛知県田原市，島根県益田市，鹿児島市
〔平成２６年から開始〕
東京都，秋田市，東京都大田区，千葉県我孫子市，千葉県佐倉市，静岡市，大阪府箕面市
〔平成２７年から開始〕
北海道函館市，北海道旭川市，千葉県成田市，神奈川県藤沢市，愛知県豊田市，愛知県刈谷市，愛知県安城市，愛知県小牧市，愛知県半田市，愛知県一宮市，愛知県豊川市，大津市，兵庫県西宮市，山口県下関市，山口県宇部市，
〔平成２８年から開始〕
北海道，山形県南陽市，静岡県藤枝市，愛知県みよし市，愛知県江南市，愛知県岩倉市，愛知県春日井市，大阪府豊中市，福岡市，福岡県北九州市
〔平成２９年から開始〕
北海道室蘭市，岩手県一関市，埼玉県戸田市，神奈川県茅ヶ崎市
〔平成30年から開始〕
宮城県栗原市，兵庫県明石市

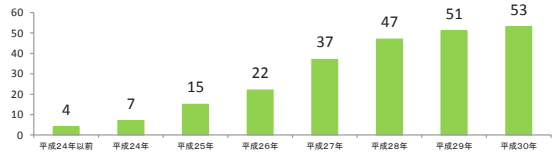

平成３０年８月２８日現在（法務省保護局において把握した取組に限る（実施予定を含む。）。）

出典：法務省資料による。

（3）補助金の活用【施策番号16】

法務省は、同種の先行事例を参考に、今後、例えば、各府省における補助金事業において、協力雇用主であること等を評価に取り入れることなど、協力雇用主の活動に資する補助金の活用指針について検討することとしている。

（4）協力雇用主に対する栄典【施策番号17】

法務省は、内閣府の協力を得て、協力雇用主に対する栄典の授与について検討を行い、平成30年秋の褒章において、更生保護事業に寄与した功績により２人の協力雇用主が藍綬褒章を受章した。

6　就職後の職場定着に向けたフォローアップの充実

（1）就労した者の離職の防止【施策番号18】

法務省は、少年院において、就労した者の離職を防止することを目的に、日本財団が実施している職親プロジェクト※4の参加企業の協力を得て、少年院在院者を対象に職場体験を積極的に実施する取組の試行を2017年度（平成29年度）から開始した。また、退院や仮退院をした者又はその保護者等から、就労に関することを含め、健全な社会生活を送る上での問題について相談を求められた場合において、相当と認めるときは少年院の職員が相談に応じることができる制度（少年院法第146条）を設けている。2017年には退院者等からの相談を558件受け付けた。

少年鑑別所において、地域社会における非行及び犯罪に関する各般の問題について、少年、保護者

※4　職親プロジェクト
日本財団と企業が連携し、少年院出院者や刑務所出所者の更生・社会復帰を就労・教育・住居・仲間作りの面から包括的に支えることで、「誰でもやり直しができる社会」の実現を目指す民間発意の取組。

等からの相談のほか、関係機関からの依頼に基づき情報提供、助言、心理検査等のアセスメント、その他の心理的援助等の各種の専門的支援を行うなど、地域社会のニーズに広く対応している。その一環として、犯罪をした者等に対して、仕事や職場の人間関係の悩み等について相談に応じ、助言を行うなど支援を行っている。

保護観察所において、保護観察対象者等に離職やトラブル等のおそれがあると認める場合、保護観察官が適時適切に当該保護観察対象者等に対する面接指導等を行い、就労した者の離職の防止に努めている。また、2012年（平成24年）１月から、東日本大震災による被災が特に甚大であった岩手県、宮城県及び福島県について、更生保護被災地域就労支援対策強化事業（【施策番号５ウ】**資2-5-4**（P24、25）参照）を実施しており、刑務所出所者等に対し、職場定着を実現するための支援及び就労を継続するために必要な住まい探し等の定住支援を併せて行っている。2017年度は、職場定着支援を72件、定住支援を30件実施した。

厚生労働省は、ハローワークにおいて、就職した支援対象者や雇用した協力雇用主に対して、必要な相談・助言等を行い、離職を防止するための支援を行っている。

（2）雇用した協力雇用主に対する継続的支援【施策番号19】

法務省は、少年院において、少年院法第146条（【施策番号18】参照）に基づき、少年院を出院した者を採用した協力雇用主等からの相談を受け付けている。2017年（平成29年）には協力雇用主等以外の事業者からの相談も含め558件の相談を受け付けた。

コレワークにおいて、協力雇用主への継続的支援を行っている（【施策番号５イ】（P23）参照）。

保護観察所において、協力雇用主が保護観察対象者等を雇用した場合は、その後のフォローアップとして、必要に応じ、保護観察官が当該協力雇用主のもとを訪問するなどし、保護観察対象者等の就業状況を把握するとともに、協力雇用主の相談等に応じている。また、更生保護被災地域就労支援対策強化事業（【施策番号18】参照）においても、協力雇用主に対し、職場定着を実現するための支援を行っている。加えて、協力雇用主に対する具体的な支援の充実策を検討するため、アンケート調査（【施策番号４】（P22）参照）を実施し、犯罪をした者等の雇用に伴う不安や負担を調査することとしている。

ハローワークの取組は【施策番号18】を参照。

（3）離職した者の再就職支援【施策番号20】

法務省は、保護観察所において、離職した保護観察対象者に対し、保護観察官が面接指導等により再就職を促すなどしており、特に、更生保護就労支援事業（【施策番号５ウ】**資2-5-4**（P24、25）参照）を実施している21庁においては、就職活動に対する支援が必要と認められる保護観察対象者等に対し、保護観察所から委託を受けた更生保護就労支援事業所がきめ細かな就職活動支援を行っている。

厚生労働省は、ハローワークにおいて、支援対象者が離職して再び就職に向けた支援を行う必要がある場合は、速やかに再就職ができるよう職業相談・職業紹介等を行っている。

7 一般就労と福祉的支援の狭間にある者の就労の確保

（1）受刑者等の特性に応じた刑務作業等の充実【施策番号21】

法務省は、受刑者に従事させる刑務作業について、単純な軽作業から高度な機械操作を要する作業まで、幅広い種類の作業の中から本人の資質、能力及び就労歴等を考慮した上で指定している。刑事施設においては、より多くの作業内容から選定できるよう、様々な業種の民間企業に対する受注活動を行っている。また、高齢等により一般の就業が困難な者については、工場内をバリアフリーとするほか、作業時間を短縮するなどの配慮を行った上で、軽作業等を指定している。

(2) 障害者・生活困窮者等に対する就労支援の活用【施策番号22】

法務省及び厚生労働省は、保護観察官、ハローワーク職員から構成される就労支援チームを設置して、保護観察対象者等に対する就労支援を実施している。障害者、生活困窮者等についても個々の障害や困窮の程度に応じて必要かつ適切な支援を検討・実施している。

法務省は、矯正施設在所者のうち障害等により就労が困難な者に対し、2014年度（平成26年度）から社会内で利用できる就労支援制度を紹介するためのリーフレット（資2-22-1参照）を配布している。2018年度（平成30年度）は、少年院在院者に対しても配布し、延べ5,375部の配布を予定している。

厚生労働省は、障害を有している犯罪をした者等が、就労意欲やその程度等に応じた希望する就労が実現できるよう、引き続き、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型事業（以下「就労系サービス」という。資2-22-2参照。）に取り組んでいる。

そうした中で、障害福祉サービス事業所が矯正施設出所者や医療観察法※5に基づく通院医療の利用者等である障害者（以下「矯正施設出所者等である障害者」という。）を受け入れるに当たっては、①きめ細やかな病状管理、②他者との交流場面における配慮、③医療機関等との連携など手厚い専門的な対応が必要であるため、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、「社会生活支援特別加算」を創設した。同加算では、訓練系、就労系サービス事業所において、精神保健福祉士等の配置により矯正施設出所者等である障害者を支援していること、又は病院等との連携により精神保健福祉士等が事業所を訪問して矯正施設出所者等である障害者を支援していることを報酬上評価して、受入れの促進を図ることとしている。

また、複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、包括的な支援を行う生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）においても、一般の企業等への就労が困難な犯罪をした者等に対する就労支援が可能であり、同法に基づく就労準備支援事業（資2-22-3参照）や就労訓練事業（資2-22-4参照）により、個々の状態像に合わせた個別の支援を展開している。

さらに、生活困窮者の一層の自立を促進するため、第196回国会で成立した生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）による改正後の生活困窮者自立支援法において、福祉事務所設置地方公共団体の任意事業である就労準備支援事業について、その実施を努力義務としたほか、対象者の年齢要件を撤廃し65歳以上も利用可能とすること等により、多様化する就労支援ニーズをとらえた事業の実施を図っている。

資2-22-1　就労支援制度の紹介のリーフレット

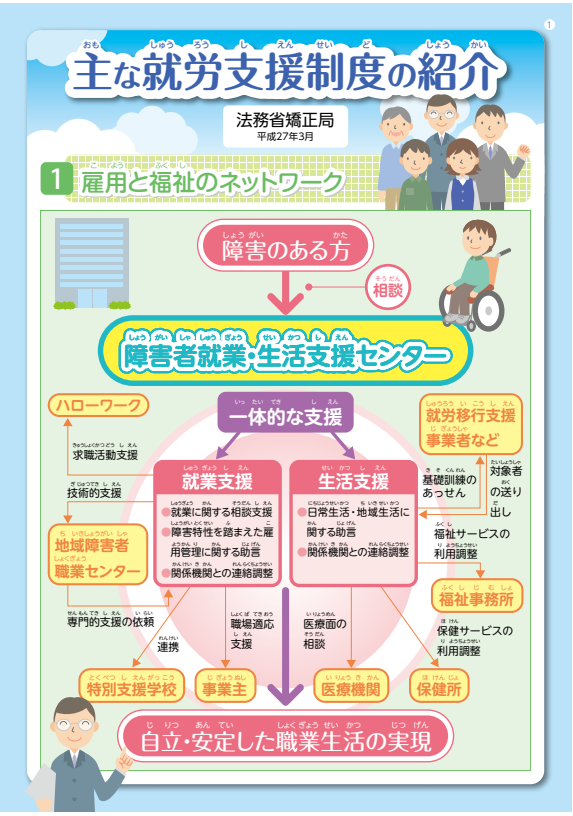

出典：法務省資料による。

※5　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）

資2-22-2　就労系障害福祉サービスの概要

障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス

	就労移行支援事業 （規則第6条の9）	就労継続支援A型事業 （規則第6条の10第1項）	就労継続支援B型事業 （規則第6条の10第2項）
事業概要	通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求職活動に関する支援、③その適性に応じた職場の開拓、④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。 （標準利用期間：2年） ※ 必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新可能	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。 （利用期間：制限なし）	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。 （利用期間：制限なし）
対象者	① 企業等への就労を希望する者 ※平成30年4月から、65歳以上の者も要件を満たせば利用可能。	① 移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ③ 就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者 ※平成30年4月から、65歳以上の者も要件を満たせば利用可能。	① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 ② 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 ③ ①及び②に該当しない者で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者
報酬単価	500～1，089単位／日 ＜定員20人以下の場合＞ ※定員規模に応じた設定 ※就職後6月以上の定着率が高いほど高い報酬	322～615単位／日 ＜定員20人以下、人員配置7.5：1の場合＞ ※利用定員、人員配置に応じた設定 ※平均労働時間が長いほど高い報酬	562～645単位／日 ＜定員20人以下、人員配置7.5：1の場合＞ ※利用定員、人員配置に応じた設定 ※平均工賃月額が高いほど高い報酬
事業所数	3，421事業所 （国保連データ平成30年3月）	3，767事業所 （国保連データ平成30年3月）	11，601事業所 （国保連データ平成30年3月）
利用者数	33，780人 （国保連データ平成30年3月）	69，037人 （国保連データ平成30年3月）	239，635人 （国保連データ平成30年3月）

出典：厚生労働省資料による。

資2-22-3　就労準備支援事業の概要

就労準備支援事業について

事業の概要

○ 生活リズムが崩れている等就労に向け準備が必要な者を対象として、一般就労の準備としての基礎能力の形成に向けて、最長１年間の集中的な支援を実施。（平成27年4月施行の生活困窮者自立支援法により創設）

支援の内容

- **対象者の様々な状態像に応じて、多様な支援メニューを組み合わせたプログラムを作成**。
- **プログラムにより、一般就労に向けて、計画的かつ一貫した支援を実施**。

対象者の様々な状態像

○決まった時間に起床・就寝できない等、**生活習慣の形成・改善が必要**
○他者との関わりに不安を抱えており、コミュニケーション能力などの**社会参加能力の形成・改善が必要**
○**自尊感情や自己有用感を喪失**している
○**就労の意思が希薄・就労に関する能力が低い**
等

×

様々な状態像に対応できる多様な支援メニュー

○**日常生活自立、社会生活自立、就労自立の3つの自立段階を想定した多様な支援メニュー**による支援。（対象者の様々な状態像をカバーできる事業の幅が必要）
○**通所、合宿等の様々な形態で実施**。

（多様な支援メニューの例）
・ワークショップ　・セミナー　・グループワーク　・職場見学　・就労体験　・模擬面接
・応募書類作成指導　・キャリアコンサルティング　・ボランティア活動への参加
・就農訓練事業（平成28年４月より開始）
・福祉専門職との連携支援事業（平成29年４月より開始）　等

（生活・健康講座）

（農作業体験）

（封入作業）

（PC講座）

（就職面接等の講座）

効果

○一般就労の準備としての基礎能力の習得により、一般就労に向けたステップアップを図ることができる。

出典：厚生労働省資料による。

資2-22-4　就労訓練事業の概要

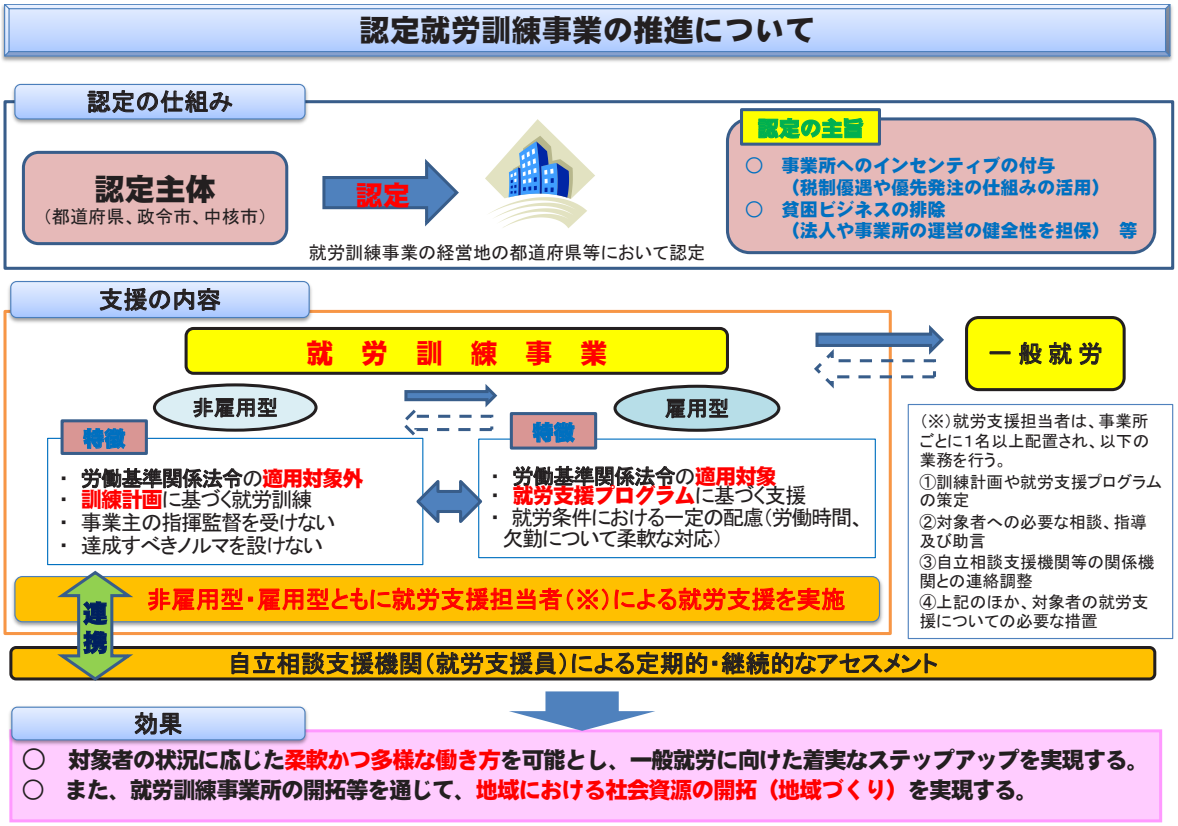

出典：厚生労働省資料による。

（3）ソーシャルビジネスとの連携【施策番号23】

法務省は、全国の保護観察所と労働市場で不利な立場にある人々のための雇用機会の創出・提供に主眼を置いてビジネス展開を図る、いわゆる「ソーシャル・ファーム」との連携を進めている。2018年（平成30年）５月末現在、全国124団体との間で、雇用や受入れなどの連携を実施している。また、2013年度（平成25年度）から、いわゆる「ソーシャル・ファーム」と保護観察所との間で「ソーシャル・ファーム雇用推進連絡協議会」を開催し、相互理解を深めるとともに、一般就労と福祉との狭間にある者への就労支援について協議を行っている。2017年度（平成29年度）は６回開催した。こうした中で、協力雇用主への登録に理解を示すソーシャル・ファームについては、協力雇用主としての登録も促している。

なお、2018年度から、ソーシャルビジネスを運営する企業の視察等を通じ、矯正施設とソーシャルビジネスとの連携の在り方等についての検討も進めている。

さらに、再犯防止シンポジウム（【施策番号101】（P113）参照）において、障害者雇用における農福連携の取組や、ソーシャル・ファームの取組事例などを紹介し、ソーシャルビジネスとの連携を推進した。

Column 1

就労支援事業者機構の取組

全国就労支援事業者機構

認定特定非営利活動法人全国就労支援事業者機構

認定特定非営利活動法人全国就労支援事業者機構

認定特定非営利活動法人全国就労支援事業者機構（以下「全国機構」という。）は、治安の確保による恩恵は社会全体にもたらされるものであり、犯罪をした人等の就労の確保は、一部の善意の篤志家だけでなく、経済界全体の協力と支援により成し遂げられるべきとの趣旨から、2009年（平成21年）に中央の経済諸団体（日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国商工会連合会及び全国中小企業団体中央会）や大手企業関係者が発起人となり設立された法人です。全国50か所（各都府県に1か所、北海道に4か所）には、地方単位の都道府県就労支援事業者機構（以下「都道府県機構」という。）も設置されています。

全国機構の会長は、歴代の日本経済団体連合会の会長が就任し、一種会員（経済・事業者団体）、二種会員（事業者）、三種会員（都道府県機構）及び四種会員（事業者以外の個人、法人、団体）からなる正会員と賛助会員で構成されています。

農業分野における就労支援をテーマとしたフォーラムの様子
【写真提供：全国就労支援事業者機構】

全国機構では、各都道府県機構が実施する①協力雇用主の開拓、②刑務所出所者等を雇用する企業への助成、雇用継続のための相談支援や研修、③刑務所出所者等の求職活動や就労自立の支援等の事業に対する助成を行っています。また、直接の事業として、①就職に際し連帯保証人を得られない人に対する身元保証の引受け、②職業訓練受講者に対する求職活動費及び就労準備費の助成、③農業分野やソーシャルビジネス等における刑務所出所者等の就労の場の開発、④刑務所出所者等と企業との出会いの場の提供（就職セミナー、職場体験、事業所見学など）を実施しています。これらの事業の経費には、会員からの会費や協力団体による寄付が充てられています。

全国機構は、経済界全体として再犯防止に協力する初めての組織であり、事業者の立場から安全安心な社会づくりに貢献することが期待されています。

神奈川県就労支援事業者機構の特色ある取組

都道府県機構の一つである特定非営利活動法人神奈川県就労支援事業者機構（以下「神奈川県機構」といいます。）は、法務省から委託を受け、更生保護就労支援事業を展開してきました。更生保護就労支援事業は、就労支援の対象となる刑務所出所者等（以下「支援対象者」という。）に対するマンツーマンでの仕事探しのサポート、事業主に対する支援対象者への業務上の指導方法等に関する助言、協力雇用主となる事業者の拡大のための活動等を業務内容としています。

また、神奈川県機構では、神奈川県から職場定着支援事業（神奈川県刑務所出所者等就労支援事業）を受託しています。この職場定着支援事業は、更生保護就労支援事業で就職が決定した支援対象者のうち、職場定着支援を受けることに同意した人について、定期的な職場訪問等を行い、さまざまな相談に応じるなどして支援対象者が職場環境に適応できるようにサポートしたり、トラブルやその予兆が認められた場合の対応方法等について雇用主に助言を行うことなどを内容としています。

これらの支援の結果、なかなか就労先を見付けることができなかった人や、それまで短期間での離転職を繰り返していた人が就職し、また、就労を継続して社会復帰を果たしてきました。

2018年（平成30年）8月からは、神奈川県機構は、厚生労働大臣から職業安定法第33条第1項の許可を受けて、無料職業紹介事業を行うことができることになりました。これにより、神奈川県機構の就労支援は、ますます支援対象者と協力雇用主の双方のニーズにかなった、機動的かつ効果的なものになることが期待されています。

第2節　住居の確保等

1 矯正施設在所中の生活環境の調整の充実

(1) 帰住先確保に向けた迅速な調整【施策番号24】

法務省は、更生保護法（平成19年法律第88号）の一部改正により、2016年（平成28年）6月から、保護観察所が行う受刑者等の釈放後の生活環境の調整※6の充実を図っている。具体的には、生活環境の調整に対する地方更生保護委員会の関与を強化し、地方更生保護委員会が、矯正施設収容後の早期の段階から受刑者等に対し帰住先等に関する調査を行うなどした上で、保護観察所に対して指導・助言・連絡調整を行い、保護観察所はこれを踏まえて、例えば薬物依存がある受刑者等に対し、薬物依存からの回復支援等を受けることができる場所への帰住を調整するなど、適切な帰住先を迅速に確保するための取組を行っている。2017年（平成29年）は、地方更生保護委員会において、受刑者等に対する帰住先等に関する調査として、2,446件の面接調査が行われた。

(2) 受刑者等の親族等に対する支援【施策番号25】

法務省は、刑事施設において、受刑者の改善更生と円滑な社会復帰に資するよう、受刑者と親族や雇用主等との外部交通（面会、信書の発受及び電話等による意思連絡）の適切な運用に努めている。

少年院において、保護者に対し、在院者に対する教育方針や教育内容・方法、社会復帰に向けた支援の実施などへの理解と協力を得るため、在院者の処遇に関する情報提供、少年院の職員による面接の実施、少年院で実施する活動への参加の依頼等を行っている。2017年（平成29年）は、延べ1,044回の保護者会が実施され、延べ4,902人の保護者が参加した。また、保護者の矯正教育※7への理解を促進し、職員と協働して在院者の有する問題及び課題を解決するために努力する意欲を向上させること、在院者との相互理解を深めさせること、在院者を監護する役割についての認識を深めさせることを目的として、保護者参加型プログラムを実施している。2017年は、各種行事への参加や、非行問題に関する親子講座等、延べ327回の保護者参加型プログラムが実施され、延べ3,276人の保護者が参加した。

保護観察所において、受刑者等の出所後の生活環境の調整の一環として、受刑者等の親族等に対し、受刑者等の改善更生を助けることへの理解や協力を求めるとともに、相談に応じたり、支援機関の情報提供をしたりするなど、必要に応じた支援を実施している。例えば、薬物依存がある受刑者等の家族に対しては、薬物依存についての知識、本人との接し方、他の関係機関や民間団体からの支援にはどのようなものがあるかといった助言などを行うため、引受人・家族会※8を開催している。2017年度においては、引受人・家族会を235回実施し、2,513人の引受人や家族が参加した。

※6　生活環境の調整
受刑者等の出所後の帰住予定地を管轄する保護観察所が、保護観察官や保護司が引受人等と面接するなどして、帰住予定地の状況を調査し、住居、就労先等が改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境となるよう調整するもの。調整結果に基づき、仮釈放等審理が行われるほか、受刑者等の仮釈放後の保護観察が行われる。

※7　矯正教育
少年院が、保護処分又は刑の執行として、在院者の犯罪的傾向を矯正し、並びに在院者に対し、健全な心身を培わせ、社会生活に適応するのに必要な知識及び能力を習得させるために行う体系的かつ組織的な指導。

※8　引受人・家族会
保護観察所は、規制薬物等に対する依存がある生活環境調整対象者又は保護観察対象者の引受人や家族が薬物依存に関する正確な知識を持ち、薬物依存当事者に対して適切に対応する方法を身に付けることや、支援機関等の情報を得て家族等自身が必要な支援を受けることができるようになることなどを目的として、医療・保健・福祉機関や自助グループ等と連携して薬物依存者の家族等を対象として定期的に引受人・家族会を実施している。

❷ 更生保護施設等の一時的な居場所の充実

（1）更生保護施設における受入れ・処遇機能の充実【施策番号26】

更生保護施設（コラム２（P42）参照）は、主に保護観察所からの委託を受けて、住居がなかったり、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察対象者や更生緊急保護※9の対象者を受け入れて、宿泊場所や食事の提供をするほか、社会復帰のための就職援助や生活相談等を行う施設である。

2018年（平成30年）６月現在、全国に103の施設があり、更生保護法人により100施設が運営されているほか、社会福祉法人、特定非営利活動法人及び一般社団法人により、それぞれ１施設が運営されている。その内訳は、男性のみ受け入れている施設が88、女性のみ受け入れている施設が７、男女とも受け入れている施設が８となっている。収容定員の総計は2,385人であり、男性が成人1,879人と少年321人、女性が成人134人と少年51人である。

2017年度（平成29年度）の委託実人員は7,722人（そのうち、新たに委託を開始した人員は6,279人）、延べ人員は59万1,011人であった。

法務省は、刑務所出所者等がそれぞれの問題性に応じた支援を受けられるよう、更生保護施設のうち一部を、高齢・障害者等を積極的に受け入れる指定更生保護施設や、薬物依存からの回復を支援する薬物処遇重点実施更生保護施設に指定し、これらの指定する施設を拡大すること等により更生保護施設の受入れ及び処遇機能の充実を図っている（指定更生保護施設については【施策番号37】（P45）を、薬物処遇重点実施更生保護施設については【施策番号46】（P55）を参照）。

（2）更生保護施設における処遇の基準等の見直し【施策番号27】

法務省は、保護観察対象者等が抱える問題の複雑化など、近年の更生保護事業を取り巻く状況の変化を踏まえた今後の更生保護事業に関する検討を行うため、2018年度（平成30年度）に学識経験者等を構成員とする有識者による検討会を開催するなどし、高齢者、障害のある者、薬物依存症者等を含めた更生保護施設入所者の特性に応じた支援の在り方や更生保護施設における処遇の在り方といった処遇の基準等の見直しに向けた検討を行っている（【施策番号95】（P105）参照）。

（3）自立準備ホームの確保と活用【施策番号28】

法務省は、社会の中に多様な居場所を確保する方策として、2011年度（平成23年度）から、「緊急的住居確保・自立支援対策」（資2-28-1参照）を実施している。これは、更生保護施設以外のあらかじめ保護観察所に登録された民間法人・団体等に、保護観察所が、保護観察対象者等に対する宿泊場所や食事の提供、生活指導（自立準備支援）を委託するものである。この宿泊場所を自立準備ホームと呼ぶ。2018年（平成30年）４月現在の登録事業者数は395事業者であり、その内訳は、特定非営利活動法人が138、会社法人が93、宗教法人が46、その他が118となっており、多様な法人・団体が登録されている。2017年度（平成29年度）の委託実人員は1,547人（そのうち、新たに委託を開始した人員は1,344人）、延べ人員は９万9,540人であった。

※9　更生緊急保護
保護観察所が、満期釈放者、保護観察に付されない全部執行猶予者及び一部執行猶予者、起訴猶予者等について、親族からの援助や、医療機関、福祉機関等の保護を受けることができない場合や、得られた援助や保護だけでは改善更生することができないと認められる場合、その者の申出に基づいて、食事・衣料・旅費等を給与し、宿泊場所等の供与を更生保護施設に委託したり、生活指導・生活環境の調整などの措置を講ずるもの。刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた後６月を超えない範囲内（特に必要があると認められるときは、更に６月を超えない範囲内）において行うことができる。

資2-28-1　緊急的住居確保・自立支援対策の概要

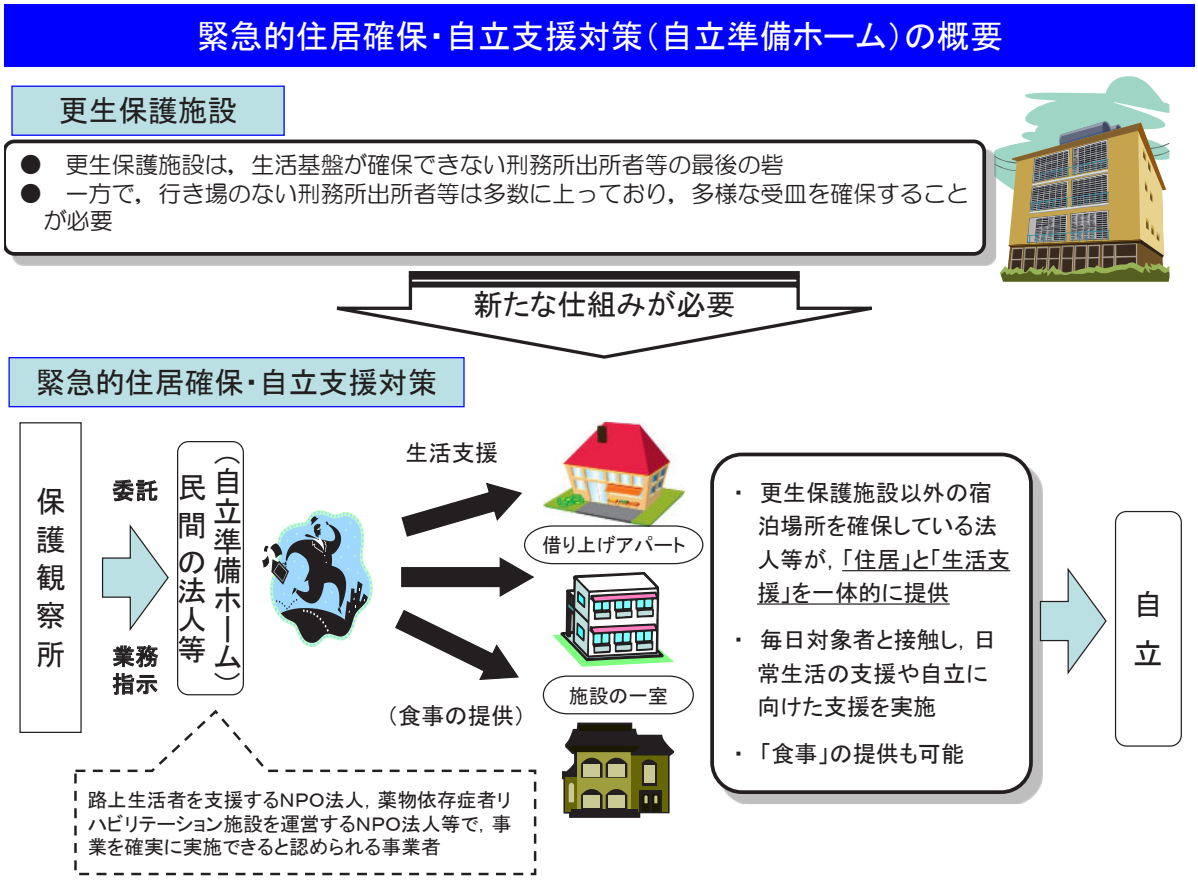

出典：法務省資料による。

3 地域社会における定住先の確保

(1) 住居の確保を困難にしている要因の調査等【施策番号29】

法務省は、犯罪をした者等の中には地域社会に適切な定住先を確保できない者がいるという課題を踏まえて、2018年度（平成30年度）に更生保護施設や社員寮を提供している協力雇用主等に対してアンケート調査（【施策番号４】（P22）参照）を実施するなどして、犯罪をした者等の住居の確保を困難にしている要因について調査することとしている。それらの結果を踏まえて、身元保証制度（【施策番号11】（P29）参照）の在り方の見直しや、必要な施策の検討を行うこととしている。

(2) 住居の提供者に対する継続的支援の実施【施策番号30】

法務省は、2018年（平成30年）１月及び３月に、公営住宅の事業主体である地方公共団体から相談があった際には、その相談内容を踏まえて保護観察対象者等に指導及び助言を行うことや、身元保証制度（【施策番号11】（P29）参照）の活用事例を情報提供等するよう更生保護官署（地方更生保護委員会及び保護観察所）に対して周知し、保護観察対象者等であることを承知して住居を提供する者に対する継続的支援を行っている。

(3) 公営住宅への入居における特別な配慮【施策番号31】

国土交通省は、2017年（平成29年）12月に、各地方公共団体に対して、保護観察対象者等が住宅に困窮している状況や地域の実情等に応じて、保護観察対象者等の公営住宅への入居を困難としている要件を緩和すること等について検討するよう要請した。また、併せて、矯正施設出所者が該当する可能性が高い「著しく所得の低い世帯」は、公募が原則である公営住宅において、特に居住の安定

確保が必要な者として、各事業主体の判断により、抽選倍率を優遇するなどの優先入居の取扱いが可能であることを踏まえ、「著しく所得の低い世帯」を優先入居の対象とすることについても適切な対応を要請した。

(4) 賃貸住宅の供給の促進【施策番号32】

法務省は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）に基づき、犯罪をした者等のうち、同法第2条第1項が規定する住宅確保要配慮者※10に該当する者に対して、個別の事情に応じ、賃貸住宅に関する情報の提供及び相談を実施している。

また、2012年（平成24年）1月から、東日本大震災による被災が特に甚大であった岩手県、宮城県及び福島県について、更生保護被災地域就労支援対策強化事業（【施策番号18】（P32）参照）として、定住先が円滑に確保できない保護観察対象者等に対し、定住を実現するための支援を行っている。

(5) 満期出所者に対する支援情報の提供等の充実【施策番号33】

法務省は、刑事施設において、出所後の社会生活で直ちに必要となる知識の付与等を目的として、講話や個別面接等を行い釈放前の指導を実施している。特に、適当な帰住先を確保できないまま刑期を終え、満期出所となる受刑者の再犯を防止するため、同指導において、更生緊急保護（【施策番号26】（P39）参照）の制度や、社会保障等の社会における各種手続についての知識をそうした受刑者に伝えている。

また、保護観察所において、帰住先を確保できないまま満期出所した更生緊急保護対象者に対して、更生保護施設等への委託をするほか、必要に応じて保健医療・福祉関係機関等の地域の支援機関等についての情報の提供を行うなどして、一時的な居場所の提供や地域社会における定住先の確保のための取組の充実を図っている。2017年（平成29年）は、更生保護施設及び自立準備ホームに対して、2,457人の満期出所者への宿泊場所の提供などを委託し、これらの者の一時的な居場所を確保した。

※10 住宅確保要配慮者
低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を養育している者、保護観察対象者等

Column 2

女性の更生保護施設における「生きづらさ」への支援

更生保護法人静修会荒川寮施設長　福田　順子

刑務所から釈放された人などで身寄りがなかったり、社会生活上の問題があるなどの理由で適当な住居がない人たちがいます。更生保護施設は、そのような人たちに宿泊場所や食事を提供するだけでなく、自立更生に必要な生活指導等を行うことにより、円滑な社会復帰を支援する民間の施設です。明治期に民間篤志家が始めた免囚保護事業が更生保護施設のはじまりといわれています。

東京の下町にある静修会荒川寮は定員20名の女性専用の更生保護施設です。入所者の多くがアルコール・薬物・ギャンブル・人間関係などの何らかのアディクション（依存症）の問題を背景とした「生きづらさ」を抱えています。近年、クレプトマニア（窃盗症）や摂食障害等による万引きを繰り返す入所者も増えています。こうしたさまざまな依存症の問題を抱えた女性に対する荒川寮の取組を御紹介します。

「女性の健康を考える会」について

薬物事犯者の増加に伴い、2000年（平成12年）から入所者全員を対象に、依存症を中心とした酒害・薬害教育プログラムを開始しました。外部の専門家（精神科医師、保健師、臨床心理士、弁護士、婦人科医師、アサーティブトレーナー（コミュニケーションスキルの指導者）等）による講義やグループワークを実施しています。講師は全て、地域の「社会資源」であり、関係機関とのネットワークづくりを円滑なものにしています。外部協力者である精神科医師の助言を受けて、「女性の健康を考える会」と名付けましたが、このネーミングには、入所者が自分の身近な健康問題に絡めて「依存症」を考えてもらえるようにとの思いを込めています。

ピアサポート（仲間を支える）による回復プログラム

2001年（平成13年）からは、近隣のダルクの女性スタッフを招いて個別面接を中心とした「薬物対象者処遇プログラム」を実施しています。このプログラムでは、「薬物依存症からの回復」について実体験を話してもらい、NA（ナルコティクス・アノニマス）ミーティングの会場等の情報提供を受け、入所者がミーティングに参加する際ダルクスタッフに同行してもらうこともあります。

また、同じく2001年からは、女性の更生保護施設では初めてAA（アルコホーリクス・アノニマス）の女性メンバーの協力を得てミーティングを開始しました。現在は「アディクションミーティング」として、摂食障害、ゲームやネット依存、盗癖やアルコール・薬物依存など様々な依存症や重複する嗜癖問題について、職員がファシリテーターとしてグループミーティングを実施しています。当施設の退所者もAAメンバーとして参加することがあります。2007年（平成19年）からは、ギャンブル依存の問題のある入所者と回復者との面接も始め、現在、退所者も回復者として経験等を伝えに来るようになりました。最近では、「自分の問題を考えるワークブック」を使用して、退所後もプログラムを継続できるよう動機付けをしています。

現在、これらのアディクション関連のプログラムを**「女性の健康を考える処遇プログラム」**と総称して実施しています。地域生活に向けた「社会資源」を活用した取組として、自助グループや福祉・医療機関等と連携をとることにより、様々な問題を抱えた入所者への処遇の輪が広がっていきました。

回復者と出会い、ピアサポートを知る機会を持つことで回復が信じられるようになったという人も少しずつですが増えてきました。彼女たちの「生きづらさ」に寄り添い、変わる「きっかけ」をつくれるように支援していきたいと思います。

外部の専門家によるグループワークの様子
【写真提供：静修会荒川寮】

第3章

保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

社会復帰支援指導プログラム（理学療法士による指導場面）

第3章 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

第1節 高齢者又は障害のある者等への支援等

1 関係機関における福祉的支援の実施体制等の充実

(1) 刑事司法関係機関におけるアセスメント機能等の強化【施策番号34】

法務省は、矯正施設において、犯罪をした者等について、福祉サービスのニーズを早期に把握し、円滑に福祉サービスを利用できるようにするため、社会福祉士又は精神保健福祉士を非常勤職員として配置している。さらに、刑事施設においては2014年度（平成26年度）から、少年院においては2015年度（平成27年度）から、福祉専門官（社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する常勤職員）の配置を進めている。社会福祉士等の配置施設数の推移は資3-34-1のとおりである。また、2018年度（平成30年度）からは大規模な刑事施設８庁において、認知症スクリーニング検査等を実施し、認知症等の早期把握に努めている。

少年鑑別所において、2015年の少年鑑別所法施行後、地域援助の一環として、いわゆる入口支援※1への協力として、被疑者等の福祉的支援の必要性の把握のために、検察庁からの依頼を受けて、知的能力等の検査を実施しており、2017年（平成29年）は170件の依頼を受けた。

保護観察所において、福祉サービス利用に向けた調査・調整機能の強化のため、福祉的支援等を担当する保護観察官が、福祉的支援に関する講義を含む保護観察官向けの研修に参加しているほか、社会福祉士会等が主催する研修に積極的に参加したり、刑事司法関係機関と福祉関係機関が参加する福祉的支援に関する事例研究会に参加するなどして、保護観察官のアセスメント能力の更なる向上等を図っている。

資3-34-1 刑事施設・少年院における社会福祉士、精神保健福祉士及び福祉専門官の配置施設数の推移

（平成25年度～30年度）

区分	矯正施設の別	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
社会福祉士	刑事施設	67	69	69	70	70	70
	少年院	5	12	16	16	18	18
精神保健福祉士	刑事施設	8	8	8	8	8	8
	少年院	2	2	2	2	2	2
福祉専門官	刑事施設	—	12	26	34	39	48
	少年院	—	—	2	2	2	3

注　1　法務省資料による。
　　2　刑事施設は、PFI手法により運営されている施設を除く。

(2) 高齢者又は障害のある者等である受刑者等に対する指導【施策番号35】

法務省は、刑事施設において、高齢又は障害を有する受刑者の円滑な社会復帰を図るため、2014年度（平成26年度）から、高齢又は障害を有する受刑者に対する「社会復帰支援指導プログラム」の試行を一部の施設で開始し、2017年度（平成29年度）から全国的に展開している。同プログラムは、刑事施設の職員による指導のほか、地方公共団体、福祉関係機関等の職員や民間の専門家を指

※1　入口支援
一般に、矯正施設退所者を対象とした出口での支援に対して、刑事司法の入口の段階、すなわち、刑事施設に入所するに至る前の段階で、罪を犯した者に対して、福祉的支援につなげるなどの支援を行うことをいう。

導者として招へいするなど、関係機関等の協力を得ながら実施している。その内容には、基本的動作能力・体力の維持・向上のための健康運動指導や各種福祉制度に関する基礎的知識の習得を図るための指導などが含まれている。2017年８月から2018年（平成30年）３月末までの間に、343人の高齢又は障害を有する受刑者に対して同プログラムを実施した。

（3）矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等の多機関連携の強化等【施策番号36】

法務省及び厚生労働省は、2009年（平成21年）４月から、受刑者等のうち、適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障害のある者等が、矯正施設出所後に、福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、矯正施設、保護観察所、地域生活定着支援センター（コラム３（P49）参照）等の関係機関が連携して、矯正施設在所中から必要な調整を行い出所後の支援につなげる特別調整（資3-36-1 参照）の取組を実施してきた。

この取組では、関係機関の連携が重要であることを踏まえ、矯正施設、保護観察所、地域生活定着支援センター等において、特別調整の対象者等に対する福祉的支援に係る事例研究会や、各関係機関等が有している制度や施策について相互に情報交換等を行う連絡協議会等を行っている。加えて、2018年度（平成30年度）からは、地域生活定着支援センターにおいて矯正施設入所早期からの関わりや地域の支援ネットワークの構築の推進を強化するなど、更なる連携機能の充実強化を図っている。

資3-36-1　特別調整の概要

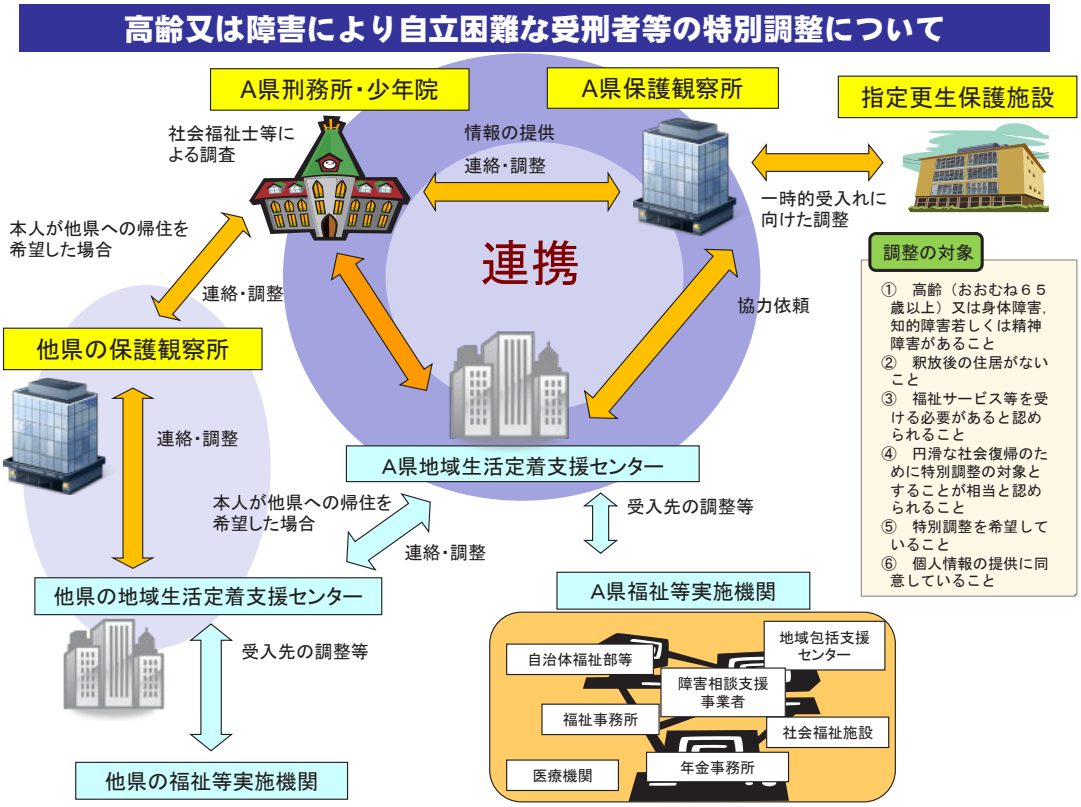

出典：法務省資料による。

（4）更生保護施設における支援の充実【施策番号37】

法務省は、2009年度（平成21年度）から、一部の更生保護施設を指定更生保護施設に指定し、社会福祉士等の資格等を持った職員を配置し、高齢や障害の特性に配慮しつつ社会生活に適応するための指導を行うなどの特別処遇（資3-37-1 参照）を実施している。指定更生保護施設の数は、2018年（平成30年）８月現在で71施設であり、2017年度（平成29年度）に特別処遇の対象となった者は、1,725人であった。

資3-37-1　更生保護施設における特別処遇の概要

更生保護施設における
高齢者又は障害を有する者の特性に配慮した処遇の充実

◎　全国の更生保護施設（103ヵ所）のうち、高齢者や障害者を一時的に受入れる施設として71ヵ所を指定。
◎　指定された施設に，社会福祉士，精神保健福祉士，介護福祉士の専門資格等を有する職員を配置（※）して，高齢や障害の特性に配慮した処遇を実施。
※全国で77人（6ヵ所の指定施設には2人）を配置。

<対象者>　①から③までの全てを満たし，かつ，更生保護施設に一時的に受け入れることが必要かつ相当であると保護観察所の長が認める者。
①　高齢（おおむね６５歳以上）であり，又は障害（身体・知的・精神のいずれか）があると認められること。
②　適当な住居がないこと。
③　高齢又は障害により，健全な生活態度を保持し自立した生活を営む上で，公共の衛生福祉に関する機関等による福祉サービス等を受けることが必要であると認められること。

<高齢や障害の特性に配慮した処遇の内容>
①　高齢又は障害を有する者の特性に配慮した社会生活に適応するための指導・訓練
②　医療保健機関と連携した健康維持のための指導，助言
③　更生保護施設退所後に円滑に福祉サービス等を受けるための調整
・　地域生活定着支援センターや社会福祉施設等に対する情報の伝達（対象者の心身の状況，生活状況等）
・　更生保護施設退所後の生活基盤の調整（生活保護申請の支援等）

出典：法務省資料による。

（5）刑事司法関係機関の職員に対する研修の実施【施策番号38】

法務省は、検察官に対する研修等において、犯罪をした者等の福祉的支援の必要性を的確に把握することができるよう、大学教授等による講義のほか更生保護施設等への派遣研修などを実施している。

矯正職員に対して、新規採用職員、初級幹部要員及び上級幹部要員に対する集合研修において、高齢者及び障害のある者等の特性についての理解を深めるため、福祉施設における実務研修（勤務体験実習）や福祉施設職員による講義・指導等を実施している。また、高齢受刑者に対する改善指導とその課題等について講義も実施している。集合研修以外にも、社会福祉制度等に習熟し、福祉的支援を必要とする受刑者等に対する支援を適切に実施することを目的として、2017年度（平成29年度）から、高齢者及び障害のある者等を受け入れる更生保護施設における実務研修（勤務体験実習）を実施している。さらに、2018年度（平成30年度）からは大規模な刑事施設８庁において、刑務官を対象に、高齢受刑者、障害や認知症を有する受刑者への適切な処遇の充実を図るため、認知症サポーター養成研修を実施するとともに、福祉機関における実務研修（勤務体験実習）を実施している。また、発達上の課題を有する在院者の処遇に当たる少年院職員に対し、適切に指導するための知識、技能を付与することを目的とした研修を実施している。

更生保護官署職員に対して、各種研修において、職員の経験や業務内容に応じ、高齢者及び障害のある者等の特性等についての理解や知識等を深めるための講義や福祉施設等の見学を実施している。

2　保健医療・福祉サービスの利用に関する地方公共団体等との連携の強化

（1）地域福祉計画・地域医療計画における位置付け【施策番号39】

法務省、検察庁及び厚生労働省は、地方公共団体が地方再犯防止推進計画を策定する際に、地域福祉と一体的に展開することが望ましい分野については地域福祉計画（資3-39-1参照）を積極的に活用するよう、再犯防止推進計画に係るブロック別担当者説明会や地方再犯防止推進計画の策定等のための協議会等の機会に周知している。

厚生労働省は、都道府県が医療計画（資3-39-2参照）を策定するに当たって参考となるように、

資3-39-1　地域福祉計画の概要

地域福祉（支援）計画について

概要

○ **「市町村地域福祉計画」**(社会福祉法第107条)と**「都道府県地域福祉支援計画」**(同法第108条)からなる。

○ **「市町村地域福祉計画」**は、市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、多様な関係機関と協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とする。

○ **「都道府県地域福祉支援計画」**は、広域的な観点から、市町村の地域福祉が推進されるよう、各市町村の規模、地域の特性、施策への取組状況等に応じて支援していくことを内容とする。

○ 平成29年法改正により、盛り込むべき事項に福祉の各分野における共通事項等を追加するとともに、策定を努力義務化。

計画に盛り込むべき事項

＊下線部分は平成29年法改正により追加された記載事項（平成30年4月1日施行）

【市町村地域福祉計画】

1　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
2　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
3　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
4　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
5　法第106条の3第1項各号に掲げる事業(※)を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

【都道府県地域福祉支援計画】

1　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
2　市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
3　社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
4　福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
5　市町村による法第106条の3第1項各号に掲げる事業の支援に関する事項

※①地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
②地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
③生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

出典：厚生労働省資料による。

資3-39-2　医療計画の概要

医療計画について

○ 都道府県が、国の定める基本方針に即し、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るために策定するもの。

○ 医療資源の地域的偏在の是正と医療施設の連携を推進するため、昭和60年の医療法改正により導入され、都道府県の二次医療圏ごとの病床数の設定、病院の整備目標、医療従事者の確保等を記載。平成18年の医療法改正により、疾病・事業ごとの医療連携体制について記載されることとなり、平成26年の医療法改正により「地域医療構想」が記載されることとなった。

計画期間　6年間　（現行計画の期間：平成30年度～平成35年度）
※在宅医療に係る部分については、中間年で見直すこととしている。

主な記載事項

○ 医療圏の設定
・ 病院の病床及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として区分。

三次医療圏
都道府県の区域を単位として設定。
ただし、都道府県の区域が著しく広いことその他特別な事情があるときは、複数の区域又は都道府県をまたがる区域を設定することができる。
↓
臓器移植等の
特殊な医療を提供

二次医療圏
一体の区域として病院等における入院に係る医療を提供することが相当である単位として設定。その際、以下の社会的条件を考慮する。
・地理的条件等の自然的条件
・日常生活の需要の充足状況
・交通事情　等
↓
一般の入院に係る医療を提供

・ 国の指針において、一定の人口規模及び一定の患者流入・流出割合に基づく、二次医療圏の設定の考え方を明示し、見直しを促進。

○ 基準病床数の算定

○ 医療の安全の確保

○ 地域医療構想
・ 2025年の、高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4機能ごとの医療需要と将来の病床数の必要量、在宅医療等の医療需要を推計。

○ 5疾病・5事業（※）及び在宅医療に関する事項
※ 5疾病…5つの疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患）。
5事業…5つの事業（救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む。））。
・ 疾病又は事業ごとの医療資源・医療連携等に関する現状を把握し、課題の抽出、数値目標の設定、医療連携体制の構築のための具体的な施策等の策定を行い、その進捗状況等を評価し、見直しを行う（PDCAサイクルの推進）。

○ 医療従事者の確保
・ 地域医療支援センターにおいて実施する事業等による医師、看護師等の確保。

出典：厚生労働省資料による。

精神疾患の医療提供体制の構築に係る指針を定めている。当該指針では、推進法において、犯罪をした薬物依存症者等に対し、適切な保健医療サービス等が提供されるよう、関係機関の体制整備を図ることが明記されている点を紹介している。なお、都道府県が第７次医療計画を策定するに当たって、薬物依存症に対応できる医療機関を明確化するよう要請している。

（2）社会福祉施設等の協力の促進【施策番号40】

障害福祉サービス事業所が矯正施設出所者や医療観察法に基づく通院医療の利用者等である障害者（以下「矯正施設出所者等である障害者」という。）を受け入れるに当たっては、①きめ細かな病状管理、②他者との交流場面における配慮、③医療機関等との連携などの手厚い専門的な対応が必要であるため、業務負担に応じた報酬を設定することが求められている。

厚生労働省は、このような状況を踏まえ、これまで障害者総合支援法※2において、障害のある人が共同生活する場であるグループホーム等で矯正施設出所者等である障害者に対し、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を行った場合に報酬上評価していた。

さらに、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において創設した「社会生活支援特別加算」では、訓練系、就労系サービス（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型）事業所が精神保健福祉士等を配置している場合や病院等との連携により精神保健福祉士等が訓練系、就労系サービス事業所を訪問している場合に、矯正施設出所者等である障害者を支援していることについて、①本人や関係者からの聞き取りや経過記録・行動観察等によるアセスメントに基づき、他害行為等に至った要因を理解し、再び同様の行為に及ばないための生活環境の調整と必要な専門的支援（教育又は訓練）が組み込まれた自立訓練（機能訓練）計画等の作成、②指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催等、③日中活動の場における緊急時の対応等の支援を行うことを報酬上評価することとした（【施策番号22】（P34）参照）。

（3）保健医療・福祉サービスの利用に向けた手続の円滑化【施策番号41】

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳については、矯正施設在所中の者であっても交付を受けることができ、出所後も有効に利用できることとなっている。また、障害福祉サービス等については、矯正施設在所中の者に対し、出所後の障害福祉サービス等の利用を目的として、市町村の認定調査員が刑務所を訪問するなどして入所中の者に関する障害支援区分の認定を行った後に、サービス等利用計画を作成の上で障害福祉サービス等の支給決定を行っている。さらに、生活保護については、生活保護制度における保護の実施責任が要保護者の居住地（要保護者の居住事実がある場所）又は現在地により定められるとされており、要保護者が刑務所又は少年院より釈放され、又は仮釈放された者の場合、帰住先が出身世帯であるときは、その帰住地を居住地とし、そうでないときは、その帰住地を現在地とみなすこととし、その取扱いを明確に示している。

法務省は、住民票が消除されるなどした受刑者等が、矯正施設出所後速やかに保健医療・福祉サービスを利用することができるよう、今後、総務省の協力を得て矯正施設・保護観察所の職員に対して住民票に関する手続等の周知徹底を図ることなどの検討を進めることとしている。

③ 高齢者又は障害のある者等への効果的な入口支援の実施

（1）刑事司法関係機関の体制整備【施策番号42】

法務省は、保護観察所において、起訴猶予等となった高齢者又は障害のある者等福祉的支援が必要な者に対する更生緊急保護を担当する保護観察官の配置を充実させるとともに、2018年度（平成30

※2　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

年度）から、入口支援（【施策番号34】（P44）参照）に適切に取り組むための、特別支援ユニットを設置し、更生緊急保護対象者に継続的な生活指導や助言を行えるよう体制の整備を行っている。2018年８月現在、19庁に特別支援ユニットを整備している。

また、検察庁は、社会復帰支援を担当する検察事務官の増配置や社会福祉士から助言を得られる体制整備などにより、社会復帰支援の実施体制の充実を図っている。

（2）刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方の検討【施策番号43】

法務省及び厚生労働省は、地域のネットワークにおける取組状況も参考としつつ、一層効果的な入口支援（【施策番号34】（P44）参照）の実施方策を含む刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方についての検討会を設置し、検討を進めることとしている。

Column 3

“やさしい社会”その実現に向けて ～地域生活定着支援センターの挑戦～

全国地域生活定着支援センター協議会

全国地域生活定着支援センター協議会　事務局長　伊豆丸剛史

昨今、「再犯防止」という言葉をよく見聞きするようになった。これは、2016年（平成28年）12月に成立した「再犯の防止等の推進に関する法律」によるところが大きい。

今回は、その中でも特に注目が集まっている「福祉と再犯防止」について、「地域生活定着支援センター」という福祉サイドの活動を切り口に、その両者の親和性について考えてみたい。

「福祉と再犯防止」、ここに直線的な親和性は存在しない。

なぜなら、福祉とは本来「welfare＝しあわせやゆたかさ」を指し、「再犯防止」の対極にある考え方だからだ。しかしながら、個々の「しあわせ＝福祉」を真っ直ぐに追求していくことが、ひいては「犯罪を生まない社会」、すなわち「再犯防止」に繋がっていくのだとすれば、そこにはじめて間接的な親和性が生まれていくのではないだろうか。

地域生活定着支援センターは、刑務所出所後の帰住先がない受刑者、特に障がい者や高齢の受刑者の「しあわせ」を追求していく、まさにその「福祉」を具現化するセンターとして、2009年度（平成21年度）に厚生労働省によって事業化された。現在では、各都道府県に原則１か所ずつ設置されており、受刑中から出所後の帰住先を探したり、出所後も伴走的に寄り添ったりといった、いわば刑務所と社会とを繋ぐ“架け橋”の役割を担っている。厚生労働省から公表されている「地域生活定着支援センターの支援状況」によれば、毎年約1,400名程度の受刑者等が地域生活定着支援センターの支援を受けており、福祉の支援を受けて社会復帰していく方たちは確実に増え続けている。また、このような全国的な支援活動を広くサポートしていくことを目的に、2010年（平成22年）３月には「全国地域生活定着支援センター協議会」（以下「全定協」という。）が発足している。詳細については、全定協のウェブサイトに掲載されているので、ぜひ御覧いただきたい。

地域生活定着支援センターも、間もなく事業開始から丸10年を迎える。この間、全国の地域生活定着支援センターに求められるニーズは、単に「刑務所等に服役している帰住先がない障がい者や高齢の受刑者への社会復帰支援」というフェーズから、いかに「地域社会を巻き込み、どれだけ理解者を広げ、息の長い支援の輪を地域社会の中に芽吹かせていくか」、そういったフェーズに移ってきているように思う。

ここで、全国の地域生活定着支援センターにおける多彩な取組の中から、大学とコラボレートした特色ある２例を御紹介したい。

大阪府地域生活定着支援センター（以下「大阪定着」という。）では、地域における支援のネットワークづくりと啓発を目的として、「刑務所ぐらし、シャバぐらし」という連続ワークショップを開催している。こちらは、大阪定着とその母体法人である「よりそいネットおおさか」が、「大阪市立大学都市研究プラザ」と手を取り合い、刑務所の仕組み等に通じた専門家や実際に出所者支援に携わっている関係者が講演を行って受刑者が社会復帰する際のハードルを伝えるとともに、彼らを受け入れる社会の側のチカラを醸成している。聴講には、矯正関係者や弁護士、保護観察官等といった司法関係者のほか、学生なども多数訪れるなど、啓発だけではなく、人材育成の場ともなり得ている。

大阪定着と大阪市立大学都市研究プラザ等による連続ワークショップの様子
【写真提供：大阪府地域生活定着支援センター】

次に、長崎県地域生活定着支援センター（以下「長崎定着」という。）では、「長崎多職種連携・たまごの会」という学生サークルとの勉強会やフィールドワークを重ねている。こちらは医師のたまごである長崎大学医学科の学生とソーシャルワーカーのたまごである長崎純心大学の学生同士が、社会に巣立つ前の“たまご”の時から交流し学びを深めることで、“ひよこ＝社会人”になっても医療と福祉の垣根のない繋がりを創っていこうという、新しい発想のサークルである。長崎定着では、同会と「刑務所参観」を実施したり、大学内での勉強会やグループワークを重ね、医療と福祉に司法福祉の領域を混ぜ込んだ、まさに活きた人材創出・育成に力を入れている。

長崎定着と長崎多職種連携・たまごの会（学生サークル）による長崎刑務所参観の様子
【写真提供：長崎県地域生活定着支援センター】

以上、「福祉と再犯防止」の関係性を織り交ぜながら、地域生活定着支援センターの活動やその特色ある取り組みを御紹介した。

これからも、私たち全国の地域生活定着支援センターは「再犯防止」ではなく、個々の「しあわせ」を追求していく。きっと、その道は「犯罪を生まない社会」へと繋がり、さらにその先には誰にとっても“やさしい社会”が広がっているのだと信じて。

第２節　薬物依存を有する者への支援等

1　刑事司法関係機関等における効果的な指導の実施等

（1）再犯リスクを踏まえた効果的な指導の実施【施策番号44】

ア　矯正施設内における指導等について

（ア）刑事施設

法務省は、刑事施設において、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）の施行に伴い開始された改善指導（【施策番号１、２】、資2-2-1（P18、19）参照）のうち、特別改善指導の一類型として、2006年度（平成18年度）から薬物依存離脱指導の標準プログラム（指導の標準的な実施時間数や指導担当者、カリキュラムの概要などを定めたもの。）を定め、同指導を実施している。

2016年度（平成28年度）には、同年６月に施行された刑の一部の執行猶予制度（資3-44-1参照）の趣旨を踏まえ、同指導の標準プログラムを改正し、2017年度（平成29年度）から本格的に実施している（資3-44-2参照）。これにより、刑期の短い者やグループワークになじまない者への指導が可能となった。改正の内容としては、認知行動療法※3に基づく標準プログラムとして、必修プログラム（麻薬、覚醒剤その他の薬物に依存があると認められる者全員に対して実施するもの）、専門プログラム（より専門的・体系的な指導を受講させる必要性が高いと認められる者に対して実施するもの）、選択プログラム（必修プログラム又は専門プログラムに加えて補完的な指導を受講させる必要性が高いと認められる者に対して実施するもの）の三種類を整備し、対象者の再犯リスク、すなわち、犯罪をした者が再び犯罪を行う危険性や危険因子等に応じて、各種プログラムを柔軟に組み合わせて実施できるようにした。2017年度の受講開始人員（三種類のプログラムの総数）は１万989人となっている。

資3-44-1　刑の一部の執行猶予制度

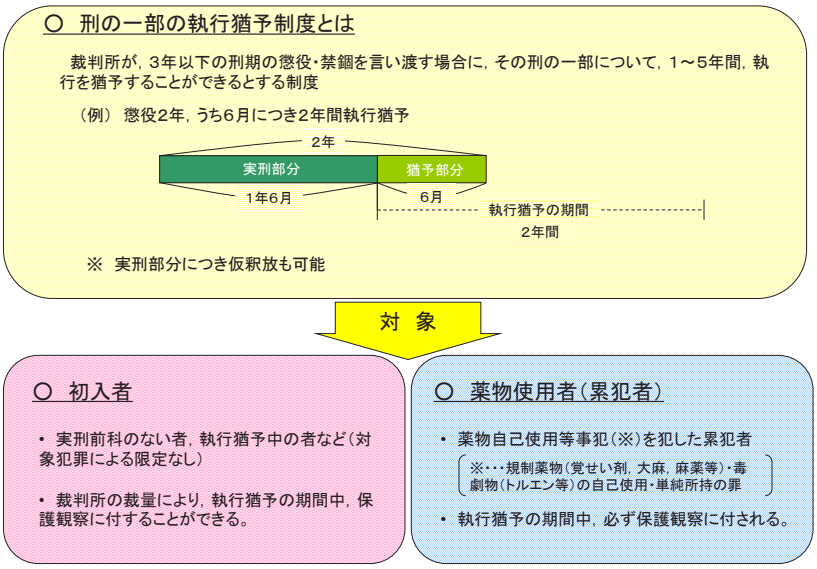

出典：法務省資料による。

※3　認知行動療法
行動や情動の問題、認知的な問題を治療の標的とし、これまで実証的にその効果が確認されている行動的技法と認知的技法を効果的に組み合わせて用いることによって問題の改善を図ろうとする治療アプローチを総称したもの。問題点を整理することによって本人の自己理解を促進するとともに、問題解決能力を向上させ、自己の問題を自分でコントロールしながら合理的に解決することのできる力を増大させることをねらいとして行われる。（「臨床心理学キーワード〔補訂版〕」坂野雄二　編　より引用・加工）

資3-44-2　薬物依存離脱指導の概要（1）

地域社会とともに
開かれた矯正へ

刑事施設における特別改善指導

薬物依存離脱指導

■　指導の目標
　薬物依存の認識及び薬物使用に係る自分の問題を理解させた上で，断薬への動機付けを図り，再使用に至らないための知識及びスキルを習得させるとともに，社会内においても継続的に薬物依存からの回復に向けた治療及び援助等を受けることの必要性を認識させること。

- 対象者　麻薬，覚せい剤その他の薬物に対する依存がある者
- 指導者　刑事施設の職員（法務教官，法務技官，刑務官），処遇カウンセラー（薬物担当），民間協力者（民間自助団体等）
- 指導方法　グループワーク，民間自助団体によるミーティング，講義，視聴覚教材，課題学習，討議，個別面接　等
- 実施頻度等　１単元６０～９０分　全２～１２単元　標準実施期間：１～６か月※
  ※　薬物への依存の程度，再使用リスク等に応じて，必修プログラムのほか，専門プログラム・選択プログラムを組み合わせて実施。

カリキュラム

	項目	指導内容
必修	はじめに	プログラム概要を説明し，受講意欲を高めさせる。
	薬物使用の影響	薬物を使用することの利点と欠点について考えさせることで問題意識を持たせる。
	引き金に注意	薬物使用につながる「外的引き金」，「内的引き金」を具体化させ，自分の薬物使用のパターンの流れについての理解を深めさせる。
	再使用の予測と防止①	薬物を使用していた行動・生活パターンに戻ってしまう「リラプス」の兆候に気付き，対処する必要があることを理解させ，自分自身の「リラプス」の兆候及び対処方法を具体的に考えさせる。
	再使用の予測と防止②	回復途中に感じる「退屈さ」が「引き金」になることに気付かせ，スケジュールを立てることの大切さを理解させる。回復過程においては，ストレスの自覚と適切な対処が大切であることを理解させ，具体的な対処方法を考えさせるとともに実行を促す。
	活用できる社会資源	社会内で断薬を継続するための支援を行う専門機関についての情報を提供するとともに，民間自助団体の活動を紹介し，その内容について理解させる。
	おわりに	「再使用防止計画書」を作成させ，自分にとってのリラプスの兆候や引き金となる事象，それらへの対処方法について具体的にまとめさせる。
選択	項目及び指導内容については，専門プログラムから項目を選択し，各項目の指導内容に準じた内容とする。	

	項目	指導内容
専門	オリエンテーション	プログラムの概要を説明し，目的とルールについて理解させる。薬物を使用することの利点と欠点について考えさせることで問題意識を持たせ，受講意欲を高めさせる。依存症とは何かを理解させる。
	薬物使用の流れ	薬物依存がどのように形成されるのかを理解させ，入所前の自分の状態を振り返らせる。「引き金」とは何かを理解させ，薬物使用に至る流れに関する知識を身に付けさせる。
	外的引き金	薬物使用につながる「外的引き金」を具体化させ，自分の薬物使用のパターンの流れについての理解を深めさせる。
	内的引き金	自分の薬物使用につながる「内的引き金」を具体化させ，自分の薬物使用のパターンや流れについての理解を深めさせる。
	回復段階	薬物依存からの回復の段階における特徴的な心身の状況を理解させ，回復に対する見通しを持たせる。
	リラプスの予測と防止	「リラプス」とは，薬物を使用していた行動・生活パターンに戻ってしまうことであり，再使用防止のためには「リラプス」の兆候に気付き，対処する必要があることを理解させ，自分自身の「リラプス」の兆候及び対処方法を具体的に考えさせる。
	いかりの綱	再使用には前兆があることを気付かせ，再使用に至らないための方法を具体的に考えさせる。所内生活において，それらの対処方法を実践するよう促す。
	退屈	回復途中に感じる「退屈さ」が「引き金」になることに気付かせ，スケジュールを立てることの大切さを理解させる。
	社会内のサポートー自助グループとは	社会内で断薬を継続するための支援を行っている専門機関についての情報を提供するとともに，民間自助団体の活動を紹介し，その内容について理解させる。
	仕事と回復	仕事が回復にどのような影響を及ぼすかを理解させ，両者のバランスを取ることの大切さを認識させる。
	再使用防止計画書	「再使用防止計画書」の発表を通じて，これまで学習してきた内容を確認しながら，自分にとってのリラプスの兆候や引き金となる事象，それらへの対処方法について具体的にまとめさせる。また，他の受講者からのフィードバックや発表を聞くことで，それまでの自分になかった新たな気付きを得る機会を提供する。
	まとめ	回復過程に必要なことは，意志の強さではなく，賢い対処であることを理解させるとともに，これまでのセッションで学んできた効果的な対処方法が身に付いてきているかを受講者本人に確認させる。

ダルク・ＮＡとの連携

※　ダルク（DARC）：覚せい剤等の薬物から解放されるためのプログラムを持つ民間の薬物依存症リハビリ施設。

※　ＮＡ（ナルコティクス・アノニマス）：薬物依存症からの回復を目指す人たちのための自助グループ。

出典：法務省資料による。

資3-44-2　薬物依存離脱指導の概要（2）

刑事施設における薬物依存離脱指導

◎対象者の選定
○　面接調査やアセスメントツールを活用し，薬物への依存の程度や再犯リスク等の薬物事犯者の問題性を把握

◎指導の目標
○　薬物依存の認識及び薬物使用に係る自分の問題点の理解
○　断薬への動機付けを高める
○　再使用に至らないための知識及びスキルを習得させる
○　社会内においても継続的に薬物依存からの回復に向けた治療及び援助等を受けることの必要性を認識させる

◎実施方法等
○　１単元６０～９０分
○　全２～１２単元，標準実施期間：１～６か月

◎平成３１年度中に効果検証の結果を公表予定

受刑者個々の問題性やリスク，刑期の長さ等に応じ，各種プログラムを組み合わせて実施

必修プログラム：ＤＶＤ教材・ワークブック

専門プログラム：グループワーク（12回）

選択プログラム：グループワーク／民間自助団体によるミーティング／ＤＶＤ等の補助教材の視聴／面接，個別指導等

◎更生保護官署との連携
○　必修プログラム及び専門プログラムは，保護観察所と同様，認知行動療法の手法を取り入れたプログラムを導入
○　刑事施設における指導実施結果とともに，心身の状況や服薬状況等の医療情報を引き継ぎ，一貫性のある指導・支援を実施

受講開始人員の推移

H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
7,034	6,741	6,694	7,006	9,435	10,989

（イ）少年院

少年院において、麻薬、覚醒剤その他の薬物に対する依存等がある在院者に対して、特定生活指導として薬物非行防止指導を実施し、2017年は208人が修了している。また、男子少年院２庁及び全女子少年院９庁では、特に重点的かつ集中的な指導を実施しており、2017年度は、58人が修了している。

イ　社会内における指導等について

保護観察所において、覚醒剤の使用等の犯罪的傾向を有する保護観察対象者に対して、その傾向を改善するため、2008年（平成20年）６月から認知行動療法に基づく覚せい剤事犯者処遇プログラムを実施してきた。2016年６月からは、刑の一部の執行猶予制度の施行に伴い、改善の対象となる犯罪的傾向を規制薬物等及び指定薬物の使用・所持に拡大し、それらの再乱用を防止するため、薬物再乱用防止プログラム（資3-44-3参照）を実施してきた。薬物再乱用防止プログラムは、ワークブックを用いるなどして依存性薬物（規制薬物等、指定薬物及び危険ドラッグ）の悪影響を認識させ、コアプログラム（薬物再乱用防止のための具体的方法を習得させる）及びステップアッププログラム（コアプログラムの内容を定着・応用・実践させる）からなる教育課程と簡易薬物検出検査を併せて行うものとなっている。

また、薬物再乱用防止プログラムを実施する際の実施補助者としての協力や保護観察対象者への助言を医療機関やダルク（【施策番号85】（P97）、コラム４（P61）参照）等から得ているほか、保護観察終了後を見据え、それらの機関や団体等が実施するプログラムやグループミーティングに保護観察対象者がつながっていけるよう取り組むなどして連携している。

資3-44-3　薬物再乱用防止プログラムの概要

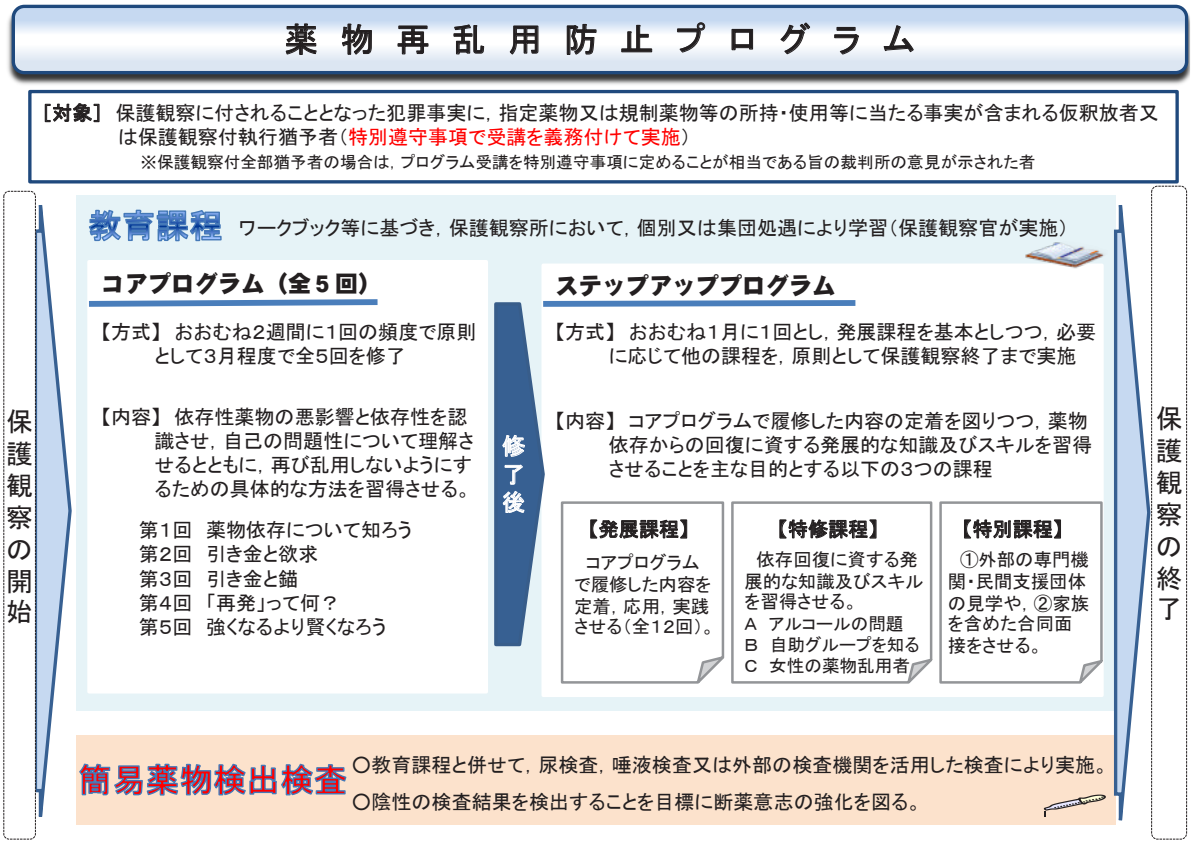

出典：法務省資料による。

ウ　処遇情報の共有について

刑事施設及び保護観察所は、施設内処遇と社会内処遇の一貫性を保つとともに処遇情報の確実な引継ぎを図るため、従来から引継ぎを行っていた刑事施設における薬物依存離脱指導の受講の有無に加え、指導結果や理解度、グループ処遇への適応状況、出所後の医療機関や自助グループを含めた民間団体への通所意欲、心身の状況や服薬状況など、より多くの情報を引き継ぐ体制を整備している。また、少年院においても、継続的な指導の実施に向け、薬物非行防止指導の実施状況を保護観察所に引き継いでいる。

(2) 矯正施設・保護観察所における薬物指導等体制の整備【施策番号45】

法務省は、刑事施設の教育担当職員に対し、薬物依存に関する最新の知見を付与するとともに、認知行動療法等の各種処遇技法を習得させることを目的とした集合研修を毎年実施している。少年院の職員に対しては、医療関係者等の協力を得て、薬物依存のある少年への効果的な指導方法等についての研修を実施している。2017年度（平成29年度）からは、女子少年を収容する施設間において、職員を相互に派遣して行う研修を実施し、低年齢から薬物使用を開始した女子少年特有の課題に対応し得る専門的な指導能力の向上を図っている。

また、施設内処遇と社会内処遇の連携強化のため、2017年から、矯正施設職員及び保護観察官を対象とした薬物依存対策研修を実施している。同研修においては、SMARPP※4の開発者及び実務者のほか、精神保健福祉センター、病院及び自助グループにおいて薬物依存者に対する指導及び支援を行っている実務家を講師として招き、薬物処遇の専門性を有する職員の育成を行っている。

さらに、保護観察所において、2017年４月から、薬物依存に関する専門的な処遇を集中して行い、処遇効果の充実強化を図ることを目的として、順次、薬物処遇ユニット（資3-45-1参照）を保護観察所に設置し（2018年（平成30年）７月現在で22庁）、薬物事犯者に係る指導及び支援を実施している。

資3-45-1　薬物処遇ユニットの概要

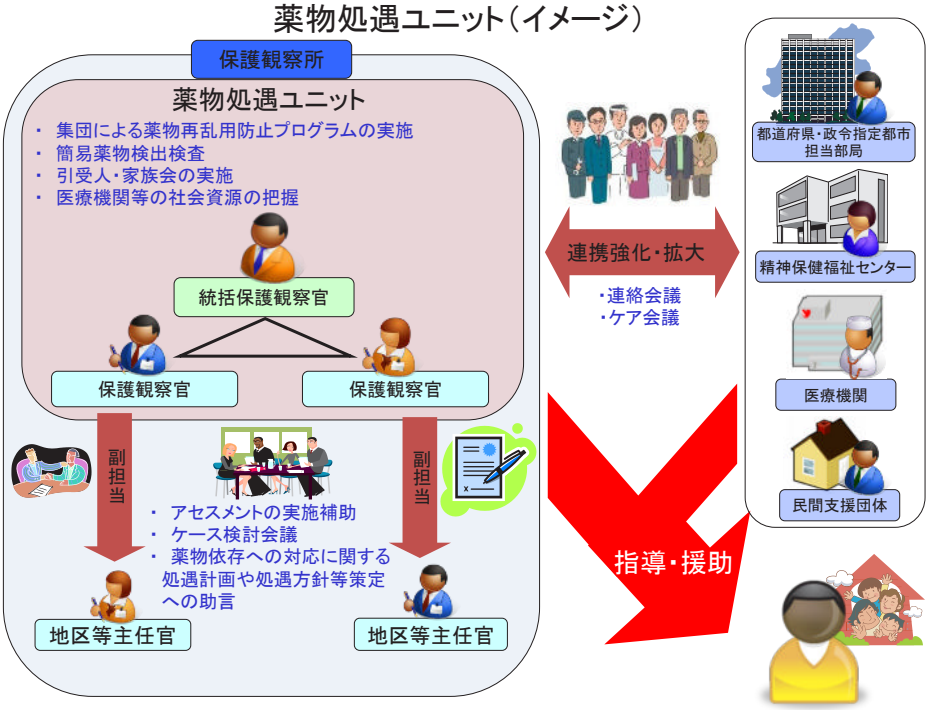

出典：法務省資料による。

(3) 更生保護施設による薬物依存回復処遇の充実【施策番号46】

法務省は、2013年度（平成25年度）から一部の更生保護施設を薬物処遇重点実施更生保護施設に指定しており、その施設においては、精神保健福祉士や臨床心理士等の専門的資格を持った専門スタッフを中心に薬物依存からの回復に重点を置いた専門的な処遇を実施している。

2017年度（平成29年度）の薬物処遇重点実施更生保護施設の数は、25施設であり、同年度における薬物依存がある保護観察対象者等の受入人員は813人であった。

※4　SMARPP
Serigaya Methamphetamine Relapse Prevention Program（せりがや覚せい剤依存再発防止プログラム）の略称であり、薬物依存症の治療を目的とした認知行動療法に基づくプログラムである。

（4）薬物事犯者の再犯防止対策の在り方の検討【施策番号47】

法務省及び検察庁は、薬物事犯者に対し、刑事施設内における処遇に引き続き、社会内における処遇を実施することにより再犯を防止するため、刑の一部の執行猶予制度（【施策番号44ア】資3-44-1（P51）参照）の適切な運用を図っている。

法務省は、刑事施設において、受刑者に対し、薬物依存離脱指導（【施策番号44ア】資3-44-2（P52、53）参照）の効果を一層高めるための方策について検討を進めている。

また、法務総合研究所において、2017年度（平成29年度）及び2018年度（平成30年度）に国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターと共同で薬物事犯者に関する研究を実施しており、覚せい剤事犯で刑事施設に入所した者への質問紙調査等を通じ、薬物事犯者の特性等に関する基礎的データの収集・分析を行っている。

法務省及び厚生労働省は、こうした取組状況等を踏まえ、今後の薬物事犯者の再犯防止対策の在り方に関し、検討を進めることとしている。

2 治療・支援等を提供する保健・医療機関等の充実

（1）薬物依存症治療の専門医療機関の拡大【施策番号48】

厚生労働省は、2017年度（平成29年度）から、依存症対策全国拠点機関として独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターを指定している。同センターでは、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターと連携して薬物依存症を含む依存症治療の指導者養成研修を実施するとともに、都道府県及び指定都市の医療従事者を対象とした依存症治療の研修を実施している。

また、厚生労働省は、都道府県及び指定都市が薬物依存症の専門医療機関及び治療拠点機関の選定を進めていくに当たり、財政的、技術的支援を行っている。2018年（平成30年）４月時点では、10の地方公共団体で専門医療機関の選定を行っている。これら取組の全体像については資3-48-1を参照。

資3-48-1　依存症対策の概要

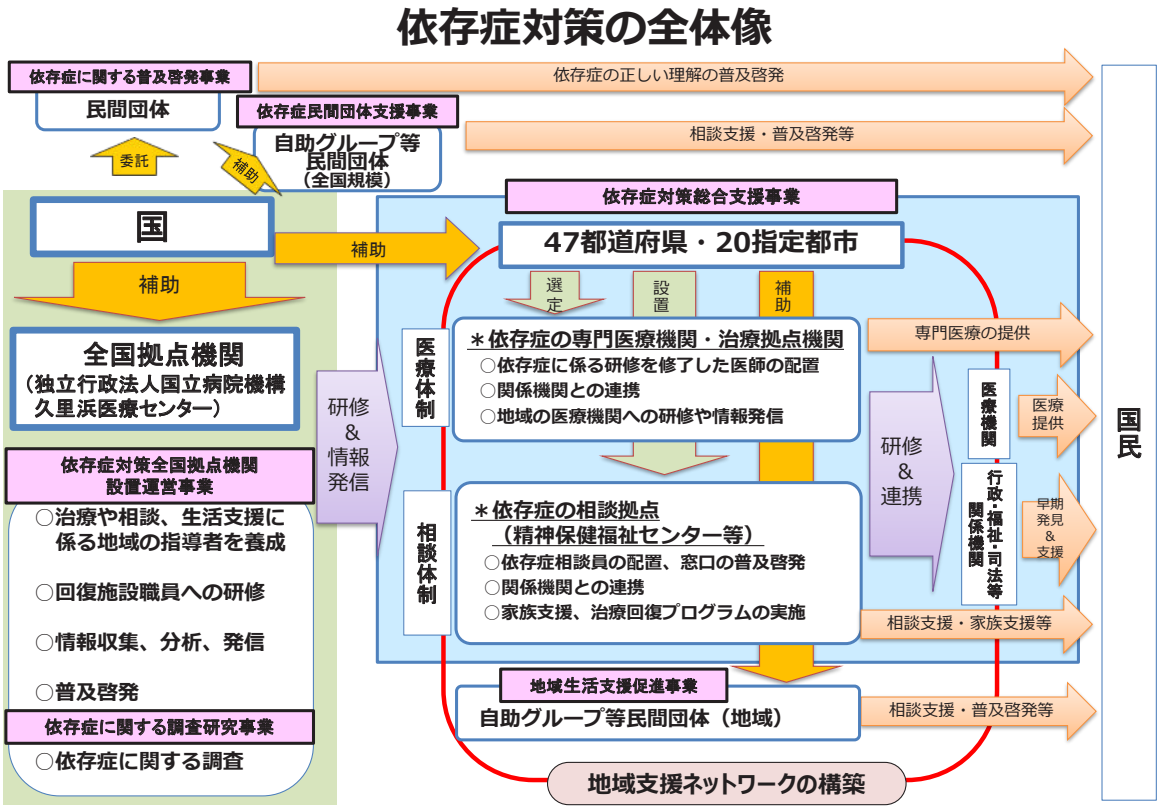

出典：厚生労働省資料による。

(2) 薬物依存症に関する相談支援窓口の充実【施策番号49】

厚生労働省は、依存症対策全国拠点機関の独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターにおいて、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターと連携して、薬物依存症者本人及びその家族等を対象とした相談支援に関して指導的役割を果たす指導者養成研修を実施するとともに、都道府県及び指定都市の相談支援を行う者を対象とした研修を実施している。

また、厚生労働省は、2017年度（平成29年度）から、都道府県及び指定都市において、依存症相談員を配置した依存症相談拠点の設置を進めていくに当たり、財政的、技術的支援を行っている。2018年（平成30年）４月時点では、19の地方公共団体で依存症相談拠点の設置を行っている。

(3) 自助グループを含めた民間団体の活動の促進【施策番号50】

厚生労働省は、2017年度（平成29年度）から、地域で薬物依存症に関する問題に取り組む自助グループ等民間団体の活動を支援する「依存症に関する普及啓発事業」を実施しており、2018年度（平成30年度）からは、全国規模で活動する民間団体の活動を支援する「依存症民間団体支援事業」を実施することとしている。

(4) 薬物依存症者の親族等の知識等の向上【施策番号51】

厚生労働省は、2007年（平成19年）から、地域の薬物相談を担う保健所や精神保健福祉センターの職員等に加えて、一般国民にも公開して実施する『再乱用防止対策講習会』を、毎年全国６ブロック（北海道・東北地区、関東信越地区、東海北陸地区、近畿地区、中国・四国地区、九州・沖縄地区）において開催している。本講習会では、薬物依存症治療の専門医、地域の薬物依存症者支援に取り組む家族会からの講演を行うなど、薬物依存症に対する意識・知識の向上を図っている。

資3-51-1　薬物再乱用防止啓発冊子

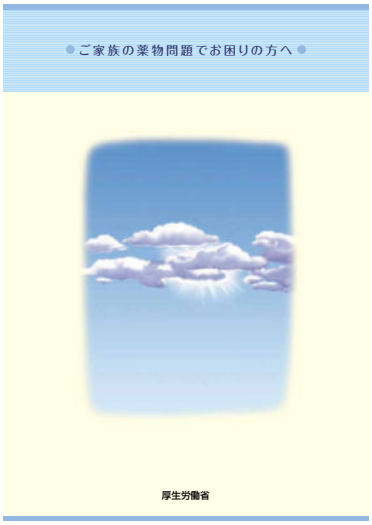

出典：厚生労働省資料による。

このほか、2007年から、薬物依存症者を抱える親族等に向けた、薬物再乱用防止啓発冊子「ご家族の薬物問題でお困りの方へ」（資3-51-1参照）を作成し、各都道府県の薬務課や精神保健福祉センター、保護観察所、矯正施設、民間支援団体などを通じて配布し、薬物依存等に対する正しい知識と相談窓口の周知を図っている。

(5) 薬物依存症対策関係機関の連携強化【施策番号52】

警察は、「第四次薬物乱用防止五か年戦略」（平成25年８月薬物乱用対策推進会議策定）等に基づき、各地域において薬物依存症対策を含めた総合的な薬物乱用対策を目的として開催される「薬物乱用対策推進本部会議」等に参加し、地方公共団体や刑事司法関係機関等の関係機関と情報交換を行っている。さらに、2010年度（平成22年度）からは、執行猶予判決が見込まれる薬物乱用者やその家族への供覧・配布を目的とした再乱用防止のためのパンフレット（資3-52-1参照）を作成して、全国の精神保健福祉センターや家族会等の相談窓口を紹介するなどの情報提供を実施している。

法務省及び厚生労働省は、2015年（平成27年）に策定された「薬物依存のある刑務所出所者等

の支援に関する地域連携ガイドライン」（資3-52-2参照）に基づき、保護観察所と地方公共団体や保健所、精神保健福祉センター、医療機関その他関係機関とが定期的に連絡会議を開催するなどして、地域における支援体制の構築を図っている（資3-52-3参照）。

法務省は、刑事施設及び保護観察所の指導担当職員等が、双方のプログラムの実施状況等の情報を交換し、刑事施設と保護観察所との効果的な連携の在り方について共通の認識を得ることを目的に、2012年度（平成24年度）から、「薬物事犯者に対する処遇プログラム等に関する矯正・保護実務者連絡協議会」を開催している。今後、依存症専門医療機関の医師や自助グループを含む民間団体等のスタッフを外部機関アドバイザーとして招へいすることで、地域社会における社会資源を活用した支援の在り方を検討することとしている。

少年院において、在院者に対する薬物非行防止指導の実施に当たり、民間自助グループや医療関係者等の協力を受けることとしている。

厚生労働省は、2004年（平成16年）から、全国6ブロック（北海道・東北地区、関東信越地区、東海北陸地区、近畿地区、中国・四国地区、九州・沖縄地区）において、「薬物中毒対策連絡会議」を主催している。同会議では、薬物依存症治療の専門医を始め、各地方公共団体の薬務担当課・障害福祉担当課・精神保健福祉センター・保健所、保護観察所、矯正施設などの薬物依存症者を支援する地域の関係機関職員間において、地域における各機関の薬物依存症対策に関する取組や課題等を共有するとともに、それらの課題に対する方策の検討を行い、関係機関の連携強化を図っている。さらに、厚生労働省は、2017年度（平成29年度）から、都道府県及び指定都市において、行政や医療、福祉、司法等の関係機関による連携会議（【施策番号48】資3-48-1（P56）参照）を開催するに当たり、財政的、技術的支援を行っている。同会議では、薬物依存症者やその家族に対する包括的な支援を行うために、地域における薬物依存症に関する情報や課題の共有を行っている。

資3-52-1　再乱用防止のためのパンフレット

出典：警察庁資料による。

資3-52-2　薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドラインの概要

「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」の概要

策定の背景

・危険ドラッグを含め，薬物依存は大きな社会問題となっており，その対策は政府の重要な政策課題の一つ。そうした中，薬物依存者等を対象とした刑の一部の執行猶予制度が平成２８年６月までに施行。
・薬物依存者の再犯（再使用）の防止は，刑事司法機関のみでは不十分。保護観察所と，地域の医療・保健・福祉機関及び民間支援団体との有効かつ緊密な連携体制の構築が不可欠。

ガイドラインの概要

総　論

基本方針
・精神疾患としての認識共有
・シームレスな支援
・民間支援団体との連携

関係機関
保護観察所，都道府県等，精神保健福祉センター，保健所，福祉事務所，市町村（特別区を含む）障害保健福祉主管課，刑事施設，地方更生保護委員会，依存症治療拠点機関及び薬物依存者に対する医療的支援を行うその他の医療機関

地域支援体制の構築
・定期的に連絡会議を開催する。
・薬物依存者の支援に関する人材の育成に努める。
・知見の共有等により，地域における薬物乱用に関する問題解決能力の向上を図る。
・相互の取組に関する理解及び支援の促進に努める。

情報の取扱い
・必要な情報は，他の機関又は団体における情報の取扱方針等に配慮しつつ，共有する。
・支援対象者に関する情報共有は，原則として本人の同意を得る。　等

各　論

薬物依存者本人に対する支援
（刑事施設入所中の支援）
・刑事施設，地方更生保護委員会及び保護観察所は，出所後に必要な支援等に関するアセスメントを行う。
・保護観察所は，アセスメントの結果を踏まえ，出所後の社会復帰上の課題と対応方針を検討する。　等
（保護観察中の支援）
・保護観察所は，支援対象者に対する指導監督を行うとともに，必要な支援を受けることができるよう調整する。
・医療機関は，支援対象者の治療や，必要に応じて関係機関に対する情報提供等を行う。
・都道府県，精神保健福祉センター又は保健所は，支援対象者の希望に応じ，回復プログラム等を実施する。
・福祉事務所又は市町村障害保健福祉主管課は，支援対象者の希望に応じ，必要な福祉的支援を実施する。
・関係機関は，保護観察所等の求めに応じ，支援対象者に対する支援に関するケア会議等に出席する。　等
（保護観察終了後の支援）
・保護観察所は，支援対象者の希望に応じ，精神保健福祉センターその他の関係機関に支援を引き継ぐ。　等

家族に対する支援
・関係機関は，支援対象者に対する支援に当たっては，本人の意向とともに家族の意向を汲む。
・関係機関は，相互に協力して効果的に家族支援を行うとともに，希望に応じ，保護観察終了後も支援を行う。等

出典：法務省・厚生労働省資料による。

資3-52-3　ガイドラインを踏まえた薬物依存者に対する支援等の流れ

ガイドラインを踏まえた薬物依存者に対する支援等の流れ（イメージ図）

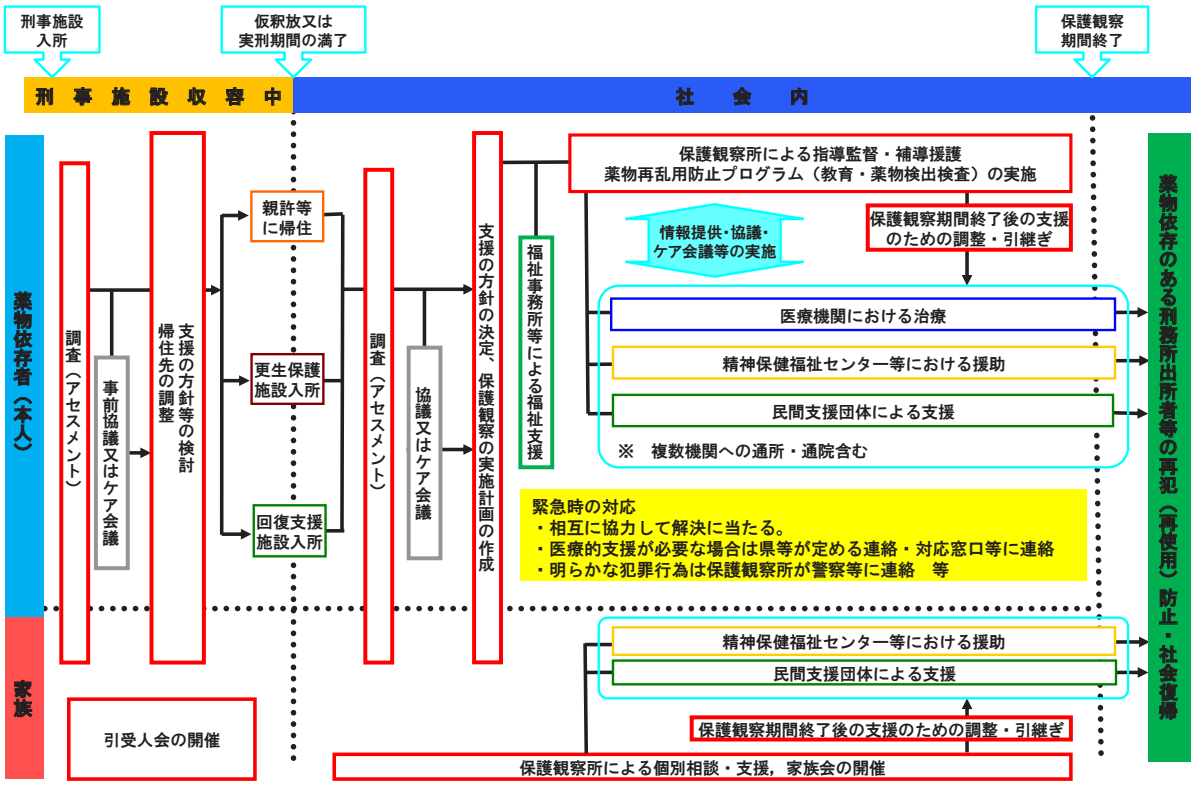

出典：法務省・厚生労働省資料による。

(6) 薬物依存症治療の充実に資する診療報酬の検討【施策番号53】

厚生労働省は、診療報酬の中で、薬物依存症に対する治療を精神疾患に対する専門的な治療である精神科専門療法として評価している。

平成28年度診療報酬改定において、薬物依存症の患者に対して、一定の治療プログラムに沿って集団で認知行動療法を実施した際に、治療効果があるとの研究結果を踏まえ、薬物依存症の患者に、集団療法を実施した場合の評価として「依存症集団療法」を新設した。さらに、平成30年度診療報酬改定において、診療報酬の対象となる精神疾患の定義を最新の国際疾病分類に則して見直し、薬物依存症についても精神科専門療法の対象疾患に含まれることを明確化するとともに、薬物依存症の患者などに対し、計画的に実施される専門的な精神科ショート・ケアに対する加算として、「疾患別等専門プログラム加算」を新設した。

3 薬物依存症の治療・支援等ができる人材の育成

(1) 薬物依存症に関する知見を有する医療関係者の育成【施策番号54】

厚生労働省は、薬物依存症に関する知見を有する医療関係者の育成に当たり、医師が臨床を行う際に必修化されている臨床研修について、2020年度（平成32年度）から、新たな臨床研修の到達目標を適用する予定であり、経験すべき疾病・病態として薬物等依存症を含む依存症を位置付けている。また、保健師、助産師及び看護師については、保健師助産師看護師国家試験出題基準において、薬物を含む依存症対策に関する項目が含まれており、保健師、助産師及び看護師として具有すべき基本的な知識及び技能として、位置付けている。

(2) 薬物依存症に関する知見を有する福祉専門職の育成【施策番号55】

精神保健福祉士及び社会福祉士には、薬物依存症に関する知識を身に付けることで、薬物依存症者が地域で生活するために必要な支援ニーズを把握し、関係機関へつなげるなどの相談援助を実施する役割が期待されており、特に、精神保健福祉士国家試験の出題基準においては、「薬物依存対策」の項目が示されている。

厚生労働省は、薬物依存を始めとする各依存症について教育内容を充実させるため、今後、精神保健福祉士及び社会福祉士の養成カリキュラムの見直しの検討を行うこととしている。

(3) 薬物依存症に関する知見を有する心理専門職の育成【施策番号56】

公認心理師には、薬物依存症の回復支援において、心理的側面から指導・援助や認知行動療法を行う専門職としての役割を果たすことが期待されている。

2018年（平成30年）９月に実施した第１回公認心理師試験の出題基準には、「依存症（薬物、アルコール、ギャンブル等)」の項目等が示されている。

(4) 薬物依存症に関する知見を有する支援者の育成【施策番号57】

厚生労働省は、薬物依存症からの回復には地域で生活を支える方の理解や継続的な支援が必要であることを踏まえ、2017年度（平成29年度）から、依存症対策全国拠点機関の独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターで、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターと連携して薬物依存症者への相談・治療等の地域における支援者の指導者養成研修を実施している。また、厚生労働省は、都道府県及び指定都市において、薬物依存症者への相談・治療等の支援に関わる者（障害福祉サービス事業所や福祉事務所の職員など）を対象とした研修を実施するに当たり、財政的、技術的支援を行っている。これらの取組については【施策番号48】(P56）を参照。

法務省における取組は、【施策番号45】(P55）を参照。

Column 4

地域連携の中でのダルクと回復

八王子ダルク

特定非営利活動法人八王子ダルク　代表理事　加藤隆

1997年頃、覚醒剤がやめられず、家族や友人、恋人、大切な人達に見放され、その孤独感や怒りから逃れようと私は薬物を使い続けた。「誰にも言えない」「相談したら逮捕されるかもしれない」そんな中、家族に連れられて受診した精神科医の「一度ダルクに行ってみないか」そんな一言で私はダルクと出会った。

ダルクとは

ダルクは全国で約60の運営母体が約90程度の施設を運営している。本部支部といった組織化はされておらず、緩やかな連携のもと、それぞれが独立して運営方針やリハビリプログラムを取り決めて活動している。ダルクで回復した薬物依存症者が全国にダルクを立ち上げてきた。

ダルクミーティングの様子【写真提供：八王子ダルク】

八王子ダルクは2011年に東京ダルクの寮として誕生した。当時、都内では数か所のダルクが活動していたが、西部の多摩地区にはダルクが無く、八王子出身の私はこの地域でのダルク開設をずっと思い描いていた。「俺と同じように薬物の問題を抱えて苦しんでいる人達にダルクを知ってもらいたい」そんな思いに賛同してくれた地域の支援者が集まり、八王子ダルクは開設された。

八王子ダルクの地域連携

「当事者同士が支え合う」「自分自身の経験を伝えていく」というダルクが大切にしてきた理念があるが、近年の薬物依存症者の支援の経験からそれだけでは十分とはいえない。ダルクに拒否的な人、精神面や知的面の重複障害を抱える人、様々な理由によりリハビリ生活が困難な人達がいる。そこで必要になるのが地域連携であり、多機関が連携してひとりの薬物依存症者を粘り強く支えていく、その繋がりが回復を可能にさせると実感している。

例えば、精神保健福祉センター（以下「センター」という。）と医療との連携において、八王子ダルクのスタッフはセンターの非常勤職員として勤務し、病院で行われている薬物依存症外来プログラムにも携わっている。ダルクの入寮だけで完結せず、センター、医療と多機関がつながることによって切れ目の無い支援が提供できている。また、ダルクを拒否している人にもセンターや医療機関など中立的な場で出会い、そこでのプログラムを通じて関係性を築いたのちに必要ならダルクに来てくれるような機会も提供されている。

刑務所内での薬物依存離脱指導にも参加しているが、実は刑務所内ではダルクに対する偏見が強く「ダルクには売人がいる」「貧困ビジネスだ」などという噂が流布している。このような誤解された状況で「言いっぱなし、聞きっぱなし」のダルクミーティングを行っても動機づけは困難と感じ、もう少し具体的に出所後の生活やダルク、自助グループについての質問を受け雑談を増やして実施した。その結果、多少は受刑者との壁は取り除かれ、ダルクや回復に興味を持ってくれる人が増えたと感じる。

保護観察所の薬物再乱用防止プログラムにも参加しているが、刑務所内の薬物依存離脱指導で出会った人と再会することもある。すると、その人がダルクに顔を出す確率は更に上がり、回復へのきっかけ作りに一歩前進する。

ひとりの薬物依存症者を地域で支えるには機関や制度の乾いた連携だけでなく、顔を合わせた人と人との熱を感じるような連携が無ければ効果を発揮しないだろう。制度が人を支援する

のではなく、人が人を支援しなければ薬物依存症からの回復はなしえないと実感する。

ダルク創設者の近藤恒夫は「薬物依存者の敵は薬物ではなく孤独である」と語っている。

したがって、再犯防止に必要なのは、地域がつながって薬物依存症者を孤立させない社会を作ることだろう。ダルクはたった一人の薬物依存症者も孤立させない、そんな場所であり続けたい。

八王子ダルクのプログラムの一環であるレクリエーション（登山）の様子【写真提供：八王子ダルク】

第4章

学校等と連携した修学支援の実施等のための取組

少年院における教科指導（外部講師による指導）

第4章　学校等と連携した修学支援の実施等のための取組

第1節　学校等と連携した修学支援の実施等

1　児童生徒の非行の未然防止等

（1）学校における適切な指導等の実施【施策番号58】

ア　いじめの防止

文部科学省は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）等の趣旨を踏まえ、道徳教育等を通したいじめ防止のための取組を推進している。また、2017年度（平成29年度）からは、法律の専門家である弁護士が、その専門的知識・経験に基づき、学校において法的側面からのいじめ予防教育を行うとともに、いじめなどの諸課題の効率的な解決にも資する、学校における相談体制の整備に関する調査研究を実施している。

イ　人権教育

文部科学省は、日本国憲法及び教育基本法（平成18年法律第120号）の精神にのっとり、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）及び「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年3月15日閣議決定、23年4月1日一部変更）に基づく、人権尊重の意識を高める教育を推進している。

ウ　非行の防止

文部科学省は、再非行の防止の観点も含めた学校における非行防止のための取組を推進している。2017年度は、再犯防止推進計画の策定を受けて、各都道府県・指定都市教育委員会等に対する通知において、「学校等と連携した修学支援の実施等」に係る具体的な取組の内容について周知した。

また、警察官等を外部講師として招き、非行事例等について児童生徒に直接語ることにより、犯罪についての正しい理解を図る「非行防止教室」や、中学生・高校生を対象に、犯罪被害者等への配慮や協力への意識のかん養を図る犯罪被害者等による講演会「命の大切さを学ぶ教室」について、関係機関等と連携しながら各学校においての実施を促した。

さらに、警察庁との共催で、教育委員会、警察、保護観察所等の関係機関が参加する「問題行動に関する連携ブロック協議会」を関東地方と九州地方で実施した。

エ　薬物乱用の防止

文部科学省は、2018年（平成30年）８月に、関係閣僚で構成される薬物乱用対策推進会議で策定した「第五次薬物乱用防止五か年戦略」により、薬物乱用防止教育の充実に努めている。

学校における薬物乱用防止教育は、小学校の体育科、中学校及び高等学校の保健体育科、特別活動の時間はもとより、道徳、総合的な学習の時間等の学校の教育活動全体を通じて指導が行われるよう周知を図っている。高等学校学習指導要領「保健体育」においては、新たに大麻を扱うこととし、大麻の危険性・有害性に関する指導を充実するなど、薬物乱用防止教育の推進に努めている。

全ての中学校及び高等学校において、年に１回は薬物乱用防止教室を開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても薬物乱用防止教室の開催に努めるなど、薬物乱用防止に関する指導の一層の徹底を図るよう都道府県教育委員会等に対して指導している。なお、2017年度中の薬物乱用防止教室の開催率は83.5%であった（**資4-58-1** 参照）。

また、薬物乱用防止教室の指導者を対象とした講習会等の開催や、大学生等を対象とした薬物乱用防止のためのパンフレット（資4-58-2参照）の作成・配布等を通して、薬物乱用防止に関する啓発の強化を図っている。

資4-58-1　薬物乱用防止教室の開催状況

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
小学校	開催校数	14,401	15,418	15,676	15,886	15,747
	開催率（%）	67.1	72.3	76.2	77.3	79.1
中学校	開催校数	8,945	9,519	9,312	9,541	9,328
	開催率（%）	82.8	88.3	88.9	91.0	91.0
義務教育学校	開催校数				25	85
	開催率（%）				100.0	83.3
高等学校	開催校数	3,883	3,980	3,990	4,104	4,092
	開催率（%）	81.3	83.6	84.6	86.3	86.4
中等教育学校	開催校数	38	37	39	40	68
	開催率（%）	77.6	75.5	78.0	76.9	66.7
全学校種	開催校数	27,267	28,954	29,017	29,596	29,320
	開催率（%）	73.5	78.4	81.0	82.5	83.5

出典：文部科学省資料による。

資4-58-2　薬物乱用防止パンフレット（1）

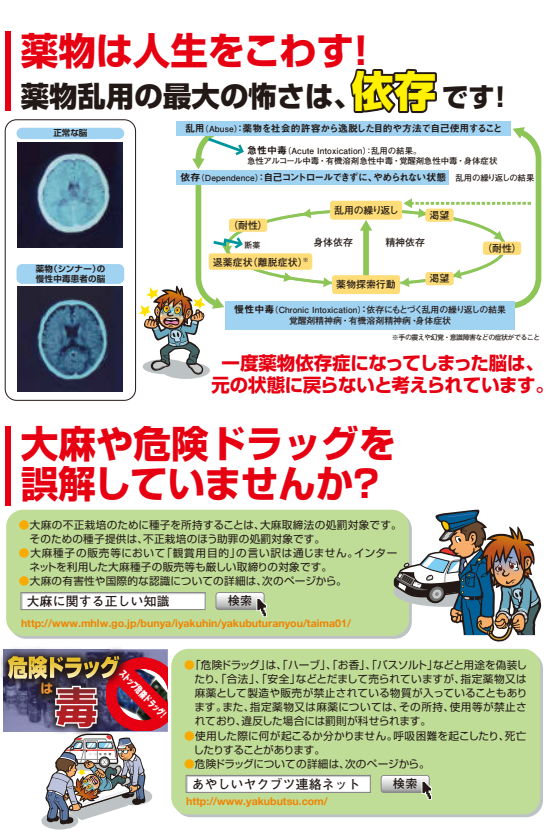

資4-58-2　薬物乱用防止パンフレット（2）

出典：文部科学省資料による。

オ　中途退学者への就労支援

文部科学省及び厚生労働省は、高等学校中途退学者等への就労支援に関し、2016年（平成28年）６月に高等学校等と地域若者サポートステーション※1との連携強化による中途退学者等への切れ目のない支援の実施について、各都道府県教育委員会教育長等に対する通知を発出するなど、その取組を促している。

（2）地域における非行の未然防止等のための支援【施策番号59】

内閣府は、子ども・若者育成支援推進法により地方公共団体に努力義務が課されている「子ども・若者支援地域協議会」※2の設置及び「子ども・若者総合相談センター」※3としての機能を担う体制の確保が、非行の未然防止等にも有効であるとの観点に立ち、研修会や連絡会議の開催等を内容とした「子供・若者支援地域ネットワーク強化推進事業」を実施している。2018年（平成30年）４月現在、116の地域に「子ども・若者支援地域協議会」が、82の地域に「子ども・若者総合相談センター」がそれぞれ設置されている（資4-59-1参照）。

また、若者支援に当たる人材の養成が、非行の未然防止等にもつながるとの観点に立ち、2010年度（平成22年度）から、困難を有する子供・若者に対する相談業務に従事する公的相談機関の職員や、特定非営利活動法人等の職員を対象として、適切な支援に必要な知見等の習得を目的とする研修

※1　地域若者サポートステーション
働くことに悩み・課題を抱えている15歳～39歳までの若者に対し、キャリアコンサルタント等による専門的な相談支援、個々のニーズに即した職場体験、就職後の定着・ステップアップ相談等による職業的自立に向けた支援を行う就労支援機関のこと。通称「サポステ」。

※2　子ども・若者支援地域協議会
関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることにより、その効果的かつ円滑な実施を図るために地方公共団体が設けるもの。

※3　子ども・若者総合相談センター
子供・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点として地方公共団体が設けるもの。

等を実施している。2017年度（平成29年度）からは、各地域において伴走型の支援を行うに当たって必要となる専門的な知識や技能を分野横断的に整理・共有して習得することを目的とする研修を新たに実施している。2017年度は計約220名の研修生が参加した。

資4-59-1　「子ども・若者支援地域協議会」・「子ども・若者総合相談センター」の概要

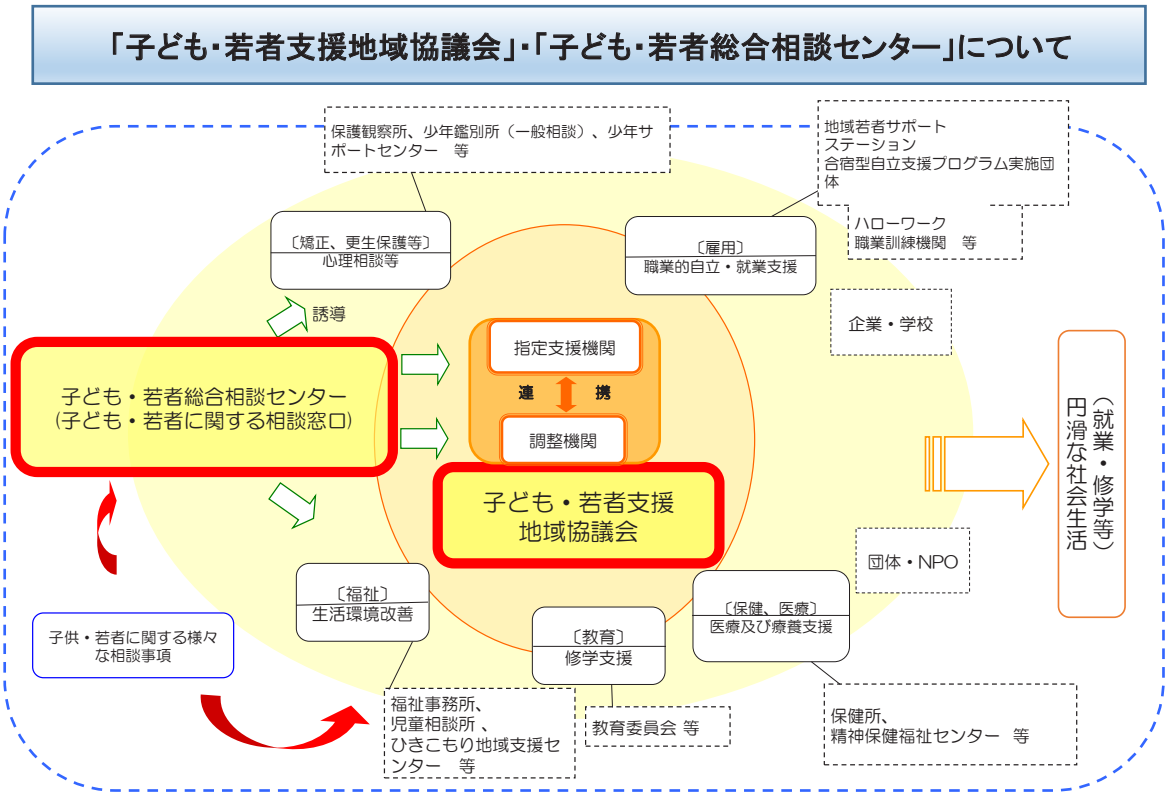

出典：内閣府資料による。

警察は、少年警察ボランティア等と連携して、社会奉仕体験活動等を通じた問題を抱えた少年の居場所づくりのほか、非行の未然防止等を図るための街頭補導活動や学校における非行防止教室を行っている。また、少年や保護者等の悩みや困りごとについて、専門的知識を有する警察職員が面接や電話等で相談に応じ、指導・助言を行っている。

法務省は、2015年（平成27年）の少年鑑別所法（平成26年法律第59号）施行後、地域援助として、少年鑑別所が地域の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等からの心理相談等を受け付けている。2017年の小学校、中学校、高等学校、教育委員会等を含む教育関係機関からの相談件数は、1,672件であった。支援の内容は、問題行動への対応から発達上の課題を有する児童生徒本人の学校適応に関する相談、進路相談等に至るまで幅広く、知能検査や性格検査、職業適性検査のほか、暴力や性的な問題行動に係るワークブック等を用いた心理的支援なども行っている。また、保護司※4、更生保護女性会※5、BBS会※6がそれぞれの特性を生かして行う犯罪予防活動、「子ども食堂」等の地域社会における子供等の居場所作り、非行をした少年等に対する学習支援等の取組が円滑に行われるよ

※4　保護司
犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアである。その身分は法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員であり、保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行っている。保護司の定数は、保護司法（昭和25年法律第204号）により5万2,500人を超えないものと定められているところ、2018年（平成30年）1月現在の保護司数は4万7,641人である。

※5　更生保護女性会
地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体であり、2018年（平成30年）4月現在の会員数は15万7,658人である。

※6　BBS会
Big Brothers and Sisters の略で、非行少年等の自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体であり、2018年（平成30年）4月現在の会員数は4,459人である。

う、必要な支援を行っている。

文部科学省は、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民の参画を得て行う「地域学校協働活動」（資4-59-2参照）の一環として、放課後の居場所づくりを始めとする子供たちの学びや成長を支える取組を推進している。

また、高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援のモデルを構築するなどの事業を実施している（【施策番号65】資4-65-1（P72、73）参照）。

さらに、2016年度（平成28年度）から、薬物、飲酒、喫煙、インターネット、ギャンブル等に関する依存症が社会的な問題となっていることを踏まえ、将来的な依存症患者数の逓減や青少年の健全育成を図る観点から、依存症予防教育の推進のため、依存症予防教育推進事業を実施している。同事業において、2017年度には、厚生労働省との共催による全国的なシンポジウムを開催するとともに、各地域において社会教育施設等を活用した児童生徒、学生、保護者、地域住民向けの依存症予防に関する啓発を行う「依存症予防教室」等の取組を支援した。

資4-59-2　地域学校協働活動の概要

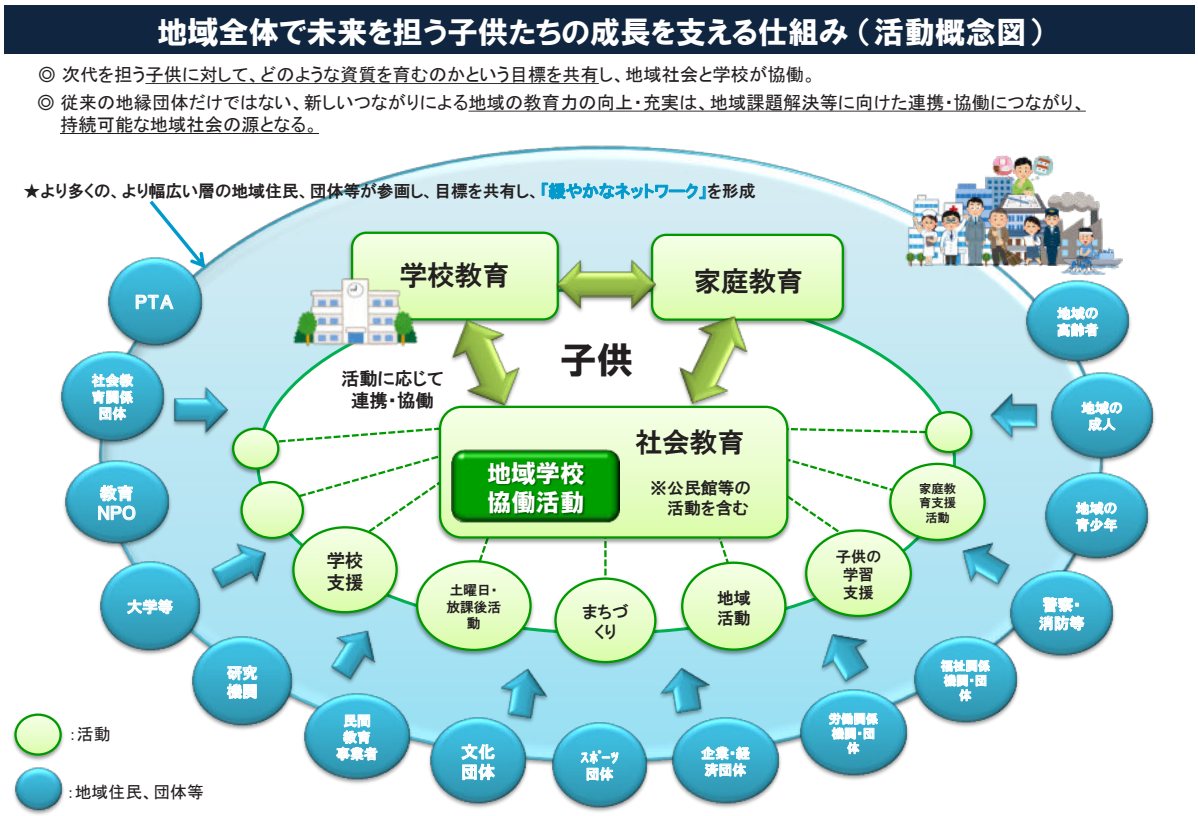

出典：文部科学省資料による。

厚生労働省は、ひとり親家庭の子供を対象として、基本的な生活習慣の習得支援や学習支援を行う地域の居場所づくりの取組を支援しているほか、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座の受講費用の一部を支給するなどの支援を実施している。また、生活困窮世帯の子供に対しては、貧困の連鎖の防止の観点から、「子どもの学習支援事業」（資4-59-3参照）を実施しており、居場所の提供も含めた支援を行っている。さらに、第196回通常国会にて成立した改正生活困窮者自立支援法により、学習支援に加え、子供や保護者に対する生活習慣・育成環境の改善に向けた助言等を行う「子どもの学習・生活支援事業」（資4-59-3参照）として強化を図っている。

資4-59-3　子どもの学習支援事業等の概要

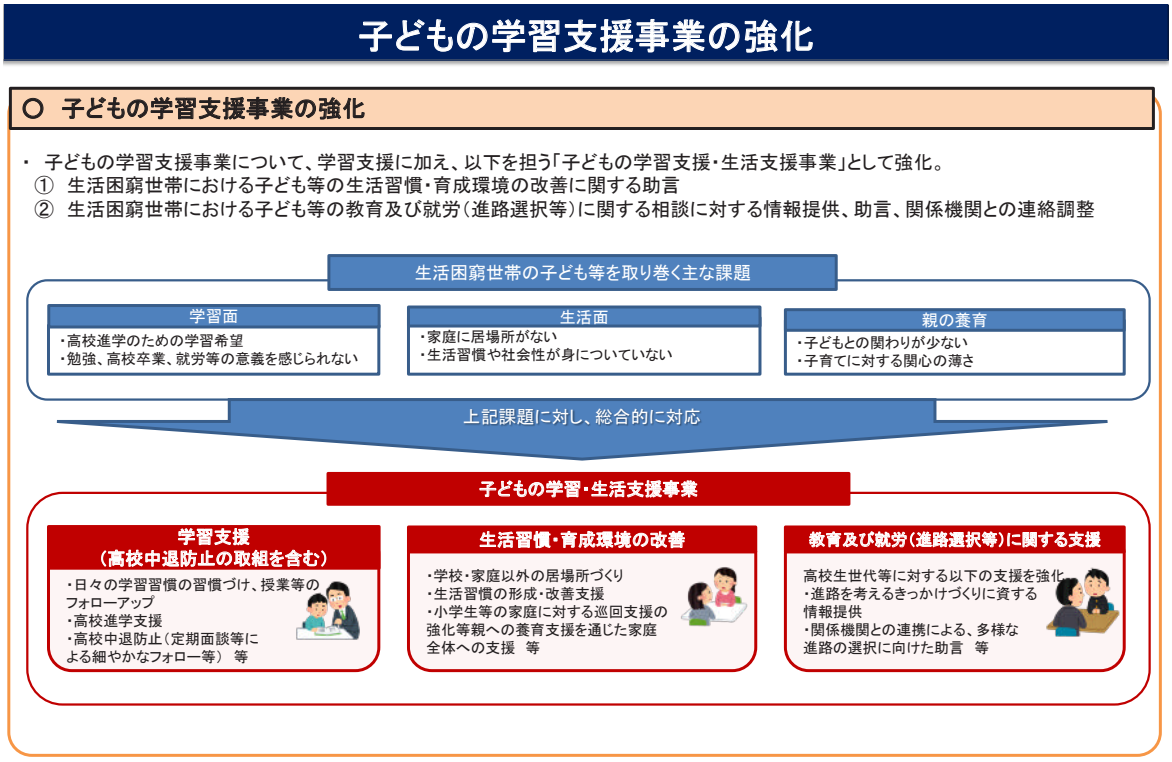

出典：厚生労働省資料による。

(3) 警察における非行少年に対する支援【施策番号60】

警察は、非行少年を生まない社会づくり（資4-60-1参照）の一環として、非行少年の立ち直りを支援する活動に取り組んでおり、修学に課題を抱えた少年に対し、少年サポートセンターが主体となって、少年警察ボランティア（少年指導委員※7、少年補導員※8及び少年警察協助員※9）や、少年と年齢が近く少年の心情や行動を理解しやすい大学生ボランティア、関係機関と連携して修学に向けた支援を行っている（写真4-60-2参照）。具体的な支援内容については【施策番号78】（P86）を参照。

写真4-60-2　修学支援の様子

写真提供：警察庁

※7　少年指導委員
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づき、都道府県公安委員会から委嘱を受け、少年を有害な風俗環境の影響から守るための補導活動や風俗営業者等への助言等に従事している。
※8　少年補導員
街頭補導活動や立ち直り支援活動のほか幅広い非行防止活動に従事している。
※9　少年警察協助員
非行集団に所属する少年を集団から離脱させ、非行を防止するための指導・相談に従事している。

資4-60-1　非行少年を生まない社会づくりの概要

非行少年を生まない社会づくり
――「犯罪の起きにくい社会づくり」と「少年の健全育成」――

犯罪の起きにくい社会づくり

- ○ 平成14年の最悪期以降の犯罪抑止対策の結果、刑法犯認知件数は大きく減少したが、治安の改善はいまだ道半ば
- ○ 真に犯罪の起きにくい社会の実現に向け、社会の規範意識の向上と絆の強化が不可欠
- ○ 中でも、社会的に孤立して自らの居場所を見出せない人々を支援するための取組が絆を強化し、将来に向けた犯罪抑止の基盤を形成

非行少年を生まない社会づくり

【現状】
- 少年による社会の耳目を集める凶悪事件が後を絶たない
- 受け子として振り込め詐欺に関与する少年が検挙される事件が増加傾向
- 刑法犯少年の再犯者率は依然として3割超

「再犯防止推進計画」の閣議決定（H29.12）
- 非行少年に対する立ち直り支援等に関する施策

少年は次代を担う存在 → 「少年の健全育成」を通じた将来にわたる治安基盤づくり

少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動

○ 支援を必要としている少年及び保護者に対して、積極的に連絡をとり、立ち直りを支援
- 継続的に少年及び保護者と連絡をとり、相談への助言等を実施
- 大学生ボランティアを始め、少年警察ボランティア等と協働し、修学・就労に向けた支援、社会奉仕体験活動等への参加機会の確保等、個々の少年の状況に応じた支援活動を実施

少年を見守る社会気運の向上

○ 少年を取り巻く地域社会の絆の強化と少年の規範意識の向上
- 自治体、企業、各種地域の保護者会等に対する幅広い情報発信
- 少年警察ボランティア等の協力を得た、通学時の積極的な声掛け・あいさつ運動や街頭補導の実施、社会奉仕体験活動等を通じた大人と触れ合う機会の確保

○ 万引き等の初発型非行を防止するための官民連携した対策

○ 非行防止教室の開催

出典：警察庁資料による。

2 非行等による学校教育の中断の防止等

(1) 学校等と保護観察所が連携した支援等【施策番号61】

法務省は、保護観察所において、学校に在籍している保護観察対象者について、必要に応じて、学校と連携の上、修学に関する助言等を行っている。また、保護司会が、犯罪予防活動の一環として行っている非行防止教室や薬物乱用防止教室、生徒指導担当教員との座談会等の開催を促進するなどして、保護司と学校との連携強化に努めている。

法務省及び文部科学省は、2018年度（平成30年度）から協議し、矯正施設における復学手続等の円滑化や高等学校等の入学者選抜及び編入学における配慮を促進するため、矯正施設、保護観察所及び学校関係者に対し、相互の連携事例を周知するための準備を進めている。

(2) 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実【施策番号62】

法務省は、刑事施設において、社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対し、教科指導を実施している。松本少年刑務所には、我が国において唯一、公立中学校の分校が刑事施設内に設置されており、全国の刑事施設に収容されている義務教育未修了者のうち希望者を中学３年生に編入し、地元中学校教諭及び職員等が、文部科学省が定める学習指導要領を踏まえた指導を行っている。さらに、松本少年刑務所及び盛岡少年刑務所では近隣の高等学校の協力の下、当該高等学校の通信制課程で受刑者に指導を行う取組を実施し、そのうち松本少年刑務所は全国の刑事施設から希望者を募集の上、高等学校教育を実施しており、所定の課程を修了したと認められた者には、高等学校の卒業証書が授与されている。

少年院において、義務教育未修了者に対する、学校教育の内容に準ずる内容の指導のほか、学力の向上を図ることが円滑な社会復帰に特に資すると認められる在院者に対する教科指導を実施しているが、在院者が出院後に円滑に復学・進学等ができるよう、矯正施設や学校関係者の研修等の際には講師を相互に派遣するなどし、相互理解に努め、原籍校との連絡・調整や、進学予定である学校の受験機会の付与などを行っている。2017年（平成29年）は、181人が復学又は進学が決定した上で出院した。

少年鑑別所において、在所者に対する健全な育成のための支援として、学習用教材を整備しており、在所者への貸与を積極的に行うとともに、学習図書の差入れ等についても配慮している。また、小・中学校等に在学中の在所者が、在籍校の教員と面会する際には、希望に応じて、教員による在所者の学習進度の確認、学習上の個別指導の実施が可能となるよう、面会の時間等に配慮している。

（3）矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の指導体制の充実【施策番号63】

法務省及び文部科学省は、2007年度（平成19年度）から刑事施設在所者及び少年院在院者の改善更生と円滑な社会復帰を促す手段の一つとして、刑事施設及び少年院内で高等学校卒業程度認定試験を実施している。

法務省は、刑事施設において、４庁を特別指導施設に指定し、同試験の受験に向けた指導を積極的かつ計画的に実施している。なお、全国の刑事施設における2017年度（平成29年度）の高等学校卒業程度認定試験受験者数は446人であり、高等学校卒業程度認定試験合格者（高等学校卒業程度認定試験の合格に必要な全ての科目に合格し、大学入学資格を取得した者）が209人、一部科目合格者（高等学校卒業程度認定試験の合格に必要な科目のうち一部の科目に合格した者）が215人であった。

少年院において、2015年度（平成27年度）から、在院者の出院後の修学又は就労に資するため、高等学校卒業程度認定試験の重点的な受験指導を行うコースを新潟少年学院に設置し、外部講師を招へいする等の体制を整備した。指導体制の更なる充実を図るため、2018年度（平成30年度）には、13庁に重点指導コースを拡大している。なお、全国の少年院における2017年度の高等学校卒業程度認定試験受験者数は588人であり、高等学校卒業程度認定試験合格者が191人、一部科目合格者が374人であった（【指標番号14】（P134）参照）。

3 学校や地域社会において再び学ぶための支援

（1）矯正施設からの進学・復学の支援【施策番号64】

法務省は、2016年度（平成28年度）から、少年院在院者全員に対し「修学情報ハンドブック」（資4-64-1参照）を配付し、自分の将来について考え、学ぶ意欲を持つことができるよう配意している。また、出院後に中学校等への復学が見込まれる者や高等学校等への復学・進学を希望している者等を修学支援対象者として選定し、重点的に修学支援を行っている。特に、修学支援対象者等については、修学情報ハンドブック等を活用して、出院後の学びについて動機付けを図っているほか、少年院内で実施した修学支援に関する情報を保護観察所等と共有することで、出院後も本人の状況等に応じた学びが継続できるよう配意している。さらに、民間の事業者に対して、少年院在院者が希望する修学に関する情報の収集と提供を委託する修学支援情報提供等請負業務（修学支援デスク）を開始し、修学支援対象者に対し進学等のための情報を提供している。

法務省及び文部科学省は、矯正施設における復学手続等の円滑化を図るため、矯正施設・保護観察所、学校関係者に対して周知する相互の連携事例について、協議を重ねているところである（【施策番号61】（P70）参照）。

資4-64-1　修学情報ハンドブック

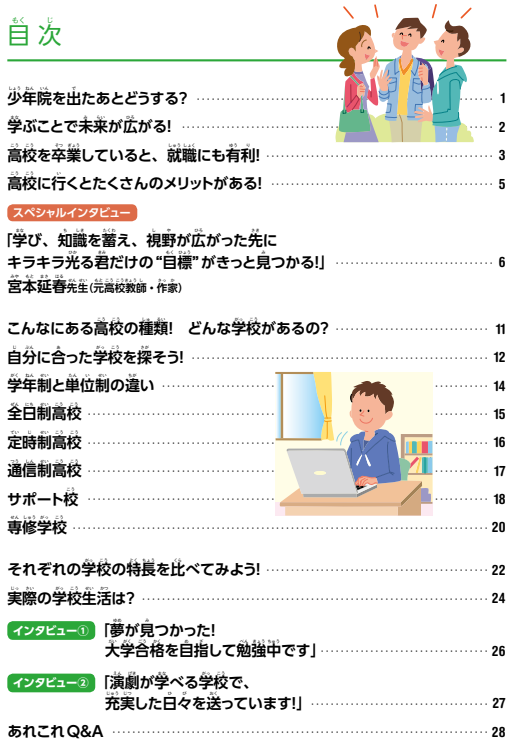

出典：法務省資料による。

(2) 高等学校中退者等に対する地域社会における支援【施策番号65】

法務省は、保護観察対象者に対し、保護司やBBS会等の民間ボランティアと連携し、例えばBBSによる「ともだち活動」の中で学習支援を行ったり、保護司が学習相談や進路に関する助言を行ったりしている。また、対象少年に対して地方公共団体における学習相談・学習支援の取組の利用を促すことで、地域における居場所の確保に努め、対象少年の状況に応じた学びが継続されるように支援を行っている。

文部科学省は、2017年度（平成29年度）から、学力格差の解消及び高校中退者等の進学・就労に資するよう、高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援のモデルとなる取組について実践研究を行うとともに、その研究成果の全国展開を図るための事業を実施している（資4-65-1参照）。

資4-65-1　学びを通じたステップアップ支援促進事業の概要

学びを通じたステップアップ支援促進事業

趣旨

高校中退者等は、就職やキャリアアップにおいて不利な立場にあり、高卒資格が必要であると認識している者が多い一方で、高校中退者等を対象とした学び直しのための支援体制が十分ではない。そのため、国において、高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援のモデルとなる団体の取組について、実践研究を行うとともに、その研究成果の全国展開を図る。

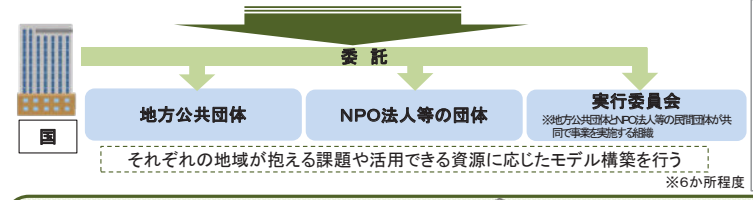

○経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日　閣議決定）
「高校中退者等の高卒資格取得に向けた学習相談・支援を行う。」（第2章1.（1）⑦若者が活躍しやすい環境整備、高齢者の就業促進）

○働き方改革実行計画（平成29年3月28日　働き方改革実現会議決定）
「図書館等を活用して高校中退者等の高卒資格取得の学習相談・支援を行うモデルを構築する。」（工程表項目7⑩就職氷河期世代や若者の活躍に向けた支援・環境整備の推進）

○一億総活躍社会の構築に向けた提言（平成29年5月10日　自民党一億総活躍推進本部）
「学歴が中卒までの若者の就職やキャリアアップを推進するため、地方公共団体は、教育部局、労働部局及び福祉部局が相互に連携協力しながら、高卒資格取得に向けた学習相談・学習支援を積極的に行い、国は、地方公共団体における支援体制の整備に向けた支援を充実する。」（若者の雇用安定・活躍加速PT提言）

出典：文部科学省資料による。

Column 5　少年院における修学支援 ～認定NPO法人育て上げネットの取組～

育て上げネット

認定特定非営利活動法人 育て上げネット　理事長　工藤啓

私たち、認定NPO法人育て上げネットは、全ての若者が社会的所属を獲得し、「働く」と「働き続ける」を実現できる社会を目指し、若者と社会をつなぐ活動をしています。無業の若者の就労支援から始まり、主に高校と連携した教育支援、子どもたちの学びと生活を支える支援、そしてご家族への支援活動へと幅を広げています。

今から約10年前、八王子少年鑑別所の少年に社会的なサポートの存在を伝える機会をいただいたことをきっかけに、矯正教育分野の関係者と意見交換するようになりました。私たちの支援現場にも、少しずつ少年たちが来るようになりました。

2015年（平成27年）の新少年院法及び少年鑑別所法の施行もあり、多摩少年院から修学支援の一つとして少年に対する個別学習支援のお話をいただきました。これまで実施していた、少年院を出院した少年の支援に加え、在院中の少年に関わらせていただける大変貴重なお話でした。

育て上げネットのスタッフによる学習支援の様子
【写真提供：多摩少年院】

育て上げネット内部での議論を経て、私たちが少年院と協働する際のスタンスを決めました。一つ目に、少年の自立更生において、出院後の社会的な受け皿として貢献できる存在になること。二つ目に、24時間365日在院少年に向き合われている法務教官、法務技官の先生方に学び、外部者として期待されていることに全力で応えられるよう成長すること。最後に、自団体だけではなく、志を同じくする団体と協働して活動することです。

多摩少年院の学習支援は、一対一の個別支援であり、少年たちの学びに対する期待はそれぞれです。基礎学力を身に付けたい少年もいれば、高等学校卒業程度認定試験に合格したい少年もいます。育て上げネットでは試験合格などのノウハウがないため、不登校・ひきこもり・中退などを経験した方の学び直しを支援するNPO法人キズキに協力を仰ぎ、協働体制を充実させることで多様な少年を支えられるようにしています。

また、多摩少年院での学習支援をきっかけに、本年度より交野女子学院及び愛光女子学園とも協働して学習支援を進めています。NPO法人キズキに加え、前者では就労移行支援事業所の一般社団法人キャリアデザインアプローチや発達障害のある子どもたちなどを支援する一般社団法人子ども・青少年育成支援協会、後者では障害者の就労支援、障害児への支援を行う株式会社LITALICOや子どもたちが孤立しない環境作りに取り組むNPO法人PIECESと協働しています。

少年院との協働には、在院者への貢献と、出院後の受け皿になりたいという二つの側面があり、少年院と育て上げネットという関係を越え、多くの民間団体と協働することが、少年たちの自立更生に貢献できる最善策であると考えています。まだまだ始まったばかりの取組ではありますので、少年たちにとって、また、少年院の先生方にとって、私たちがどれほどの価値を提供できているのかは未知数です。

しかしながら、分からないことが分かったときの少年の明るい表情、私たちのことを評価してくださる先生の言葉、そして出院後に連絡をくれる少年やご家族の存在は、少年院と民間団体の協働によって生み出すことのできる価値の一端を示唆しているものと認識しています。

今後、全国の少年院と民間団体の協働が進んでいくことを願うとともに、その一つのモデルになれるよう努力していきます。

育て上げネットのスタッフによる学習支援の様子
【写真提供：多摩少年院】

第5章

犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

保護観察対象者による社会貢献活動（公園の清掃活動）のイメージ

第5章 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

第1節 特性に応じた効果的な指導の実施等

1 適切なアセスメントの実施

(1) 刑事司法関係機関におけるアセスメント機能の強化【施策番号66】

法務省は、刑事施設において、犯罪者処遇の基本理念となっている「RNR原則※1」に則った処遇を実施するため、2012年度（平成24年度）から「受刑者用一般リスクアセスメントツール」(以下「Gツール」という。)（資5-66-1参照）の開発を進めており、2017年（平成29年）11月からGツールのうち一部の機能によって得られる結果や情報を処遇決定の参考とする運用を開始している。現段階におけるGツールは、原則として、受刑者の入所時等に実施する刑執行開始時調査において犯罪傾向の進度を判定する全受刑者を対象としており、これまでの受刑回数や犯罪の内容など、主に処遇によって変化しない要因（静的リスク要因）から、出所後2年以内に再び刑務所に入所する確率を推定するものである。Gツールの実施結果については、犯罪傾向の進度の判定や各種改善指導プログラム(【施策番号83】(P91）参照）の対象者の選定の際の基礎資料として活用している。

少年鑑別所において、2013年度（平成25年度）から法務省式ケースアセスメントツール（以下「MJCA」という。)（資5-66-2参照）の運用を開始し、MJCAを用いて、鑑別対象少年の再非行の可能性及び教育上の必要性を定量的に把握し、その情報を少年院や保護観察所などの関係機関へと引き継ぐことができる体制を構築した。2015年度（平成27年度）からは、性非行に特化した法務省式ケースアセスメントツール（性非行)(MJCA（S)）の運用を開始した。

また、2014年度（平成26年度）から、少年院在院者のうち薬物非行を防止するための指導等、特定のプログラムを受講する在院者には、原則として、処遇鑑別を行い、面接や各種心理検査、行動観察などによって、少年院における教育や指導などに必要な情報を得たり、その変化を把握したりして、少年院送致後の処遇による変化等を把握・分析し、その後の処遇指針を提案している。その他、2015年の少年院法施行後、少年院在院者を、1週間程度、一時的に少年鑑別所に移して生活させ、集中的にアセスメントを行う収容処遇鑑別を実施しており、少年院在院者に対するアセスメントの充実を図っている。さらに、2015年の少年鑑別所法施行後、児童自立支援施設※2や児童養護施設※3の求めによりアセスメントを実施することができるようになるなど、これら新たな制度を活用して、少年保護手続のあらゆる場面・段階において、必要なアセスメントを行う取組を推進している。

保護観察所において、保護観察対象者に対して再犯防止のためのより効果的な指導・支援を行うためのアセスメントツール（CFP：Case Formulation for Probation）（資5-66-3参照）を開発し、2018年度（平成30年度）から試行している。本アセスメントツールは、保護観察対象者の特性等の情報について、再犯を誘発する要因に焦点を当てて網羅的に検討し、再犯リスクを踏まえた適切な処遇方針の決定に活用するものである。今後は、保護観察所における実践事例の分析を重ね、刑事司法関係機関や医療・保健・福祉機関等との連携にも資するよう改良していくこととしている。

※1 RNR原則
リスク原則（Risk)、ニーズ原則（Needs)、レスポンシビティ原則（Responsivity）から成り立っており、再犯防止に寄与する処遇をするためには、対象者の再犯リスクの高低に応じて、改善が可能な部分について、対象者に合った方法によって実施する必要があるという考え方のこと。

※2 児童自立支援施設
非行問題を始めとした子供の行動上の問題や、家庭環境などの理由により生活指導等を要する児童に対応する児童福祉法に基づく施設。

※3 児童養護施設
保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する児童福祉法に基づく施設。

資5-66-1　受刑者用一般リスクアセスメントツール（Gツール）の概要

受刑者用一般リスクアセスメントツール（Gツール）の概要

Gツールの概要・構成

※Gは「General」（一般の）の頭文字

【概要】
- 受刑者の再犯の可能性等を客観的，定量的に把握することを目的に開発
- 実施結果は，犯罪傾向の進度の判定及び処遇要領の策定等の際の基礎資料等として活用
- 受刑者の特性に応じた指導，支援の実施をより一層強化

【調査項目の構成】

男子受刑者版　（6領域，18項目）

1　本件	2　前歴	3　家族・パートナー
4　地域	5　学歴・仕事	6　飲酒

女子受刑者版　（6領域，16項目）

1　本件	2　前歴	3　家族・パートナー
4　学歴・仕事	5　精神障害	6　飲酒

Gツールの実施・結果の活用

【実施要領】
- ✓ 対象者‥原則として，刑事施設に収容された全受刑者
- ✓ 実施時期‥原則として，確定施設等（男子）・処遇施設（女子）における刑執行開始時調査時
- ✓ 実施及び解釈上の留意点‥実施手引に従い，他の情報と合わせ総合的に実施

【結果の活用】
- ✓ 犯罪傾向の進度の判定
- ✓ 処遇要領における矯正処遇の目標，内容等の設定
- ✓ 特定の改善指導プログラム（R1，アルコール，暴力）の対象者等の選定

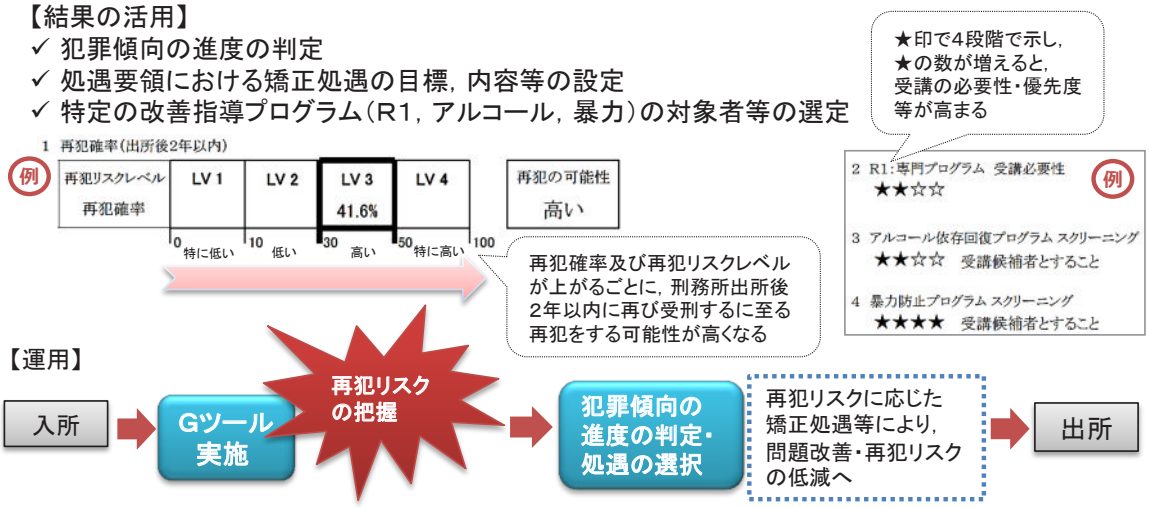

開発の経緯・今後の開発予定

開発の背景・経緯

平成24年7月20日策定
「再犯防止に向けた総合対策」
（犯罪対策閣僚会議）

“再犯リスクの高い者を適切に把握すること”
が再犯防止対策の課題として定められた。

Gツール開発へ

H24	海外の動向調査
H25	試行版作成 調査デザイン立案
H26	本試行，遡及調査実施
H27	出所前調査実施
H28	Gツール習熟試行
H29	Gツール運用開始 （静的リスク項目中心）

今後の開発予定

※動的リスク等も含む改訂版を開発中

出典：法務省資料による。

資5-66-2　法務省式ケースアセスメントツール（MJCA）の概要

法務省式ケースアセスメントツール（MJCA）の概要

開発経緯

◆ 背　景

◇日本：これまで再非行の可能性や教育上の必要性の把握に特化した統一的な手法は設けられていない。

◇欧米等：再非行の可能性等を把握するいわゆる「リスク・ニーズアセスメントツール」の開発・活用が進められている。

新たな調査方式を導入することにより，鑑別業務の充実・鑑別水準の向上に寄与

◆ 開発経過

H20	H21	H22	H23	H24	H25～
・諸外国の動向に関する調査 ・試作版の作成	・試作版の実施 ・暫定版の作成	・暫定版の実施 ・評定者間一致等の検証	・暫定版対象者の再入状況調査（観察期間約１年） ・パイロット版の作成	・パイロット版の実施 ・暫定版対象者の再入状況調査（観察期間約2年） ・アセスメントツール完成	・運用開始 ・継続的なデータ蓄積

アセスメントツールの概要

◆ 位置付け

・再非行の可能性及び教育上の必要性を定量的に把握するための鑑別実施上の支援アセスメントツール
・実務の観点も踏まえた，統計的な妥当性，信頼性の検証を経たアセスメントツール

◆ 構　成

面接や鑑別資料等に基づいた心理技官による評定

静的領域 ５領域　２４項目	動的領域 ４領域　２８項目
教育等によって変化しない領域	教育等によって変化し得る領域
１　生育環境	１　保護者との関係性
２　学校適応	２　社会適応力
３　問題行動歴	３　自己統制力
４　非行・保護歴	４　逸脱親和性
５　本件態様	

◆ 結　果

・プロフィール表示・・各領域ごとの問題性の大きさをグラフで表示
・区分表示・・・・・・・・再非行の可能性及び教育上の必要性の高さを区分で表示
・所見・・・・・・・・・・・・鑑別担当者が，処遇目標等について分かりやすく記載

プロフィール（例）

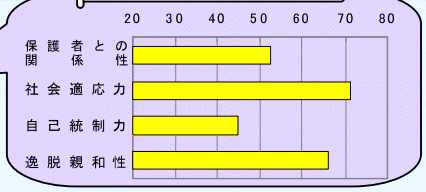

運用

収容鑑別における活用

少年鑑別所

鑑別判定・処遇指針策定

鑑別資料の一つとして活用

・面接，行動観察
・各種心理テスト
・法務省式ケースアセスメントツール
・外部からの資料等
…

処遇機関への伝達

処遇機関における活用

少年院　保護観察所（2号）

保護観察所（1号）

教育上の必要性の把握

処遇・教育方針策定に活用

法務省式ケースアセスメントツールの再評定

残された課題及び処遇効果等の把握

処遇・教育方針の再検討に活用

出典：法務省資料による。

資5-66-3　Case Formulation for Probation（CFP）の概要

保護観察におけるケース・フォーミュレーション（CFP）の試行について

背景

○ 保護観察官によるアセスメントの充実強化
←「犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施」（再犯防止推進計画Ⅱ第5）
←「性格，年齢，経歴，心身の状況，家庭環境，交友関係等を十分に考慮して，その者に最もふさわしい方法により･･･行うものとする」（更生保護法第3条）

↓

理論的・実証的根拠に基づく見立てによる保護観察の実施

CFPの特長

理論的・実証的根拠に基づき，再犯・再非行誘発要因と改善更生促進要因と，その背景要因・相互作用を分析し，保護観察処遇の焦点と留意事項を明らかにするもの

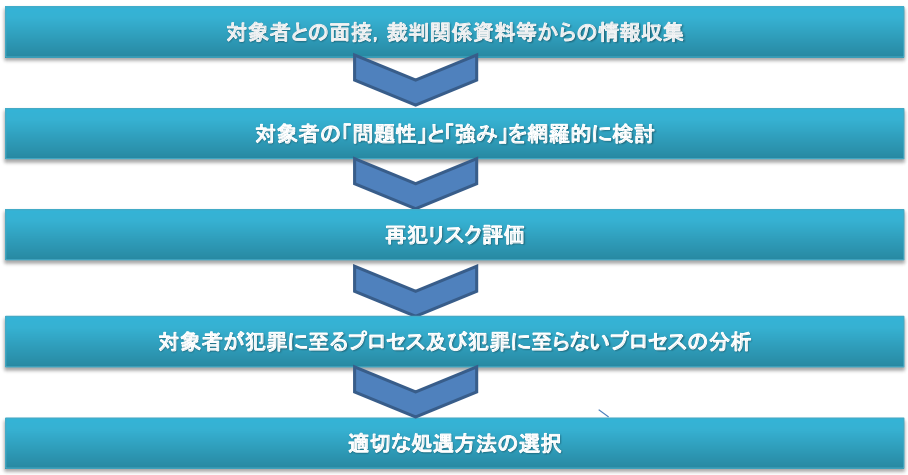

出典：法務省資料による。

（2）関係機関等が保有する処遇に資する情報の適切な活用【施策番号67】

法務省は、多角的な視点から適切にアセスメントを行い、それに基づく効果的な指導等を実施するため、必要に応じて、更生支援計画書等の処遇に資する情報を活用するための取組（試行）を2018年度（平成30年度）から開始している。

更生支援計画書は、弁護人が社会福祉士等に依頼して作成する、個々の被疑者・被告人に必要な福祉的支援策等について取りまとめた書面であるが、実刑が確定した場合や、保護観察付執行猶予となった場合などにおいても、処遇上有用な情報が含まれ得るものと考えられる。そのため、一部の刑事施設及び保護観察所において、弁護人から更生支援計画書の提供を受け、処遇協議を実施するなどして処遇に活用する試行を行っている。今後は、受刑者等に対する社会復帰支援の実施において、更生支援計画書の活用の有用性等を検討することとしている。

また、少年院や保護観察所において、少年を処遇するに当たっては、家庭裁判所の少年調査記録や少年鑑別所の少年簿に記載された情報を引き継ぎ、必要に応じて、在籍していた学校や、児童相談所などの福祉関係機関等からも情報を収集し、これらの情報を踏まえた処遇を実施している。

❷ 性犯罪者・性非行少年に対する指導等

（1）性犯罪者等に対する専門的処遇【施策番号68】

法務省は、刑事施設において、特別改善指導（【施策番号１、２】資2-2-1（P18、19）参照）として、認知行動療法に基づくグループワークによる性犯罪再犯防止指導（資5-68-1参照）を実施し、性犯罪につながる自己の問題性を認識させるとともに、再犯に至らないための具体的な対処方法を考えさせたり、習得させたりするなどしており、2017年度（平成29年度）の受講開始人員は504人であった。

同指導は、海外で効果が実証されているプログラムを参考に外部専門家の助言等を踏まえて策定したものであり、2012年度（平成24年度）に実施した効果検証の結果では、プログラム受講群の方が、非受講群よりも再犯率が7.7ポイント低いことが示され、一定の再犯抑止効果が認められている。また、同指導の再犯抑止効果を着実に高めていくため、効果検証の結果を踏まえつつ、刑期が短いことなどにより同指導に必要な期間を確保することができない受刑者に対応した新たなプログラムとして、2015年度（平成27年度）から集中プログラム※4を開始している。さらに、受刑者が性犯罪に及ぶ要因は多様かつ複雑であることから、グループワーク指導担当者が効果的な指導を行うことができるよう、集合研修の充実化、指導担当者による事例検討会の定期的な開催、外部の専門家による指導担当者への助言等による指導者育成を行っている。

少年院において、強制性交等、強制わいせつや痴漢といった性犯罪を始め、例えば、下着の窃盗など、性的な動機により非行をした在院者に対し、特定生活指導として性非行防止指導を実施し、2017年は、228人が修了している。また、男子少年院２庁において、特に重点的かつ集中的な指導を実施しており、2017年度は、32人が同指導を修了している。さらに、2017年には、新たに知的能力に制約のある対象者向けの指導プログラムを策定し、性非行防止指導体制の整備を図った。これらの指導の結果は、少年院仮退院後の継続的な指導の実施に向け、保護観察所に引き継いでいる。

保護観察所において、自己の性的欲求を満たすことを目的とした犯罪行為を繰り返すなどの問題傾向を有する保護観察対象者に対して、性犯罪者処遇プログラム（資5-68-2参照）を実施し、その問題性を改善するための処遇の適切な実施を図っている。

同プログラムは、刑事施設における性犯罪再犯防止指導と同様に、認知行動療法に基づき、海外のプログラムを参考に外部専門家の助言等を踏まえて策定されている。2012年度に実施した効果検証の結果では、性犯罪について、刑事施設からの仮釈放者及び保護観察付執行猶予者のいずれについても、プログラム受講群の方が非受講群よりも再犯率が低いことが示されている（仮釈放者は6.1ポイント、保護観察付執行猶予者は15.4ポイント低い。）。2018年（平成30年）には、性犯罪者処遇プログラムの改訂に向け、専門的知見のある有識者とともに現行プログラムの課題等についての検討を進めている。

※4　集中プログラム
通常のプログラムの内容を凝縮した短期間のプログラムであり、刑期が短く、通常の実施期間を確保できない者を対象としている。

資5-68-1　性犯罪再犯防止指導の概要

地域社会とともに
開かれた矯正へ

刑事施設における特別改善指導

性犯罪再犯防止指導

■　指導の目標

強制わいせつ，強制性交等その他これに類する犯罪又は自己の性的好奇心を満たす目的をもって人の生命若しくは身体を害する犯罪につながる自己の問題性を認識させ，その改善を図るとともに，再犯しないための具体的な方法を習得させる。

- 対象者　性犯罪の要因となる認知の偏り，自己統制力の不足等がある者
- 指導者　刑事施設の職員（法務教官，法務技官，刑務官），処遇カウンセラー（性犯担当。認知行動療法等の技法に通じた臨床心理士等）
- 指導方法　グループワーク及び個別に取り組む課題を中心とし，必要に応じカウンセリングその他の個別対応を行う。
- 実施頻度等　１単元１００分，週１回又は２回，標準実施期間：４～９か月※

※　再犯リスク，問題性の程度，プログラムとの適合性等に応じて，高密度（９か月）・中密度（７か月）・低密度（４か月）のいずれかのプログラムを実施

《認知行動療法》
問題行動（性犯罪）の背景にある自らの認知（物事の考え方，とらえ方）の歪みに気付かせ，これを変化させること等によって，問題行動を改善させようとする方法

カリキュラム

項目	方法	指導内容	高密度	中密度	低密度
オリエンテーション	講義	・指導の構造，実施目的について理解させる。 ・性犯罪につながる問題性を助長するおそれがある行動について説明し，自己規制するよう方向付ける。 ・対象者の不安の軽減を図る。			
準備プログラム	グループワーク	・受講の心構えを養い，参加の動機付けを高めさせる。	必修	必修	―
本科					
第１科 自己統制	グループワーク 個別課題	・事件につながった要因について幅広く検討し，特定させる。 ・事件につながった要因が再発することを防ぐための介入計画（自己統制計画）を作成させる。 ・効果的な介入に必要なスキルを身に付けさせる。	必修	必修	必修 （凝縮版）
第２科 認知の歪みと変容方法	グループワーク 個別課題	・認知が行動に与える影響について理解させる。 ・偏った認知を修正し，適応的な思考スタイルを身に付けさせる。 ・認知の再構成の過程を自己統制計画に組み込ませる。	必修	選択	―
第３科 対人関係と親密性	グループワーク 個別課題	・望ましい対人関係について理解させる。 ・対人関係に係る本人の問題性を改善させ，必要なスキルを身に付けさせる。	必修	選択	―
第４科 感情統制	グループワーク 個別課題	・感情が行動に与える影響について理解させる。 ・感情統制の機制を理解させ，必要なスキルを身に付けさせる。	必修	選択	―
第５科 共感と被害者理解	グループワーク 個別課題	・他者への共感性を高めさせる。 ・共感性の出現を促す。	必修	選択	―
メンテナンス	グループワーク 個別課題	・知識やスキルを復習させ，再犯しない生活を続ける決意を再確認させる。 ・作成した自己統制計画の見直しをさせる。 ・社会内処遇への円滑な導入を図る。			

出典：法務省資料による。

資5-68-2　性犯罪者処遇プログラムの概要

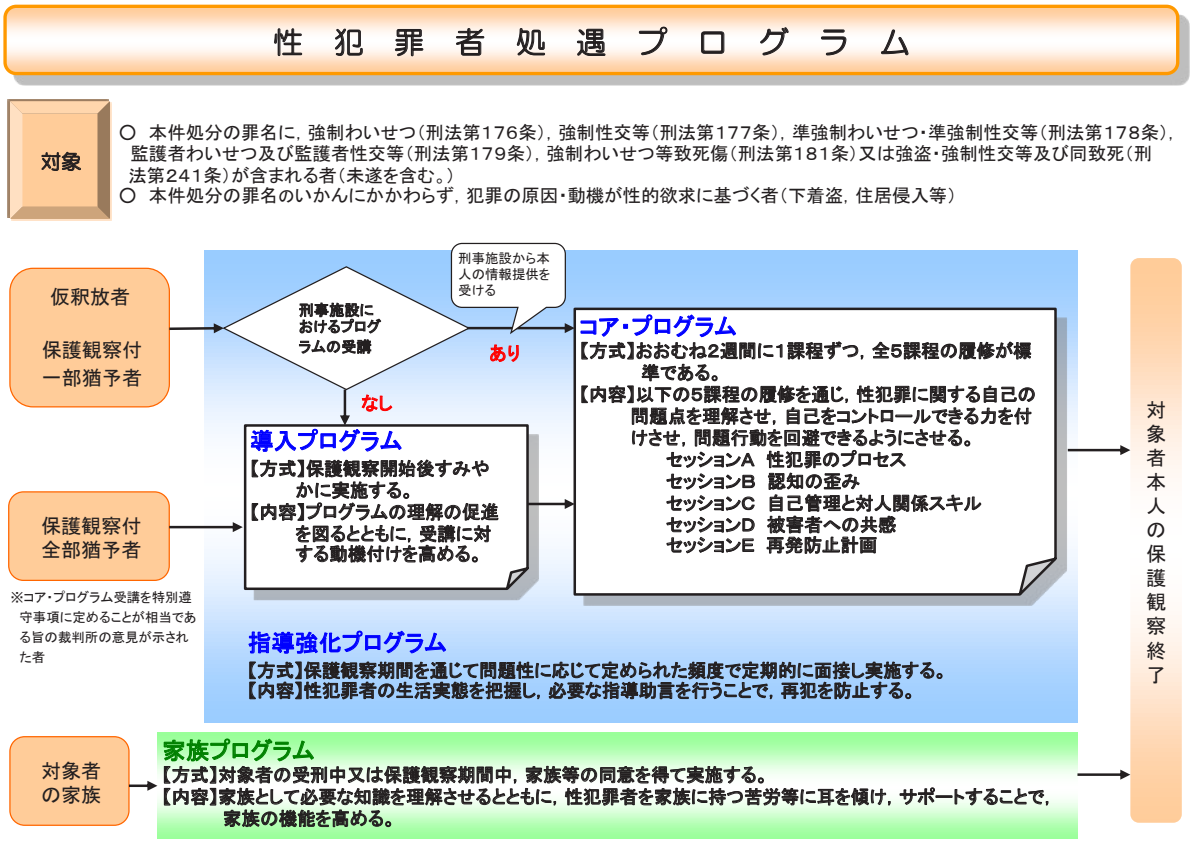

出典：法務省資料による。

(2) 子供を対象とする暴力的性犯罪をした者の再犯防止【施策番号69】

警察は、13歳未満の子供に対して強制わいせつ等の暴力的性犯罪をした刑事施設出所者について、法務省から情報提供を受け、各都道府県警察において、その所在確認を実施している。

また、必要に応じてこうした出所者の同意を得て面談を行うなど、再犯防止に向けた措置を講じている。

3 ストーカー加害者に対する指導等

(1) 被害者への接触防止のための措置【施策番号70】

警察及び法務省は、2013年（平成25年）４月から、ストーカー事案を始めとする恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に係る仮釈放者及び保護観察付執行猶予者について、被害者等に接触しようとしているなどの問題行動等の情報を共有するなど、緊密かつ継続的な連携によって、こうした者の特異動向等を双方で迅速に把握することができるようにしている。また、保護観察所において、警察から得た情報等を基にして、必要に応じ再加害を防止するための指導を徹底するなどしている。

(2) ストーカー加害者に対するカウンセリング等【施策番号71】

警察は、加害者への対応方法や治療・カウンセリングの必要性について精神科医等の助言を受け、加害者に治療・カウンセリングの受診を勧めるなど、地域の精神科医療機関等との連携を推進している。また、ストーカー加害者への対応を担当する警察職員に、精神医学的・心理学的アプローチに関する技能や知識の向上に係る研修を受講させている。

（3）ストーカー加害者に対する指導等に係る調査研究【施策番号72】

警察庁及び法務省においては、ストーカー加害者が抱える問題等や、効果的な指導方策、処遇等について調査研究を進めている。

4 暴力団関係者等再犯リスクが高い者に対する指導等

（1）暴力団からの離脱に向けた指導等【施策番号73】

法務省は、刑事施設において、特別改善指導（【施策番号１、２】資2-2-1（P18、19）参照）として暴力団離脱指導（資5-73-1参照）を実施し、警察等と協力しながら、暴力団の反社会性を認識させる指導を行い、離脱意志の醸成を図るなどしている。2017年度（平成29年度）における暴力団離脱指導の受講開始人員は553人であった。

また、保護観察所において、暴力団関係者の暴力団からの離脱に向けた働き掛けを充実させるため、警察、暴力追放運動推進センター※5及び矯正施設との連携を強化しており、暴力団関係者の離脱の意志等の情報を把握・共有して必要な指導等をしている。

さらに、警察及び暴力追放運動推進センターにおいては、矯正施設及び保護観察所と連携し、離脱に係る情報を適切に共有するとともに、矯正施設に職員が出向いて、暴力団員の離脱意志を喚起するための講演を実施するなど暴力団離脱に向けた働き掛けを行っている。

2017年中に、警察及び暴力追放運動推進センターが援護の措置等を行うことにより、約640人の者が暴力団から離脱した（資5-73-2参照）。

※5　暴力追放運動推進センター
暴力団員による不当な行為の防止と被害の救済を目的として、市民の暴力団排除活動を支援する組織であり、各都道府県公安委員会又は国家公安委員会に指定される。

資5-73-1　暴力団離脱指導の概要

地域社会とともに
開かれた矯正へ

刑事施設における特別改善指導

暴力団離脱指導

■　指導の目標
　暴力団からの離脱に向けた働き掛けを行い，本人の有する具体的な問題性の除去及び離脱意志の醸成を図る。

●　対象者　　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員である者

●　指導者　　・刑事施設の職員（法務教官，法務技官，刑務官），関係機関（警察，都道府県暴力追放運動推進センター，職業安定所職員）等

●　指導方法　　・講義，討議，個別面接，課題作文，視聴覚教材の視聴
　　・離脱意志の程度に応じた集団編成　等

●　実施頻度等　１単元５０分　９単元，標準実施期間：２～４か月

カリキュラム

項目	指導内容	方法
オリエンテーション	受講の目的と意義を理解させる。	講義
加入動機と自己の問題点	加入の動機を振り返らせ，自己の問題点について考えさせる。	討議，課題作文，面接
金銭感覚の是正	暴力団に加入したことにより，金銭感覚がそれまでの生活と一転し，考え方も変化したことについて考えさせる。	課題作文，面接
周囲（家族，社会等）に与えた影響	家族を始めとする周囲の人々に及ぼした影響について考えさせる。	討議，課題作文，面接，役割交換書簡法
暴力団の現状と反社会性	暴力団の現状及びその反社会的性質について認識させ，暴力団に加入したことが誤りであったことに気付かせる。	講義（警察関係者等），視聴覚教材の視聴
暴力団を取り巻く環境	いわゆる暴対法等の講義を実施し，暴力団に加入していることによって，これからも犯罪に関わってしまう可能性が高いことに気付かせる。	講義，視聴覚教材の視聴
自己の問題点の改善	自己の問題点を改善するための，具体的な方法について考えさせる。	討議，課題作文，面接
離脱の具体的な方法	離脱のための具体的な手続及び方法について理解させた上で，自分自身の対応について考えさせる。	講義（警察関係者等），討議，面接
釈放後の就職	求職状況及び求人状況の現状を認識させた上で，健全な職業観を身に付けさせ，出所後の就職への心構えをさせる。	講義（公共職業安定所職員等），課題作文
離脱の決意と生活設計	離脱の決意を固めさせ，出所後の具体的な生活設計を立てさせる。	講義，討議，面接，課題作文

出典：法務省資料による。

資5-73-2　離脱者数の推移（概数）

（平成25年～29年）

年　次	離脱者数（概数）
平成25年	520
26	490
27	600
28	640
29	640

注　警察庁調査による。
　離脱者数は、警察、暴追センターが離脱支援をしたことで暴力団から離脱した者の数である。

(2) 暴力団員の社会復帰対策の推進【施策番号74】

警察は、暴力団からの離脱及び暴力団離脱者の社会復帰・定着を促進するため、都道府県単位で、警察のほか、暴力追放運動推進センター、職業安定機関、矯正施設、保護観察所、協賛企業等で構成される社会復帰対策協議会の枠組みを活用して、暴力団離脱者のための安定した雇用の場を確保し、社会復帰の促進に取り組んでいる。

5 少年・若年者に対する可塑性に着目した指導等

(1) 刑事司法関係機関における指導体制の充実【施策番号75】

法務省は、少年院において、適正な処遇（資5-75-1参照）を展開するとともに、きめ細かい指導等を実施し、矯正教育の充実を図るため、生活の場である集団寮における指導を複数職員で行う体制の充実を図っている。2018年度（平成30年度）は、新たに１庁を加えた10庁で複数指導体制を実施している。

資5-75-1　少年院における処遇の概要

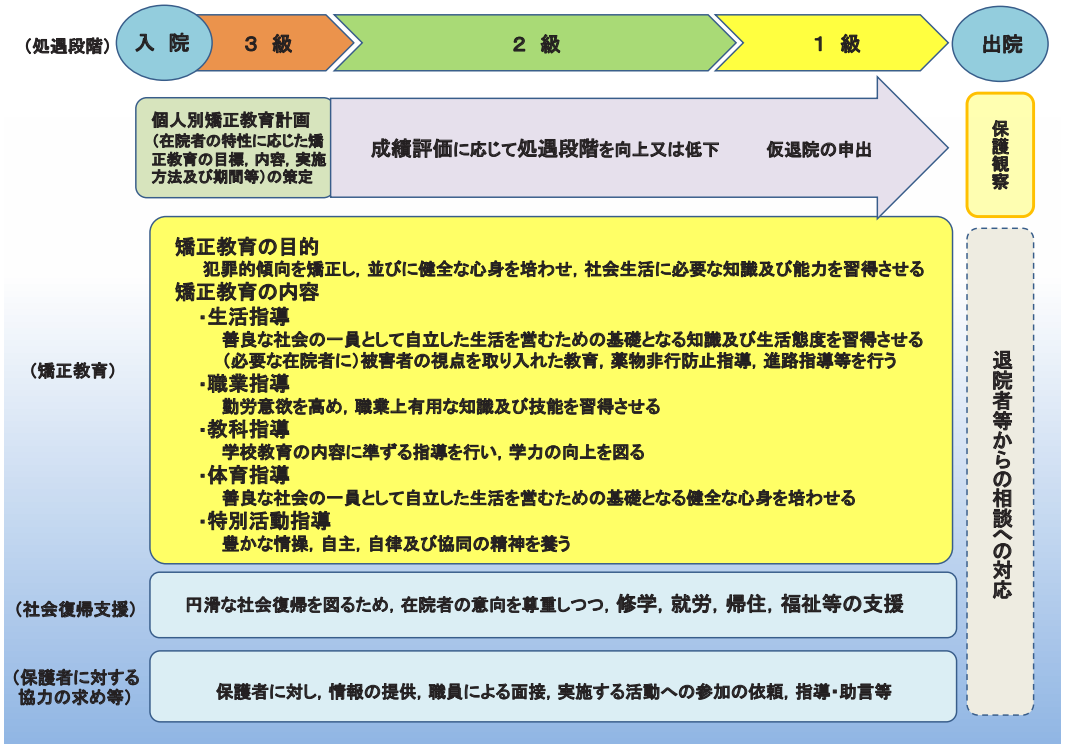

出典：法務省資料による。

(2) 関係機関と連携したきめ細かな支援等【施策番号76】

法務省は、少年院において、家庭裁判所や保護観察所、少年鑑別所、児童相談所等の関係機関の担当者が一同に会して、少年院在院者を対象とした処遇ケース検討会を実施し、処遇の一層の充実を図るとともに、関係機関との実質的な連携・協力体制を強化している。2017年度（平成29年度）は、全少年院において、合計283回の処遇ケース検討会が実施された。

少年鑑別所において、2015年（平成27年）の少年鑑別所法施行後、地域援助を通じて、地域における関係機関との連携に係るネットワークの構築に努めている。特に、児童相談所や児童福祉施設、福祉事務所等を含む福祉・保健機関からの心理相談等の依頼は増加しており、依頼内容も、問題行動への対応や、その背景に知的な問題や発達障害等が疑われる者への支援等、幅広く寄せられてい

る。2017年におけるこれら福祉・保健機関等からの心理相談等の依頼件数は、1,332件であった。また、2015年から2017年７月までに、少年鑑別所５庁が、所在する地域の警察と協定書を結び、県警少年サポートセンターとの連携を強化している。

保護観察所において、児童福祉関係機関の支援を受けていたり、心身の障害を有しているなどして何らかの支援を必要とする保護観察対象者について、児童相談所等の関係機関の担当者との情報共有や協議を行うなど、必要性に応じて関係機関との連携を行い、きめ細やかな支援等を実施している。

(3) 少年鑑別所における観護処遇の充実【施策番号77】

法務省は、少年鑑別所において、在所者に対する健全な育成のための支援として、その自主性を尊重しつつ、職員が相談に応じたり助言を行ったりしている。また、在所者の情操を豊かにし、健全な社会生活を営むために必要な知識及び能力を向上させることができるよう、地域の関係機関や民間ボランティア等の協力を得ながら、在所者に対して、学習、文化活動その他の活動の機会を与えており、その活動の実施に関しても、在所者の自主性を尊重しつつ、必要な助言及び援助を行っている。

(4) 非行少年に対する社会奉仕体験活動等への参加の促進【施策番号78】

警察は、非行少年を生まない社会づくり（【施策番号60】資4-60-1（P69、70）参照）の一環として、少年サポートセンターが主体となって、少年警察ボランティア（少年指導委員、少年補導員及び少年警察協助員）や、少年と年齢が近く少年の心情や行動を理解しやすい大学生ボランティア、関係機関と連携して、非行少年の立ち直りを支援する活動（資5-78-1参照）に取り組んでいる。この活動においては、個々の少年の状況に応じた指導・助言のほか、周囲の人々とのつながりの中で少年に自己肯定感や達成感を感じさせ、また、他人から感謝される体験を通じてきずなを実感させることにより、少年の心の拠り所となる新たな「居場所」を作る社会奉仕体験活動、農業体験等の生産体験活動、スポーツ活動等への参加の促進を図っている。

資5-78-1　非行少年の立ち直りを支援する活動の概要

出典：警察庁資料による。

（5）保護者との関係を踏まえた指導等の充実【施策番号79】

法務省は、少年院において、在院者とその保護者との関係改善や在院者の処遇に対する保護者の理解・協力の促進、保護者の監護能力の向上等を図るため、保護者に対して、保護者ハンドブック（資5-79-1参照）の提供や面接等を実施してきた。2015年（平成27年）からは、在院者が受ける矯正教育を共に体験してもらう保護者参加型プログラムの実施を開始した（【施策番号25】（P38）参照）。

保護観察所において、必要に応じて、保護観察対象少年に対し、保護者との関係改善に向けた指導・支援を行うとともに、保護者に対する措置として、対象者の処遇に対する理解・協力の促進や保護者の監護能力の向上を図るための指導・助言を行っている。具体的には、「保護者のためのハンドブック」（資5-79-2参照）の提供や、講習会、保護者会を実施しており、2017年度の保護者会等の実施回数は52回であった。

資5-79-1　少年院における「保護者ハンドブック」

保護者ハンドブック

目　　次

保護者の方々へ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
第１　「生活の様子」について
１　一日の生活・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
２　基本的な生活・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
３　面会･通信・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
４　保護者会等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
５　懲戒等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
６　救済の申出等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

第２　教育の仕組みと教育活動
１　教育の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
２　成績と進級・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
３　矯正教育の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７

第３　社会復帰支援
１　修学・就労支援について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
２　医療等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
３　外出・外泊について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９

第４　出院について
１　入院から出院までの流れについて・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
２　生活環境の調整上の注意事項について・・・・・・・・・・・・・・・３１
３　保護観察について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
４　収容継続について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
５　出院後の相談について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３

第５　その他
１　視察委員会について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５
２　国民年金制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５

巻末資料
・差入れ，自弁購入できる品目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
・面会・手紙の記録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８
・保護者会等，職員との面談の記録・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１

1

出典：法務省資料による。

資5-79-2　保護観察所における「保護者のためのハンドブック」

目　次

●はじめに …… 1
❶親子のコミュニケーションの課題 …… 2
❷子どもを理解するためのコツ …… 3
1）子どもの欲求と反応の理解 …… 4
2）関係を切れさせてしまう対応 …… 7
3）適切な話合いの進め方 …… 8
❸4コマでの事例
1）携帯にこだわる子 …… 10
2）プチ家出の子 …… 12
3）昔の仲間に悩む子 …… 14
4）仕事（学校）を休んだ子 …… 16
❹親業（おやぎょう）訓練とは …… 18
●子ども・若者支援に関わる諸機関等 …… 21

出典：法務省資料による。
保護者のためのハンドブックは、教育学の専門家の協力を得て、子供の非行や問題行動に悩んでいる保護者にとって参考となるよう子供とのコミュニケーションの取り方などを解説している。これを保護観察の開始時に保護者に交付し、必要に応じて内容の説明や助言をするなどして、親子関係を改善することを目的として活用している。

（6）非行少年を含む犯罪者に対する処遇を充実させるための刑事法の整備等【施策番号80】

少年法における「少年」の上限年齢の在り方及び非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事法の整備の在り方については、2017年（平成29年）２月から、法制審議会において、調査審議が行われている。法務省においては、法制審議会の答申が得られたときには、それを踏まえて所要の措置を講ずることとしている。

Column 6

少年院出院からのセカンドチャンス

セカンドチャンス！

セカンドチャンス！代表　才門辰史

「セカンドチャンス！」とは、まっとうに生きたい少年院出院者の全国ネットワークとして、元法務教官と少年院出院者とが社会で出会ったことをきっかけに、2009年（平成21年）に誕生した自助団体です。

私たちの目的は、まっとうに生きたいと願う少年院出院者を独りにしない、仲間としてつながり、同じ経験と希望を分かち合い、共に励まし、成長し合うことです。

参加資格は「やり直したい」という気持ちを持っているということです。過去の経歴などは

一切問われません。

主な活動は、地域交流会、全国合同合宿、少年院などでのメッセージ活動の３つです。

地域交流会とは、地域の仲間が定期的に集い、語り合う場です。ここでは、悪ぶる必要もなく、かといって、逆に無理して真面目ぶる必要もなく、ありのままを出し合える、心地良い空間を大切にしています。テーマトークとして、「更生って何か？」とか、「立ち直ろうとしたきっかけは何だろう？」とか、「今困っていること」など、それぞれみんなでテーマを考えて、語り合います。前回のセカンドチャンス！東京交流会では、初参加のＡ君（10代）が、「出院してから初めて自分の気持ちを理解してくれる方々とお会いできてとてもうれしかったです！」と感想をくれました。

地域交流会の様子【写真提供：セカンドチャンス！】

全国合同合宿とは、地域交流会が合同で行う宿泊型の交流会です。他県からメンバーが集い全国の仲間と出会うことが出来ます。現地の少年院出院者が企画してくれ、観光に行ったり、夜は時間も忘れて語り合ったりします。前回のセカンドチャンス！全国合同合宿in福岡では、初参加のＢ君（20代）が、「セカンドチャンス！の前では飾らず素直な自分でいれるので居心地が良かったです。」と感想をくれました。

少年院などでのメッセージ活動では、院生に対し、少年院を出院したらこんなことがあるよとか、失敗や役に立ったこと、出会いなど、OBとして院生にメッセージ、アドバイスをさせてもらっています。特に大切にしていることは、「まっとうに生きたいと願っても、独りじゃない。全国に仲間がいるよ。」ということと、「みんな色んな生き方をしてるし、色んな仕事をしてる。少年院を出たってなんにだってなれるんだ、ただし犯罪さえしなければ。」ということです。

私自身、かつて少年院の中で、これを区切りに人生を変えたいと思いました。でも少年院を出た途端、孤独になった気がしました。誰も私を必要としてくれていないという気がしました。

セカンドチャンス！は、少年院出院者が犯罪をやめて、やり直したいと願った時、孤独になるのではなく、むしろ全国に仲間がどんどん増えていく社会にしたいと考えています。少年院出院者の再入院・刑事施設入所率は５年間で約20%～30%とのことで、かつて少年院にいた時、法務教官の先生に、「この中で３割は失敗するんだ、覚悟しておきなさい。」と言われた記憶があります。その時、逆に私は、半分以上が失敗せずにやっているんだなと感じたのを覚えています。

全国合同合宿の様子【写真提供：セカンドチャンス！】

セカンドチャンス！の輪は、まだまだ沢山広げていけると確信しています。これからも必要としてくれる仲間と共に、地道に愚直に活動していきます。

6 女性の抱える問題に応じた指導等【施策番号81】

法務省は、刑事施設において、女子受刑者特有の問題に対処するため、2014年（平成26年）４月から順次、看護師、助産師、介護福祉士など医療・福祉等の地域の専門家の協力・支援を得て、女子受刑者に対する助言・指導や職員に対する研修等を行う、「女子施設地域連携事業」を開始している。同事業は、2018年度（平成30年度）の豊橋刑務支所への導入をもって、対象となる10庁全ての女子刑事施設において展開された。

少年院において、女子在院者の多くが虐待等の被害体験や性被害による心的外傷等の精神的な問題を抱えていることを踏まえ、2017年度（平成29年度）、女子少年院在院者の特性に配慮した処遇プログラム（資5-81-1参照）を策定した。今後、同プログラムの本格運用を開始し、PDCAサイクルに基づくプログラムの展開を図ることとしている。

さらに、保護観察所において、地域社会の中でも女性の特性に配慮した指導・支援を推進するため、2017年度から、女性や女子少年を受け入れる各更生保護施設において職員を１人増配置している。

資5-81-1　女子少年院在院者の特性に配慮した処遇プログラムの概要

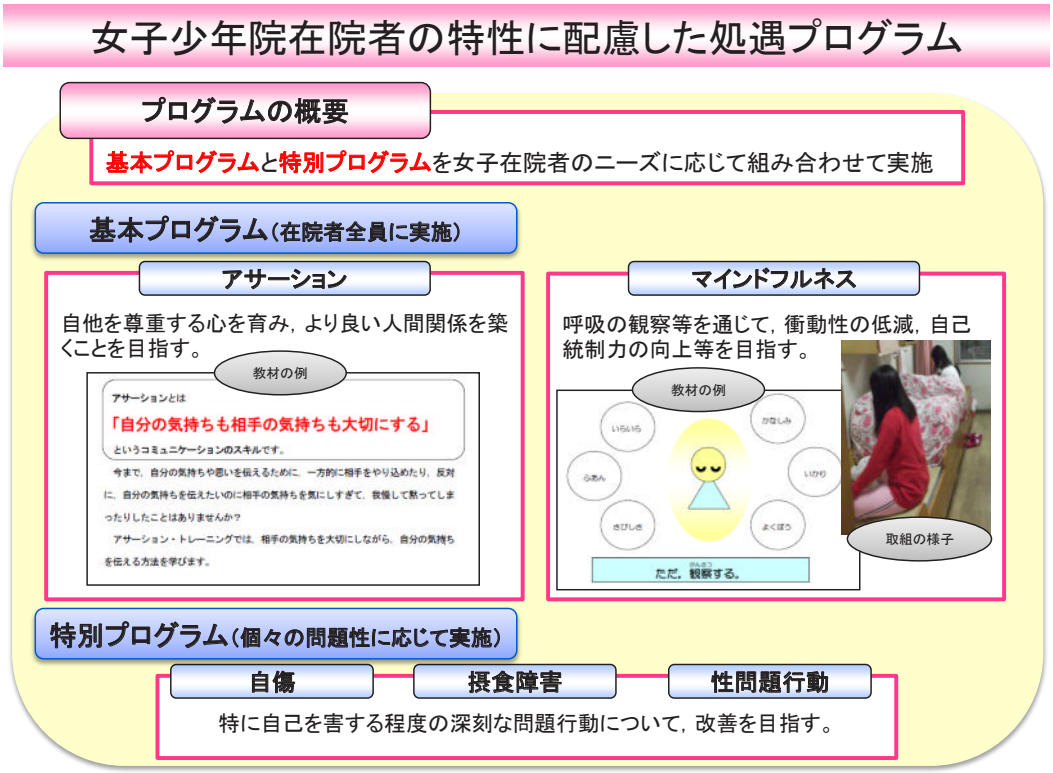

出典：法務省資料による。

7　発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する指導等【施策番号82】

法務省は、少年院において、在院者の年齢や犯罪的傾向の程度等に着目し、一定の共通する類型ごとに矯正教育課程※6を定め、発達上の課題を有する者については、その特性に応じて、支援教育課程※7Ⅰ～Ⅴのいずれかを履修するよう指定している。2017年（平成29年）、支援教育課程Ⅰ～Ⅴのいずれかを指定された在院者は449人であった。また、発達上の課題を有する在院者の処遇に当たっては、2016年（平成28年）に策定した「発達上の課題を有する在院者に対する処遇プログラム実施ガイドライン」（資5-82-1参照）を活用しているほか、2018年度（平成30年度）からは、身体機能の向上に着目した指導を導入し、その充実に努めている。

さらに、2015年度（平成27年度）からは、支援教育課程を置く少年院の職員に対する集合研修を実施しており、2018年度（平成30年度）からは、その研修期間を延長し、指導体制の更なる充実・強化を図ることとしている。

※6　矯正教育課程
在院者の年齢、心身の障害の状況及び犯罪的傾向の程度、社会生活への適応に必要な能力等の特性について、一定の類型に分け、その類型ごとに在院者に対して行う矯正教育の重点的な内容及び標準的な期間を定めたもの。

※7　支援教育課程
障害又はその疑い等のため処遇上の配慮が必要な者に対して指定する矯正教育課程をいう。支援教育課程のうち、Ⅰは知的障害、Ⅱは情緒障害若しくは発達障害、Ⅲは義務教育終了者で知的能力の制約や非社会的行動傾向のある者等に対して指定する。また、Ⅳは知的障害、Ⅴは情緒障害若しくは発達障害のある者等で、犯罪的傾向が進んだ者に対して指定する。

保護観察所において、発達上の課題を有し、指導等の内容の理解に時間を要したり、理解するために特別な配慮を必要とする保護観察対象者について、必要に応じて、児童相談所や発達障害者支援センター等と連携するなどして、個別の課題や特性に応じた指導等を実施している。また、更生保護官署職員及び保護司に対し、発達障害に関する理解を深め、障害特性を理解した上で的確な支援を行うための研修や教材の整備を実施している。

資5-82-1　発達上の課題を有する在院者に対する処遇プログラム実施ガイドラインの概要

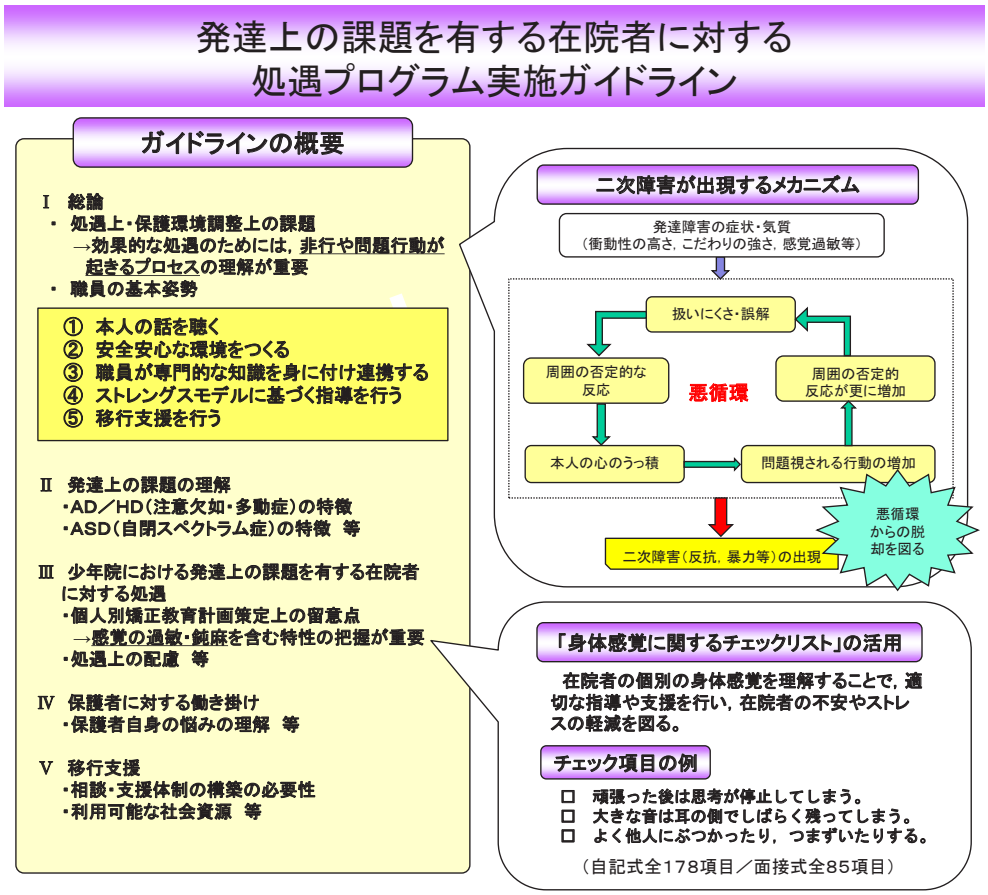

出典：法務省資料による。

8　その他の効果的な指導等の実施に向けた取組の充実

（1）各種指導プログラムの充実【施策番号83】

法務省は、刑事施設において、性犯罪再犯防止指導（【施策番号68】資5-68-1（P80、81）参照）や薬物依存離脱指導（【施策番号44】資3-44-2（P51、52、53）参照）等の特別改善指導のほか、一般改善指導（【施策番号１、２】資2-2-1（P19）参照）としてアルコール依存回復プログラム（資5-83-1参照）や暴力防止プログラム（資5-83-2参照）を実施している。

少年院において、2018年（平成30年）、振り込め詐欺等の特殊詐欺に関与した少年院在院者に対し、その問題性を理解させ、再犯・再非行を防止するための指導の体制を一層充実・強化するための教材整備を行うこととしている。

保護観察所において、保護観察対象者に対し、認知行動療法に基づく専門的処遇プログラム（資5-83-3参照）を実施している。専門的処遇プログラムには、性犯罪者処遇プログラム【施策番号68】資5-68-2（P80、82）参照）及び薬物再乱用防止プログラム（【施策番号44】資3-44-3（P51、54）参照）のほか、暴力防止プログラム（資5-83-4参照）及び飲酒運転防止プログラム（資5-83-5参照）の４種類がある。保護観察対象者の問題性に応じて、各プログラムを受けることを特

別遵守事項※8として義務付けるほか、必要に応じて生活行動指針※9として設定するなどして実施している。

2017年（平成29年）における専門的処遇プログラムによる処遇の開始人員は、資5-83-6のとおりである。

資5-83-1　刑事施設におけるアルコール依存回復プログラムの概要

刑事施設における「アルコール依存回復プログラム」

対象者

（1）飲酒運転などの交通事犯者
　山形刑務所，市原刑務所及び加古川刑務所を「実施庁」として指定
（2）飲酒の問題が犯罪や本人の心身の健康に影響を与えている者
　刑務所（刑務支所含む）84庁のうち，71庁で実施予定

目的

自己の飲酒の問題性を理解させ，その改善を図るとともに，再飲酒しないための具体的な方法を習得させる。

実施形式

（1）指導時間等
　1単元おおむね60分から90分，全12単元，おおむね3か月から6か月の期間で実施する。
（2）指導の形式
　認知行動療法に基づき，グループワークの手法を用いる。
（3）指導者
　職員の他，アルコール依存に係る民間自助団体等の協力も得ながら実施

プログラム内容

単元	内容	単元	内容
1　オリエンテーション	プログラムの目的とルールを理解し，全体の流れをつかむ。	7　再飲酒の兆候（2）	自分の行動的兆候は何かを知り，対処方法を学ぶ。
2　サイクルを止める	飲酒のサイクルについて認識を深め，断酒を実現するための方法について知る。	8　ストレスへの対処方法	ストレスと再飲酒の関係を理解し，自分のストレスの受け止め方の幅を広げる。
3　外的引き金	外的引き金の知識を身に付け，自分の外的引き金は何かを知り，回避する方法を学ぶ。	9　スケジュール	断酒生活の実現に向けたスケジュールを立てる。断酒生活を続ける心構えをつくる。
4　内的引き金	内的引き金の知識を身に付け，自分の内的引き金は何かを知り，回避する方法を学ぶ。	10　断酒生活の維持（1）	断酒生活を継続するための要点を整理し，今後の人間関係について見直す。
5　断酒生活	断酒生活の経過イメージと各過程に生じる心身の特徴的な状態を理解する。	11　断酒生活の維持（2）	断酒生活を維持する対人関係の問題点について理解し，飲酒を断る対処方法や飲酒問題の解決方法を学ぶ。
6　再飲酒の兆候（1）	再飲酒の兆候の知識を身に付け，自分の思考的兆候は何かを知り，対処方法を学ぶ。	12　まとめ	これまで学習した対処方法などを整理し，断酒生活を実現させるための心構えを確立する。

出典：法務省資料による。

※8　特別遵守事項
保護観察対象者が保護観察期間中に遵守しなければならない事項のうち、個々の保護観察対象者ごとに定められる事項である。これに違反した場合には、仮釈放の取消し等のいわゆる不良措置がとられることがある。

※9　生活行動指針
保護観察における指導監督を適切に行うため必要があると認めるときに保護観察所の長が定める保護観察対象者の改善更生に資する生活又は行動の指針である。保護観察対象者は、生活行動指針に即して生活し、行動するよう努めることを求められるが、これに違反した場合に、直ちに不良措置をとられるものではない点で、特別遵守事項とは異なる。

資5-83-2　刑事施設における暴力防止プログラムの概要

地域社会とともに
開かれた矯正へ

刑事施設における一般改善指導

暴力防止プログラム

■　指導の目標
1　暴力を振るうことなく施設内・社会内で生活できるよう，非暴力への動機付けを高めさせる。
2　暴力へと至る自己のパターンを認識させるとともに，そこから抜け出し，暴力以外の手段により将来の望ましい生活を達成するための方法をあらかじめ準備させる。
3　暴力を振るうことなく生活するための具体的なスキルについて，施設在所中から実践を通じて身に付けさせる。

● 対象者　本件が暴力事犯の者又は過去に暴力の問題を有する者
● 指導方法　認知行動療法の手法を取り入れたグループワーク，ロールプレイ，課題学習，討議，個別面接等
● 実施頻度等　１回６０～９０分，全１８回，おおむね４～６か月間で実施

カリキュラム

単元	項　目	概　要
1	オリエンテーション	自己紹介・ルール作り・流れの説明・暴力で得たもの，失ったものについて考える。
2	危ない場面での対処法	簡単にできる対処法を理解・修得する。
3	間を取って落ち着く	リラックス方法や間の取り方を理解・修得する。
4	暴力の道筋ときっかけ	暴力に至る道筋ときっかけに気づき，そうならないための方法を考える。
5	暴力と身体的反応（体の変化）	暴力と自己の身体的反応を理解する。
6	暴力と感情（気持ち）	暴力と感情の関係を理解する。
7	暴力と思考（心のつぶやき）	暴力と思考の関係を理解する。
8	思考チェンジ ～「MCC法」について～	暴力につながらない思考ができるようにするための方法を理解・修得する。
9	親密な相手への暴力（理解①）	DVや児童虐待等について理解する。
10	親密な相手への暴力（理解②）	
11	親密な相手への暴力（対処法）	親密な相手へ暴力を振るわないよう，対等な人間関係について考える。
12	理想のライフスタイル	理想のライフスタイルを考え，その実現のための段取りを考える。
13	暴力に近づかないためのコミュニケーション	暴力に近づかないためのコミュニケーション方法を理解・修得する。
14	アサーション ～適切な自己主張～	適切な自己主張を行うためのコミュニケーション方法を理解・修得する。
15	問題を解決する（計画）	問題を解決する手段を理解するとともに，ロールプレイを通した実践を行う。
16	問題を解決する（実践）	
17	これまでを振り返る	プログラムを振り返り，自分の変化を確認する。

出典：法務省資料による。

資5-83-3　保護観察所における専門的処遇プログラムの概要

保護観察所における専門的処遇プログラム

性犯罪者処遇プログラム

対象：仮釈放者，保護観察付執行猶予者のうち，強制性交等，強制わいせつなどの罪を犯した者又は犯罪の原因・動機が性的欲求に基づく者

【平成18年から実施】

薬物再乱用防止プログラム

対象：仮釈放者，保護観察付執行猶予者のうち，指定薬物又は規制薬物等の所持・使用等の罪を犯し，かつ，これら薬物の使用経験がある者

【平成20年から実施】

暴力防止プログラム

対象：仮釈放者，保護観察付執行猶予者のうち，傷害，暴行等の罪を犯し，かつ，同種の罪の前歴を有する者

【平成20年から実施】

飲酒運転防止プログラム

対象：仮釈放者，保護観察付執行猶予者のうち，飲酒運転を行った者

NO!

【平成22年から実施】

出典：法務省資料による。

資5-83-4　保護観察所における暴力防止プログラムの概要

暴力防止プログラム

暴力犯罪

暴力犯罪とは
殺人・傷害・傷害致死・暴行・逮捕又は監禁・逮捕又は監禁致死傷・強盗・強盗致死傷・暴力行為等処罰ニ関スル法律違反（うち暴行・傷害のみ）・組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反（うち殺人・逮捕・監禁のみ）

プログラム受講対象者

特別遵守事項によって受講を義務付けられる者
①保護観察に付される理由となった犯罪事実中に暴力犯罪が含まれ，かつ暴力犯罪の前歴を有する仮釈放者及び保護観察付執行猶予者
※保護観察付全部猶予者の場合は，プログラム受講を特別遵守事項に定めることが相当である旨の裁判所の意見が示された者

②今回の刑事施設への収容中に執行された刑のうち，暴力犯罪により言い渡されたものが複数ある仮釈放者又は保護観察付一部猶予者

DV・飲酒の問題性に応じ教育内容を追加
パートナーとの関係
飲酒の問題

プログラム内容

○ワークブックを用いて，自己の暴力について分析させ，怒りや暴力につながりやすい考え方の変容や暴力の防止に必要な知識の習得を促し，再び暴力を起こしそうな危機場面での対処法，対人関係の技術，暴力につながらない生活態度を習得させる。

○対処方法は，身体の状態の変化を体験させたり，対人スキルの練習，ロールプレイなどを通じて体験的に習得させる。

○保護観察官が個別処遇又は集団処遇によりおおむね2週間に1回実施し，受講者とともに個別具体的な再発防止計画を作成する。

ワークブックの課題内容について

課程	学習内容
導入	暴力防止プログラムの受講に当たって プログラムの目的及び概要について説明し，事件や当時の生活を振り返らせ，受講の動機付けを高める。
1	暴力をふるうということ 行動のコントロールによって暴力を止められること，暴力の被害者のこと，暴力の責任などを学ばせる。
2	暴力につながりやすい考え方や問題 暴力に陥りやすい考え方があることを理解させ，暴力につながりにくい考え方への変化を促す。
3	私にとっての危険信号 暴力を振るいそうな場面，身体の状況などを把握させ，危機場面での具体的な対処方法を習得させる。
4	暴力をふるわないための取組 良好な対人関係のために必要な話し方や態度，ストレスへの取組等，普段からできる取組を習得させる。
5	二度と暴力をふるわないために 対処方法を整理し，二度と暴力を振るわないための具体的な再発防止計画を立てさせる。

→ 同種再犯及び重大再犯の防止

出典：法務省資料による。

資5-83-5　保護観察所における飲酒運転防止プログラムの概要

飲酒運転防止プログラム

プログラム受講対象者

特別遵守事項によって受講を義務付けられる者
保護観察に付される理由となった犯罪事実中に以下の罪に当たる事実が含まれる仮釈放者又は保護観察付執行猶予者
※保護観察付全部猶予者の場合は，プログラム受講を特別遵守事項 に定めることが相当である旨の裁判所の意見が示された者

①危険運転致死傷（自動車等の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条（第1号に限る。）及び第3条第1項）※
②酒酔い運転（道路交通法第117号の2第1号）
③酒気帯び運転（道路交通法第117号の2第3号）
④過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第4条）※
※アルコールの影響による行為に係るものに限る。同法第6条第1項から第3項により無免許運転による刑の加重を受ける場合を含む。

プログラム内容

○ ワークブックを用いて，アルコールに関する正しい知識を得るとともに，自己の飲酒状況について振り返りを行い，再び飲酒運転を繰り返さないための対処方法等を考えさせる。

○ アルコールに関する専門医療機関や自助グループに関する知識を付与することによって，適切な措置を受けるよう働き掛ける。

○ 保護観察官が個別処遇又は集団処遇によりおおむね2週間に1回実施し，受講者とともに個別具体的な再発防止計画を作成する。

ワークブックの課題内容について

課程	学習内容
導入	オリエンテーション プログラムの目的及び概要を説明した上でアセスメントを実施し，処遇につながる情報を入手する。
1	飲酒運転の影響について考える 飲酒運転の結果を振り返らせ，飲酒運転を繰り返さないことへの動機付けをする。
2	アルコールが運転や心身に及ぼす影響について学ぶ アルコールが運転や心身に及ぼす影響について学ばせ，自分とアルコールとの関係について振り返らせる。
3	アルコールのもたらす悪影響について学ぶ アルコールやアルコール依存症について理解を深めさせ，一般的な問題解決手段についての知識を習得させる。
4	飲酒運転につながる危険な状況を知る 飲酒運転のひきがねとなることがらを特定し，そのひきがねに出会った場合及び出会わないための対処方法を考えさせる。
5	飲酒運転をしないための対処方法を考える 飲酒運転をしないための再発防止計画を作成し，これから実行していくことへの動機を高めさせる。

飲酒運転の防止

NO!

出典：法務省資料による。

資5-83-6　保護観察所における専門的処遇プログラムによる処遇の開始人員

①仮釈放者

プログラムの種類	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
性犯罪者処遇プログラム	562	582	563	591	618
薬物再乱用防止プログラム	977	913	926	971	1,230
暴力防止プログラム	191	160	177	160	164
飲酒運転防止プログラム	244	205	205	188	170

②保護観察付全部執行猶予者

プログラムの種類	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
性犯罪者処遇プログラム	340	318	338	348	321
薬物再乱用防止プログラム	390	357	462	444	418
暴力防止プログラム	117	124	152	114	105
飲酒運転防止プログラム	110	113	104	103	73

③保護観察付一部執行猶予者

プログラムの種類	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
性犯罪者処遇プログラム	—	—	—	—	11
薬物再乱用防止プログラム	—	—	—	—	224
暴力防止プログラム	—	—	—	—	2
飲酒運転防止プログラム	—	—	—	—	3

注　1　法務省資料による。
　　2　「保護観察付一部執行猶予者」については、平成25年から平成28年までの該当者はいない。
　　3　「薬物再乱用防止プログラム」については、平成24年から平成28年５月までは、「覚せい剤事犯者処遇プログラム」による処遇の開始人員を計上している。
　　4　「暴力防止プログラム」及び「飲酒運転防止プログラム」については、プログラムによる処遇を特別遵守事項によらずに受けた者を含む。

（2）社会貢献活動等の充実【施策番号84】

法務省は、刑事施設において、受刑者に社会に貢献していることを実感させることで、その改善更生、社会復帰を図ることを目的として、2011年度（平成23年度）から公園の清掃作業を行うなどの社会貢献作業を実施している。2017年度（平成29年度）は、刑事施設23庁27か所において社会貢献作業を実施し、2018年度（平成30年度）においては、７月31日現在、前記刑事施設に加えて、２庁２か所において新規実施を予定している。

少年院において、全庁で特別活動指導として社会貢献活動を実施しており、公園や道路の清掃等、在院者の特性や地域社会の実情等に応じた活動を行っている（写真5-84-1参照）。

保護観察所において、2015年（平成27年）６月から、保護観察対象者に対し、自己有用感のかん養、規範意識や社会性の向上を図るため、公園や河川敷等公共の場所での清掃活動や、福祉施設での介護補助活動といった地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を継続的に行う社会貢献活動（資5-84-2参照）を、特別遵守事項として義務付けたり、必要に応じて生活行動指針として設定したりして実施している。

写真5-84-1　少年院における社会貢献活動の様子

写真提供：法務省

2017年度末現在、社会貢献活動場所として2,029か所が登録されており、その内訳は、福祉施設が1,036か所、公共の場所が769か所、その他が224か所となっている。2017年度においては1,569回実施し、延べ2,789人が参加した。

2018年には、社会貢献活動の実施状況に基づき、取組内容等を見直し、一層の充実を図るため、法律、教育、福祉、心理学等の有識者を構成員とする検討会を設置して、調査・検討を行うことを予定している。

資5-84-2　保護観察所における社会貢献活動の概要

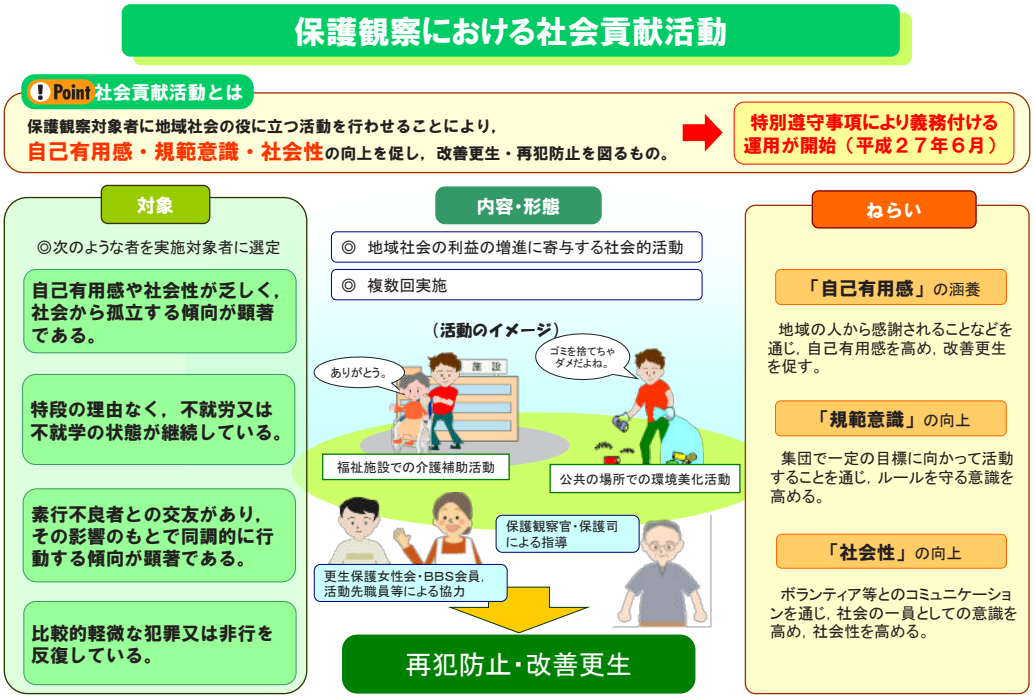

出典：法務省資料による。

(3) 関係機関や地域の社会資源の一層の活用【施策番号85】

法務省は、刑事施設において、薬物依存離脱指導（【施策番号44】資3-44-2（P51、52、53）参照）の実施に当たり、ダルク※10（コラム４（P61）参照）等の民間の自助グループ※11の協力を得ているほか、他の改善指導（【施策番号83】（P91）参照）についても、被害者支援団体、福祉関係機関等職員、警察関係者、公共職業安定所職員、地方公共団体職員等の参画を得て、広く関係機関や地域社会と連携した指導を推進している。

少年院において、矯正教育の実施に当たり、近隣の自助グループを始めとする民間団体からの協力を得て、効果的な指導の実施に努めているほか、院外委嘱指導の枠組みによって、社会資源を活用した指導を実施している。

保護観察所において、保護観察対象者の特性に応じ、保護観察終了後の生活を視野に入れ、ダルク、NA※12、AA※13、GA※14といった地域の自助グループの支援につなげられるよう調整等を行っている。

また、法務省及び厚生労働省は、2015年（平成27年）11月、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」（【施策番号52】資3-52-2（P59）参照）を策定し、保護観察付一部執行猶予者等の薬物依存者を支援対象として、都道府県や医療機関等を含めた関係機関や民間支援団体が緊密に連携し、その機能や役割に応じた支援を効果的に実施できるよう基本的な方針を定め、2016年度（平成28年度）からその運用を開始している。

9 犯罪被害者等の視点を取り入れた指導等【施策番号86】

法務省は、刑事施設において、特別改善指導（【施策番号１、２】資2-2-1（P18、19）参照）として被害者の視点を取り入れた教育（資5-86-1参照）を実施し、罪の大きさや犯罪被害者等の心情等を認識させるとともに、犯罪被害者等に誠意をもって対応するための方法を考えさせるなどしており、2017年度（平成29年度）の受講開始人員は804人であった。

少年院において、全在院者に対し、犯罪被害者等の心情等を理解し、罪障感及び慰謝の気持ちをかん養するための被害者心情理解指導を実施している。また、特に被害者を死亡させ、又は被害者の心身に重大な影響を与えた事件を起こし、犯罪被害者や遺族に対する謝罪等について考える必要がある者に対しては、特定生活指導として、被害者の視点を取り入れた教育を実施しており、2017年は、171名が修了した。これらの指導の結果は、継続的な指導の実施に向け、更生保護官署に引き継いでいる。

保護観察所において、2007年（平成19年）12月から、犯罪被害者等の申出に応じ、犯罪被害者等から被害に関する心情、犯罪被害者等の置かれている状況等を聴取し、保護観察対象者に伝達する制度（心情等伝達制度）を実施しており、当該対象者に対して、被害の実情を直視させ、反省や悔悟の情を深めさせるような指導監督を徹底している。2017年中に、心情等を伝達した件数は177件であった。また、被害者を死亡させ、又は重大な傷害を負わせた保護観察対象者に対し、しょく罪指導プログラム（資5-86-2参照）による処遇を行うとともに、犯罪被害者等の意向にも配慮して、誠実に慰謝等の措置に努めるよう指導している。2017年において、しょく罪指導プログラムの実施が終

※10 ダルク
DARC：Drug Addiction Rehabilitation Center。薬物依存者の自助グループ
※11 自助グループ
同じ問題を抱える仲間同士が集まり、互いに悩みを打ち明け、助け合って問題を乗り越えることを目的として、ミーティングが行われている。
※12 NA
Narcotics Anonymous。薬物依存者の自助グループ
※13 AA
Alcoholics Anonymous。アルコール依存症者の自助グループ
※14 GA
Gamblers Anonymous。ギャンブルが原因で借金苦や生活苦を理由に犯罪に至った者の自助グループ

了した人員は344人であった。

さらに、2013年（平成25年）４月から、一定の条件に該当する保護観察対象者を法テラスに紹介し、法テラスにおいて被害弁償等を行うための法律相談を受けさせ、又は弁護士、司法書士等を利用して犯罪被害者等との示談交渉を行うなどの法的支援を受けさせており、保護観察対象者が、犯罪被害者等の意向に配慮しながら、被害弁償等を実行するよう指導・助言を行っている。

資5-86-1　刑事施設における被害者の視点を取り入れた教育の概要

地域社会とともに
開かれた矯正へ

刑事施設における特別改善指導

被害者の視点を取り入れた教育

■　指導の目標
自らの犯罪と向き合うことで，犯した罪の大きさや被害者やその遺族等の心情等を認識させ，被害者やその遺族等に誠意を持って対応していくとともに，再び罪を犯さない決意を固めさせる。

- 対象者　被害者の命を奪い，又はその身体に重大な被害をもたらす犯罪を犯し，被害者やその遺族等に対する謝罪や賠償等について特に考えさせる必要がある者
- 指導者　刑事施設の職員（法務教官，法務技官，刑務官），民間協力者（被害者やその遺族等，被害者支援団体のメンバー，被害者問題に関する研究者，警察及び法曹関係者等の専門家）
- 指導方法　ゲストスピーカー等による講話，グループワーク，課題図書（被害者の手記等），役割交換書簡法　等
- 実施頻度等　１単元５０分　１２単元　標準実施期間：３～６か月

カリキュラム

項　目	指導内容	方法
オリエンテーション	受講の目的と意義を理解させる。（カリキュラムの説明，動機付け）	講義
命の尊さの認識	命の尊さや生死の意味について，具体的に考えさせる。	講話，グループワーク，課題読書指導
被害者（その遺族等）の実情の理解	被害者及びその遺族等の気持ちや置かれた立場，被害の状況について，様々な観点から多角的に理解させる。①精神的側面 ②身体的側面 ③生活全般	講話（ゲストスピーカー等），視聴覚教材の視聴，講義，課題読書指導（被害者の手記等）
罪の重さの認識	犯罪行為を振り返らせ，客観的に自分が犯した罪の重さ，大きさを認識させる。	課題作文，グループワーク
謝罪及び弁償についての責任の自覚	被害者及びその遺族等に対して，謝罪や弁償の責任があるということについて自覚させる。	グループワーク，役割交換書簡法，講話（ゲストスピーカー等）
具体的な謝罪方法	具体的な謝罪の方法について自分の事件に沿って考えさせる。	グループワーク，課題作文
加害を繰り返さない決意	再加害を起こさないための具体的方策を考えさせるとともに，実行することの難しさを自覚させる。	グループワーク，視聴覚教材の視聴 講義

ゲストスピーカー

被害者について十分な知識と理解を持ち，受刑者の社会復帰に賛同している，犯罪被害者支援団体のメンバーや犯罪被害者（その家族等）を刑事施設に招へいし，受刑者に対し，被害者（その家族等）の苦しみや心の傷について話していただいている。

出典：法務省資料による。

資5-86-2　保護観察所におけるしょく罪指導プログラムの概要

しょく罪指導プログラム

対　象
○被害者を死亡させ又はその身体に重大な傷害を負わせた事件により保護観察に付された者（短期保護観察及び交通短期保護観察を受けている者を除く。）
○その他，指導プログラムを実施することが必要と判断された者

目　的
対象者に，犯した罪の大きさを認識させ，悔悟の情を深めさせることを通じ，再び罪を犯さない決意を固めさせるとともに，被害者及びその家族又は遺族（以下「被害者等」という。）に対し，その意向に配慮しながら誠実に対応するよう促す。

実施方法
保護観察官及び保護司による個別指導

内　容

導入
保護観察開始当初の面接において，指導プログラムの内容，方法等必要な事項を説示する。

課題指導
次の課題を履行させ，保護観察官又は保護司が毎回課題の内容について実施対象者と話し合う。

- 第１課題　自己の犯罪行為を振り返らせ，犯した罪の重さを認識させる。
- 第２課題　犯罪被害者等の実情（気持ちや置かれた立場，被害の状況など）を理解させる。
- 第３課題　被害者等の立場で物事を考えさせ，また，犯罪被害者等に対して，謝罪，被害弁償等の責任があることを自覚させる。
- 第４課題　具体的なしょく罪計画を策定させる。

↓

しょく罪計画の実行に向けた指導

出典：法務省資料による。

⑩ 再犯の実態把握や指導等の効果検証及び効果的な処遇の在り方等に関する調査研究【施策番号87】

法務省は、2017年（平成29年）12月から、検察庁・矯正施設・更生保護官署がそれぞれ保有する情報を連携させたデータベースシステムである刑事情報連携データベースシステムを運用している。同システムは、検察庁、矯正管区、矯正施設及び更生保護官署が、①個々の事案において、犯罪をした者等の過去の犯罪歴や処遇内容等を踏まえ、再犯防止に向けた処分や指導・支援を一貫して行うこと、②再犯の実態把握や施策の効果を事後的に検証することで、更に効果的な対策につなげることを可能とすること、を目的として開発された。同システムを活用し、再犯の状況や施策の実施状況の把握を進めるとともに、今後より効果的な指導や支援等を検討し実施できるよう、施策の効果検証の方法について検討を進めている。

なお、刑事施設において、受刑者の膨大なデータの収集・分析等を専従して行うため、2010年度（平成22年度）に府中刑務所効果検証専従班を設置した。効果検証専従班の取組は、特別改善指導等の各種指導プログラムの教材類の作成や改訂、受刑者用一般リスクアセスメントツール（Gツール）（【施策番号66】資5-66-1（P76、77）参照）の開発など、再犯防止の具体的な施策の推進に成果を上げており、効果検証の結果等に基づいた各種指導プログラムの充実等が図られている。また、少年院における矯正教育の効果及び少年鑑別所における鑑別結果等の検証に係る業務は2012年度（平成24年度）から実施している。

法務総合研究所において、2018年（平成30年）３月、研究部報告58「青少年の立ち直り（デシスタンス）に関する研究」を発刊し、非行少年の改善更生要因に関する基礎資料を提供した。2017年度には、前年度から引き続き、再犯防止対策等に関する研究を実施し、米国・ニュージーランドにおける再犯防止対策等を調査するとともに、暴力犯罪者に関する研究を実施し、その心理的特徴等について分析を行っており、いずれも2018年度に研究部報告として取りまとめる予定である。

Column 7　女子受刑者特有の問題の解決に取り組む地域の専門家の力

岩国刑務所では、2015年度（平成27年度）から、女子施設地域連携事業により、地域の医療・福祉等の専門家の協力を得て、女子受刑者特有の問題に着目した処遇の充実を図っている。同事業で活躍する作業療法士と地域支援コーディネーターのお二人から話を伺った。

作業療法士　阿部さわ子さん

Q　現在の指導・支援内容について教えてください。

A　部屋で大声を出すなどの言動がある人、加齢や病気により、手足に麻痺があって歩行や日常動作に支障がある人に対し、まずは面接や体の機能の確認をして、その人なりの問題点をともに探すようにしています。次に、身体機能の改善を目指して、部屋でできるトレーニングをお教えし、実際にやってみたり、その人が得意で、それをすることにより落ち着けること、例えば色々な変型鶴の折紙をしたりしながらお話をすることで、信頼関係を築き、工場での作業に結び付ける試みもしました。

作業療法士によるトレーニング（足の筋力維持を目的とした姿勢の保持）の様子
【写真提供：岩国刑務所】

Q　指導・支援を行う中で心掛けていること、苦労、やりがいを教えてください。

A　私はこれまで長く、病院や老人保健施設で仕事をしてきました。

　そのようなところでは、ドクターの処方、指示によって、色々な職種の職員がそれぞれの専門分野のケアをしているわけですが、刑務所はそれとは違って、環境もルールも特殊ですので、支援のあり方に戸惑いがありました。しかし、支援をしている人との面接や、その人の経過を書いてある記録を読み、アプローチの仕方を組み立てていく過程にやりがいがあり、「治療」や「サービス」といった視点ではなく、「出所後の自立支援」を目標に、支援のお手伝いをしていきたいです。

地域支援コーディネーター　　松田洋子さん

Q　現在の指導・支援内容について教えてください。

A　子を持つ女子受刑者を対象とした「子育て支援講座」の担当として、親子での遊びや工作、公民館等での親子向けのボランティアを想定し、「紙を用いたモノ作り」をしています。皆さんが、地域に帰ったときに自分でできることを見付けて、地域とつながりを持てるように、を目指しています。折紙や包装紙など身近にある材料を使い、少し根気が必要ですが、一人一作品を作り、全員の作品を並べて季節や日本の行事を感じる壁飾りを完成させます。

　また、毎回、実施時期や作品にまつわる物語の、絵本の読み聞かせもしています。

Q　指導・支援を行う中で心掛けていること、苦労、やりがいを教えてください。

A　優しく分かりやすい口調や、穏やかな表情を意識し、規律ある中にも和やかな雰囲気を感じられるようにしています。地域とつながることやボランティアについて、よいイメージを持ってもらえればと願ってそのようにしています。

　作業中は、複雑な工程もあきらめずに取り組む、自主的に動く、困ったら誰かに助けを求める、自分に余裕があれば周囲の人を思いやる、声を掛け合う、自分に自信を持つ、他の人とその作品を受け入れる、といった言動ができるようサポートしています。

子育て支援指導の様子
【写真提供：岩国刑務所】

　時間配分や進行順に不安を持つこともあるのですが、作品が完成したときの皆さんの笑顔とポジティブな感想に、毎回、達成感を感じています。

第6章

民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組

第68回“社会を明るくする運動”中央行事「立ち直りフェスティバル」の様子

第6章 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組

第1節 民間協力者の活動の促進等

1 民間ボランティアの確保

(1) 民間ボランティアの活動に関する広報の充実【施策番号88】

警察は、2018年（平成30年）４月現在、少年警察ボランティアとして、少年指導委員約6,400人、少年補導員約５万1,000人及び少年警察協助員約250人を委嘱しているほか、同年３月現在、大学生ボランティア約6,700人が全国で活動している。地域住民等の間にこれらのボランティアの支援活動等に協力する気持ちを醸成するため、新聞･テレビを始め、警察のウェブサイトや広報誌（紙）等を通じて、活動に関する広報を行っている。

法務省は、“社会を明るくする運動”（【施策番号101】（P113）参照）の広報・啓発行事や、ツイッター等のソーシャルネットワーキングサービス（法務省（https://twitter.com/MOJ_HOUMU）、法務省保護局（https://twitter.com/MOJ_HOGO））を通じて更生保護ボランティア（コラム８（P108）参照）の活動を紹介したり、啓発資材を作成・配布したりすることによって、更生保護ボランティアの活動に関する広報の充実を図っている。

2018年７月に東京都内で開催した第68回“社会を明るくする運動”中央広報・啓発行事「立ち直りフェスティバル」においては、著名人と保護司やBBS会員によるトークショーを行ったほか、全国各地で若年層を含む幅広い年齢層を対象とする広報活動を行った。

(2) 更生保護ボランティアの活動を体験する機会の提供【施策番号89】

法務省は、2016年度（平成28年度）から、保護司活動インターンシップ制度を導入している。この制度は、保護司会が地域住民又は関係機関・団体に所属する人等に保護司活動を体験する機会を提供することにより、地域住民等の保護司活動に対する理解と関心を高め、保護司の確保に資することを目的としている。

2017年度（平成29年度）は、地域の実情に応じたインターンシップを実施し、保護司会が実施する自主研修や犯罪予防活動等への参加をきっかけに、保護司活動等について理解が深まり、実際の保護司の委嘱につながるなど一定の成果が見られたことから、引き続き本制度を続けていくこととしている。

(3) 保護司候補者検討協議会の効果的な実施等【施策番号90】

保護司候補者検討協議会は、保護区内の保護司候補者を広く求め、必要な情報の収集及び交換を行うことを目的として、保護観察所と保護司会が共同で設置する協議会である。同協議会は、保護司のほか、町内会又は自治会関係者、社会福祉事業関係者、教育関係者、地方公共団体関係者、地域の事情に通じた学識経験者等に参加の協力を得て開催されている。

法務省は、保護司会と協力し、同協議会において保護司適任者に関する有益な情報が得られるよう、地方公共団体の職員等、地域の実情をよく把握した人を協議会委員として選定したり、特に保護司が必要な区域を対象に同協議会を開催したりするなどの取組を行っている。また、地方再犯防止推進計画の策定に向けた地方公共団体に対する働き掛けなどの機会を通じ、地方公共団体に対して、保護司活動の意義についてより一層の理解と協力を要請している。

❷ 民間ボランティアの活動に対する支援の充実

（1）少年警察ボランティア等の活動に対する支援の充実【施策番号91】

警察は、少年を見守る社会気運を一層高めるため、自治会、企業、各種地域の保護者の会等に対して幅広く情報発信するとともに、少年警察ボランティア等の協力を得て、通学時の積極的な声掛け・あいさつ運動や街頭補導の実施、社会奉仕体験活動等を通じて大人と触れ合う機会の確保に努めている（【施策番号60（P69）、78（P86）、88（P102）】参照）。こうした少年警察ボランティア等の活動を促進するため、当該活動に関する広報の充実を図るとともに、謝金や交通費等を必要に応じて支給するほか、研修の実施や民間団体等が実施する研修への協力を推進するなど、支援の充実を図っている。

（2）更生保護ボランティアの活動に対する支援の充実【施策番号92】

法務省は、保護司、更生保護女性会員、BBS会員等の更生保護ボランティアが、それぞれの特性を生かして活動することを促進するため、各種研修の実施を始めとする支援を行っている。2014年度（平成26年度）からは、民間協力者による更生保護の諸活動を一層充実したものとするため、保護司会、更生保護女性会及びBBS会の相互の連携を強化することに焦点を当て、各団体の取組を共有するとともに、新たな連携方策を検討するための講義及びグループワークを行うことなどを主な内容とする三団体合同の研修も各地において行っており、本研修がきっかけとなって具体的な連携が進むなど、効果を挙げている。

また、保護司の複数担当制（保護観察事件や生活環境調整事件について、１件の事件につき複数の保護司が事件担当として指名されるもの）（【施策番号98】（P105）参照）や地域処遇会議（複数の保護司が集まり、処遇や地域活動に関して情報の交換や共有を行うための会議や打合せ会）等、保護司相互の相談・研修機能を促進する制度を導入しており、引き続き、これらを含めた保護司及び保護司会活動への支援の充実を図っていく。

さらに、2018年度（平成30年度）においては、BBS活動の更なる活発化を図るために、法務省保護局、北海道沼田町及び特定非営利活動法人日本BBS連盟の共催により、沼田町就業支援センター※1（資6-92-1参照）において、BBS会員を中心とする学生が同センターの入所少年と農業実習等を体験するプロジェクトを実施した。

資6-92-1　沼田町就業支援センターの概要

出典：法務省資料による。

※1　沼田町就業支援センター
2007年（平成19年）に北海道雨竜郡沼田町に開所した、旭川保護観察所沼田駐在官事務所に付設する宿泊施設に少年院を仮退院となった少年等を宿泊させて保護観察を実施するとともに、沼田町が設置運営する農業実習施設において、専門指導員の下で農業に関する訓練を実施することにより、農業を中心とした就業、自立を促進し、改善更生を図ることを目的とする施設。

(3) 更生保護サポートセンターの設置の推進【施策番号93】

更生保護サポートセンター（資6-93-1参照）は、保護司会を始めとする更生保護関係団体と、地域の関係機関・団体及び地域住民との連携を強化し、更生保護活動の一層の充実強化を図ることを目的とした更生保護ボランティアの活動拠点である。多くの更生保護サポートセンターでは、保護司が保護観察対象者等との面接場所の確保が困難な場合に利用できるよう面接室も備えている。法務省は、2008年度（平成20年度）から、地方公共団体等と連携して同センターの整備を行い、2017年度（平成29年度）末までに全国501か所に設置した。

さらに、同センターは、保護司会活動の活発化や地域のネットワーク構築の拠点としても機能しており、2018年度（平成30年度）中に新たに301か所増設される予定である。法務省は、引き続き、保護司会と協働し、地方公共団体等の協力を得ながら、同センターの整備を推進することとしている。

資6-93-1　更生保護サポートセンターの概要

更生保護サポートセンターによる保護司活動の推進

○保護司・保護司会の地域における活動拠点
○保護司会が市町村や公的機関の施設の一部を借用するなどし，経験豊富な「企画調整保護司」が常駐。
○地域の関係機関・団体との連携推進や保護司の処遇活動に対する支援を実施。
○平成20年度から整備し，平成29年度末までに全国501か所に設置。

更生保護サポートセンターの機能・効果

保護司の行う処遇活動への支援
・保護観察対象者やその家族との面接場所の提供
・保護司の処遇活動に関する相談への対応
・保護司同士の処遇協議や情報交換等

地域に根ざした犯罪・非行予防活動の推進
・地域のニーズ等を踏まえた犯罪予防活動の企画・実施
・一般住民からの非行相談の実施

地域支援ネットワークの構築
・地域の様々な機関・団体との処遇協議等の連携
例　教育委員会・学校，児童相談所，福祉事務所・社会福祉協議会，警察・少年センター，ハローワーク

地域への更生保護活動の情報発信
・更生保護や保護司会活動に関する情報の発信
・保護司適任者の確保
・保護司活動インターンシップの企画・実施

保護司会における関係機関との協議会実施回数

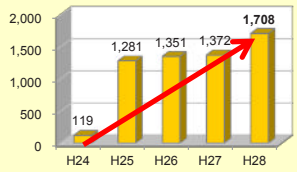

※サポセン設置地区の地域との連携実績調査結果
（対象：平成25年度設置90地区）

設置により地域での支援ネットワークが拡大

保護司会活動の活性化について

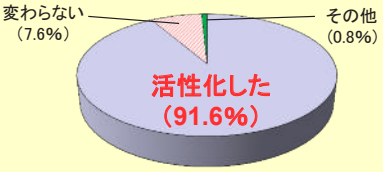

（平成29年度までにサポートセンターを設置した501地区を対象）

設置により保護司の活動意欲が向上し，活動が活発化

出典：法務省資料による。

3 更生保護施設による再犯防止活動の促進等

(1) 更生保護施設の地域拠点機能の強化【施策番号94】

更生保護施設等を退所するなどして地域で生活している刑務所出所者等について、これらの者に対する処遇の知見等を有している更生保護施設が地域社会に定着できるまでの間の継続的な支援を行うことが有効である。そこで、法務省は、更生保護施設に対し更生保護施設退所者等への生活相談支援や薬物依存回復訓練の実施を委託する取組（「フォローアップ事業」）（資6-94-1参照）を行っている。2017年度（平成29年度）の委託実人員は134人であり、延人員は820人である。

資6-94-1　更生保護施設におけるフォローアップ事業の概要

更生保護施設に対する「通所処遇」の委託
（フォローアップ事業：平成２９年度～）

目的

（更生保護施設を退所するなどして）地域に居住している者の自立更生のため，更生保護施設の有する処遇の知見等を基にした**継続的な支援**を実施するもの。

内容

○　**生活相談支援**
　更生保護施設職員の面接等による**生活相談への対応**（自立更生に向けた**助言・支援**）
○　**薬物依存回復支援**
　①更生保護施設職員等が実施する**薬物依存回復プログラム**
　②更生保護施設職員等が実施する**グループミーティング**（※）
　（※）依存性薬物の使用経験がある者が自らの体験を話し合い，依存からの回復を目指す集団処遇

対象

保護観察対象者及び**更生緊急保護対象者**のうち，**支援内容に応じて**，次のとおり規定
①生活相談支援
　原則として，**更生保護施設を退所した者**のうち更生保護施設への**通所が可能**であること　又は　更生保護施設職員の**往訪**による定期的な接触が見込まれる者
②薬物依存回復支援
　更生保護施設への**通所が可能**であり，依存性**薬物への依存**が認められる者

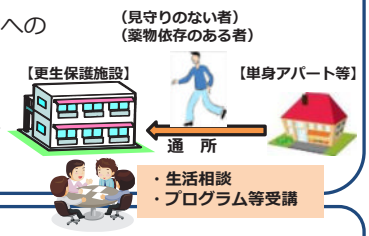

法制上の位置付け

○　**一時保護事業**（更生保護事業法第２条第３項）
○　補導援護及び更生緊急保護における「**社会生活に適応させるために必要な生活指導**」（更生保護法第５８条第６号，第８５条第１項）の委託

出典：法務省資料による。

（2）更生保護事業の在り方の見直し【施策番号95】

法務省は、更生保護施設が、一時的な居場所の提供を行うだけでなく、犯罪をした者等の処遇の専門施設として、高齢者又は障害のある者、薬物依存症者に対する専門的支援や地域における刑務所出所者等の支援の中核的存在としての機能を果たすことが求められるなど、現行の更生保護施設の枠組みが構築された頃と比較して、多様かつ高度な機能が求められようになり、その活動は難しさを増していることを踏まえ、今後の更生保護事業の在り方について所要の検討を行うため、2018年度（平成30年度）から学識経験者等の有識者による検討会を開催している（【施策番号27】（P39）参照）。

4 民間の団体等の創意と工夫による再犯防止活動の促進

（1）再犯防止活動への民間資金の活用の検討【施策番号96】

（2）社会的成果（インパクト）評価に関する調査研究【施策番号97】

法務省は、民間資金を活用して、民間団体等が行う再犯防止活動における社会的成果（インパクト）評価に関する調査研究を行うこととしている。

また、更生保護法人のほか、特定非営利活動法人、社団法人、財団法人その他各種の団体等が、再犯の防止等に関する活動を行うための民間資金を活用した支援の在り方について検討している。

5 民間協力者との連携の強化

（1）適切な役割分担による効果的な連携体制の構築【施策番号98】

法務省は、矯正施設では、在所者と面接し、専門的知識や経験に基づいて相談、助言及び指導等を

行う篤志面接委員や在所者の希望に基づいて宗教上の儀式行事及び教誨を行う教誨師、保護観察所では、保護観察官と協働で保護観察及び生活環境の調整を行う保護司等、多くの民間協力者（コラム８（P108）参照）の協力を得て、犯罪をした者等の処遇を行っている。

矯正施設において、1,597人の篤志面接委員及び2,049人の教誨師（2017年（平成29年）12月31日現在）と連携体制の強化を図っており、2017年は、篤志面接委員が２万108件の面接・指導を、教誨師が１万5,967件の教誨を実施した。

保護観察所において、保護観察及び生活環境の調整を行うに当たり、保護観察官及び保護司の協働態勢を基本とし、保護司に過度な負担がかからないよう、保護観察官は医学、心理学、教育学、社会学、その他の更生保護に関する専門的知識を生かし、保護観察の実施計画の策定、保護観察対象者の動機付け、処遇困難な保護観察対象者に対する直接的な指導監督や専門的処遇プログラム等を実施し、保護司は地域事情に通じているといった特色を生かし保護観察対象者と定期的に面接し、生活状況の把握や日常的な指導・助言を行うなど適切な役割分担を行っている。また、保護司の負担を軽減するため、保護観察又は生活環境調整の実施上特に必要な場合には、複数の保護司で事件を担当する保護司の複数担当制を導入している。2017年度は、保護観察で635件、生活環境の調整で484件の複数担当を実施した。

検察庁において、地域の実情に応じて、弁護士会との間で協議会等を開催するなどし、再犯の防止等のための連携体制を強化している。

(2) 犯罪をした者等に関する情報提供【施策番号99】

法務省及び検察庁は、民間協力者に対して、地域の実情に応じ、犯罪をした者等に対して実施した指導・支援等に関する情報その他民間協力者が行う支援等に有益と思われる情報について、個人情報等の適切な取扱いに十分配慮しつつ、適切に情報提供を行っている。

保護観察所において、継続的に保護観察対象者等の指導や支援を行う保護司や更生保護施設職員、自立準備ホームの職員等に対し、生活環境の調整の段階から保護観察期間を通して、個人情報の適切な取扱いに十分配慮しつつ、保護観察対象者等に関する必要な情報を提供している。

また、BBS会員に保護観察対象者に対する「ともだち活動」を依頼するなど、民間協力者に一時的な支援を依頼するときも、保護観察対象者等の情報を提供することが必要と認められる場合には、当該情報の取扱いに十分配慮しつつ、必要かつ相当な範囲で適切に提供している。さらに、民間協力者に対する研修等を通じて、保護観察対象者等の個人情報が適切に取り扱われるよう周知徹底を図っている。

(3) 犯罪をした者等の支援に関する知見等の提供・共有【施策番号100】

法務省及び検察庁は、民間協力者を対象に実施する研修等において、犯罪をした者等の支援に関する知見等を提供している。

矯正施設職員は、全国篤志面接委員連盟や全国教誨師連盟が主催する研修会等で講話等を行い、被収容者の処遇に関する知見等を提供している。また、教育委員会等からの依頼に基づき、学校教員等に対して、少年院職員による児童・生徒の行動理解及び指導方法に関する内容の講演、研修講義等を実施している。

少年鑑別所において、2015年（平成27年）の少年鑑別所法施行後、地域援助として、地域における関係機関・団体からの依頼に応じて、臨床心理学等の専門的な知識を有する職員を学校、各種機関・団体の主催する研修会、講演会などに派遣し、非行や子育てについての講話や、青少年に対する教育・指導方法についての助言を行っている。主な内容としては、「最近の少年非行の特徴」、「思春期の子どもの心理と接し方」、「非行防止のための家庭の役割」などで、2017年（平成29年）は1,414件の講演・研修会を実施した。

更生保護官署職員は、保護司、更生保護女性会員及びBBS会員等の更生保護ボランティアを対象とする研修において、犯罪をした者等の支援に関する知見を提供し、民間協力者による効果的な支援が行われるよう働き掛けている。2018年度（平成30年度）においては、刑の一部の執行を猶予された薬物依存を有する保護観察対象者が増加傾向にあるため、保護司に対する研修等の機会を通じて、薬物依存を有する保護観察対象者等の処遇に関する知見等を提供している。

さらに、経験豊かな保護観察官などが講師となって、比較的経験年数の少ない更生保護施設の職員を対象に、犯罪をした者等の処遇に関する基礎的知識の習得等を目的とした研修を実施している。加えて、更生保護施設の新任施設長を対象に、業務の管理、入所者の自立に向けた処遇の企画、職員の統括及び地域社会との調整に必要な知識等を得ることなどを目的とした研修をそれぞれ実施している。犯罪をした者等の就労支援を行っている特定非営利活動法人就労支援事業者機構（コラム１（P37）参照）が行う協議会においてや社会福祉法人等の民間協力者に対しては、更生保護官署職員や検察庁職員が、最近の施策や就労支援を始めとする再犯防止・社会復帰支援に関する取組を説明するなどし、犯罪をした者等の支援に関する知見等を提供・共有をしている。

なお、法務総合研究所は、2017年版犯罪白書において、再犯・再非行の概況を基礎的データとして示すとともに、「更生を支援する地域のネットワーク」を特集し、再犯防止に向け、官民一体となった地域のネットワークを構築するための基礎資料を提供した。また、同白書全文を法務省ウェブサイト（http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/64/nfm/mokuji.html）で公開し、広く知見等の共有を図った。

また、民間の立場から、各都道府県等に置かれた更生保護協会等の連絡助成事業者（2018年（平成30年）４月現在、全国で67事業者）が、保護司等の更生保護ボランティアの活動を支えるため、再犯防止や改善更生に資する知見を高めるための研修の充実や各種活動への助成、犯罪予防・更生保護に関する広報活動等を推進している。

Column 8

再犯防止を支える民間協力者の方々

保護司、更生保護女性会、BBS会、篤志面接委員及び教誨師の方々にその取組について伺いました。

1　保護司※1

岐阜県・土岐保護区保護司会　出口満知子さん

Q　保護司になったきっかけを教えてください。

A　息子たちが独立した頃から地元の中学校で教育相談員の活動を始め、「荒れている」生徒に出会いました。彼らにとって私は説教しない珍しい大人だったようで、すぐに仲良くなりましたが、私が彼らの非行を収めた訳ではありません。彼らを通じて保護司を知り、もっと深く彼らと関わりたいと思い、保護司になることを決意しました。

Q　保護司のやりがいを教えてください。

A　当会では地域に根付く保護司会を目指して地域活動に取り組んでいます。毎年開催する中学生と保護司の交流会で、大人を相手に真剣に想いを語ってくれる中学生や、薬物乱用防止出前講座で小学生の素直なまなざしに出会うとき、保護司としてこのような活動に参加できることに喜びを感じます。また、信頼関係を築けなかったと思っていた元保護観察対象者が、忘れた頃に近況報告の電話をくれたとき、心の壁を作っていたのは私の方ではなかったかと反省しつつ、彼らとの会話を楽しんでいます。

中学生と保護司の交流会の様子
【写真提供：土岐保護区保護司会】

経験年数が増えて多くの対象者を担当しても、保護司として自信の持てる処遇は一度もありませんが、対象者が面接で一瞬笑顔を見せるときや、私の忠告を覚えてくれていたときなどは、嬉しい瞬間です。また、そうした処遇について喜びや悩みを真剣に語り合える仲間ができたこと、保護司になったからこその出会いに感謝しています。

Q　更生保護サポートセンター※2を活用した取組とその効果について教えてください。

A　サポートセンター開所後まもなく、数度目の受刑後、地域生活定着支援センター※3の支援を受け土岐市に定着したＡさんが、週に１、２度サポートセンターを訪れるようになりました。サポートセンターでは、Ａさんがつつましく暮らしていることを認め、励まし、毎年の出所月にはＡさんを囲み、１年間無事に過ごせたことを祝うささやかな会を開きました。私たち保護司の友人であり身内のようでもあったＡさんは、５回目の祝いの会の１か月後に自宅で亡くなりました。サポートセンターが居場所となったこと、Ａさんが再犯なく旅立ったことにサポー

※１　保護司
【施策番号59】（P67）参照。
※２　更生保護サポートセンター
【施策番号93】（P104）参照。土岐保護区保護司会は、2012年（平成24年）に土岐更生保護サポートセンターを設置した。出口保護司を始めとする８人の企画調整保護司が駐在し、保護司会の活動拠点となっている。
※３　地域生活定着支援センター
コラム３（P49）参照。

トセンターの意義を感じています。

サポートセンターには保護観察を終了した若者も訪れます。子供が生まれたこと、家を建てたこと、また良くないニュースも。サポートセンターは彼らにとって重荷を下ろす場となっているようです。

2　更生保護女性会※4

京都府・山科地区更生保護女性会　小林すみ代さん

Q　更生保護女性会員になったきっかけを教えてください。

A　地域でボランティアをしたところ、近所の更生保護女性会員の方から誘われたのがきっかけです。更生保護女性会は縁の下の力持ちのような存在で、私自身、誘われるまで更生保護女性会を知りませんでした。会員になって20年ほど経ちますが、会員皆が使命感や達成感を持って取り組んでいます。

Q　更生保護女性会のやりがいを教えてください。

A　私たちの主な活動の一つに、更生保護施設における食事作りがあります。様々な理由で家族等と食事をとることができない人たちに、“おふくろの味”を味わってもらい、少しでも更生のきっかけとしてもらえればと思って取り組んでいます。入所している人からは「いつもありがとうございます」と声を掛けてもらうこともあり、そうしたとき、自分たちの活動が彼らの立ち直りに役立っているのだと実感することができ、更生保護女性会としてのやりがいを感じます。また、刑務所内で行われる運動会を見学したり、所内に飾る花を活けたりするなど、罪を償い、立ち直りに向けて歩みを進めておられる人たちの少しでも励みになればと思い、会員みんなが頑張っています。同じ志を持つ仲間が集って研修や交流会を行い親交を深めることもまた、やりがいを感じるひとときです。

Q　現在力を入れている活動を教えてください。

A　平成29年から、地域の子供たちに低額で食事を提供する「子ども食堂」の活動を始めました。きっかけは、京都府更生保護女性連盟で「子どもの貧困を考える」というテーマで研修を行い、更生保護女性会として何ができるか模索していたところ、青少年活動センターが子ども食堂の体験学習を実施しており、それに１年間参加したことがきっかけです。現在は毎月１回、社会福祉法人「香東園」のレストランで、保育所に通う幼児やその保護者を中心に30人ほどが集まって、にぎやかに会話しながら食事をしています。はじめは何もかも手探りで大変でしたが、青少年活動センターや社会福祉法人と分担しながら、参加者の募集、食材の用意、食事作りなどを行い、会員も楽しみながら取り組んでいます。これからは、自宅で十分に食事を取ることができない小中学生にも対象を広げ、BBSの皆さんの協力も得て、子ども食堂での学習支援も行いたいと思っています。

子ども食堂
【写真提供：山科地区更生保護女性会】

※4　更生保護女性会
【施策番号59】（P67）参照。

3　BBS会※5

福岡県・福岡市BBS会　石本悟史さん

Q　BBS会員になったきっかけを教えてください。

A　子供に関する他のボランティア団体で活動していたとき、ボランティア同士の交流会で出会ったBBS会員に誘われたのがきっかけです。それまで非行のある少年と関わったことはありませんでしたが、会の活動に関心を持ち入会しました。

少年と直接関わるともだち活動やグループワークを中心に、幅広く活動しています。

Q　BBS会の活動のやりがいを教えてください。

A　BBS会の強みは、指導する立場ではなく、身近な「お兄さんお姉さん」として、同じ目線の高さで少年に寄り添ってサポートできることです。

BBS会の活動を通じて出会う少年の中には、過酷な家庭環境で育ったり、自暴自棄になったりしている子が少なくありません。そうした少年達と向き合う際、どのような言葉をかけるか迷い、葛藤することもありますが、少年にとって身近なモデルとなれるよう、丁寧に信頼関係を築くことを大切にしています。

グループワーク等の際、共通の趣味の話題等を通じて打ち解けた気がしたものの、後になって、少年にとって良い時間だったか不安になることもありますが、後日、少年の担当保護司さんから「(少年が) とても楽しかった、またBBSの人が来る活動に参加したいと言っていた」と聞くときは、嬉しさがこみ上げ、やりがいを感じます。

Q　力を入れて取り組んでいる活動とその効果について教えてください。

A　地域の公民館で開催される「はるかぜこども食堂」に九州大学BBS会が参画し、学習支援を行っています。私は、最初に地元の更生保護女性会から提案を受け、九州大学に繋いだ縁で、今も継続的に参加しています。このこども食堂は、広く地域に開かれ、あらゆる世代が気軽に参加し触れ合う「居場所作り」を目指している点が特徴です。勉強だけではなく、日頃の悩みや疑問に対してもアドバイスをしたりと、近所の頼れる善き先輩として子供たちに接しています。毎回、多くの子供たちがキラキラした笑顔で参加してくれ、会員もやりがいをもって取り組んでいます。

無条件に受け入れられ、大切にされる経験は、子供が自暴自棄になったり非行に至るのを防ぐことに役立ちます。こども食堂での学習支援を通じて様々な子供たちと関わることは、BBS会だからこそできる、重要な非行防止活動だと考えています。

BBS会による学習支援の様子【写真提供：福岡市BBS会】

※5　BBS会
【施策番号59】(P67) 参照。

4　篤志面接委員※6

篤志面接委員（丸亀少女の家にて活動）　山田妙子さん

Q　篤志面接委員になったきっかけを教えてください。
A　知り合いだった切り絵の先生から、一緒に少年院で切り絵を教えないかと誘われたことをきっかけに篤志面接委員になりました。その後、私は面接を担当し、現在でも少女達の話に耳を傾けております。

Q　篤志面接委員のやりがいを教えてください。
A　面接の時「あなたは優しいね。」と言うと「みんなが優しいから優しくなれるんです。」と笑顔で話した生徒さん。「優しい人がボランティアをするのではなく、ボランティアをしているうちに人は優しくなれる。」という話をした時、「優しい思いやりのある人になって、いつか誰かを支え助けてあげられたらいいと思いました。」と感想文を書いてくれた生徒さん。面接指導は数学のように正確な解答を導き出すことは難しいと思いますが、私は面接の時、傾聴する・目線を同じにする・心を寄り添わせる・褒める・笑顔で接することなどを心掛けております。面接後、少しは心が軽くなったかなとか、気持ちに寄り添うことができたかなと反省しつつ、やりがいを感じております。出院後は、人の優しさを感じながら、心豊かな社会生活を送ってほしいと心から願っております。

面接の様子【写真提供：丸亀少女の家】

Q　今までの指導等で印象に残っているエピソードを教えてください。
A　担当したある生徒さんには二人の子どもがいました。子育ての仕方が分からず、二人の子どものうち、一人を育児放棄で死なせてしまい、もう一人は発育不良になっておりました。子育てについていろいろと話し合い、保育所の協力を得て、２歳児クラスで実習をすることとなりました。少女の家の担当の先生と一緒に、朝から給食までの半日を保育助手として務めることを３日間頑張りました。１日目は傍観状態、２日目は少し慣れてきて声かけをするようになり、３日目には園児をおんぶしたり、だっこしたりしながらスムーズに交流ができたようです。実習後の感想文には「子どものやわらかい手や頬に触れてかわいいと思い、一緒に遊んでいて本当に楽しいと思えるようになりました。」と書いてありました。その後、元気に出院し、施設に預けていた３歳の子どもを引き取り、一生懸命に子育てをしていると聞きました。今は優しいお母さんになっていることでしょう。

5　教誨師※7

教誨師・曹洞宗（府中刑務所にて活動）鬼頭広安さん

Q　教誨師になったきっかけを教えてください。
A　一人の宗教者として、寺の住職としてだけではなく、より人のお役にたてないか、と悩む時期がありました。そんな中、同じ宗派の先輩教誨師の方にお声かけいただいたのがきっかけです。お役の重さに躊躇しましたが、仏縁により寺で育った身として、少しでも恩返しができれば、と思いながら勤めさせていただいております。

※6　篤志面接委員
矯正施設在所者と面接し、専門的知識や経験に基づいて相談、助言及び指導等を行うボランティア。
※7　教誨師
矯正施設在所者の希望に基づき宗教上の儀式行事及び教誨を行うボランティア。

Ｑ　教誨師のやりがいを教えてください。

Ａ　「教誨師は、やりがいなどを求めるものではない」と言われたことがあります。教誨が独り善がりになってしまうことを戒める言葉だと受け止めています。被収容者の様々な思いに耳を傾けながら、共に考え、悩み、そして迷います。結果として私自身にも気づきが得られることが多いと感じます。誰もが「本当の生き方」を望んでいるはずです。自分の殻に閉じこもりがちな施設内の生活で、宗教的な心持ちを共有し、彼らの眼の色が明るくなる、そんな時はこちらの心も励まされます。

　一つの犯罪がきっかけで必ず苦しんでいる誰かがいる。それをどのように受け止め、自分の考え方の選択肢に加えるか。それは必ず出所後にも影響するはずです。教誨の時間を通して静かに自分を見つめる時間を共有し、事件に至った心の深い部分から目をそらさずに見つめていくサポートをすることが大切だと感じます。

Ｑ　今までの教誨で印象に残っているエピソードを教えてください。

Ａ　坐禅中の真剣で清々しい後ろ姿は、本当に彼らが罪を犯した人間なのかと疑いたくなるほどです。ある個人教誨では、自分の過去のことしか話さなかった者が、次第に周囲の人間や今後の生き方にも目を向けるようになり、今は生き方の指針となる「禅語」を教えて欲しいと毎回楽しみにしています。また、末期癌で余命３か月、病舎服のまま教誨室で話し、最後に「ありがとうございました」と合掌して帰っていく後ろ姿は目に焼き付いています。これは自分の反省になりますが、例えば「お盆」の行事を知らない、墓参りをしたことがないなど、こちらが当然知っているだろうと思っていることが、相手に通じなくて戸惑ったことがあります。これまでの彼らの人生で、祖先の恩や命のつながりといった「目には見えないけれど、自分を支える大切なもの」を感じる機会に恵まれなかったことを表しているような気がします。

教誨の様子【写真提供：府中刑務所】

更生保護ネットワーク

公益財団法人全国篤志面接委員連盟

公益財団法人全国教誨師連盟

第２節　広報・啓発活動の推進等

1 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進

（1）啓発事業等の実施【施策番号101】

法務省は、再犯防止啓発月間である７月に、集中的かつ広範囲にわたり、積極的な広報・啓発事業を展開している。再犯防止シンポジウム（写真6-101-1参照）は、そのメインイベントとして位置付けられ、国民に広く犯罪をした者等の再犯防止等についての関心と理解を深める機会となっている。2018年度（平成30年度）は、「一般就労と福祉との狭間にある者への就労支援」をテーマとして開催し、障害者雇用における農業・福祉分野の連携の取組等を参考に一般就労と福祉の狭間にある者の就労の確保における課題等について福祉関係者やソーシャルビジネス関係者らによるパネルディスカッション等を行い、農業関係者や医療・福祉関係者ら387人の参加者を得た。同年度は「就労の確保」を統一したテーマとして、全国８ブロックにおいても同シンポジウムを開催する予定である。

写真6-101-1　平成30年度再犯防止シンポジウムの様子

写真提供：法務省

また、法務省は、“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～を主唱している。この運動は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための運動であり、2014年（平成26年）12月に犯罪対策閣僚会議において決定された「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」において、全ての省庁を本運動の中央推進委員会の構成員にするとともに、2015年（平成27年）からは、毎年、国民の理解を求める内閣総理大臣メッセージが発出される等、政府全体の取組としてその重要性が高まっている。再犯防止啓発月間である７月は、本運動の強調月間でもあり、全国各地において、運動の推進に当たっての総理大臣メッセージや、ポスター等の広報啓発資材を活用し、地方公共団体や関係機関・団体と連携して、国民に対して広く広報啓発を行っている。2017年（平成29年）に実施した第67回“社会を明るくする運動”では、全国で６万59回の行事が実施され、延べ276万9,306人が参加した。

2018年に実施している第68回運動では、地域の実情に応じて、特色ある広報・啓発活動が行われている。若年層を始めとする幅広い年齢層の方々にとって身近で親しみを持てるような広報を展開するため、更生保護マスコットキャラクターの活用、吉本興業と連携した広報啓発活動（コラム９（P116）参照）、ソーシャルネットワーキングサービス等の多様な媒体を用いた広報等を行っている（資6-101-2参照）。

資6-101-2　第68回“社会を明るくする運動”ポスター

出典：法務省資料による。

法務省の人権擁護機関において、刑を終えて出所した人に対する偏見・差別をなくし、社会復帰に資するよう、「刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、

啓発冊子等の配布等、各種啓発活動を実施している。

なお、法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において人権相談に応じている。人権相談等で、刑を終えた人に対する差別等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

検察庁において、学生や一般の方々を対象に実施する広報活動等において、検察庁における再犯防止・社会復帰支援に関する取組を説明するなど、再犯防止に関する広報・啓発活動を推進している。

(2) 法教育の充実【施策番号102】

法務省は、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育である法教育を推進している。法教育の実践は自他の権利・自由の相互尊重のルールである法の意義やこれを守る重要性を理解させ、規範意識をかん養することを通じて再犯防止に寄与している。

法教育の普及・推進に向けた施策については、教育関係者、法曹関係者等の有識者で構成する法教育推進協議会を開催し（2017年度（平成29年度）は10回開催。教材作成部会を含む。）、多角的な視点から検討を行っており、学校教育等における法教育の学習機会の充実のための取組として、学校における法教育の実践状況についての調査・研究の実施や、法教育に役立つ教材の作成等を行っている。

法教育教材については、2013年度（平成25年度）には小学生向けの冊子教材を、2014年度（平成26年度）には中学生向けの冊子教材をそれぞれ作成の上、全国の小・中学校等にそれぞれ配布した。また、2016年（平成28年）３月、法教育推進協議会の下に、実際に学校現場で教鞭を執っている教職員を含む教育関係者や法曹関係者を構成員とする教材作成部会を設置し、2017年度に、小学生向け視聴覚教材を作成した。現在は、中学生向け視聴覚教材及び高校生向け冊子教材の作成に向けた検討を行っている。

さらに、学校現場等に法教育情報を提供することによって、法教育の積極的な実践を後押しするため、法教育に関するリーフレット（**資6-102-1**参照）を作成し、全国の教育委員会等に配布しているほか、学校等の要請に応じて、法務省の職員を講師として派遣して法教育授業を実施している。

具体的には、少年鑑別所において、2015年（平成27年）の少年鑑別所法施行後、地域援助として、教員研修において少年院・少年鑑別所に関する内容を始めとする少年保護手続等について講義を行うほか、参観の機会等を利用して少年鑑別所の業務等について説明を行うなどの法教育を行っている。主な内容としては、「少年保護手続の仕組み」、「特定の非行・犯罪の防止（薬物・窃盗・暴力等）」、「生活態度・友達づきあい」、「児童・生徒の行動理解及び指導方法」などであり、2016年及び2017年（８月末日現在）に、計442件の法教育を実施している。

保護観察所において、学校との連携を進める中で又は広報の一環として、保護観察官や保護司が学校等に赴いて、更生保護制度等に関する説明を行うなどの法教育を実施している。2017年度中に、約400回、延べ約５万人に対して法教育を実施した。

検察庁において、学生や一般の方々に対し、刑事司法制度等に関する講義や説明等を実施するなどし、法教育を推進している。

資6-102-1　法教育に関するリーフレット

法教育教材の御案内

法務省では、法教育の具体的な内容をより分かりやすく伝えるため、法教育に関する教材を作成しています。教材は、小学生向け・中学生向け・高校生向けにそれぞれ作成しており、子供の成長・発達に応じてお使いいただけます。

先生方へ　指導計画やワークシートなども盛り込んだ、法教育授業の実践に活用いただける内容の教材です。ルールや法、司法制度などについての学習はもちろんのこと、社会を生き抜くチカラを身に付けるために、法教育は有効なツールです。法に馴染みのない方でも負担なく実践できます! 普段の授業に法教育の観点を加えてみませんか?

保護者の皆さまへ　法教育は御家庭でも実践できます。ルールを守ることの大切さや契約について、お子さんと一緒に学んでみるのはいかがですか?

作成した教材は、ワークシートも含めて全て法務省ホームページの法教育関係ページで公開しており、どなたでもダウンロードして利用することができます（URL ▶▶▶ http://www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/index2.html）。

冊子版の教材を御希望の方は、表紙に記載した連絡先（法務省大臣官房司法法制部）まで御連絡ください（冊子版には、ワークシートなどを格納したDVDが付属しています。）。

法務省職員による出前授業の御案内

教育関係者の皆さまへ

法教育に関心はあるけれども、何をどのように教えたらよいのか分からないという学校の先生方からの御要望に応じて、法務省職員が講師として研修やガイダンスに伺います。

また、先生方の御要望に応じて、法務省職員が学校等に出向き、小学校低学年から高校生までの児童・生徒を対象に、その法的な知識や経験をいかした法教育授業を行うこともできます。もちろん費用は一切かかりません。

授業の内容については教員の皆様の御相談に応じますが、大きく以下の3分野があります。

教員向け研修や出前授業を希望される場合には、おおむね実施日の1か月前までに、法務省ホームページ又は表紙記載の連絡先までお問い合わせください（日程の都合上、講師が派遣できない場合もありますので御了承ください。）。

■公法系分野（ルールや法についての理解を深めよう!）

ごみ収集に関する町内会でのトラブル、マンションでのペット・トラブルなどを題材に、問題解決のためのルールづくりを通じて、社会生活の上でルールが不可欠なものであることを実感を持って理解してもらうことを目的とした授業です。

■民事系分野（契約などの法律関係についての理解を深めよう!）

身の回りにある身近な例を題材に、契約などの法律関係に関する理解を深めてもらうことを目的とした授業です。

■刑事系分野（刑事司法についての理解を深めよう!）

捜査、公判、矯正、保護など刑事司法に関する一連の流れについて、事例をもとに学んでもらうことを目的とした授業です。

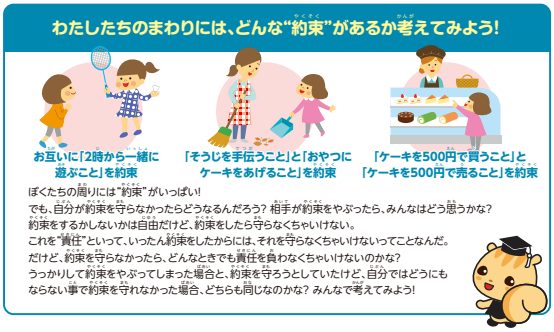

出典：法務省資料による。

2 民間協力者に対する表彰【施策番号103】

内閣官房及び法務省は、2018年度（平成30年度）から、これまで警察庁において表彰の事務を行っていた「安全安心なまちづくり関係功労者表彰」において、地域社会における防犯活動に加え、新たに再犯の防止等に関する活動も表彰の対象とし、再犯防止の推進において特に顕著な功績又は功労のあった個人又は団体に対し、内閣総理大臣が顕彰する表彰制度を創設した。

Column 9　笑いの力で再犯防止

吉本興業株式会社

吉本興業は笑いを生み出す会社ですが、いつでも笑いの力で社会に貢献できないかと考えています。そうした活動の一例として、われわれは国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」に賛同。「笑顔」につなげる活動を通して、社会にその存在意義を広くアピールしてきました。

そしてさらに、われわれの社会貢献活動の一環として、「再犯防止」の啓蒙活動を法務省と共に行ってきました。6000人を越える所属タレントの中には、かつて非行の道に走ってしまった者もおります。ですが、そうした彼らも、家族や友人たちのサポートを受けて見事に更生。かつての自分が行った失敗に対する反省、そして周囲の温かいサポートを受けて立ち直ったこと、そして現在は胸を張って日々を過ごしているということなどを、イベントなどを通じて皆さんにお伝えすることは、タレントとしても大切なことではないかと思っています。

例えば、2017年7月に行われた第67回「社会を明るくする運動」イベントには、元暴走族という経歴を持つ黒瀬純（パンクブーブー）と、佐田正樹（バッドボーイズ）たちも参加。「バイクがうるさくて寝れんばい」という祖母の嘆きを聞いてから、更生へと向かったという黒瀬。そして、少年鑑別所に面会に来た母親が「私を代わりに入れてください！」と泣きながら教官にお願いしている声を廊下で聞いた佐田。両者ともに、身近な人を悲しませたくないという思いが更生のきっかけとなったようです。

第67回社会を明るくする運動の様子
【写真提供：吉本興業株式会社】

また、近年はパラパラマンガアーティストとしても名高い鉄拳も、悪いことをしてしまった過去を乗り越えたひとりです。少年の頃に警察にお世話になったことがあるという鉄拳には、自暴自棄となった時期もありました。だが彼は、父親を始め、近所の方や先生など周囲のサポートもあって更生。人生はやり直せる。そんな思いを込めて、「社会を明るくする運動」と題したパラパラマンガを作成しました。この作品は、不良の道に進んでしまった青年が、保護司さんをはじめとした周囲の励ましによって更生していくさまを、鉄拳ならではの温かみのある絵と物語で表現。現在までYouTubeで22万回以上を再生するなど注目を集めました。

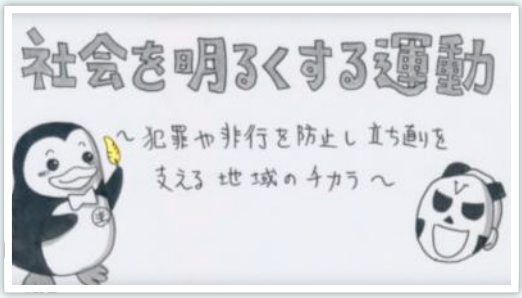

「社会を明るくする運動」を題材としたパラパラマンガの一場面【写真提供：吉本興業株式会社】

そして、このパラパラマンガは、2016年12月には法務大臣感謝状をいただき、さらに、2017年2月には安倍晋三首相と面談し、意見交換を行うというところまで発展していきました。「僕の描いたパラパラ漫画を通して、人生は一度過ちを犯しても終わりではない、周りの人の支えで立ち直ることができるということ、（更生に向けて）頑張るには周りの人が支えてくれることが大切だということが、みなさんに伝わったら嬉しいです」と語った鉄拳は、今後も「社会を明るくする運動」に協力することを誓いました。その時、安倍首相からは「経験者がいちばん説得力がある」と声をかけられたそうです。

鉄拳と内閣総理大臣との面会の様子
【写真提供：吉本興業株式会社】

さらに「裁判員制度」「刑務作業」「法務少年支援センター」「いじめ」「高度人材ポイント制」など、法務省の取組をよしもと芸人たちが紹介する「もっと知ってほしい！法務省」と題した動画シリーズも作成しました。千葉の八街少年院で慰問活動を行ったこともあるバッドボーイズ佐田は「お話を受けたときは、正直『自分みたいな者が…』という思いがありました。というのも、僕もお笑い芸人になる前の10代の頃は、いろいろ周りに迷惑を掛けた人間でしたから。でも、実際に不良をしてきた者なりの言葉を少年たちに伝え、その後、彼らから何通も手紙をもらったことで、『あ、僕にしかできないことができたのかな』と思えて、それがうれしかったです」とその手応えを語ります。

佐田正樹（バッドボーイズ）
【写真提供：吉本興業株式会社】

吉本興業は、豊富なタレントがそれぞれに体験した経験が財産です。これらの活動を通じて、吉本興業は吉本興業らしいやり方で「再犯防止」啓蒙活動を今後も行っていきたいと思っています。

吉本興業

法務省「もっと知ってほしい！法務省」

第7章

地方公共団体との連携強化等のための取組

市町村再犯防止等推進会議の様子

第7章 地方公共団体との連携強化等のための取組

第1節 地方公共団体との連携強化等

1 地方公共団体による再犯の防止等の推進に向けた取組の支援

(1) 再犯防止担当部署の明確化【施策番号104】

法務省は、地方公共団体に対して、再犯の防止等を担当する部署を明確にするよう働き掛けを行っており、2018年（平成30年）５月には、全ての都道府県及び指定都市における再犯の防止等を担当する部署の連絡窓口を把握し、全都道府県及び指定都市に情報提供を行った。

(2) 地域社会における再犯の防止等に関する実態把握のための支援【施策番号105】

法務省は、国と地方公共団体が連携して再犯防止施策の推進を図るため、2018年度（平成30年度）から、地方公共団体が①地域の実態調査とモデル事業実施計画の策定、②モデル事業の実施、③モデル事業の効果検証といった一連の取組を行う地域再犯防止推進モデル事業（資7-105-1参照）を実施している。同事業においては、国と地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止対策の在り方について検討し、その成果を広く普及することとしている。具体的には、2018年３月から５月にかけて、地方公共団体において再犯防止に向けた取組を実施する上で必要な調査内容について企画提案を募集した。そして、同年６月から７月にかけて、2018年度から３年間を通じて同事業を行う地方公共団体を決定した。これらの地方公共団体に対しては、同事業の実施のために必要な情報提供や助言などを行っている。

資7-105-1 地域再犯防止推進モデル事業の概要

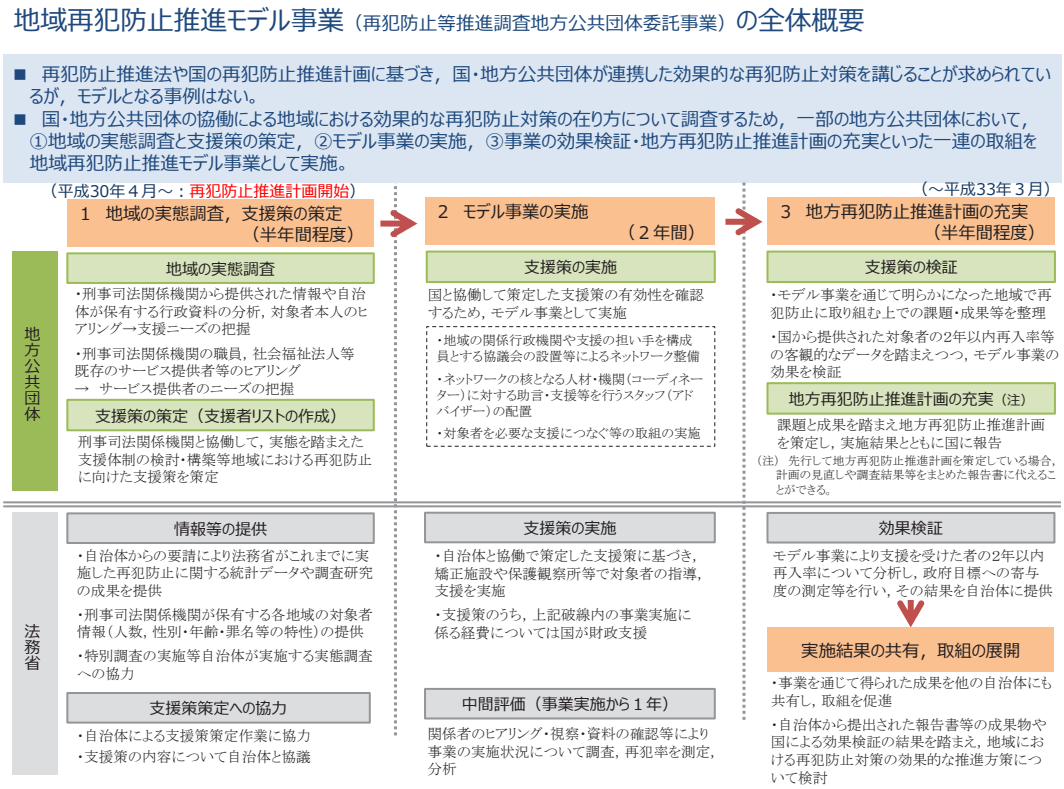

出典：法務省資料による。

(3) 地域のネットワークにおける取組の支援【施策番号106】

地域再犯防止推進モデル事業（【施策番号105】資7-105-1参照）においては、関係する地方公共団体の職員、刑事司法関係機関の職員、支援等を行う民間団体等の職員等を構成員とする「地域再犯防止推進会議（仮称）」を設置し、これを定期的に開催することにより、事業の実施状況・課題の把握や対策の検討等を行うこととなっている。

法務省は、こうした会議への職員の参画や必要な情報提供等を通じて、公的機関や保健医療・福祉関係機関、各種の民間団体等の地域の多様な機関・団体が連携した支援等の実施に向けたネットワークにおける地方公共団体の取組を支援している。

(4) 資金調達手段の検討の促進【施策番号107】

法務省は、再犯防止活動への民間資金の活用の検討や調査研究において、地方公共団体の取組への導入や事業立案に向けた検討も行うこととしている（【施策番号96、97（P105）】参照）。

2 地方再犯防止推進計画の策定等の促進【施策番号108】

法務省は、2018年（平成30年）１月から２月にかけて、全国８か所において、再犯防止推進計画に係るブロック別担当者説明会を開催し、地方公共団体や刑事司法関係機関の担当者を対象として、再犯防止推進計画の内容や同計画を踏まえた地方再犯防止推進計画の策定における留意点及び依頼事項についての説明を行った。

また、2018年８月には、同年６月に設立発起人会議が行われた矯正施設所在自治体会議（【施策番号111】（P122）参照）を発展させ、矯正施設が所在する地方公共団体だけでなく、全市区町村へと参加対象を拡大し、再犯防止の取組における市町村間のネットワークの構築を目的とした市町村再犯防止等推進会議を開催し、各市町村においても地方再犯防止推進計画を策定するよう働き掛けを行っている。なお、地域再犯防止推進モデル事業（【施策番号105】資7-105-1参照）においては、地方公共団体は、効果検証を2020年度（平成32年度）中に実施し、同年度末までに本事業の成果等を地方再犯防止推進計画（又は調査結果報告書）として取りまとめることとしている。

加えて、検察、矯正施設、保護観察所等の刑事司法関係機関が連携し、保護司等民間協力者の協力を得つつ、地方公共団体に対して、再犯防止対策に関する説明や協議を実施した。

3 地方公共団体との連携の強化

(1) 犯罪をした者等の支援等に必要な情報の提供【施策番号109】

法務省は、地方公共団体に対して、地域の実情に応じ、地方再犯防止推進計画の策定や地域再犯防止推進モデル事業の実施計画策定等に当たって必要な情報や、犯罪をした者等に対して実施した指導・支援等に関する情報、そのほか地方公共団体が支援等を行うために必要な情報について、個人情報等の適切な取扱いに十分配慮しつつ、適切に情報提供を行っている。

(2) 犯罪をした者等の支援に関する知見等の提供・共有【施策番号110】

法務省は、2018年（平成30年）に、再犯防止推進計画に係るブロック別担当者説明会や市町村再犯防止等推進会議（【施策番号108】参照）、平成30年度再犯防止シンポジウム（【施策番号101】（P113）参照）を開催し、犯罪をした者等に対する指導や支援に関する知見等の提供や共有を行っている。

また、職員を地方公共団体、司法関係団体、学会等が開催する研修やシンポジウム等の講師として派遣し、地方公共団体の職員や犯罪をした者等の支援関係者等に対して、法務省における取組や支援

に関する知見等を提供している。

なお、法務総合研究所において、毎年、犯罪白書や研究部報告として、犯罪をした者等に関する調査研究等の成果を取りまとめ、公表している（【施策番号100】（P106）参照）。

（3）国・地方協働による施策の推進【施策番号111】

法務省は、国と地方公共団体が連携して施策の推進を図るため、地域再犯防止推進モデル事業を実施している（【施策番号105】（P120）参照）。また、国と地方公共団体において、総合的かつ効果的な再犯防止施策の実施を推進するため、再犯防止啓発月間である７月に合わせて再犯防止広報・啓発ポスター等を作成し、2017年（平成29年）及び2018年（平成30年）は、全国の都道府県警察本部、都道府県及び市町村に送付し、ポスター掲示等による広報・啓発活動への協力を依頼した。

また、地方公共団体における再犯の防止等に関する取組として、2018年６月、矯正施設所在自治体会議の趣旨に賛同し、設立発起人となった29の市町の首長を構成員とする矯正施設所在自治体会議設立発起人会議が開催された。

矯正施設所在自治体会議は、矯正施設が所在する自治体の首長間のネットワークを形成し、市町村ごとの地方再犯防止推進計画の策定等、率先して積極的に地域における再犯防止施策等を推進することを目的として、設立に向けた準備が進められている会議であり、法務省も本会議の実施に協力している。

矯正施設が所在する自治体の中には、地域振興を政策課題としているところも少なくない。このことから、近年矯正施設では、施設が持つ人的・物的な資源を活用して地域の課題解決に貢献するため、地域との連携、共生に向けた取組を進めている。具体的には、災害時における地域の防災拠点として施設を活用する取組や、後継者不足が問題となっている伝統工芸品の製造を刑務作業として実施する取組などがある。

（4）国の施策に対する理解・協力の促進【施策番号112】

法務省は、2018年（平成30年）に、再犯防止推進計画に係るブロック別担当者説明会や市町村再犯防止等推進会議（【施策番号108】（P121）参照）、再犯防止シンポジウム（【施策番号101】（P113）参照）を開催し、国の施策について地方公共団体に周知を図り、必要な協力が得られるよう働き掛けを行っている。

また、関係府省庁や地方公共団体等と連携を図りつつ再犯防止施策を推進し、地方における再犯防止を推進するため、法務省は、2018年度新たに、大臣官房秘書課に企画再犯防止推進室を、保護局に地域連携・社会復帰支援室を設置するとともに、地域の関係機関や地方公共団体との窓口として、東京矯正管区及び大阪矯正管区に更生支援企画課を設置し地域連携スタッフを配置、全国８庁の保護観察所に保護観察所次長を配置した。

警察庁は都道府県警察に対して、文部科学省は各都道府県・指定都市教育委員会等に対して、厚生労働省は各都道府県等の民生主管部局や各都道府県労働局に対して、それぞれ文書や会議等を通じて、再犯防止推進計画について周知するとともに、計画に基づく施策の実施について協力等を依頼した。

Column 10

美祢社会復帰促進センターにおける再犯防止・地方創生連携協力事業

美祢市役所

美祢市は、山口県の西部中央の中山間地域に位置し、県内では唯一海に面していない市である。市内には、特別天然記念物の秋吉台・秋芳洞を有しているほか、知名度は高くないが、高杉晋作率いる諸隊が長州藩政府軍と戦い勝利し、長州藩が倒幕へ歩み出した地であることから、「明治維新発祥の地」と呼ばれている。市内には、全国初のPFI刑務所である「美祢社会復帰促進センター」（以下「センター」という。）が立地している。美祢市では、センターを地域の重要な資源と捉え、「美祢市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の重要戦略の一つに「共生への意識醸成を進め、新たな雇用をつくる」を掲げ、これを実現するために、センターを活用した地域共生のまちづくりを進めているところである。

このような中、2016年（平成28年）12月、再犯の防止等の推進に関する法律が施行され、全国の刑務所では再犯防止に資する取組を強化しているところ、法務省から、センターの職業訓練を美祢市の地方創生に繋げる取組はできないか提案を頂いた。具体的には、ヤフー株式会社、株式会社小学館集英社プロダクション、法務省及び美祢市が連携し、センターの職業訓練で、美祢市の地場産品等を販売するヤフーショッピングのストアサイトを受刑者が作成し、その後のサイトの公開を含む運営を美祢市内の「道の駅おふく」が行うものである。国が進める再犯防止に大きく寄与するだけでなく、人口減少・少子高齢化等に直面している美祢市にとっても、地方創生の起爆剤となり得るまたとない大きなチャンスであると考え、この画期的なプロジェクトへの参画を正式に表明した。

同プロジェクトに参画することが決まってからは、ストア名や販売する商品の選定、価格や送料・手数料の設定など決めなければならないことが多かった。その中でも特に苦慮したのが商品の選定である。美祢市の特産品等は、種類は多いものの、それぞれの生産量が少ない特徴がある。そのため、「ぜひ全国の皆さんに食べてほしい。」と自信を持ってお奨めできる商品であっても、従来の店頭販売に加え、ウェブストアで販売できるだけの供給体制が整っていないものも多く、泣く泣く販売を断念せざるを得ないものがあった。その他、消費期限が短い商品、冷蔵・冷凍商品、季節物の商品、一品物の工芸品の取扱いなど様々な検討課題が発生したが、できる限り前例にとらわれないことに留意しつつ、道の駅等の関係者と調整を進めている。

なお、センターにおいては、2018年（平成30年）7月から、同プロジェクトとして職業訓練「ネット販売実務科」が開講されており、10月末のストアサイト完成に向け、受刑者がネット販売に関する専門知識や技能の習得に日々奮闘している。成果物であるストアサイトは、11月中を目途に公開し、道の駅で運営することになるが、「ストアサイトを公開すれば成功」とは考えていない。同プロジェクトを一つの契機として、事業者間連携、更に魅力的な商品開発等を促進し、「地産外商」の拡大を通した地方創生の実現を目指したい。

職業訓練「ネット販売実務科」講義の様子
【写真提供：美祢社会復帰促進センター】

道の駅おふく（外観写真）
【写真提供：美祢市役所】

第8章

関係機関の人的・物的体制の整備等のための取組

老朽化した刑事施設の様子

第8章 関係機関の人的・物的体制の整備等のための取組

第1節 関係機関の人的・物的体制の整備等

1 関係機関における人的体制の整備【施策番号113】

警察庁は、ストーカー事案を始めとする人身安全関連事案への迅速・的確な対応、少年非行の未然防止、暴力団員の社会復帰対策に係る体制整備を推進している。

法務省は、高齢者や障害を有する受刑者を始めとして、出所後に福祉的支援を要する受刑者等に対して的確な支援を行うため、刑事施設及び少年院に福祉専門官を配置（【施策番号34】（P44）参照）したほか、各刑事施設、少年院及び少年鑑別所に、再犯又は再非行の防止に向けた体制整備や処遇充実のための刑務官、法務教官及び法務技官等を配置した。また、保護観察付一部執行猶予者に対する生活環境の調整や継続的な指導及び支援、起訴猶予者等に対する入口支援等を充実させるため、地方更生保護委員会及び保護観察所において、保護観察官の増配置を進めている。

検察庁は、起訴猶予者等のうち入口支援が必要である者について、社会福祉事務所や病院、特定非営利活動法人などを探して受入れを依頼したりするなどの社会復帰支援業務等を担当する検察事務官の増配置を進めている。

厚生労働省は、刑務所出所者等に対して就労支援を行う就職支援ナビゲーターをハローワークに配置しており、必要な人的体制を整備している。

2 関係機関の職員等に対する研修の充実等【施策番号114】

警察庁は、都道府県警察において、ストーカー加害者への対応、非行少年に対する支援、暴力団からの離脱に向けた指導等を担当する警察職員に対し、実務に必要な専門的知識を習得させるための教育・研修を行っている。

法務省における研修については【施策番号38】（P46）を参照。

法務省職員の研修会等への派遣については【施策番号100】（P106）を参照。

検察庁は、警察、学校関係者等に対し、検察庁における再犯防止・社会復帰支援に関する取組の説明を行っている。

厚生労働省は、刑務所出所者等に対する就労支援を担当する労働局やハローワークの職員等に対して、必要な研修等を実施している。

3 矯正施設の環境整備【施策番号115】

法務省は、矯正施設において、再犯の防止等に関する施策の推進を目的とした各種矯正処遇の充実等のための環境整備を行うほか、老朽化した矯正施設の建替えを始め、物的体制の整備を進めている。2017年度（平成29年度）は、技能・職業訓練等のための改修・修繕を行ったほか、「大阪拘置所新営工事」や「沖縄少年院・沖縄女子学園新営工事」等の再犯防止施策に資する施設の整備を行った。しかしながら、矯正施設292庁のうち、132庁が現行の耐震基準制定以前に建築された施設であり、老朽化により整備が必要な施設も多く残る。今後も、各種施策に合わせた改修・修繕を行うとともに、現行の耐震基準制定以前に建築された老朽施設の建替え・長寿命化改修等を実施することで、引き続き、再犯防止施策の基盤となる矯正施設の環境整備を着実に推進することとしている。

第9章

再犯の防止等に関する施策の指標

広報用ポスター

第9章 再犯の防止等に関する施策の指標

第1節 再犯の防止等に関する施策の成果指標

1 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率【指標番号1】

（平成15年～29年）

年　次	刑法犯検挙者数	再犯者数	再犯者率
平成15年	379,602	135,295	35.6
16	389,027	138,997	35.7
17	386,955	143,545	37.1
18	384,250	149,164	38.8
19	365,577	145,052	39.7
20	339,752	140,939	41.5
21	332,888	140,431	42.2
22	322,620	137,614	42.7
23	305,631	133,724	43.8
24	287,021	130,077	45.3
25	262,486	122,638	46.7
26	251,115	118,381	47.1
27	239,355	114,944	48.0
28	226,376	110,306	48.7
29	215,003	104,774	48.7

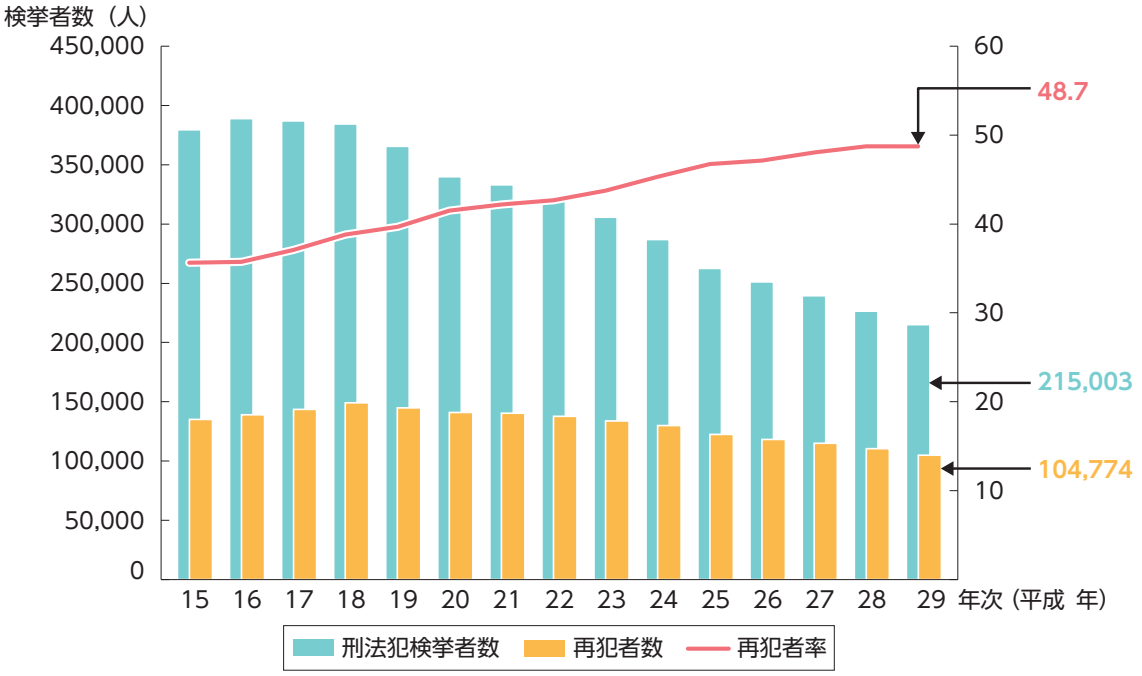

注　1　警察庁・犯罪統計による。
　　2　「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。
　　3　「再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合をいう。

② 新受刑者中の再入者数及び再入者率【指標番号２】

（平成25年～29年）

年　次	新受刑者数	再入者数	再入者率
平成25年	22,755	13,407	58.9
26	21,866	12,974	59.3
27	21,539	12,804	59.4
28	20,467	12,179	59.5
29	19,336	11,476	59.4

注　1　法務省・矯正統計年報による。
　　2　「新受刑者」は、裁判が確定し、その執行を受けるため、各年中に新たに入所するなどした受刑者をいう。
　　3　「再入者」は、受刑のため刑事施設に入所するのが２度以上の者をいう。
　　4　「再入者率」は、新受刑者数に占める再入者数の割合をいう。

③ 出所受刑者の２年以内再入者数及び２年以内再入率【指標番号３】

（平成15年～28年）

年　次（出所年）	出所受刑者数	うち満期釈放等出所受刑者	うち仮釈放出所受刑者	２年以内再入者数		うち満期釈放等出所受刑者		うち仮釈放出所受刑者	
平成15年	28,170	12,386	15,784	5,835	(20.7)	3,903	(31.5)	1,932	(12.2)
16	29,526	12,836	16,690	6,236	(21.1)	4,155	(32.4)	2,081	(12.5)
17	30,025	13,605	16,420	6,519	(21.7)	4,434	(32.6)	2,085	(12.7)
18	30,584	14,503	16,081	6,380	(20.9)	4,536	(31.3)	1,844	(11.5)
19	31,297	15,465	15,832	6,409	(20.5)	4,661	(30.1)	1,748	(11.0)
20	31,632	15,792	15,840	6,372	(20.1)	4,687	(29.7)	1,685	(10.6)
21	30,178	15,324	14,854	6,044	(20.0)	4,424	(28.9)	1,620	(10.9)
22	29,446	14,975	14,471	5,649	(19.2)	4,140	(27.6)	1,509	(10.4)
23	28,558	13,938	14,620	5,533	(19.4)	3,944	(28.3)	1,589	(10.9)
24	27,463	12,763	14,700	5,100	(18.6)	3,487	(27.3)	1,613	(11.0)
25	26,510	11,887	14,623	4,804	(18.1)	3,173	(26.7)	1,631	(11.2)
26	24,651	10,726	13,925	4,569	(18.5)	2,928	(27.3)	1,641	(11.8)
27	23,523	9,953	13,570	4,225	(18.0)	2,709	(27.2)	1,516	(11.2)
28	22,909	9,649	13,260	3,971	(17.3)	2,470	(25.6)	1,501	(11.3)

注　1　法務省調査による。
　　2　前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。
　　なお、「満期釈放等」は、出所受刑者の出所事由のうち、満期釈放及び一部執行猶予の実刑部分の刑期終了をいう。
　　3　「２年以内再入者数」は、各年の出所受刑者のうち、出所年を１年目として、２年目（翌年）の年末までに再入所した者の人員をいう。
　　4　（　）内は、各年の出所受刑者数に占める２年以内再入者数の割合である。

指標番号3-1　出所受刑者の２年以内再入者数の推移

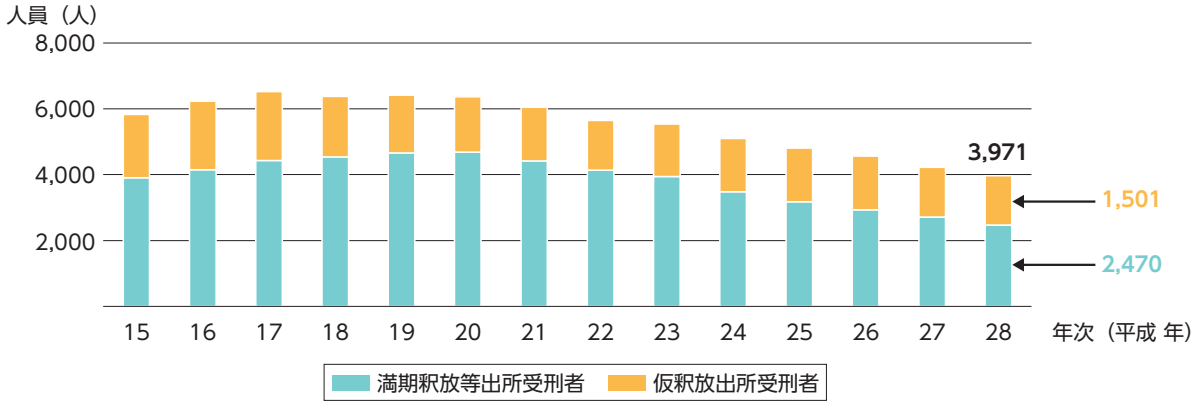

指標番号3-2　出所受刑者の２年以内再入率の推移

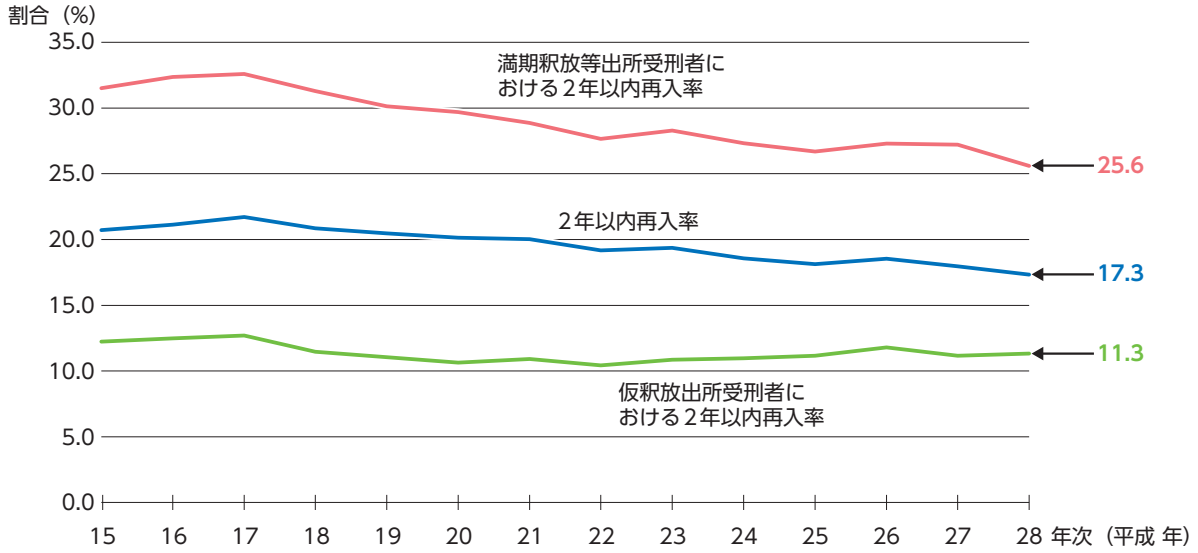

4 主な罪名（覚せい剤取締法違反、性犯罪（強制性交等・強姦・強制わいせつ）、傷害・暴行、窃盗）・特性（高齢（65歳以上）、女性、少年）別２年以内再入率【指標番号４】

罪名別（覚せい剤取締法違反、性犯罪、傷害・暴行、窃盗）　（平成24年～28年）

年　次（出所年）	覚せい剤取締法		性犯罪		傷害・暴行		窃　盗	
	出所受刑者数	２年以内再入者数	出所受刑者数	２年以内再入者数	出所受刑者数	２年以内再入者数	出所受刑者数	２年以内再入者数
平成24年	6,649	1,316　(19.8)	748	59　(7.9)	1,562	221　(14.1)	9,296	2,294　(24.7)
25	6,788	1,324　(19.5)	714	66　(9.2)	1,459	243　(16.7)	8,903	2,071　(23.3)
26	6,456	1,338　(20.7)	687	55　(8.0)	1,367	223　(16.3)	8,342	1,942　(23.3)
27	6,184	1,187　(19.2)	640	40　(6.3)	1,310	212　(16.2)	7,860	1,824　(23.2)
28	6,144	1,149　(18.7)	674	54　(8.0)	1,238	199　(16.1)	7,608	1,695　(22.3)

特性別（高齢、女性）　（平成24年～28年）

年　次（出所年）	高齢（65歳以上）		女性	
	出所受刑者数	２年以内再入者数	出所受刑者数	２年以内再入者数
平成24年	2,644	604　(22.8)	2,295	308　(13.4)
25	2,820	701　(24.9)	2,345	331　(14.1)
26	2,814	575　(20.4)	2,219	300　(13.5)
27	2,881	669　(23.2)	2,261	284　(12.6)
28	2,990	617　(20.6)	2,196	312　(14.2)

注　1　法務省調査による。
　　2　前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。
　　なお、「満期釈放等」は、出所受刑者の出所事由のうち、満期釈放及び一部執行猶予の実刑部分の刑期終了をいう。
　　3　特性別（高齢）の年齢については、前刑出所時の年齢による。再入者の前刑出所時年齢は、再入所時の年齢及び前刑出所年から算出した推計値である。
　　4　「２年以内再入者数」は、各年の出所受刑者のうち、出所年を１年目として、２年目（翌年）の年末までに再入所した者の人員をいう。
　　5　（　）内は、各年の出所受刑者数に占める２年以内再入者数の割合である。
　　6　「性犯罪」は、強制性交等・強姦・強制わいせつ（いずれも同致死傷を含む。）をいう。
　　7　「傷害」は、傷害致死を含む。

少年院出院者 ２年以内再入院率
特性別（少年）　（平成24年～28年）

年　次（出院年）	出院者数	２年以内再入院者数
平成24年	3,440	397　(11.5)
25	3,437	362　(10.5)
26	3,126	325　(10.4)
27	2,879	316　(11.0)
28	2,750	281　(10.2)

注　1　法務省調査による。
　　2　「２年以内再入院者数」は、各年の少年院出院者のうち、出院年を１年目として、２年目（翌年）の年末までに新たな少年院送致の決定により再入院した者の人員をいう。
　　3　（　）内は、各年の少年院出院者数に占める再入院者数の割合である。

第２節　再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標

① 就労・住居の確保等関係

（1）刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者のうち、就職した者の数及びその割合【指標番号５】

（平成25年度～29年度）

年　度	支援対象者数	うち矯正施設在所者	うち保護観察対象者等	就職件数	うち矯正施設在所者	うち保護観察対象者等	割　合
平成25年度	6,391	2,826	3,565	2,140	60	2,080	33.5
26	7,071	3,364	3,707	2,530	231	2,299	35.8
27	7,688	3,907	3,781	2,675	356	2,319	34.8
28	7,464	4,023	3,441	2,790	576	2,214	37.4
29	7,794	4,539	3,255	3,152	1,029	2,123	40.4

注　1　厚生労働省調査による。
　　2　「支援対象者数」は、矯正施設又は保護観察所からハローワークに対して、支援依頼がなされた者の数を計上している。
　　3　「割合」は、「支援対象者数」における「就職件数」の割合をいう。

（2）協力雇用主数、実際に雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数【指標番号６】

（平成26年～30年）

年　次	協力雇用主数	実際に雇用している協力雇用主数	雇用されている刑務所出所者等数
平成26年	12,603	472	1,230
27	14,488	551	1,276
28	16,330	788	1,410
29	18,555	774	1,204
30	20,704	887	1,465

注　1　法務省調査による。
　　2　各年４月１日現在の数値である。
　　3　「刑務所出所者等」は、少年院出院者及び保護観察対象者などを含む。

（3）保護観察終了時に無職である者の数及びその割合【指標番号７】

（平成25年～29年）

年　次	保護観察終了者（総数）	職業不詳の者	無職である者
平成25年	35,959	921	7,808　(22.3)
26	34,651	844	7,317　(21.6)
27	33,636	752	7,185　(21.8)
28	31,827	731	6,866　(22.1)
29	29,649	673	6,360　(21.9)

注　1　法務省・保護統計年報による。
　　2　「無職である者」は、各年に保護観察を終了した者のうち、終了時職業が無職である者から、定収入のある無職者、学生・生徒及び家事従事者を除いて計上している。
　　3　（　）内は、職業不詳の者を除く保護観察終了者に占める「無職である者」の割合である。
　　4　交通短期保護観察の対象者及び婦人補導院仮退院者を除く。

(4) 刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合【指標番号8】

(平成25年～29年)

年　次	刑務所出所者総数	帰住先がない者
平成25年	26,535	6,368　(24.0)
26	24,684	5,696　(23.1)
27	23,566	5,577　(23.7)
28	22,947	4,739　(20.7)
29	22,025	3,890　(17.7)

注　1　法務省・矯正統計年報による。
　　2　「帰住先」は、刑事施設を出所後に住む場所である。
　　3　「帰住先がない者」は、健全な社会生活を営む上で適切な帰住先を確保できないまま満期釈放により出所した者をいい、帰住先が不明の者や暴力団関係者のもとである者などを含む。
　　4　(　) 内は、各年の刑務所出所者総数に占める帰住先がない者の割合である。

(5) 更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数【指標番号9】

(平成25年～29年)

年　次	更生保護施設	自立準備ホーム	計
平成25年	10,263	1,278	11,541
26	10,092	1,497	11,589
27	10,179	1,517	11,696
28	9,608	1,524	11,132
29	9,620	1,547	11,167

注　法務省調査による。

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等関係

(1) 特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数【指標番号10】

(平成25年度～29年度)

年　度	特別調整の終結人員	内訳			
		高齢	身体障害	知的障害	精神障害
平成25年度	637	299	104	234	176
26	690	346	96	239	172
27	730	389	107	214	196
28	704	377	103	234	207
29	809	437	117	225	252

注　1　法務省調査による。
　　2　「終結人員」は、少年を含む。
　　3　「終結人員」は、特別調整の希望の取下げ及び死亡によるものを含む。
　　4　内訳は重複計上による。

(2) 薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数及びその割合【指標番号11】

(平成28年度・29年度)

年　度	薬物事犯保護観察対象者数	うち治療・支援を受けた者の数
平成28年度	7,494	333　(4.4)
29	7,857	393　(5.0)

注　1　法務省調査による。
　　2　(　) 内は、薬物事犯保護観察対象者のうち、治療・支援を受けた者の割合である。
　　3　平成29年度の薬物事犯保護観察対象者数及びうち治療・支援を受けた者の割合については、速報値である。

③ 学校等と連携した修学支援の実施等関係

（1）少年院において修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者のうち、出院時又は保護観察中に復学・進学決定した者の数及び復学・進学決定率【指標番号12】

（少年院出院時）

	出院者数（A）	（A）のうち、修学支援対象者数（B）	（B）のうち、出院時復学・進学希望者（C）	（C）のうち、出院時復学・進学決定者【指標番号12】
平成30年1月1日～6月末日	1,100	193	135	51 (37.8)

注　1　法務省調査による。
　　2　「出院者数」は、当該調査期間において出院した者を計上している。ただし、逮捕状執行及び他施設への移送（保護上の移送を除く）による出院者を含まない。
　　3　「修学支援対象者数」は、当該調査期間において出院した者のうち、出院時に修学支援対象者として選定されていた者を計上している。
　　4　「進学決定」は、入学試験に合格しているなど、進学が確定的である状態をいう。
　　5　（　）内は、指標に該当する人員の割合である。

（2）上記により復学・進学決定した者のうち、保護観察期間中に高等学校等を卒業した者又は保護観察終了時に高等学校等に在学している者の数及びその割合【指標番号13】

（保護観察終了時）

	平成30年1月以降に少年院を出院し、当該期間中に保護観察が終了した者（A）	（A）のうち、少年院において修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者（B）	（B）のうち、出院時又は保護観察期間中に復学・進学決定した者【指標番号12】（C）	（C）のうち、保護観察期間中に高等学校等を卒業した者又は保護観察終了時に高等学校等に在学している者【指標番号13】
平成30年1月1日～6月末日	123	6	2 (33.3)	1 (50.0)

注　1　法務省調査による。
　　2　平成30年１月以降に少年院を仮退院した者のうち、当該期間中に保護観察が終了した者について計上している。
　　3　（　）内は、指標に該当する人員の割合である。

（3）矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の受験者数、合格者数及び合格率【指標番号14】

（平成25年度～29年度）

年　度	受験者数	全科目合格者		1以上科目合格者	
		合格者数	合格率	合格者数	合格率
平成25年度	934	322	34.5	862	92.3
26	927	295	31.8	872	94.1
27	1,069	399	37.3	1,024	95.8
28	1,049	375	35.7	990	94.4
29	1,034	400	38.7	989	95.6

注　1　文部科学省調査による。
　　2　「全科目合格者」は、高等学校卒業程度認定試験の合格に必要な全ての科目に合格し、大学入学資格を取得した者をいう。
　　3　「１以上科目合格者」は、高等学校卒業程度認定試験の合格に必要な科目のうち全部又は一部の科目に合格した者をいう。
　　4　「合格率」は、受験者数に占める「全科目合格者」、「１以上科目合格者」の割合である。

4 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等関係

（1）保護司数及び保護司充足率【指標番号15】

（平成25年～30年）

年　次	保護司数	充足率（%）
平成25年	47,990	91.4
26	47,914	91.3
27	47,872	91.2
28	47,939	91.3
29	47,909	91.3
30	47,641	90.7

注　1　法務省調査による。
　　2　各年１月１日現在の数値である。
　　3　「充足率」は、定数（５万2,500人）に対する保護司数の割合である。

（2）“社会を明るくする運動”行事参加人数【指標番号16】

（平成25年～29年）

年　次	行事参加人員
平成25年	2,336,183
26	2,480,855
27	2,563,333
28	2,833,914
29	2,769,306

注　法務省調査による。

5 地方公共団体との連携強化等関係

（1）地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体の数及びその割合【指標番号17】

策定地方公共団体数	策定割合
1	1/1794

注　1　法務省調査による。
　　2　地方公共団体の数は都道府県及び市町村（政令市、特別区を含む）の合計数である。
　　3　平成30年７月末日現在の数値である。

特集

就労支援

刑務作業（洋裁）の様子

就労支援

就労は、安定した生活を送る上で重要な基盤である。それは、犯罪をした者等にとっても同様であり、不安定な就労が再犯リスクとなることから、その再犯防止に当たっては、就労の確保・継続が極めて重要である。

そこで、本白書では、犯罪をした者等への就労支援を特集として取り上げ、就労に関する現状や、矯正施設及び社会内における取組などを紹介することとしたい。さらに、この特集を読んでくださった皆様に、犯罪をした者等の就労の確保・継続に可能な範囲で御協力いただくため、参考となる情報を提供することとしたい。

1 犯罪をした者等の就労に関する現状

図1は、過去に刑事施設を出所し、再び犯罪をして刑事施設に入所した者について、再犯時に仕事に就いていた者と就いていなかった者との割合を示したものである。これを見ると、7割を超える者が再犯時に仕事に就いていなかった者となっている。

また、図2は、保護観察終了時に、仕事に就いていた者と就いていなかった者のそれぞれの再犯率を示したものである。仕事に就いていた者の再犯率と比べて、仕事に就いていなかった者の再犯率は約3倍高くなっている。

こうしたデータから、就労の有無が再犯に至るか否かに影響していると考えられ、就労の確保は、再犯を防止する上で重要な課題といえる。

図1　刑務所再入所者に占める無職者の割合

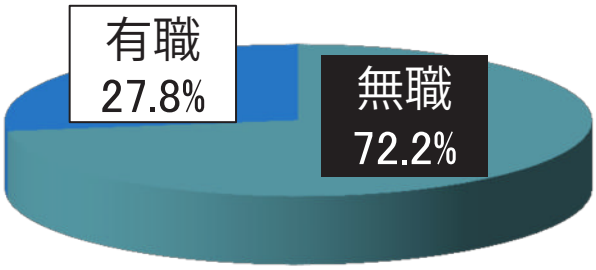

注　再入所者とは、刑務所に2回以上服役した者のことである。（平成29年法務省調査）

図2　有職者と無職者の再犯率

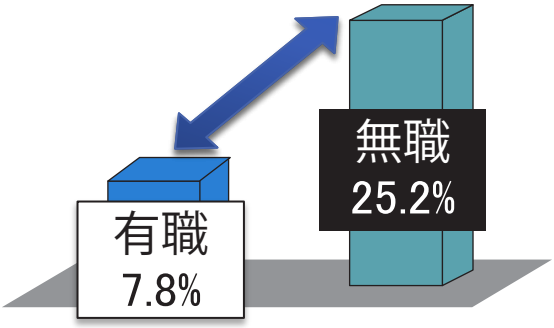

注　平成25～29年の5年間について、保護観察を終了した者のうち、犯罪等により保護観察を終了した者の割合（再犯率）を有職と無職で比較（法務省調査）

しかし、犯罪をした者等が実際に就労することには様々な困難を伴う。例えば、犯罪をした者等は、前科等があることに加え、求職活動を行う上で必要な知識・資格等を有していないなどのために求職活動が円滑に進まない場合がある。また、社会人としてのマナーや対人関係の形成・維持のために必要な能力を身に付けていないといった理由から、職場での人間関係を十分に構築できない、あるいは自らの能力に応じた適切な職業選択ができないなどにより、一旦就職しても離職してしまう場合がある。

そこで、2006年度（平成18年度）から、法務省と厚生労働省が連携し、刑務所出所者等総合的就労支援対策を中心とした就労支援（【施策番号5】（P22）参照）を実施しているところである。

2 矯正施設における取組

（1）刑務作業や職業訓練に関する取組

刑事施設においては、刑法に規定された懲役刑の内容として、刑務作業を実施している。刑務作業は、受刑者の矯正及び社会復帰を図るための重要な方策の一つであるとともに、出所後の就労に資する勤労意欲の養成や職業的知識・技能の取得にもつながるものである。また、刑事施設では、受刑者に職業に関する免許や資格を取得させたり、職業に必要な知識や技能を習得させることを目的に、様々な職業訓練を実施している。

刑務作業や職業訓練は、各刑事施設が工夫して実施しており、地域との連携を強化した刑務作業を通じて社会復帰へつなげる取組や、雇用ニーズや受刑者の能力を踏まえた職業訓練を実施することで、より釈放後の就労に結び付きやすい知識や技術を身に付けさせる取組などがある。

建設機械科（大型特殊機械課程）職業訓練の実施

刑事施設においては、社会の雇用情勢を表すひとつの指標である有効求人倍率を参考とするほか、受刑者の出所後の就労の受け皿である協力雇用主等から意見をいただくなどして、出所後の就労に結び付きやすい職業訓練の充実に努めている。中でも、建設関連の職種は雇用ニーズが高く、建設関連の職種への就労に役立つ知識及び技能を職業訓練で習得させることは、受刑者の出所後の就労に特に有利となる。こうした状況を踏まえ、2014年度（平成26年度）に、従前実施していた建設機械関連の職業訓練を体系化し、建設現場などの各種工事現場において、整地・運搬等の業務に就くことが可能となる大型特殊自動車免許の取得を目指した建設機械科（大型特殊機械課程）職業訓練を開設し、現在、網走刑務所など５つの刑事施設で実施している。

同職業訓練の指導では、国の職員である作業専門官だけでなく、地域の労働基準協会職員や労働安全衛生コンサルタントなどの外部講師に御協力いただき、経験に基づいた専門的な指導を受けさせることにより、大型特殊自動車免許、車両系建設機械運転技能講習、小型移動式クレーン運転技能講習等の資格を取得させている。2017年度（平成29年度）における資格取得者数は、大型特殊自動車免許32人、車両系建設機械運転技能講習39人、小型移動式クレーン運転技能講習19人となっている。

同職業訓練は、復興事業における撤去作業を始めとする建設関連の職種における即戦力の育成が期待でき、極めて就労に有益なものとなっている。

教習コース
【提供：鹿児島刑務所】

訓練の様子
【提供：鹿児島刑務所】

島根あさひ社会復帰促進センターにおける学校給食用のパンの製造

島根あさひ社会復帰促進センター（以下「センター」という。）においては、2009年度（平成21年度）以降、職業訓練の実施を担う民間事業者により職業訓練としてパン職人養成科（2012年度（平成24年度）以降は、調理科（パン職人課程）に変更）が開講され、受刑者は、６か月をかけてパン製造を基礎から習得している。

2017年頃、地元中学校の卒業生から、学校給食が米飯食中心であったためパン食を希望していた

旨の声を受け、センターから浜田市へ提案の上、2018年（平成30年）１月から、センターにおいて月１回学校給食用のパンを製造し、民間事業者を通じて地元の給食センターに販売し、地元小中学校２校でのパン給食の提供を実現させた。

本件は、民間事業者による職業訓練で培ったセンターのパン製造のノウハウを活かし、地元の要望に応えて学校給食のメニューをより多様なものとしたものであり、地元小中学生からは、香りがいい、おいしいなどの感想が届いている。この取組は、センターと地元との共生を図るとともに、受刑者が社会に役立つと感じることを通じて更生への意欲を高める一助となっている。

パン給食の実例
【提供：島根あさひ社会復帰促進センター】

年齢別のパンの種類
（左から小学校低学年、高学年、中学生用）
【提供：島根あさひ社会復帰促進センター】

（2）出所後の就職に向けた取組

法務省は、受刑者等の出所後の就労を支援できるよう、2016年（平成28年）４月から、東京と大阪に、矯正就労支援情報センター（コレワーク）を設置・運営している。コレワークでは、６か月以内に矯正施設を出所する予定の全国の受刑者等の職歴、資格、帰住予定地等の情報を一括管理し、事業主に対して雇用ニーズに適合する者がいる矯正施設の紹介を行うなどの取組を行っている（【施策番号５イ】（P23）参照）。

ここでは、実際にコレワークを活用して刑務所出所者を雇用した企業の実例を紹介したい。

コレワークを活用して受刑者を採用したＡ社の例

人手不足に悩むＡ社（建設業）は、コレワークが事業者向けに開催している「就労支援セミナー」（【施策番号７】（P26）参照）に参加し、矯正施設に在所している人を雇うという方法があることを知りました。

しかし、Ａ社は犯罪をした人を雇った経験がなく、雇用に不安がありました。そのことをコレワークに相談すると、実際に受刑者等を雇用した経験のある「雇用支援アドバイザー」[※1]を紹介され、実際の雇用に関する留意事項や、雇用後トラブルになった際に利用できる制度等についてアドバイスを受けることができました。

その後、Ａ社はコレワークに連絡し、自社が求める建設関係の資格を持つ人材がＢ刑務所にいるという情報提供を受け、最寄りのハローワークでＢ刑務所を指定して求人を出したところ、建設業での就業を希望していたＣさんを紹介されました。

Ａ社はＢ刑務所と連絡をとり、Ｃさんの採用面接を実施しました。Ｃさんは罪を償うためにもＡ社で一生懸命働きたいと述べ、Ａ社は採用内定を出すことにしました。

Ｃさんは出所後すぐにＡ社に就職し、自身が受刑中に取得した資格を活用して働くことができ、社会に居場所と出番を見つけることができました。

※1　コレワークでは、2018年度から、刑務所出所者等の雇用経験が豊富な事業主等に「雇用支援アドバイザー」になっていただき、受刑者等の雇用に興味がある事業主等からの相談に応じていただいている。

また、矯正施設において、受刑者と事業主等のマッチングをさらに推進する取組として、近年、矯正施設内に複数の事業者を招き、受刑者等に対して企業情報の提供や、採用面接等を実施する「就労支援説明会」を各地で開催している。

受刑者に対する就労支援説明会　～就労支援フェスタや就職フェア～

川越少年刑務所では、ハローワーク、保護観察所、就労支援事業者機構等と連携し、「川越少年刑務所就労支援フェスタ」を開催しています。2018年10月12日には第５回となるフェスタを開催し、受刑者等を数多く雇用していただいている企業代表者の講演のほか、受刑者の雇用に積極的な企業４社を招き、受刑者に対して各企業の雇用情報等の提供を行いました。

長野刑務所では、ハローワーク、全国就労支援事業者機構の協賛のもと、2018年９月28日、「就職フェアながの」として、受刑者の雇用を希望する企業10社を招き、受刑者に対して合同での企業説明会を実施しました。同所体育館に企業ごとのブースを設けるなど、一般的な企業説明会にできるだけ近い雰囲気の中で、参加した受刑者は、仕事の内容などについて、熱心に説明を聞いたり、質問したりしていました。

「川越少年刑務所就労支援フェスタ」の様子
【提供：川越少年刑務所】

「就職フェアながの」の様子
【提供：長野刑務所】

参加した受刑者に感想を聞くと、「更生のために協力してくれる企業の存在は励みになる」、「しっかり更生して社会で恩返ししたい」、「同じ過ちを繰り返さないようにしたい」などと話していました。こうした取組が、就労による改善更生への意欲の喚起につながっているといえます。

3 社会内における取組

(1) 協力雇用主の現状

犯罪をした者等が就労を確保し継続するためには、彼ら自身が努力することはもとより、彼らを受け入れ、支える周囲の人々の協力も必要となる。

取り分け、就労に関しては、犯罪をした者等の事情を理解した上で雇用する協力雇用主が大きな役割を果たしている。協力雇用主は、近年、その取組や存在が社会で少しずつ認識されるようになり、保護観察所での登録数は増加している。しかしながら、図３や図４に見て取れるように、協力雇用主として登録しているものの、実際に犯罪をした者等を雇用している協力雇用主が登録数に比して少ないことや、建設業が半数以上を占めるなど、業種に偏りが認められることなどの課題もある。

協力雇用主による雇用が進まない原因の一つとして、短期間で離職することやトラブルが発生することへの多大な不安や負担が協力雇用主に生じている現状がある。そこで、こうした不安や負担を軽減するため、法務省では、身元保証制度（【施策番号11】（P29）参照）、更生保護就労支援事業（【施策番号５ウ】（P24）参照）、刑務所出所者等就労奨励金制度（【施策番号11】（P29）参照）等の新たな施策を実施している。

(2) 協力雇用主の確保と実際の雇用を増加するための取組

犯罪をした者等の就労の確保のためには、協力雇用主の活動を推進していくことが重要であり、今後、より多くの事業主の方々に協力雇用主として登録していただき、実際の雇用に結び付けられるよう、工夫することが必要である。そこで、法務省では、犯罪をした者等を実際に雇用する協力雇用主数を増加させるため、広く社会に対し、再犯防止における就労の確保の重要性について積極的な広報活動を展開したり、雇用経験のない協力雇用主に対して雇用に向けた働き掛けを行うなど、様々な取組を行っている。

例えば、2018年（平成30年）９月に法務大臣が日本経済団体連合会幹事会において「再犯防止と政府の取組」について講演し、再犯防止に対する経済界の理解と協力を求めたほか、その他の我が国の主要な経済団体に対しても犯罪をした者等の雇用の促進について協力を求めるなど、広報活動を積極的に行っている。

また、2015年度（平成27年度）から、犯罪をした者等を積極的に雇用し、自立や社会復帰に尽力した協力雇用主の方々に対し、法務大臣感謝状を贈呈する取組を始めている。これまで、2015年度は26社、2016年度（平成28年度）は21社、2017年度（平成29年度）は13社の協力雇用主が受彰している。こうした取組は、協力雇用主に対する社会的評価を向上させるとともに、これまで雇用した経験のない協力雇用主が雇用を前向きに検討するきっかけの一つになることも期待される。

さらに、東京保護観察所においては、東京労働局、都内ハローワーク、特定非営利活動法人東京都

図3　協力雇用主の登録数と雇用数の推移

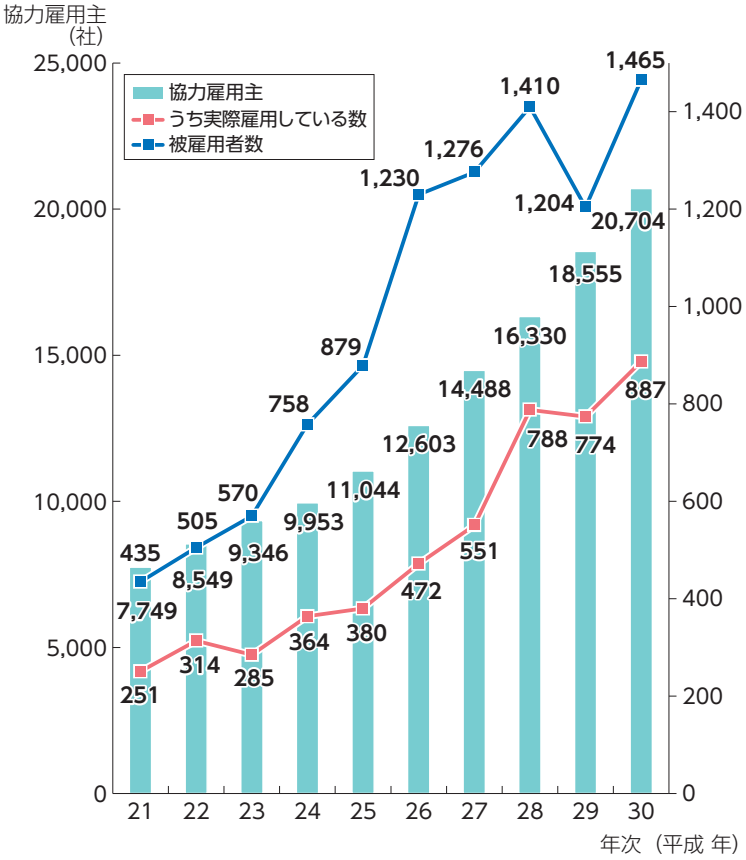

注１　法務省調査による。
　２　各年の数字は、４月１日現在のものである。

図4　業種別協力雇用主の割合

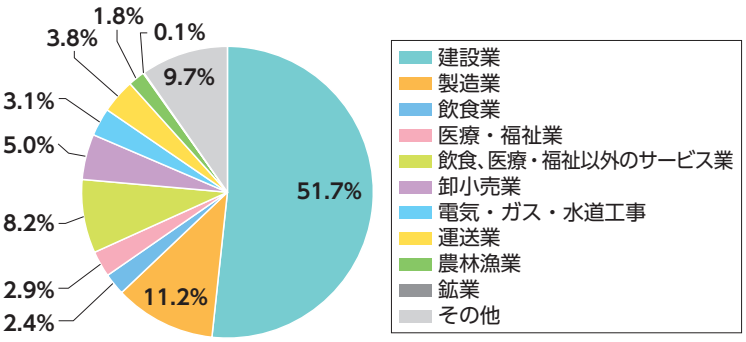

注１　法務省調査による。
　２　平成30年４月１日現在。

就労支援事業者機構との共催で、2016年度から「就職まつり」（就職相談会）を実施している。就職まつりの当日は、多様な業種から５、６社の協力雇用主と就職を希望する保護観察対象者が参加し、協力雇用主としての思い、会社の理念や求める人材、条件等について順に講話をいただいた後、参加した保護観察対象者と面接を行うなどして、就職の内定につながっている。

上記のような国の取組に加えて、地域の協力雇用主らが、自発的に、情報交換等を通じて雇用に向けた協力を行う協力雇用主のネットワーク組織である協力雇用主会を作っているところもあり、2018年８月１日現在、全国343か所に地区協力雇用主会が置かれて活動をしている。協力雇用主会では、最寄りの保護観察所、地区保護司会、犯罪をした者等に対する就労支援を行っている民間団体等と連携して、地域のネットワークを活かした新たな協力雇用主の開拓はもとより、例えば、雇用したものの、すぐに離職に至ってしまうような事例に対して、効果的な対応方法等を話し合ったり、ベテランの協力雇用主が雇用経験のない協力雇用主に対し自らの経験を踏まえた相談助言を行うなどの活動を実施しており、実際の雇用を後押しする上で重要な役割を果たしている。保護観察所においても、このような協力雇用主による自主的な取組に対し、例えば、国の施策の現状等について研修や意見交換を行うなどの協力をしている。

(3) 協力雇用主として活躍する事業主

協力雇用主として犯罪をした者等を雇用することは不安や負担が伴う一方で、実際に雇用し彼らの自立や社会復帰を支えることで、うれしさややりがいを感じ、こうした経験が次の雇用につながる例も多い。

ここでは、協力雇用主として犯罪をした者等を雇用し、大きな社会貢献をされている協力雇用主の方々の声を紹介したい。

やまつ屋（卸小売業）の山本秀明さん

Q. 協力雇用主になったきっかけを教えてください。

私の父が保護司であり協力雇用主でもあった関係で、私が父の仕事を引き継いだときに協力雇用主への勧誘の話がありました。父の担当していた保護観察対象者を見ていた私は、特にちゅうちょなく、快く引き受けました。

Q. 協力雇用主としてのやりがいを教えてください。

私が11歳の頃、17歳の保護観察対象者が父の会社に住み込みで雇用されていました。その人とはよく一緒に釣りに行くなどして遊んでもらっていたのですが、あるとき、その人と一緒に風呂に入ることがありました。その人の背中には親から受けた大きな包丁傷があったのですが、幼い私はその傷に特に違和感もなく、風呂で一緒にその人と楽しく話をしていたことを覚えています。この体験は、私が父の跡を継いで保護司となり、協力雇用主となった原点です。このような背景から、協力雇用主として雇用した人たちが彼らなりの生き方を見つけて歩み始めるのを見るとき、とてもうれしくやりがいを感じます。また、そのようなとき、亡き父のことを思い出し、父の遺志を継いで保護司となり、協力雇用主となったことの意味がわかったような気がするのです。

山本秀明さん（写真右）
【提供：やまつ屋】

特集

Q. 実際に犯罪をした人を雇用して感じたことを教えてください。

正直なところ、なかなか難しく、うまくいくケースばかりではありません。ある保護観察対象者に同情してお金を貸したとき、その翌日にその人が行方不明になってしまい、私は妻から白い目で見られ、肩身の狭い思いをしました（笑）。妻の理解がなければ協力雇用主は到底続けることはできなかったでしょう。一方で、ある更生保護施設に在所していた保護観察対象者は、その後、亡くなるまでずっと私の会社の寮で生活しながら勤務を続け、会社や地域社会のために大きな業績を残してくれました。私が協力雇用主を続けている理由は、そうした完全に更生したケースを知っているからです。私は、これからも彼らが笑顔で更生の道を歩んでいく様子を見ていきたいと思います。苦労は多いですが、それに見合うだけのものがあると思っています。

株式会社S－TEKT（電気・ガス・水道工事業）の清水孝弘さん

Q. 実際に保護観察対象者を雇用して感じたことを教えてください。

最初は、やはり自分に自信がない人が多いです。自分がこのまま何もできずに終わってしまうのかなと思っている人も多いのですが、彼らは「向上心」というものがものすごくあるので、今では本当に戦力になっています。社内のムードも、頑張る彼らの影響で以前よりも良くなっていますので、企業としても、彼らが働きやすい環境を整えなければならないと感じています。社会、企業、本人にとって良い制度だと思っています。

清水孝弘さん
【提供：株式会社S－TEKT】

河井運輸株式会社（建設業）の河井哲弥さん

Q. 協力雇用主になって良かったことを教えてください。

去年と今年で保護観察対象者を３人雇用しています。彼らに「正社員になる気になった？」と聞くと、「正社員目指して頑張ります。」と力強く言ってくれているので、とても期待しています。

彼らは、以前、刑事施設で生活をしていましたので、道具一つ一つを几帳面に扱いますし、チェックや手入れも怠らず、他の社員達のお手本になっており、道具の扱い方を指導しているくらいです。刑事施設にいた生活が無駄になっていないと感じています。人手不足を解消して、彼らのようないい社員を会社に受け入れることができたので、また新しい人が来ないかな、と皆で期待をしているところです。

河井哲弥さん（写真左）
【提供：河井運輸株式会社】

髪to（理容業）の村上隼さん

Q. 協力雇用主になって良かったことを教えてください。

村上隼さん
【提供：髪to】

親がいない、帰る場所がない、更生保護施設の20代前後の方々と話をする機会を得て、一人一人と話をするうちに、彼らを雇い入れることよりも、彼らがどのようにしたら前向きな気持ちになるだろうか、と考えることに自分の気持ちが変わってきました。彼らが施設にいる間は、営業終了後にお店に来てもらい無料でヘアカットをしながら、仕事の目標、目的の大切さ、仕事を通じて自分自身が成長していく楽しさを伝えるなど、自分なりに彼らの未来のためになるようにと考えるようになりました。

彼らのような若い人達と接触することによって、今まで感じていなかった自分の感情が呼び起こされて、次第に自分が磨かれ、色々なことを学ぶことができたことが、自分の得た一番大きなものです。

株式会社青木工務店（建設業）の青木哲也さん

Q. 協力雇用主になって良かったことを教えてください。

青木哲也さん
【提供：株式会社青木工務店】

現在、全国の大工の人口は約34万人ですが、その中で、60歳以上が30パーセントを超えていますので、あと10年経つと、世の中に大工さんというものはほとんどいなくなってしまいます。大工を志して、若いうちから修行して働いていただける方がいると、我々も業界として助かると思っています。

働かないとまた犯罪に走ってしまうという点において、彼らは働かなければいけないという気持ちが一般の方よりも強いのではないかと思っています。そうすると、なおさら、仕事に集中して勤めてもらえるのではないかと期待しています。

これまで雇用した方は遅刻もないですし、仕事後も道具を整えたりして頑張っていました。職人の世界では、道具を粗末に扱う人は信用されませんが、彼らはそういう面においてきちんと教育されていると思いました。

法務省と内閣府が協力して、このような協力雇用主の方々の実体験に基づく声も含め、「協力雇用主」について紹介する動画を作成し、公開しています（【施策番号９】（P28）参照）。ぜひ御覧ください。

政府インターネットテレビ
人材を確保して再犯防止にも貢献を！
～あなたも「協力雇用主」になってみませんか～

政府インターネットテレビ
霞が関からお知らせします
～就労支援で再犯防止を！～

4 読者の皆様へ～御協力のお願い～

犯罪をした者等が就労を確保し継続するためには、依然として様々な困難があり、彼らを支援する取組についても課題は残っています。

国は、本人の努力を促しながら、引き続き、地方公共団体と連携し、これらの困難や課題を一つ一つ解決していかなければなりません。しかしながら、就労の確保等による再犯の防止には、本人の努力、行政の取組に加え、民間企業や国民の皆様一人一人の御協力が必要不可欠です。

そこで、読者の皆様には、次の点について、是非とも具体的な行動を起こすことによる御協力をお願いしたいと考えています。

(1) 刑事施設における刑務作業等への御協力のお願い

ア　全国の刑事施設における作業で生産した製品については、各刑事施設等で実施している矯正展や展示即売会等で販売しております。矯正展の情報については、法務省のウェブサイトにも随時掲載しておりますので、お近くで矯正展が開催される際には是非お越しください。

なお、作業で生産した製品の売上額の一部は、犯罪被害者支援団体の活動に役立てられています。

法務省（トップページ「お知らせ」）

イ　刑事施設で実施する作業についても募集しております。刑務作業についての説明から依頼先まで、右記法務省ウェブサイト内に掲載されておりますので、刑務作業としての注文に興味のある方は是非御参照ください。

法務省「刑務作業のご案内」

(2) 犯罪をした者等の雇用についての御協力のお願い

ア　東京矯正管区（さいたま市）及び大阪矯正管区（大阪市）に設置されているコレワークにおいては、刑務所出所者等の雇用を検討されている事業主の方向けに、以下の３つのサービスを提供しています。

○　雇用情報提供サービス

全国の受刑者・少年院在院者の資格、職歴、帰住予定地などの情報を一括管理し、事業主の方の雇用ニーズにマッチする者を収容する矯正施設を素早く御紹介します。

○　採用手続支援サービス

受刑者・少年院在院者の採用手続について、不明な点等があれば、幅広くサポートします。

○　就労支援相談窓口サービス

受刑者・少年院在院者の採用に興味はあっても、制度のことや矯正施設のこと等がよく分からないという事業者向けに、各種支援制度の御案内や、矯正施設の見学会や雇用支援セミナー等イベントの御案内をしています。

コレワークへは、以下のフリーダイヤルへお問い合わせください。

0120－29－5089（つ（な）ぐ、コレワーク）

（受付時間：平日10：00～17：00）

また、コレワークのウェブサイト上から簡単にお問い合わせができるメールフォームも御用意しておりますので、是非御活用ください。

法務省「コレワークについて」

イ　保護観察所では、犯罪をした者等の事情を理解した上で雇用し、その自立や社会復帰に協力していただける地域の事業主に協力雇用主となっていただき、犯罪をした者等の就労支援に協力していただいています。関心をお持ちの事業主の方々は、保護観察所に協力雇用主として登録することが

できますので、最寄りの保護観察所（都道府県の県庁所在地等）に是非御相談ください。

法務省「全国の地方更生保護委員会・保護観察所一覧」

なお、犯罪をした者等の中には、就労経験が乏しい者、人間関係を築くことが苦手な者も少なくなく、中には、就職直後はなかなか職場になじめない者もいます。しかし、職場で彼らが自立や社会復帰をするまで辛抱強く見守っていただき、仕事を続けていく上で必要な技能や生活習慣を身に付けられるよう指導していただければ、この特集で紹介している協力雇用主の方々の声にあるような大きな喜びにもつながると思いますので、犯罪をした者等の雇用について御理解と御協力をお願いします。

(3) 犯罪をした者等の就労の確保等のための御協力のお願い

全国の保護観察所に登録している協力雇用主は、2018年（平成30年）４月現在、２万704社（【施策番号７】（P26）参照）となっていますが、その約７割を従業員が300人未満の協力雇用主が占めるなど、我が国の犯罪をした者等の雇用は、中小企業に支えられている実情にあります。

世界一安全な国、日本を創っていくためには、中小企業のみならず、経済界全体で犯罪をした者等の立ち直りを支えていただくとともに、大企業においても、犯罪をした者等を雇用することの社会的意義を理解し、雇用を推進していただくほか、企業活動を通じて再犯防止の重要性を社会に向けて発信していただいたり、再犯防止に寄与する民間の活動等を支援していただくなど、再犯防止に対する御理解と御協力をお願いします。

そして何より、国民の皆様一人一人におかれましても、犯罪をした者等が罪を償い、改善更生を果たそうとしているならば、社会から排除し、孤立させるのではなく、彼らの立ち直りの意欲を認め、見守り、支えていく環境作りに御協力いただけましたら幸いです。

地域には協力雇用主の方々のように、犯罪をした者等の立ち直りを支えるため、様々な活動をしている人が大勢います。すぐに直接的な行動に移すことは難しくても、彼らを排除したり孤立させたりせずに地域社会で受け入れることの重要性に気づき、この特集で紹介したような取組に関心を持つことからならば始められるのではないでしょうか。

安全・安心は社会の重要なインフラです。皆様も安全・安心な社会づくりのため、それぞれのお立場から何ができるかを考え、できることから始めていただけますよう、よろしくお願いします。

再犯防止等施策に関する基礎資料

1．再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）…… 150
2．再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）…… 154
3．再犯防止推進計画等検討会関係資料 …… 182
（1）再犯防止推進計画等検討会設置要綱（平成29年2月2日法務大臣決定）…… 182
（2）再犯防止推進計画等検討会構成員 …… 183
4．再犯防止等施策関係予算（平成29年度、平成30年度）…… 184
5．政府・地方公共団体の再犯防止等施策担当窓口一覧 …… 191
6．再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）…… 193
7．宣言：犯罪に戻らない・戻さない　～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～
（平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定）…… 204
8．薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策～立ち直りに向けた“息の長い”支援につなげるネットワーク構築～（平成28年7月12日犯罪対策閣僚会議決定）…… 210
9．成人による刑事事件の流れ …… 214
10．非行少年に関する手続の流れ …… 216

1．再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2　この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

（基本理念）

第三条　再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2　再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3　再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4　再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

（国等の責務）

第四条　国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2　地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（連携、情報の提供等）

第五条　国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2　国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

3　国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する

活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

4　再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

（再犯防止啓発月間）

第六条　国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

2　再犯防止啓発月間は、七月とする。

3　国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

（再犯防止推進計画）

第七条　政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2　再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項

二　再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項

三　犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項

四　矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項

五　その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

3　法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4　法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

5　法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。

6　政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7　第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

（地方再犯防止推進計画）

第八条　都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2　都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第九条　政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十条　政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第二章　基本的施策

第一節　国の施策

（特性に応じた指導及び支援等）

第十一条　国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

2　国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

（就労の支援）

第十二条　国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

（非行少年等に対する支援）

第十三条　国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

（就業の機会の確保等）

第十四条　国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

（住居の確保等）

第十五条　国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

（更生保護施設に対する援助）

第十六条　国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

（保健医療サービス及び福祉サービスの提供）

第十七条　国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

（関係機関における体制の整備等）

第十八条　国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講

ずるものとする。

（再犯防止関係施設の整備）

第十九条　国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

（情報の共有、検証、調査研究の推進等）

第二十条　国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

（社会内における適切な指導及び支援）

第二十一条　国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

（国民の理解の増進及び表彰）

第二十二条　国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

２　国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

（民間の団体等に対する援助）

第二十三条　国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第二節　地方公共団体の施策

第二十四条　地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附　則

（施行期日）

１　この法律は、公布の日から施行する。

（検討）

２　国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2. 再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）

Ⅰ　再犯防止推進計画策定の目的

第１　再犯防止のための諸施策における再犯防止推進計画の位置付け

〔再犯の現状と再犯防止対策の必要性・重要性〕

我が国の刑法犯の認知件数は平成８年以降毎年戦後最多を記録し、平成14年にピークを迎えた。これを受け、政府は国民の安全・安心な暮らしを守るべく、平成15年に犯罪対策閣僚会議を設置し、主に犯罪の抑止を喫緊の課題として様々な取組を進めた。その結果、平成15年以降刑法犯の認知件数は14年連続で減少し、平成28年は戦後最少となった。

他方で、刑法犯により検挙された再犯者については、平成18年をピークとして、その後は漸減状態にあるものの、それを上回るペースで初犯者の人員も減少し続けているため、検挙人員に占める再犯者の人員の比率（以下「再犯者率」という。）は一貫して上昇し続け、平成28年には現在と同様の統計を取り始めた昭和47年以降最も高い48.7パーセントとなった。

平成19年版犯罪白書は、戦後約60年間にわたる犯歴記録の分析結果等を基に、全検挙者のうちの約３割に当たる再犯者によって約６割の犯罪が行われていること、再犯者による罪は窃盗、傷害及び覚せい剤取締法違反が多いこと、刑事司法関係機関がそれぞれ再犯防止という刑事政策上の目的を強く意識し、相互に連携して職務を遂行することはもとより、就労、教育、保健医療・福祉等関係機関や民間団体等とも密接に連携する必要があること、犯罪者の更生に対する国民や地域社会の理解を促進していく必要があることを示し、国民が安全・安心に暮らすことができる社会の実現の観点から、再犯防止対策を推進する必要性と重要性を指摘した。

〔政府におけるこれまでの再犯防止に向けた取組〕

再犯防止対策の必要性・重要性が認識されるようになったことを受け、平成24年７月には、再犯の防止は政府一丸となって取り組むべき喫緊の課題という認識の下、犯罪対策閣僚会議において、我が国の刑事政策に初めて数値目標を盛り込んだ「再犯防止に向けた総合対策」（以下「総合対策」という。）を決定した。総合対策においては、「出所等した年を含む２年間における刑務所等に再入所する者の割合（以下「２年以内再入率」という。）を平成33年までに20パーセント以上減少させる。」という数値目標を設定した。

平成25年12月には、平成32年（2020年）のオリンピック・パラリンピック東京大会の開催に向け、犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進も盛り込んだ「「世界一安全な日本」創造戦略」を閣議決定した。

平成26年12月には、犯罪対策閣僚会議において、「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」（以下「宣言」という。）を決定した。宣言においては、「平成32年（2020年）までに、犯罪や非行をした者の事情を理解した上で雇用している企業の数を現在（平成26年）の３倍にする。」、「平成32年（2020年）までに、帰るべき場所がないまま刑務所から社会に戻る者の数を３割以上減少させる。」という数値目標を設定した。

平成28年７月には、犯罪対策閣僚会議において、薬物依存者や犯罪をした高齢者又は障害のある者等に対して刑事司法のあらゆる段階のみならず、刑事司法手続終了後を含めた「息の長い」支援の実施を盛り込んだ「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策～立ち直りに向けた“息の長い”支援につながるネットワーク構築～」（以下「緊急対策」という。）を決定した。

さらに、国民の安全と安心を確保することは、我が国の経済活性化の基盤であるとの観点から、平成17年６月に閣議決定した「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（いわゆる「骨太の方針」）に、初めて「再犯の防止」を盛り込んで以降、「骨太の方針2017」まで継続して「再犯防止対策」を盛り込んできた。

こうした取組により、「総合対策」及び「宣言」において設定された各数値目標の達成は道半ばではあるものの、２年以内再入率が減少するなど、相当の成果が認められた。

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

再犯の防止等のためには、犯罪等を未然に防止する取組を着実に実施することに加え、捜査・公判を適切に運用することを通じて適正な科刑を実現することはもとより、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び犯罪被害者の心情等を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが重要であることはいうまでもない。刑事司法関係機関はこれらを支える取組を実施してきたが、刑事司法関係機関による取組のみではその内容や範囲に限界が生じている。こうした中、貧困や疾病、嗜癖、障害、厳しい生育環境、不十分な学歴など様々な生きづらさを抱える犯罪をした者等が地域社会で孤立しないための「息の長い」支援等刑事司法関係機関のみによる取組を超えた政府・地方公共団体・民間協力者が一丸となった取組を実施する必要性が指摘されるようになった。これを受け、最良の刑事政策としての最良の社会政策を実施すべく、これまでの刑事司法関係機関による取組を真摯に見直すことはもとより、国、地方公共団体、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が緊密に連携協力して総合的に施策を講じることが課題として認識されるようになった。また、再犯の防止等に関する取組は、平成32年（2020年）に我が国において開催される第14回国際連合犯罪防止刑事司法会議（コングレス）の重要論点の一つとして位置付けられるなど、国際社会においても重要な課題として認識されている。

〔再犯の防止等の推進に関する法律の制定と再犯防止推進計画の策定〕

そのような中、平成28年12月、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号、以下「推進法」という。）が制定され、同月に施行された。推進法において、政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯防止推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するとされた。

政府は、推進法の施行を受け、平成28年12月に犯罪対策閣僚会議の下に新たに法務大臣が議長を務め、関係省庁の局長等を構成員とする「再犯防止対策推進会議」を閣議口頭了解により設置した。また、平成29年２月には、推進計画案の具体的内容を検討する場として、法務副大臣を議長とし、関係省庁の課長等や外部有識者を構成員とする「再犯防止推進計画等検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、検討会における計９回にわたる議論等を経て、推進計画の案を取りまとめ、ここに推進計画を定めるに至った。

第２　基本方針

基本方針は、犯罪をした者等が、円滑に社会の一員として復帰することができるようにすることで、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するために、個々の施策の策定・実施や連携に際し、実施者が目指すべき方向・視点を示すものである。

推進法は、第３条において「基本理念」を掲げているところであり、施策の実施者が目指すべき方向・視点は、この基本理念を踏まえて設定すべきである。

そこで、推進法第３条に掲げられた基本理念を基に、以下の５つの基本方針を設定する。

〔５つの基本方針〕

① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政

機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。

② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。

③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。

④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとすること。

⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

第３　重点課題

再犯防止施策は、極めて多岐にわたるが、推進法第２章が規定する基本的施策に基づき、以下に掲げる７つの課題に整理した。これらの課題は相互に密接に関係していることから、関係府省庁が施策を実施するに当たっては、各課題に対する当該施策の位置付けを明確に認識することはもとより、施策間の有機的関連を意識しつつ総合的な視点で取り組んでいく必要がある。

〔７つの重点課題〕

① 就労・住居の確保等
② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
③ 学校等と連携した修学支援の実施等
④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
⑤ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
⑥ 地方公共団体との連携強化等
⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備等

第４　計画期間と迅速な実施

推進法第７条第６項が、少なくとも５年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加えることとしていることから、計画期間は、平成30年度から平成34年度末までの５年間とする。

推進計画に盛り込まれた個々の施策のうち、実施可能なものは速やかに実施することとする。これらの施策のうち、実施のための検討を要するものについては、本推進計画において検討の方向性を明示しているので、単独の省庁で行うものについては原則１年以内に、複数省庁にまたがるものや大きな制度改正を必要とするものは原則２年以内に結論を出し、それぞれ、その結論に基づき施策を実施することとする。

推進計画に盛り込まれた施策については、犯罪対策閣僚会議の下に設置された再犯防止対策推進会議において、定期的に施策の進捗状況を確認するとともに、施策の実施の推進を図ることとする。

また、「総合対策」及び「宣言」において設定された各数値目標については、推進計画に盛り込まれた施策の速やかな実施により、その確実な達成を図る。

Ⅱ　今後取り組んでいく施策

第１　再犯の防止等に関する施策の指標

１．再犯の防止等に関する施策の成果指標

○　刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率**【指標番号１】**

（出典：警察庁・犯罪統計）

基準値　110,306人・48.7%（平成28年）

○　新受刑者中の再入者数及び再入者率**【指標番号２】**

（出典：法務省・矯正統計年報）

基準値　12,179人・59.5%（平成28年）

○　出所受刑者の２年以内再入者数及び２年以内再入率**【指標番号３】**

（出典：法務省調査）

基準値　4,225人・18.0%（平成27年出所受刑者）

○　主な罪名（覚せい剤取締法違反、性犯罪（強制性交等・強姦・強制わいせつ）、傷害・暴行、窃盗）・特性（高齢（65歳以上）、女性、少年）別２年以内再入率**【指標番号４】**

（出典：法務省調査）

基準値（覚せい剤取締法違反、性犯罪、傷害・暴行、窃盗）

19.2%・6.3%・16.2%・23.2%（平成27年出所受刑者）

基準値（高齢、女性）

23.2%・12.6%（平成27年出所受刑者）

基準値（少年）

11.0%（平成27年少年院出院者）

２．再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標

（１）就労・住居の確保等関係

○　刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者のうち、就職した者の数及びその割合**【指標番号５】**

（出典：厚生労働省調査）

基準値　2,790人・37.4%（平成28年度）

○　協力雇用主数、実際に雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数**【指標番号６】**

（出典：法務省調査）

基準値　18,555社・774社・1,204人（平成29年４月１日現在）

○　保護観察終了時に無職である者の数及びその割合**【指標番号７】**

（出典：法務省・保護統計年報）

基準値　6,866人・22.1%（平成28年）

○　刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合**【指標番号８】**

（出典：法務省・矯正統計年報）

基準値　4,739人・20.7%（平成28年）

○　更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数**【指標番号９】**

（出典：法務省調査）

基準値　11,132人（平成28年）

（2）保健医療・福祉サービスの利用の促進等関係

○　特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数【指標番号10】

（出典：法務省調査）

基準値　704人（平成28年度）

○　薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数及びその割合【指標番号11】

（出典：法務省調査）

基準値　333人・4.4%（平成28年度）

（3）学校等と連携した修学支援の実施等関係

○　少年院において修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者のうち、出院時又は保護観察中に復学・進学決定した者の数及び復学・進学決定率【指標番号12】

（出典：法務省調査）

基準値　－

○　上記により復学・進学決定した者のうち、保護観察期間中に高等学校等を卒業した者又は保護観察終了時に高等学校等に在学している者の数及びその割合【指標番号13】

（出典：法務省調査）

基準値　－

○　矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の受験者数、合格者数及び合格率【指標番号14】

（出典：文部科学省調査）

基準値（受験者数・合格者数・合格率）

1,049人・375人・35.7%（平成28年度）

基準値（受験者数・１以上の科目に合格した者の数・合格率）

1,049人・990人・94.4%（平成28年度）

（4）民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等関係

○　保護司数及び保護司充足率【指標番号15】

（出典：法務省調査）

基準値　47,909人・91.3%（平成29年１月１日）

○　“社会を明るくする運動”行事参加人数【指標番号16】

（出典：法務省調査）

基準値　2,833,914人（平成28年）

（5）地方公共団体との連携強化等関係

○　地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体の数及びその割合【指標番号17】

（出典：法務省調査）

基準値　－

第２　就労・住居の確保等のための取組（推進法第12条、第14条、第15条、第16条、第21条関係）

１．就労の確保等

（1）現状認識と課題等

刑務所に再び入所した者のうち約７割が、再犯時に無職であった者となっている。また、仕事に就いていない者の再犯率は、仕事に就いている者の再犯率と比べて約３倍と高く、不安定な就労が再犯リスクとなっていることが明らかになっている。

政府においては、「宣言」に基づき、矯正施設における社会のニーズに合った職業訓練・指導の実施、矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）の設置を始めとする矯正施設・保護観察所・ハローワークが連携した求人・求職のマッチングの強化、協力雇用主の開拓・拡大、刑務所出所

者等就労奨励金制度の導入、国による保護観察対象者の雇用等の様々な施策に取り組んできた。

しかしながら、前科等があることに加え、求職活動を行う上で必要な知識・資格等を有していないなどのために求職活動が円滑に進まない場合があること、社会人としてのマナーや対人関係の形成や維持のために必要な能力を身に付けていないなどのために職場での人間関係を十分に構築できない、あるいは自らの能力に応じた適切な職業選択ができないなどにより、一旦就職しても離職してしまう場合があること、協力雇用主となりながらも実際の雇用に結びついていない企業等が多いこと、犯罪をした者等の中には、障害の程度が福祉的支援を受けられる程度ではないものの、一般就労をすることも難しい者が少なからず存在することなどの課題がある。

（2）具体的施策

① 職業適性の把握と就労につながる知識・技能等の習得

ア 職業適性等の把握【施策番号１】

法務省は、厚生労働省の協力を得て、就労意欲や職業適性等を把握するためのアセスメントを適切に実施する。【法務省、厚生労働省】

イ 就労に必要な基礎的能力等の習得に向けた指導・支援【施策番号２】

法務省は、厚生労働省の協力を得て、矯正施設における協力雇用主、生活困窮者自立支援法における就労準備支援事業や認定就労訓練事業を行う者等と連携した職業講話、社会貢献作業等を実施する。また、矯正施設及び保護観察所において、コミュニケーションスキルの付与やビジネスマナーの体得を目的とした指導・訓練を行うなど、犯罪をした者等の勤労意欲の喚起及び就職に必要な知識・技能等の習得を図るための指導及び支援の充実を図る。【法務省、厚生労働省】

ウ 矯正施設における職業訓練等の充実【施策番号３】

法務省は、各矯正施設において、需要が見込まれる分野に必要な技能の習得を意識した効果的な職業訓練等を行うため、総務省及び厚生労働省の協力を得て、矯正施設、保護観察所のほか、地方公共団体、都道府県労働局、地域の経済団体、協力雇用主、各種職業能力開発施設、専門教育機関等が参画する協議会等を開催し、各矯正施設における職業訓練等の方針、訓練科目、訓練方法等について検討する。その結論を踏まえ、矯正施設職員に対する研修を充実させること、矯正施設における職業訓練等に上記の関係機関等が参画することを推進すること等を通じて、矯正施設における職業訓練等の実施体制の強化を図るとともに、矯正施設が所在する地域の理解・支援を得て、外部通勤制度や外出・外泊等を積極的に活用し、受刑者等に矯正施設の外で実施される職業訓練を受講させたり、協力雇用主等を訪問させたりすることを可能とする取組を推進する。【総務省、法務省、厚生労働省】

エ 資格制限等の見直し【施策番号４】

法務省は、犯罪をした者等の就労の促進の観点から需要が見込まれる業種に関し、前科があることによる就業や資格取得の制限の在り方について検討を行い、２年以内を目途に結論を出し、その結論に基づき、各府省は、所管の該当する資格制限等について、当該制限の見直しの要否を検討し、必要に応じた措置を実施する。【各府省】

② 就職に向けた相談・支援等の充実

ア 刑務所出所者等総合的就労支援を中心とした就労支援の充実【施策番号５】

法務省及び厚生労働省は、適切な就労先の確保に向けた生活環境の調整、ハローワーク相談

員の矯正施設への駐在や更生保護施設への協力の拡大、更生保護就労支援事業の活用など、矯正施設、保護観察所及びハローワークの連携による一貫した就労支援対策の一層の充実を図る。また、法務省及び国土交通省は、矯正施設及び地方運輸局等の連携による就労支援対策についても、一層の充実を図る。【法務省、厚生労働省、国土交通省】

イ　非行少年に対する就労支援【施策番号６】

警察庁は、非行少年を生まない社会づくりの活動の一環として少年サポートセンター（都道府県警察に設置し、少年補導職員を中心に非行防止に向けた取組を実施）等が行う就労を希望する少年に対する立ち直り支援について、都道府県警察に対する指導や好事例の紹介等を通じ、少年の就職や就労継続に向けた支援の充実を図る。【警察庁】

③　新たな協力雇用主の開拓・確保

ア　企業等に対する働き掛けの強化【施策番号７】

法務省は、警察庁及び厚生労働省の協力を得て、協力雇用主の要件や登録の在り方を整理するとともに、矯正施設及び保護観察所において、企業等に対し、協力雇用主の意義や、コレワークの機能、刑務所出所者等就労奨励金制度等の協力雇用主に対する支援制度に関する説明を行うなど、適切な協力雇用主の確保に向けた企業等への働き掛けを強化する。【警察庁、法務省、厚生労働省】

イ　各種事業者団体に対する広報・啓発【施策番号８】

総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省は、法務省の協力を得て、関係する各種事業者団体に対し、所属する企業等に対する広報・啓発を依頼するなどして、協力雇用主の拡大に向け、協力雇用主の活動の意義や協力雇用主に対する支援制度についての積極的な広報・啓発活動を推進する。【総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

ウ　多様な業種の協力雇用主の確保【施策番号９】

法務省は、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省の協力を得て、協力雇用主として活動している企業等の業種に大きな偏りがあることを踏まえ、これまで協力雇用主のいない業種を含め多様な業種の協力雇用主の確保に努める。また、刑務所出所者等を農業の担い手に育成する就業支援センター等の取組が成果を挙げていることを踏まえ、農業を始め刑務所出所者等の改善更生に有用と考えられる業種の協力雇用主の確保に向けた取組の強化を図る。【総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

④　協力雇用主の活動に対する支援の充実

ア　協力雇用主等に対する情報提供【施策番号10】

法務省は、コレワークにおいて、協力雇用主等に対して、受刑者等が矯正施設在所中に習得・取得可能な技能・資格を紹介するとともに、協力雇用主等の雇用ニーズに合う受刑者等が在所する矯正施設の紹介や、職業訓練等の見学会の案内をするほか、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省の協力を得て、協力雇用主の活動を支援する施策の周知を図るなど、協力雇用主等に対する情報提供の充実を図る。また、個人情報等の適切な取扱いに十分配慮しつつ、犯罪をした者等の就労に必要な個人情報を適切に提供していく。【総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

イ　協力雇用主の不安・負担の軽減【施策番号11】

法務省は、身元保証制度や刑務所出所者等就労奨励金制度の活用、協力雇用主に対する助言など、犯罪をした者等を雇用しようとする協力雇用主の不安や負担を軽減するための支援の充実を図る。【法務省】

ウ　住居を確保できない者を雇用しようとする協力雇用主に対する支援【施策番号12】

法務省は、住込就労が可能な協力雇用主に対する支援の充実を図るとともに、犯罪をした者等を雇用しようとする協力雇用主がいても、犯罪をした者等が、その通勤圏内に住居を確保できず、就職できない場合があることを踏まえ、就労・住居の確保等のための取組を一体的に実施するなど、通勤圏内に住居を確保できない犯罪をした者等を雇用しようとする協力雇用主に対する支援の充実を図る。【法務省】

エ　協力雇用主に関する情報の適切な共有【施策番号13】

法務省は、各府省における協力雇用主に対する支援の円滑かつ適切な実施に資するよう、各府省に対して、協力雇用主に関する情報を適時適切に提供する。【法務省】

⑤　犯罪をした者等を雇用する企業等の社会的評価の向上等

ア　国による雇用等【施策番号14】

法務省は、保護観察対象者を非常勤職員として雇用する取組事例を踏まえ、犯罪をした者等の国による雇用等を更に推進するための指針について検討を行い、２年以内を目途に結論を出し、その結論に基づき、各府省は、各府省における業務の特性や実情等を勘案し、その雇用等に努める。【各府省】

イ　協力雇用主の受注の機会の増大【施策番号15】

法務省は、公共調達において、協力雇用主の受注の機会の増大を図る指針について検討を行い、２年以内を目途に結論を出し、その結論に基づき、各府省は、対象となる公共調達の本来達成すべき目的が阻害されないよう留意しつつ、協力雇用主の受注の機会の増大を図るための取組の推進に配慮する。【各府省】

ウ　補助金の活用【施策番号16】

法務省は、補助金の本来達成すべき目的を阻害しない範囲内で、協力雇用主の活動に資する補助金の活用指針について検討を行い、２年以内を目途に結論を出し、各府省は、その結論に基づく取組の推進に配慮する。【各府省】

エ　協力雇用主に対する栄典【施策番号17】

内閣府は、協力雇用主に対する栄典の授与に係る検討を行い、１年以内を目途に結論を出し、その結論に基づき施策を実施する。【内閣府】

⑥　就職後の職場定着に向けたフォローアップの充実

ア　就労した者の離職の防止【施策番号18】

法務省及び厚生労働省は、矯正施設、保護観察所、更生保護施設、ハローワーク等において、就職した犯罪をした者等に対し、仕事や職場の人間関係の悩みなどを細かに把握し、適切な助言を行うなど、離職を防止するための支援の充実を図る。【法務省、厚生労働省】

イ　雇用した協力雇用主に対する継続的支援【施策番号19】

法務省及び厚生労働省は、犯罪をした者等を雇用した協力雇用主の雇用に伴う不安や負担を細かに把握し、その協力雇用主に対し、雇用継続に向けた助言を行うなど、継続的な支援の充実を図る。【法務省、厚生労働省】

ウ　離職した者の再就職支援【施策番号20】

法務省は、離職した犯罪をした者等を、積極的に雇用する協力雇用主のネットワークの構築を図る。また、法務省及び厚生労働省は、上記協力雇用主のネットワークとハローワークが連携するなどし、離職後の速やかな再就職に向けた犯罪をした者等と協力雇用主との円滑なマッチングを推進する。【法務省、厚生労働省】

⑦　一般就労と福祉的支援の狭間にある者の就労の確保

ア　受刑者等の特性に応じた刑務作業等の充実【施策番号21】

法務省は、障害の程度が福祉的支援を受けられる程度ではないものの、一般就労をすることも難しい者や、就労に向けた訓練等が必要な者など、一般就労と福祉的支援の狭間にある者への対応が課題となっていることを踏まえ、受刑者等の特性に応じて刑務作業等の内容の一層の充実を図る。【法務省】

イ　障害者・生活困窮者等に対する就労支援の活用【施策番号22】

法務省及び厚生労働省は、障害を有している犯罪をした者等が、その就労意欲や障害の程度等に応じて、障害者支援施策も活用しながら、一般の企業等への就労や、就労継続支援Ａ型（雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供等を行うもの）又は同Ｂ型（雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供等を行うもの）事業における就労を実現できるよう取り組んでいく。また、生活が困窮していたり、軽度の障害を有しているなど、一般の企業等への就労が困難な犯罪をした者等に対しては、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく生活困窮者就労準備支援事業や生活困窮者就労訓練事業の積極的活用を図る。【法務省、厚生労働省】

ウ　ソーシャルビジネスとの連携【施策番号23】

法務省は、障害者雇用における農福連携の取組等を参考に、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省の協力を得て、高齢者・障害者の介護・福祉やホームレス支援、ニート等の若者支援といった社会的・地域的課題の解消に取り組む企業・団体等に、犯罪をした者等の雇用を働き掛けるなど、ソーシャルビジネスとの連携を推進する。【法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省】

２．住居の確保等

（１）現状認識と課題等

刑務所満期出所者のうち約５割が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所していること、これらの者の再犯に至るまでの期間が帰住先の確保されている者と比較して短くなっていることが明らかとなっている。適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための大前提であって、再犯防止の上で最も重要であるといっても過言ではない。

政府においては、「宣言」に基づき、受刑者等の釈放後の生活環境の調整の充実や、親族等のもとに帰住することができない者の一時的な居場所となる更生保護施設の受入れ機能の強化、自立準備ホーム（あらかじめ保護観察所に登録した民間法人・団体等の事業者に、保護観察所が、宿泊場所の

供与と自立のための生活指導のほか、必要に応じて食事の給与を委託する際の宿泊場所）の確保など、矯正施設出所後の帰住先の確保に向けた取組を進めてきた。

しかしながら、親族等のもとへ帰住できない者の割合も増加傾向にあることから、引き続き更生保護施設や自立準備ホームでの受入れを進める必要がある。また、更生保護施設には、かつての宿泊提供支援だけでなく、薬物依存症者その他の処遇困難者に対する処遇及び地域生活への移行支援が求められるなど、その役割が急激に拡大しており、更生保護施設における受入れ・処遇機能の強化の必要性が指摘されている。

加えて、更生保護施設や自立準備ホームはあくまで一時的な居場所であり、更生保護施設等退所後は地域に生活基盤を確保する必要があるが、身元保証人を得ることが困難であったり、家賃滞納歴等により民間家賃保証会社が利用できなかったりすることなどにより、適切な定住先を確保できないまま更生保護施設等から退所し、再犯等に至る者が存在することなどの課題がある。

（2）具体的施策

① 矯正施設在所中の生活環境の調整の充実

ア 帰住先確保に向けた迅速な調整【施策番号24】

法務省は、平成28年６月に施行された更生保護法（平成19年法律第88号）の一部改正に基づき、保護観察所が実施する受刑者等の釈放後の生活環境の調整における地方更生保護委員会の関与を強化し、受刑者等が必要とする保健医療・福祉サービスを受けることができる地域への帰住を調整するなど、適切な帰住先を迅速に確保するための取組の充実を図る。【法務省】

イ 受刑者等の親族等に対する支援【施策番号25】

法務省は、受刑者等とその親族等の交流において、必要のある者については、その関係の改善という点についても配慮するとともに、受刑者等の親族等に対して、受刑者等の出所に向けた相談支援等を実施する引受人会・保護者会を開催するなど、受刑者等の親族等に対する支援の充実を図る。【法務省】

② 更生保護施設等の一時的な居場所の充実

ア 更生保護施設における受入れ・処遇機能の充実【施策番号26】

法務省は、社会福祉法人等といった更生保護法人以外の者による整備を含め、更生保護施設の整備及び受入れ定員の拡大を着実に推進するほか、罪名、嗜癖等本人が抱える問題性や地域との関係により特に受入れが進みにくい者や処遇困難な者を更生保護施設で受け入れて、それぞれの問題に応じた処遇を行うための体制の整備を推進し、更生保護施設における受入れ及び処遇機能の充実を図る。【法務省】

イ 更生保護施設における処遇の基準等の見直し【施策番号27】

法務省は、高齢者又は障害のある者や薬物依存症者等を含めた更生保護施設入所者の自立を促進するため、更生保護事業の在り方の見直し（Ⅱ第6.1（２）③イ）と併せ、更生保護施設における処遇の基準等の見直しに向けた検討を行い、２年以内を目途に結論を出し、その結論に基づき所要の措置を講じる。【法務省】

ウ 自立準備ホームの確保と活用【施策番号28】

法務省は、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、専門性を有する社会福祉法人やNPO法人などに対する委託により一時的な居場所の確保等を推進するほか、空き家等の既存の住宅ストック等を活用するなどして多様な居場所である自立準備ホームの更なる確保を進めるとと

もに、各施設の特色に応じた活用を図る。【法務省、厚生労働省、国土交通省】

③　地域社会における定住先の確保

ア　住居の確保を困難にしている要因の調査等【施策番号29】

法務省は、犯罪をした者等の住居の確保を困難にしている要因について調査を行い、１年以内を目途に結論を出し、その調査結果に基づき、身元保証制度の在り方の見直しを含め、必要に応じ、所要の施策を実施する。【法務省】

イ　住居の提供者に対する継続的支援の実施【施策番号30】

法務省は、保護観察対象者等であることを承知して住居を提供する者に対し、住居の提供に伴う不安や負担を細かに把握した上で、身元保証制度の活用を含めた必要な助言等を行うとともに、個人情報等の適切な取扱いに十分配慮しつつ、保護観察対象者等についての必要な個人情報を提供する。併せて、保護観察対象者等に対し、必要な指導等を行うなど、保護観察対象者等であることを承知して住居を提供する者に対する継続的支援を実施する。【法務省】

ウ　公営住宅への入居における特別な配慮【施策番号31】

国土交通省は、保護観察対象者等であることを承知して住居を提供する場合は、上記イの法務省による継続的支援が受けられることを踏まえ、保護観察対象者等が住居に困窮している状況や、地域の実情等に応じて、保護観察対象者等の公営住宅への入居を困難としている要件を緩和すること等について検討を行うよう、地方公共団体に要請する。また、矯正施設出所者については、通常、著しく所得の低い者として、公営住宅への優先入居の取扱いの対象に該当する旨を地方公共団体に周知・徹底する。【国土交通省】

エ　賃貸住宅の供給の促進【施策番号32】

法務省は、国土交通省の協力を得て、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）に基づき、犯罪をした者等のうち、同法第２条第１項が規定する住宅確保要配慮者に該当する者に対して、賃貸住宅に関する情報の提供及び相談の実施に努めるとともに、保護観察対象者等であることを承知して住居を提供する場合は、上記イの法務省による継続的支援が受けられることを周知するなどして、その入居を拒まない賃貸人の開拓・確保に努める。【法務省、国土交通省】

オ　満期出所者に対する支援情報の提供等の充実【施策番号33】

法務省は、帰住先を確保できないまま満期出所となる受刑者の再犯を防止するため、刑事施設において、受刑者に対し、更生緊急保護の制度や希望する地域の相談機関に関する情報を提供するとともに、保護観察所においては、更生緊急保護対象者に対し、地域の支援機関等についての適切かつ充実した情報の提供を行うとともに、必要に応じ、更生保護施設等の一時的な居場所の提供や定住先確保のための支援を行う。【法務省】

第３　保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組（推進法第17条、第21条関係）

１．高齢者又は障害のある者等への支援等

（１）現状認識と課題等

高齢者（65歳以上の者）が、出所後２年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高いほか、出所後５年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち、約４割の者が出所後６か月未満という極めて短期間で再犯に至っている。また、知的障害のある受刑者についても、全般的に再犯に至

るまでの期間が短いことが明らかとなっている。

政府においては、矯正施設出所者等に対する支援（出口支援）の一つとして、受刑者等のうち、適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障害のある者等が、矯正施設出所後に、社会福祉施設への入所等の福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、地域生活定着支援センターの設置や、矯正施設及び更生保護施設への社会福祉士等の配置を進め、矯正施設や保護観察所、更生保護施設、地域生活定着支援センターその他の福祉関係機関が連携して必要な調整を行う取組（特別調整）を実施してきた。

また、犯罪をした高齢者又は障害のある者等の再犯防止のためには、出口支援だけでなく、起訴猶予者等についても、必要な福祉的支援に結び付けることなどが、犯罪等の常習化を防ぐために重要である場合があることを踏まえ、検察庁において、知的障害のある被疑者や高齢の被疑者等福祉的支援を必要とする者について、弁護士や福祉専門職、保護観察所等関係機関・団体等と連携し、身柄釈放時等に福祉サービスに橋渡しするなどの取組（入口支援）を実施してきた。

しかしながら、「緊急対策」で指摘された事項に加えて、福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しないなどの理由から特別調整の対象とならない場合があること、地方公共団体や社会福祉施設等の取組状況等に差があり、必要な協力が得られない場合があること、刑事司法手続の各段階を通じた高齢又は障害の状況の把握とそれを踏まえたきめ細かな支援を実施するための体制が不十分であることなどの課題がある。

（2）具体的施策

① 関係機関における福祉的支援の実施体制等の充実

ア 刑事司法関係機関におけるアセスメント機能等の強化【施策番号34】

法務省は、犯罪をした者等について、これまで見落とされがちであった福祉サービスのニーズを早期に把握して福祉サービスの利用に向けた支援等を実施することにより円滑に福祉サービスを利用できるようにするため、少年鑑別所におけるアセスメント機能の充実を図るとともに、矯正施設における社会福祉士等の活用や、保護観察所における福祉サービス利用に向けた調査・調整機能の強化を図る。【法務省】

イ 高齢者又は障害のある者等である受刑者等に対する指導【施策番号35】

法務省は、歩行や食事等の日常的な動作全般にわたって介助やリハビリを必要とする受刑者等が増加していることを踏まえ、高齢者又は障害のある者等である受刑者等の円滑な社会復帰のため、体力の維持・向上のための健康運動指導や福祉サービスに関する知識及び社会適応能力等の習得を図るための指導について、福祉関係機関等の協力を得ながら、その指導内容や実施体制等の充実を図る。【法務省】

ウ 矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等の多機関連携の強化等【施策番号36】

法務省及び厚生労働省は、矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等の多機関連携により、釈放後速やかに適切な福祉サービスに結び付ける特別調整の取組について、その運用状況等を踏まえ、一層着実な実施を図る。また、高齢者又は障害のある者等であって自立した生活を営む上での困難を有する者等に必要な保健医療・福祉サービスが提供されるようにするため、矯正施設、保護観察所及び地域の保健医療・福祉関係機関等との連携が重要であることを踏まえ、矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センターなどの関係機関との連携機能の充実強化を図る。【法務省、厚生労働省】

エ　更生保護施設における支援の充実【施策番号37】

法務省は、「宣言」において設定された目標を踏まえつつ、犯罪をした高齢者又は障害のある者等の更生保護施設における受入れやその特性に応じた必要な支援の実施を充実させるための施設・体制の整備を図る。【法務省】

オ　刑事司法関係機関の職員に対する研修の実施【施策番号38】

法務省は、刑事司法の各段階において、犯罪をした者等の福祉的支援の必要性を的確に把握することができるよう、刑事司法関係機関の職員に対して、高齢者及び障害のある者等の特性等について必要な研修を実施する。【法務省】

② 保健医療・福祉サービスの利用に関する地方公共団体等との連携の強化

ア　地域福祉計画・地域医療計画における位置付け【施策番号39】

厚生労働省は、地方公共団体が、地域福祉計画や地域医療計画を策定するに当たり、再犯防止の観点から、高齢者又は障害のある者等を始め、保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等に対し、保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援などの地域での生活を可能とするための施策を総合的に推進するよう、必要な助言を行う。法務省及び厚生労働省は、地方公共団体が地方再犯防止推進計画を策定するに当たり、地域福祉計画を積極的に活用していくことも考えられることから、関係部局と連携を図るよう、必要な周知を行う。【法務省、厚生労働省】

イ　社会福祉施設等の協力の促進【施策番号40】

厚生労働省は、高齢者又は障害のある者等に福祉サービスを提供する社会福祉施設等に支給する委託費等の加算措置の充実を含め、社会福祉施設等全体の取組に対する評価について更に検討を行うなど、社会福祉施設等による高齢者又は障害のある者等への福祉サービスの提供の促進を図る。【厚生労働省】

ウ　保健医療・福祉サービスの利用に向けた手続の円滑化【施策番号41】

法務省及び厚生労働省は、犯罪をした高齢者又は障害のある者等が、速やかに、障害者手帳の交付、保健医療・福祉サービスの利用の必要性の認定等を受け、これを利用することができるよう、総務省の協力を得て実施責任を有する地方公共団体の明確化を含む指針等を作成し、地方公共団体に対してその周知徹底を図る。また、法務省は、住民票が消除されるなどした受刑者等が、矯正施設出所後速やかに保健医療・福祉サービスを利用することができるよう、総務省の協力を得て矯正施設・保護観察所の職員に対して住民票に関する手続等の周知徹底を図るなどし、矯正施設在所中から必要な支援を実施する。【総務省、法務省、厚生労働省】

③ 高齢者又は障害のある者等への効果的な入口支援の実施

ア　刑事司法関係機関の体制整備【施策番号42】

法務省は、検察庁において社会復帰支援を担当する検察事務官や社会福祉士の配置を充実させるなど、検察庁における社会復帰支援の実施体制の充実を図るとともに、保護観察所において福祉的支援や更生緊急保護を担当する保護観察官の配置を充実させるなど、保護観察所における実施体制の充実を図り、入口支援が必要な者に対する適切な支援が行われる体制を確保する。【法務省】

イ　刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方の検討【施策番号43】

法務省及び厚生労働省は、Ⅱ第7.1（2）①ウに記載の地域のネットワークにおける取組状況も参考としつつ、一層効果的な入口支援の実施方策を含む刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方についての検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に基づき施策を実施する。【法務省、厚生労働省】

2．薬物依存を有する者への支援等

（1）現状認識と課題等

覚せい剤取締法違反による検挙者数は毎年1万人を超え、引き続き高い水準にあるほか、新たに刑務所に入所する者の罪名の約3割が覚せい剤取締法違反となっている。また、平成27年に出所した者全体の2年以内再入率は18.0パーセントであるのと比較して、覚せい剤取締法違反により受刑した者の2年以内再入率は19.2パーセントと高くなっている。

薬物事犯者は、犯罪をした者等であると同時に、薬物依存症の患者である場合もあるため、薬物を使用しないよう指導するだけではなく、薬物依存症は適切な治療・支援により回復することができる病気であるという認識を持たせ、薬物依存症からの回復に向けた治療・支援を継続的に受けさせることが必要である。

政府においては、矯正施設・保護観察所における一貫した専門的プログラムの開発・実施、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」の作成、地域において薬物依存症治療の拠点となる医療機関の整備等の施策に取り組むとともに、「緊急対策」に基づき、薬物依存からの回復に向けた矯正施設・保護観察所による指導と医療機関による治療、回復支援施設や民間団体等による支援等を一貫して行うための体制を整備するほか、平成28年6月から施行された刑の一部の執行猶予制度の適切な運用を図ることとしている。

しかしながら、矯正施設、保護観察所、地域の保健医療・福祉関係機関、回復支援施設や民間団体等について効果的な支援等を行う体制が不十分であること、そもそも薬物依存症治療を施すことができる専門医療機関や薬物依存症からの回復支援を行う自助グループ等がない地域もあるなど一貫性のある支援等を行うための関係機関等の連携が不十分であること、海外において薬物依存症からの効果的な回復措置として実施されている刑事司法と保健医療・福祉との連携の在り方について調査研究する必要があること、薬物事犯者の再犯の防止等の重要性・緊急性に鑑み、刑事司法関係機関、保健医療・福祉関係機関、自助グループを含めた民間団体等各種関係機関・団体が、薬物依存からの回復を一貫して支援する新たな取組を試行的に実施する必要があることなどが指摘されている。

（2）具体的施策

①　刑事司法関係機関等における効果的な指導の実施等

ア　再犯リスクを踏まえた効果的な指導の実施【施策番号44】

法務省は、厚生労働省の協力を得て、矯正施設及び保護観察所において、薬物事犯者ごとに、その再犯リスクを適切に把握した上で、そのリスクに応じた専門的指導プログラムを一貫して実施するとともに、そのための処遇情報の確実な引継ぎを図る。【法務省、厚生労働省】

イ　矯正施設・保護観察所における薬物指導等体制の整備【施策番号45】

法務省は、厚生労働省の協力を得て、指導に当たる職員の知識・技能の向上や、保護観察所における薬物処遇の専門性を有する管理職員の育成・配置など、薬物事犯者に対する指導体制の充実を図る。【法務省、厚生労働省】

ウ　更生保護施設による薬物依存回復処遇の充実【施策番号46】

法務省は、薬物事犯者の中には、地域において薬物乱用を繰り返していたことにより、あるいは、薬物密売者等からの接触を避けるため、従前の住居に戻ることが適当でない者が多く存在することを踏まえ、更生保護施設における薬物事犯者の受入れ、薬物依存からの回復に資する処遇を可能とする施設や体制の整備を推進し、更生保護施設による薬物依存回復処遇の充実を図る。【法務省】

エ　薬物事犯者の再犯防止対策の在り方の検討【施策番号47】

法務省及び厚生労働省は、薬物事犯者の再犯の防止等に向け、刑の一部の執行猶予制度の運用状況や、薬物依存症の治療を施すことのできる医療機関や相談支援等を行う関係機関の整備、連携の状況、自助グループ等の活動状況等を踏まえ、海外において薬物依存症からの効果的な回復措置として実施されている各種拘禁刑に代わる措置も参考にしつつ、新たな取組を試行的に実施することを含め、我が国における薬物事犯者の再犯の防止等において効果的な方策について検討を行う。【法務省、厚生労働省】

②　治療・支援等を提供する保健・医療機関等の充実

ア　薬物依存症治療の専門医療機関の拡大【施策番号48】

厚生労働省は、薬物依存症の治療を提供できる医療機関が限られており、薬物依存症者の中には、遠方の医療機関への通院が困難であるため、治療を受けない者や治療を中断してしまう者が存在することを踏まえ、薬物依存症を含む依存症治療の専門医療機関の更なる充実を図るとともに、一般の医療機関における薬物依存症者に対する適切な対応を促進する。【厚生労働省】

イ　薬物依存症に関する相談支援窓口の充実【施策番号49】

厚生労働省は、薬物依存症からの回復には、薬物依存症者本人が地域において相談支援を受けられることに加え、その親族等が薬物依存症者の対応方法等について相談支援を受けられることが重要であることを踏まえ、全国の精神保健福祉センター等に、薬物依存症を含む依存症対策の専門員である依存症相談員を配置するなど、保健行政機関における薬物依存症に関する相談支援窓口の充実を図る。【厚生労働省】

ウ　自助グループを含めた民間団体の活動の促進【施策番号50】

厚生労働省は、薬物依存症者に対して、薬物依存症からの回復に向けた就労と住居の一体的支援活動を行う民間団体の活動の援助など、自助グループを含めた民間団体の活動を促進するための支援の充実を図る。【厚生労働省】

エ　薬物依存症者の親族等の知識等の向上【施策番号51】

厚生労働省は、一般国民に向けた講習会の開催や、冊子の配布等を通じ、薬物依存症についての一般国民、取り分け、薬物依存症者の親族等の意識・知識の向上を図る。【厚生労働省】

オ　薬物依存症対策関係機関の連携強化【施策番号52】

警察庁、法務省及び厚生労働省は、薬物依存症者の回復には、医療機関による治療だけでなく、自助グループを含めた民間団体等と連携した継続的な支援が重要であることを踏まえ、各地域において、薬物依存症者の治療・支援等を行うこれらの関係機関の職員等による連絡協議会等を開催し、地域における薬物依存症に関する課題を共有し、協働してその課題に対応する

ための方法を検討するなど、薬物依存症の対策に当たる各関係機関の連携強化を図る。【警察庁、法務省、厚生労働省】

カ　薬物依存症治療の充実に資する診療報酬の検討【施策番号53】

厚生労働省は、次回の診療報酬改定に向けて、薬物依存症治療の診療報酬上の評価の在り方について、関係者の意見も踏まえて検討する。【厚生労働省】

③　薬物依存症の治療・支援等ができる人材の育成

ア　薬物依存症に関する知見を有する医療関係者の育成【施策番号54】

厚生労働省は、薬物依存症の回復に向けた保健医療・福祉サービスの実施体制を充実させるために、薬物依存症者の治療・支援等に知識を有する医療関係者が必要であることを踏まえ、医師の臨床研修の内容や、保健師、助産師、看護師の国家試験出題基準の見直しに向けた検討を行う。【厚生労働省】

イ　薬物依存症に関する知見を有する福祉専門職の育成【施策番号55】

厚生労働省は、薬物依存症者への相談支援体制を充実させるために、薬物依存症に関する専門的知識を有し、薬物依存症者が抱える支援ニーズを適切に把握し、関係機関につなげるなどの相談援助を実施する福祉専門職が必要であることを踏まえ、精神保健福祉士及び社会福祉士の養成カリキュラムの見直しに向けた検討を行う。【厚生労働省】

ウ　薬物依存症に関する知見を有する心理専門職の育成【施策番号56】

厚生労働省は、薬物依存症からの回復に向けて効果が認められている治療・支援が、認知行動療法に基づくものであり、薬物依存症に関する知識と経験を有する心理学の専門職が必要となることを踏まえ、新たに創設される公認心理師の国家資格の養成カリキュラムや国家試験の出題基準について、薬物依存症を含む依存症対策への対応という観点からも検討を行う。【厚生労働省】

エ　薬物依存症に関する知見を有する支援者の育成【施策番号57】

法務省は、薬物依存症のある保護観察対象者については、その症状や治療の状況に応じた支援が重要であることを踏まえ、その指導・支援に当たる者に対する研修等の充実を図る。また、厚生労働省は、薬物依存症からの回復に向けて、地域における継続した支援が必要であることを踏まえ、薬物依存症者への生活支援を担う支援者に対する研修の充実を図る。【法務省、厚生労働省】

第４　学校等と連携した修学支援の実施等のための取組（推進法第11条、第13条関係）

１．学校等と連携した修学支援の実施等

（１）現状認識と課題等

我が国の高等学校進学率は、98.5パーセントであり、ほとんどの者が高等学校に進学する状況にあるが、その一方で、少年院入院者の28.9パーセント、入所受刑者の37.4パーセントが、中学校卒業後に高等学校に進学していない。また、非行等に至る過程で、又は非行等を原因として、高等学校を中退する者も多く、少年院入院者の36.8パーセント、入所受刑者の24.6パーセントが高等学校を中退している状況にある。

政府においては、高等学校の中退防止のための取組や、中学校卒業後に高等学校等へ進学しない者及び高等学校等を中退する者に対する就労等支援を実施するとともに、矯正施設内における高等学校

卒業程度認定試験の実施、少年院における教科指導の充実、少年院出院後の修学に向けた相談支援・情報提供、少年院在院中の高等学校等の受験に係る調整、BBS会（Big Brothers and Sistersの略であり、非行少年の自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体）等の民間ボランティアの協力による学習支援等を実施してきた。

しかしながら、学校や地域における非行の未然防止に向けた取組が十分でないこと、犯罪をした者等の継続した学びや進学・復学のための支援等が十分でないことなどの課題がある。

（2）具体的施策

① 児童生徒の非行の未然防止等

ア 学校における適切な指導等の実施【施策番号58】

文部科学省は、警察庁及び法務省の協力を得て、弁護士会等の民間団体にも協力を求めるなどし、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）等の趣旨を踏まえたいじめ防止のための教育や、人権啓発のための教育と併せ、再非行の防止の観点も含め、学校における非行防止のための教育、薬物乱用未然防止のための教育及び薬物再乱用防止のための相談・指導体制の充実を図る。また、厚生労働省の協力を得て、学校生活を継続させるための本人及び家族等に対する支援や、やむを得ず中退する場合の就労等の支援の充実を図る。【警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】

イ 地域における非行の未然防止等のための支援【施策番号59】

内閣府、警察庁、法務省、文部科学省及び厚生労働省は、非行等を理由とする児童生徒の修学の中断を防ぐため、貧困や虐待等の被害体験などが非行等の一因になることも踏まえ、地域社会における子供の居場所作りや子供、保護者及び学校関係者等に対する相談支援の充実、民間ボランティア等による犯罪予防活動の促進、高等学校卒業程度資格の取得を目指す者への学習相談・学習支援など、児童生徒の非行の未然防止や深刻化の防止に向けた取組を推進する。また、同取組を効果的に実施するために、子ども・若者育成支援推進法に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者の支援を行うことを目的として、地方公共団体に「子ども・若者支援地域協議会」の設置及び「子ども・若者総合相談センター」としての機能を担う体制の確保について努力義務が課されていることなどについて、非行の未然防止等の観点も踏まえ、関係機関等に周知し、連携の強化を図る。【内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】

ウ 警察における非行少年に対する支援【施策番号60】

警察庁は、非行少年を生まない社会づくり活動の一環として、少年サポートセンター等が少年警察ボランティア等（少年指導委員、少年補導員、少年警察協助員及び大学生ボランティア）の民間ボランティアや関係機関と連携して行う、修学に課題を抱えた少年に対する立ち直り支援について、都道府県警察に対する指導や好事例の紹介等を通じ、その充実を図る。【警察庁】

② 非行等による学校教育の中断の防止等

ア 学校等と保護観察所が連携した支援等【施策番号61】

法務省及び文部科学省は、保護司による非行防止教室の実施等保護司と学校等が連携して行う犯罪予防活動を促進し、保護司と学校等の日常的な連携・協力体制の構築を図るとともに、保護観察所、保護司、学校関係者等に対し、連携事例を周知するなどして、学校に在籍している保護観察対象者に対する生活支援等の充実を図る。【法務省、文部科学省】

イ　矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実【施策番号62】

法務省は、矯正施設において、民間の学力試験の活用や適切な教材の整備を進めるなどして、対象者の能力に応じた教科指導が実施できるようにする。また、法務省及び文部科学省は、矯正施設や学校関係者に対し、相互の連携事例を周知することに加え、矯正施設や学校関係者への職員研修等の実施に当たっては、相互に職員を講師として派遣するなど、矯正施設と学校関係者との相互理解・協力の促進を図る。さらに、法務省は、通信制高校に在籍し、又は入学を希望する矯正施設在所者が、在所中も学習を継続しやすくなるよう、文部科学省の協力を得て、在所中の面接指導（高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令32号）第２条に定める面接指導をいう。）の実施手続等を関係者に周知するなど、通信制高校からの中退を防止し、又は在所中の入学を促進するための取組の充実を図る。【法務省、文部科学省】

ウ　矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の指導体制の充実【施策番号63】

法務省及び文部科学省は、矯正施設における高等学校卒業程度認定試験を引き続き実施する。また、法務省は、同試験の受験コースを設け、外部講師の招へい、教材の整備等を集中的に実施している施設の取組状況を踏まえ、他施設についても指導体制の充実を図る。【法務省、文部科学省】

③　学校や地域社会において再び学ぶための支援

ア　矯正施設からの進学・復学の支援【施策番号64】

法務省は、矯正施設において、個々の対象者の希望や事情を踏まえつつ、就労や資格取得と関連付けた修学の意義を理解させるとともに、学校の種類、就学援助や高等学校等就学支援金制度等の教育費負担軽減策に関する情報の提供を行うなどして、修学に対する動機付けを図る。また、法務省及び文部科学省は、矯正施設における復学手続等の円滑化や高等学校等入学者選抜・編入学における配慮を促進するため、矯正施設・保護観察所、学校関係者に対し、相互の連携事例を周知する。加えて、法務省及び文部科学省は、矯正施設・保護観察所の職員と学校関係者との相互理解を深めるため、矯正施設・保護観察所における研修や学校関係者への研修等の実施に当たって相互に職員を講師として派遣するなどの取組を推進する。【法務省、文部科学省】

イ　高等学校中退者等に対する地域社会における支援【施策番号65】

法務省は、保護司、更生保護女性会、BBS会、少年友の会等の民間ボランティアや協力雇用主と連携して、学校に在籍していない非行少年等が安心して修学することができる場所の確保を含めた修学支援を実施する。特に、矯正施設において修学支援等を受けた者については、施設内処遇の内容を踏まえ、矯正施設、保護観察所及び民間ボランティアが協働して、本人の状況に応じた学びの継続に向けた効果的な支援を実施する。また、法務省及び文部科学省は、矯正施設在所者・保護観察対象者のうち、高等学校卒業程度資格の取得を目指す者に対し、地方公共団体における学習相談・学習支援の取組の利用を促す。【法務省、文部科学省】

第５　犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組（推進法第11条、第13条、第21条関係）

１．特性に応じた効果的な指導の実施等

（１）現状認識と課題等

再犯防止のための指導等を効果的に行うためには、犯罪や非行の内容はもとより、対象者一人一人の経歴、性別、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等の特性を適切に把握

した上で、その者にとって適切な指導等を選択し、一貫性を持って継続的に働き掛けることが重要である。また、指導等の効果を検証し、より効果的な取組につなげる必要がある。

政府においては、「総合対策」に基づき、性犯罪者、暴力団関係者等再犯リスクが高い者、可塑性に富む少年・若年者、被虐待体験や摂食障害等の問題を抱える女性など、それぞれの対象者の特性に応じた指導及び支援の充実を図るとともに、犯罪被害者の視点を取り入れた指導及び支援等の実施を図ってきた。

しかしながら、対象者の特性や処遇ニーズを的確に把握するためのアセスメント機能や、刑事司法関係機関や民間団体等における指導・支援の一貫性・継続性が不十分であるなどの課題があり、これらを強化するとともに、指導・支援の効果の検証を更に推進していく必要がある。

（2）具体的施策

① 適切なアセスメントの実施

ア 刑事司法関係機関におけるアセスメント機能の強化【施策番号66】

法務省は、少年鑑別所において、「法務省式ケースアセスメントツール（MJCA）」の活用等により、鑑別の精度の一層の向上を図るとともに、処遇過程においてもそのアセスメント機能を発揮し、少年保護手続を縦貫した継続的な鑑別の実施を推進する。また、刑事施設・保護観察所において、再犯リスクや処遇指針の決定に資する情報を的確に把握し、受刑者や保護観察対象者に対する効果的な処遇を実施するため、アセスメント機能の強化を図る。【法務省】

イ 関係機関等が保有する処遇に資する情報の適切な活用【施策番号67】

法務省は、多角的な視点から適切にアセスメントを行い、それに基づく効果的な指導等を実施するため、必要に応じ、更生支援計画（主として弁護人が社会福祉士などの協力を得て作成する、個々の被疑者・被告人に必要な福祉的支援策等について取りまとめた書面）等の処遇に資する情報を活用した処遇協議を実施するなど、刑事司法関係機関を始めとする公的機関や再犯の防止等に関する活動を行う民間団体等が保有する処遇に資する情報の活用を推進する。【法務省】

② 特性に応じた指導等の充実

i 性犯罪者・性非行少年に対する指導等

ア 性犯罪者等に対する専門的処遇【施策番号68】

法務省は、厚生労働省の協力を得て、海外における取組などを参考にしつつ、刑事施設における性犯罪再犯防止指導や少年院における性非行防止指導、保護観察所における性犯罪者処遇プログラム等の性犯罪者等に対する指導等について、効果検証の結果を踏まえた指導内容・方法の見直しや指導者育成を進めるなどして、一層の充実を図るとともに、医療・福祉関係機関等との連携を強化し、性犯罪者等に対する矯正施設収容中から出所後まで一貫性のある効果的な指導の実施を図る。【法務省、厚生労働省】

イ 子供を対象とする暴力的性犯罪をした者の再犯防止【施策番号69】

警察庁は、法務省の協力を得て、子供を対象とする暴力的性犯罪をした者について、刑事施設出所後の所在確認を実施するとともに、その者の同意を得て面談を実施し、必要に応じて、関係機関・団体等による支援等に結び付けるなど、再犯の防止に向けた措置の充実を図る。【警察庁、法務省】

ⅱ　ストーカー加害者に対する指導等

ア　被害者への接触防止のための措置【施策番号70】

警察庁及び法務省は、ストーカー加害者による重大な事案が発生していることを踏まえ、当該加害者の保護観察実施上の特別遵守事項や問題行動等の情報を共有し、被害者への接触の防止のための指導等を徹底するとともに、必要に応じ、仮釈放の取消しの申出又は刑の執行猶予の言渡しの取消しの申出を行うなど、ストーカー加害者に対する適切な措置を実施する。【警察庁、法務省】

イ　ストーカー加害者に対するカウンセリング等【施策番号71】

警察庁は、ストーカー加害者への対応を担当する警察職員について、研修の受講を促進するなどして、精神医学的・心理学的アプローチに関する技能や知識の向上を図るとともに、ストーカー加害者に対し、医療機関等の協力を得て、医療機関等によるカウンセリング等の受診に向けた働き掛けを行うなど、ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的なアプローチを推進する。【警察庁】

ウ　ストーカー加害者に対する指導等に係る調査研究【施策番号72】

警察庁及び法務省は、ストーカー加害者が抱える問題等や、効果的な指導方策等について調査研究を行い、２年以内を目途に結論を出し、その調査結果に基づき、必要な施策を実施する。【警察庁、法務省】

ⅲ　暴力団関係者等再犯リスクが高い者に対する指導等

ア　暴力団からの離脱に向けた指導等【施策番号73】

警察庁及び法務省は、警察・暴力追放運動推進センターと矯正施設・保護観察所との連携を強化するなどして、暴力団関係者に対する暴力団離脱に向けた働き掛けの充実を図るとともに、離脱に係る情報を適切に共有する。【警察庁、法務省】

イ　暴力団員の社会復帰対策の推進【施策番号74】

警察庁は、暴力団からの離脱及び暴力団離脱者の社会への復帰・定着を促進するため、離脱・就労や社会復帰に必要な社会環境・フォローアップ体制の充実に関する効果的な施策を検討の上、可能なものから順次実施する。【警察庁】

ⅳ　少年・若年者に対する可塑性に着目した指導等

ア　刑事司法関係機関における指導体制の充実【施策番号75】

法務省は、少年院において複数職員で指導を行う体制の充実を図るなどして、少年・若年者の特性に応じたきめ細かな指導等を実施するための体制の充実を図る。【法務省】

イ　関係機関と連携したきめ細かな支援等【施策番号76】

法務省は、支援が必要な少年・若年者については、児童福祉関係機関に係属歴がある者や発達障害等の障害を有している者が少なくないなどの実情を踏まえ、少年院・保護観察所におけるケース検討会を適時適切に実施するなど、学校、児童相談所、児童福祉施設、福祉事務所、少年サポートセンター、子ども・若者総合支援センター（地方公共団体が子ども・若者育成支援に関する相談窓口の拠点として設置するもの）等関係機関との連携を強化し、きめ細かな支援等を実施する。【法務省】

ウ　少年鑑別所における観護処遇の充実【施策番号77】

法務省は、少年鑑別所在所中の少年に対し、学校等の関係機関や民間ボランティアの協力を得て、学習や文化活動等に触れる機会を付与するなど、少年の健全育成のために必要な知識及び能力の向上を図る。【法務省】

エ　非行少年に対する社会奉仕体験活動等への参加の促進【施策番号78】

警察庁は、非行少年を生まない社会づくり活動の一環として、少年サポートセンター等が民間ボランティアや関係機関と連携して行う、非行少年の状況に応じた社会奉仕体験活動等への参加の促進等の立ち直り支援について、都道府県警察に対する指導や好事例の紹介等を通じ、その充実を図る。【警察庁】

オ　保護者との関係を踏まえた指導等の充実【施策番号79】

法務省は、保護観察対象少年及び少年院在院者に対し、その保護者との関係改善に向けた指導・支援の充実を図るとともに、保護者に対し、対象者の処遇に対する理解・協力の促進や保護者の監護能力の向上を図るための指導・助言、保護者会への参加依頼、保護者自身が福祉的支援等を要する場合の助言等を行うなど、保護者に対する働き掛けの充実を図る。また、保護者による適切な監護が得られない場合には、地方公共団体を始めとする関係機関や民間団体等と連携し、本人の状況に応じて、社会での自立した生活や未成年後見制度の利用等に向けた指導・支援を行う。【法務省】

カ　非行少年を含む犯罪者に対する処遇を充実させるための刑事法の整備等【施策番号80】

法務省は、少年法における「少年」の上限年齢の在り方及び非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事法の整備の在り方についての法制審議会の答申が得られたときには、それを踏まえて所要の措置を講じる。【法務省】

v　女性の抱える問題に応じた指導等【施策番号81】

法務省は、女性受刑者や女子少年等について、虐待等の被害体験や性被害による心的外傷、摂食障害等の精神的な問題を抱えている場合が多いこと、妊娠・出産等の事情を抱えている場合があることなどを踏まえ、矯正施設において、このような特性に配慮した指導・支援の実施及び実施状況に基づく指導内容等の見直し、指導者の確保・育成を行うとともに、厚生労働省の協力を得て、女性の抱える問題の解決に資する社会資源を把握し、矯正施設出所後に地域の保健医療・福祉関係機関等に相談できるようにするなど、関係機関等と連携した社会復帰支援等を行う。また、法務省は、更生保護施設においても、女性の特性に配慮した指導・支援を推進するなど、社会生活への適応のための指導・支援の充実を図る。【法務省、厚生労働省】

vi　発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する指導等【施策番号82】

法務省は、犯罪をした者等の中には、発達上の課題を有し、指導等の内容の理解に時間を要したり、理解するために特別な配慮を必要とする者が存在することを踏まえ、発達上の課題を有する者のための教材の整備を図るとともに、厚生労働省の協力を得て、発達上の課題を有する者に対する指導等に関する研修等の充実、関係機関との連携強化等を図る。【法務省、厚生労働省】

vii　その他の効果的な指導等の実施に向けた取組の充実

ア　各種指導プログラムの充実【施策番号83】

法務省は、刑事施設における、アルコール依存を含む問題飲酒、ドメスティック・バイオレンス（DV）を含む対人暴力等の再犯要因を抱える者に対する改善指導プログラムの実施や、少年院における特殊詐欺等近年の非行態様に対応した指導内容の整備、保護観察所における飲酒や暴力などに関する専門的処遇プログラムの実施など、対象者の問題性に応じた指導の一層の充実を図る。【法務省】

イ　社会貢献活動等の充実【施策番号84】

法務省は、犯罪をした者等の善良な社会の一員としての意識の涵養や規範意識の向上を図るため、社会貢献活動などの取組について、実施状況に基づいて取組内容等を見直し、一層の充実を図る。【法務省】

ウ　関係機関や地域の社会資源の一層の活用【施策番号85】

法務省は、矯正施設において、地方公共団体を始めとする関係機関及び自助グループや当事者団体を含む民間団体等の改善指導等への参画の推進、外部通勤制度・院外委嘱指導等の活用による社会内での指導機会の拡大を図るとともに、保護観察所において、地方公共団体を始めとする関係機関及び自助グループや当事者団体を含む民間団体等の協力を得ながら効果的な指導等の充実を図るなど、広く関係機関や地域社会と連携した指導等を推進する。【法務省】

③　犯罪被害者等の視点を取り入れた指導等【施策番号86】

法務省は、犯罪をした者等が社会復帰する上で、自らのした犯罪等の責任を自覚し、犯罪被害者等が置かれた状況やその心情を理解することが不可欠であることを踏まえ、矯正施設において、被害者の視点を取り入れた教育を効果的に実施するほか、保護観察所において、犯罪被害者等の心情等伝達制度の一層効果的な運用に努めるとともに、しょく罪指導プログラムを実施するなど、犯罪被害者等の視点を取り入れた指導等の充実を図る。【法務省】

④　再犯の実態把握や指導等の効果検証及び効果的な処遇の在り方等に関する調査研究【施策番号87】

法務省は、検察庁・矯正施設・保護観察所等がそれぞれ保有する情報を機動的に連携するデータベースを、再犯防止対策の実施状況等を踏まえ、効果的に運用することにより、指導の一貫性・継続性を確保し、再犯の実態把握や指導等の効果検証を適切に実施するとともに、警察庁、文部科学省及び厚生労働省の協力を得て、犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査研究を推進する。【警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】

第６　民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組（推進法第５条、第22条、第23条、第24条関係）

１．民間協力者の活動の促進等

（１）現状認識と課題等

我が国における再犯の防止等に関する施策の実施は、地域において犯罪をした者等の指導・支援に当たる保護司、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会、BBS会等の更生保護ボランティアや、矯正施設を訪問して矯正施設在所者の悩みや問題について助言・指導する篤志面接委員、矯正施設在所者の希望に応じて宗教教誨を行う教誨師、非行少年等の居場所作

りを通じた立ち直り支援に取り組む少年警察ボランティアなど、多くの民間ボランティアの協力により支えられてきた。また、更生保護法人を始めとする様々な民間団体等による、犯罪をした者等の社会復帰に向けた自発的な支援活動も行われており、こうした活動により、地域社会における「息の長い」支援が少しずつ形作られてきている。

こうした再犯の防止等に関する活動を行う民間ボランティアや民間団体等の民間協力者は、再犯の防止等に関する施策を推進する上で、欠くことのできない存在であり、まさに全国津々浦々において、「世界一安全な日本」の実現に向けて陰に陽に地道な取組を積み重ねて来た方々である。

しかしながら、保護司の高齢化が進んでいること、保護司を始めとする民間ボランティアが減少傾向となっていること、地域社会の人間関係が希薄化するなど社会環境が変化したことにより従前のような民間ボランティアの活動が難しくなっていること、民間団体等が再犯の防止等に関する活動を行おうとしても必要な体制等の確保が困難であること、刑事司法関係機関と民間協力者との連携がなお不十分であることなど、民間協力者による再犯の防止等に関する活動を促進するに当たっての課題がある。

（2）具体的施策

① 民間ボランティアの確保

ア 民間ボランティアの活動に関する広報の充実【施策番号88】

警察庁及び法務省は、国民の間に、再犯の防止等に協力する気持ちを醸成するため、少年警察ボランティアや更生保護ボランティア等の活動に関する広報の充実を図る。【警察庁、法務省】

イ 更生保護ボランティアの活動を体験する機会の提供【施策番号89】

法務省は、若年層を含む幅広い年齢層や多様な職業など様々な立場にある国民が、実際に民間協力者として活動するようになることを促進するため、保護司活動を体験する保護司活動インターンシップ制度など、更生保護ボランティアの活動を体験する機会の提供を推進する。【法務省】

ウ 保護司候補者検討協議会の効果的な実施等【施策番号90】

法務省は、保護司候補者を確保するため、総務省、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省の協力を得て、地方公共団体、自治会、福祉・教育・経済等の各種団体と連携して、保護司候補者検討協議会における協議を効果的に実施し、若年層を含む幅広い年齢層や多様な職業分野から地域の保護司適任者に関する情報収集を促進する。また、法務省は、同協議会で得られた情報等を踏まえて、保護司適任者に対して、実際に保護司として活動してもらえるよう、積極的な働き掛けを実施する。【総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省】

② 民間ボランティアの活動に対する支援の充実

ア 少年警察ボランティア等の活動に対する支援の充実【施策番号91】

警察庁は、少年警察ボランティアの活動を促進するため、少年警察ボランティアの活動に対して都道府県警察が支給する謝金等の補助や、都道府県警察や民間団体が実施する少年警察ボランティア等に対する研修への協力を推進するなどして、少年警察ボランティア等の活動に対する支援の充実を図る。【警察庁】

イ 更生保護ボランティアの活動に対する支援の充実【施策番号92】

法務省は、更生保護ボランティアの活動を促進するため、更生保護ボランティアに対する研

修の充実を図るとともに、BBS会による学習支援などの更生保護ボランティア活動に対する支援の充実を図る。また、法務省は、保護観察対象者等の指導・支援を担当している保護司が、保護司相互の相談・研修等の機会が得られるようにするとともに、保護司会の活動である保護司の適任者確保、“社会を明るくする運動”等の広報・啓発活動、地域の関係機関等と連携した再犯防止のための取組等を促進するため、保護司経験者や専門的知見を有する者からの助言等を受けられるようにすることを含めた保護司会の活動に対する支援の充実を図る。【法務省】

ウ　更生保護サポートセンターの設置の推進【施策番号93】

法務省は、保護司と保護観察対象者等との面接場所や保護司組織の活動拠点を確保するとともに、更生保護ボランティアと地域の関係機関等との連携を促進するため、総務省の協力を得て、地方公共団体等と連携して、地域における更生保護ボランティアの活動の拠点となる更生保護サポートセンターの設置を着実に推進する。【総務省、法務省】

③　更生保護施設による再犯防止活動の促進等

ア　更生保護施設の地域拠点機能の強化【施策番号94】

法務省は、更生保護施設が、更生保護施設等を退所した者にとって、地域社会に定着できるまでの間の最も身近かつ有効な支援者であることを踏まえ、更生保護施設が地域で生活する刑務所出所者等に対する支援や処遇を実施するための体制整備を図る。【法務省】

イ　更生保護事業の在り方の見直し【施策番号95】

法務省は、更生保護施設が、一時的な居場所の提供だけではなく、犯罪をした者等の処遇の専門施設として、高齢者又は障害のある者、薬物依存症者に対する専門的支援や地域における刑務所出所者等の支援の中核的存在としての機能が求められるなど、現行の更生保護施設の枠組が構築された頃と比較して、多様かつ高度な役割が求められるようになり、その活動は難しさを増していることを踏まえ、これまでの再犯防止に向けた取組の中で定められた目標の達成に向け、更生保護事業の在り方について検討を行い、２年以内を目途に結論を出し、その結論に基づき所要の措置を講じる。【法務省】

④　民間の団体等の創意と工夫による再犯防止活動の促進

ア　再犯防止活動への民間資金の活用の検討【施策番号96】

法務省は、更生保護法人のほか、NPO法人、社団法人、財団法人その他各種の団体等が、再犯の防止等に関する活動を行うための民間資金を活用した支援の在り方について検討を行い、２年以内を目途に結論を出し、その結論に基づき施策を実施する。【法務省】

イ　社会的成果（インパクト）評価に関する調査研究【施策番号97】

法務省は、関係府省の協力を得て、民間の団体等が行う再犯の防止等に関する活動における社会的成果（インパクト）評価に関する調査研究を行い、２年以内を目途に結論を出し、再犯の防止等に関する活動を行う民間団体等に対してその調査結果を提供し、共有を図る。【法務省】

⑤　民間協力者との連携の強化

ア　適切な役割分担による効果的な連携体制の構築【施策番号98】

法務省は、保護司、篤志面接委員、教誨師等民間協力者が有する特性を踏まえつつ、民間協

力者の負担が大きくならないよう留意しながら民間協力者との適切な役割分担を図り、効果的な連携体制を構築する。また、法務省は、再犯の防止等において、弁護士が果たしている役割に鑑み、弁護士との連携を強化していく。【法務省】

イ　犯罪をした者等に関する情報提供【施策番号99】

法務省は、警察庁、文部科学省及び厚生労働省の協力を得て、犯罪をした者等に対して国や地方公共団体が実施した指導・支援等に関する情報その他民間協力者が行う支援等に有益と思われる情報について、個人情報等の適切な取扱いに十分配慮しつつ、民間協力者に対して適切に情報提供を行う。【警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】

ウ　犯罪をした者等の支援に関する知見等の提供・共有【施策番号100】

法務省は、警察庁、文部科学省及び厚生労働省の協力を得て、民間協力者に対し、犯罪をした者等に対する指導・支援に関する調査研究の成果を提供するほか、矯正施設、保護観察所等の刑事司法関係機関の職員を民間協力者の実施する研修等へ講師として派遣するなどし、民間協力者に対して犯罪をした者等の支援に関する知見等を提供し、共有を図る。【警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】

2．広報・啓発活動の推進等

（1）現状認識と課題等

犯罪をした者等の社会復帰のためには、犯罪をした者等の自らの努力を促すだけでなく、犯罪をした者等が社会において孤立することのないよう、国民の理解と協力を得て、犯罪をした者等が再び社会を構成する一員となることを支援することが重要である。

政府においては、これまでも、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について、理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動である“社会を明るくする運動”を推進するとともに、再犯の防止等に関する広報・啓発活動や法教育などを実施し、再犯の防止等について国民の関心と理解を深めるよう努めてきた。

しかしながら、再犯の防止等に関する施策は、国民にとって必ずしも身近でないため、国民の関心と理解を得にくく、“社会を明るくする運動”が十分に認知されていないなど、国民の関心と理解が十分に深まっているとは言えないこと、民間協力者による再犯の防止等に関する活動についても国民に十分に認知されているとはいえないことなどの課題がある。

（2）具体的施策

①　再犯防止に関する広報・啓発活動の推進

ア　啓発事業等の実施【施策番号101】

法務省は、各府省、地方公共団体、民間協力者と連携して、推進法第６条に規定されている再犯防止啓発月間において、国民の間に広く犯罪をした者等の再犯の防止等についての関心と理解を深めるための事業の実施を推進するとともに、検察庁、矯正施設、保護観察所等の関係機関における再犯の防止等に関する施策や、その効果についての積極的な情報発信に努める。また、“社会を明るくする運動”においても、推進法の趣旨を踏まえて、再犯の防止等についてより一層充実した広報・啓発活動が行われるよう推進するとともに、広く国民各層に関心をもってもらうきっかけとするため、効果検証を踏まえて、広報媒体や広報手法の多様化に努める。【各府省】

イ　法教育の充実【施策番号102】

法務省は、文部科学省の協力を得て、再犯の防止等に資するための基礎的な教育として、法や司法制度及びこれらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育を推進する。加えて、法務省は、再犯の防止等を含めた刑事司法制度に関する教育を推進し国民の理解を深める。【法務省、文部科学省】

②　民間協力者に対する表彰【施策番号103】

内閣官房及び法務省は、民間協力者による優れた再犯の防止等に関する活動を広く普及し、民間の個人・団体等による再犯の防止等に関する活動を促進するため、再犯を防止する社会づくりについて功績・功労があった民間協力者に対する表彰を実施する。【内閣官房、法務省】

第７　地方公共団体との連携強化等のための取組（推進法第５条、第８条、第24条関係）

１．地方公共団体との連携強化等

（1）現状認識と課題等

犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居がない者、薬物やアルコール等の依存のある者、高齢で身寄りがない者など地域社会で生活する上での様々な課題を抱えている者が多く存在する。政府においては、犯罪をした者等の抱えている課題の解消に向けて、各種の社会復帰支援のための取組を実施してきたところであるが、その範囲は原則として刑事司法手続の中に限られるため、刑事司法手続を離れた者に対する支援は、地方公共団体が主体となって一般市民を対象として提供している各種サービスを通じて行われることが想定されている。

この点について、推進法においては、地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務があることや、地方公共団体における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるように努めなければならないことが明記された。

こうした中、一部の地方公共団体においては、自らがコーディネーターとなって、継続的な支援等を実施するためのネットワークを構築するなどソーシャル・インクルージョン（全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う）のための取組が実施されつつある。

しかしながら、地方公共団体には、犯罪をした者等が抱える様々な課題を踏まえた対応といった支援のノウハウや知見が十分でないこと、支援を必要としている対象者に関する情報の収集が容易でないことなどの課題があり、これらのことが、地方公共団体が主体的に、再犯の防止等に関する施策を進めていく上での課題となっている。

（2）具体的施策

①　地方公共団体による再犯の防止等の推進に向けた取組の支援

ア　再犯防止担当部署の明確化【施策番号104】

法務省は、総務省の協力を得て、全ての地方公共団体に再犯の防止等を担当する部署を明確にするよう、必要な働き掛けを実施する。【総務省、法務省】

イ　地域社会における再犯の防止等に関する実態把握のための支援【施策番号105】

法務省は、地域における犯罪をした者等の実情や支援の担い手となり得る機関・団体の有無等といった、地域において再犯の防止等に関する取組を進める上で必要な実態把握に向けた調査等を行う地方公共団体の取組を支援する。【法務省】

ウ　地域のネットワークにおける取組の支援【施策番号106】

法務省は、刑事司法手続を離れた者を含むあらゆる犯罪をした者等が、地域において必要な支援を受けられるようにするため、警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、地域の実情に応じて、刑事司法関係機関、地方公共団体等の公的機関や保健医療・福祉関係機関、各種の民間団体等の地域の多様な機関・団体が連携した支援等の実施に向けたネットワークにおける地方公共団体の取組を支援する。【警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】

エ　資金調達手段の検討の促進【施策番号107】

法務省は、関係府省の協力を得て、地方公共団体に対して、地域における再犯の防止等に関する施策や民間の団体等の活動を推進するための資金を調達する手段の検討を働き掛けていく。【法務省】

②　地方再犯防止推進計画の策定等の促進【施策番号108】

法務省は、地方公共団体において、再犯の防止等に関する施策の検討の場が設けられるよう、また、地域の実情を踏まえた地方再犯防止推進計画が早期に策定されるよう働き掛ける。法務省は、警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省の協力を得て、再犯の現状や動向、推進計画に基づく施策の実施状況等に関する情報を提供するなど、地方公共団体が地方再犯防止推進計画や再犯防止に関する条例等、地域の実情に応じて再犯の防止等に関する施策を検討・実施するために必要な支援を実施する。【警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

③　地方公共団体との連携の強化

ア　犯罪をした者等の支援等に必要な情報の提供【施策番号109】

法務省は、警察庁、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、地方公共団体に対し、国が犯罪をした者等に対して実施した指導・支援等に関する情報その他地方公共団体が支援等を行うために必要な情報について、個人情報等の適切な取扱いに十分配慮しつつ、適切に情報を提供する。【警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】

イ　犯罪をした者等の支援に関する知見等の提供・共有【施策番号110】

法務省は、警察庁、文部科学省及び厚生労働省の協力を得て、犯罪をした者等に対する指導・支援に関する調査研究等の成果を提供するほか、矯正施設、保護観察所等の刑事司法関係機関の職員を地方公共団体の職員研修等へ講師として派遣するなどし、地方公共団体に対して犯罪をした者等の支援に関する知見等を提供し、共有を図る。【警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】

ウ　国・地方協働による施策の推進【施策番号111】

法務省は、警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省の協力を得て、国と地方公共団体における再犯の防止等に関する施策を有機的に連携させ、総合的かつ効果的な再犯の防止等に関する対策を実施するため、国と地方公共団体の協働による再犯の防止等に関する施策の実施を推進する。【警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

エ　国の施策に対する理解・協力の促進【施策番号112】

警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省は、必要に応じ総務省の協力を得て、国が実施する再犯の防止等に関する施策について、地方公共団体に対して周知を図り、必要な協力が得られるよう働き掛けていくとともに、地方公共団体においても、地域の状況に応じつつ、国が実施する再犯の防止等に関する施策と同様の取組を実施するよう働き掛けていく。【警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

第８　関係機関の人的・物的体制の整備等のための取組（推進法第18条、第19条関係）

１．関係機関の人的・物的体制の整備等

（1）現状認識と課題等

犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにするためには、犯罪をした者等が犯罪の責任等を自覚して自ら社会復帰のために努力することはもとより、社会において孤立しないよう、犯罪をした者等に対して適切な指導及び支援を行い得る人材を確保・養成し、資質の向上を図っていくことが求められている。また、矯正施設を始めとする再犯防止関係施設は、再犯の防止等に関する施策を実施するための重要な基盤であり、その整備を推進していくことが求められている。

しかしながら、刑事司法関係機関や保健医療・福祉関係機関等は、それぞれ十分とはいえない体制の中で業務を遂行している現状にあり、様々な課題を抱えた犯罪をした者等に対して十分な指導・支援を行うことが困難な状況にあること、例えば、矯正施設については、地域住民の避難場所等災害対策の役割をも担っているにもかかわらず、現行の耐震基準制定以前に築造されたものが多く、高齢受刑者が増加している中でバリアフリー化に対応できていない施設、あるいは医療設備が十分でない施設も存在することなど、再犯の防止等に関する施策を担う人的・物的体制の整備が急務である。

（2）具体的施策

①　関係機関における人的体制の整備【施策番号113】

警察庁、法務省及び厚生労働省は、関係機関において、本計画に掲げる具体的施策を適切かつ効果的に実施するために必要な人的体制の整備を着実に推進する。【警察庁、法務省、厚生労働省】

②　関係機関の職員等に対する研修の充実等【施策番号114】

警察庁、法務省、文部科学省及び厚生労働省は、再犯の防止等に関する施策が、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進するだけでなく、犯罪予防対策としても重要であり、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するものであることを踏まえ、刑事司法関係機関の職員のみならず、警察、ハローワーク、福祉事務所等関係機関の職員、学校関係者等に対する教育・研修等の充実を図る。【警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】

③　矯正施設の環境整備【施策番号115】

法務省は、矯正施設について、耐震対策を行うとともに、医療体制の充実、バリアフリー化、特性に応じた効果的な指導・支援の充実等のための環境整備を着実に推進する。【法務省】

3. 再犯防止推進計画等検討会関係資料

再犯防止推進計画等検討会設置要綱

平成29年2月2日
法務大臣決定

1　名称
再犯防止推進計画等検討会

2　目的
　再犯防止推進計画等検討会（以下「検討会」という。）は、法務大臣が、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号）第7条第3項に基づき作成する「再犯防止推進計画の案」に掲げる事項等を検討することを目的とする。

3　検討会の構成
（1）検討会の議長は、法務副大臣とする。
（2）検討会は、関係行政機関の職員で、法務大臣が指名した官職にある者のほか、有識者をもって構成する。
（3）検討会の構成員となる有識者は、法務大臣が任命する。
（4）検討会の構成員となる有識者の任期については、法務大臣が別途定める。
（5）検討会に副議長を置く。副議長は、構成員の中から法務大臣が指名する。
（6）議長は、必要に応じ、構成員以外の関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。

4　検討会の庶務は、大臣官房秘書課政策評価企画室において処理する。

5　前各項に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

再犯防止推進計画等検討会構成員

議　　長　法務副大臣

副　議　長　法務省大臣官房審議官（総括担当）

構　成　員　内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）
（関係省庁）　警察庁生活安全局生活安全企画課長
警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長
総務省地域力創造グループ地域政策課長
法務省大臣官房秘書課政策評価企画室長
法務省刑事局総務課長
法務省矯正局総務課長
法務省保護局総務課長
法務省保護局更生保護振興課長
文部科学省生涯学習政策局青少年教育課長
文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長
文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
厚生労働省職業安定局就労支援室長
厚生労働省職業能力開発局能力開発課長
厚生労働省社会・援護局総務課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長
農林水産省経営局就農・女性課長
林野庁経営課林業労働対策室長
水産庁漁政部企画課長
中小企業庁経営支援部経営支援課長
国土交通省住宅局住宅政策課長

（有識者）　小畑　輝海　更生保護法人両全会理事長
川出　敏裕　東京大学大学院法学政治学研究科教授
清水　義悳　更生保護法人清心寮理事長・全国就労支援事業者機構参与
堂本　暁子　前千葉県知事
永見　光章　全国保護司連盟副理事長
野口　義弘　有限会社野口石油代表取締役（協力雇用主）
宮田　桂子　弁護士
村木　厚子　前厚生労働事務次官
和田　　清　埼玉県立精神医療センター依存症治療研究部長

（敬称略）

4. 再犯防止等施策関係予算（平成29年度、平成30年度）

施策・事業	平成29年度予算額（単位：百万円）	平成30年度当初予算額（単位：百万円）	対前年度増△減額（単位：百万円）	施策・事業の概要	備考	再犯防止推進計画の施策番号
子供・若者支援地域ネットワーク強化推進事業【内閣府】	65	49	△16	困難を有する子供・若者支援のための地域ネットワークを強化するための各種事業の実施。		59
地域における若者支援に当たる人材養成【内閣府】	35	32	△3	困難を有する子供・若者に対する相談業務に従事する職員等を対象とした研修の実施。		59
ストーカー事案の加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチに関する地域精神科医療等との連携【警察庁】	15	17	2	警察官が加害者への対応方法、治療やカウンセリングの必要性について助言等を受けることができるよう、地域精神科医等と連携する。		71
ストーカー対策担当者専科【警察庁】	7	7	0	警察本部のストーカー事案及び配偶者からの暴力事案対策担当者を対象に、専門教育を実施する。		71、114
少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動【警察庁】	33	33	0	再非行のおそれのある少年に対する居場所づくり活動の充実強化。		6、60、78
少年警察ボランティア等の活動に対する支援【警察庁】	168	168	0	・少年警察ボランティアの活動に対する謝金 ・少年警察ボランティア等に対する研修 ・大学生ボランティア裾野拡大		88、91
担当職員に対する研修【警察庁】	9	9	0	少年補導職員の研修等		114
暴力団構成員の社会復帰対策に関する調査研究【警察庁】	0	12	12	暴力団からの離脱及び暴力団離脱者の社会への復帰・定着を促進し、再犯防止を推進するとともに、暴力団の人的基盤を切り崩すため、暴力団への加入・離脱に係る心理、離脱・就労のための社会環境の在り方、離脱・就労後の社会定着のためのフォローアップ体制等に関する調査研究を実施する。		73、74
再乱用防止【警察庁】	2	2	0	薬物乱用者やその家族を対象とした薬物再乱用防止のためのパンフレットの作成。	薬物対策用資料事業の内数	52
再犯防止に関する広報・啓発事業【法務省】	6	22	16	再犯防止に関する広報・啓発活動の推進に係る啓発事業等の実施。		8、101、110
再犯防止等調査事業【法務省】	0	141	141	地域の実態調査及び地域再犯防止推進モデル事業の実施。		105、106、108、109、110、111
法教育の推進【法務省】	21	22	1	教員や教育関係者に対し、広報活動等の実施により法教育に対する理解を促進し、併せて、利便性の高い法教育教材を提供することにより、学校教育現場における法教育の学習機会の確保及び学習内容の充実を実現する。		102
刑事司法関係機関の体制整備【法務省】	37	73	36	検察庁における社会福祉士雇用等経費		42

施策・事業	平成29年度予算額（単位：百万円）	平成30年度当初予算額（単位：百万円）	対前年度増△減額（単位：百万円）	施策・事業の概要	備考	再犯防止推進計画の施策番号
刑事施設における矯正処遇の充実【法務省】	49,665	47,103	△2,562	刑事施設における、受刑者に対する矯正処遇の充実を図る。		1、2、3、5、7、10、11、19、21、22、23、25、32、33、34、35、36、38、41、44、45、47、52、62、63、66、67、68、72、73、81、83、84、85、86、87、98、100、106、108、109、110、111、112、113、114、115
少年院における矯正教育の充実【法務省】	3,843	4,095	252	少年院における、在院者に対する矯正教育の充実を図る。		1、2、3、5、7、10、11、18、19、22、23、25、32、34、35、36、38、44、45、52、62、63、64、65、66、67、68、75、76、79、81、82、83、84、85、86、87、98、100、113、114、115
少年鑑別所における資質鑑別等の充実【法務省】	1,441	1,359	△82	少年鑑別所における、在所者に対する資質鑑別等の充実を図る。		14、18、34、38、59、62、66、67、76、77、85、87、98、100、102、113、114、115
売買春対策の推進（婦人補導院の運営）【法務省】	6	6	0	「売春防止法」に基づき、補導処分に付された婦人に対する補導を実施する。		81
国による雇用等【法務省】	10	10	0	少年鑑別所10庁において保護観察対象者を雇用する。	少年鑑別所における資質鑑別等の充実の内数	14
高齢受刑者・障害を有する受刑者に対する指導・支援の充実【法務省】	735	796	61	社会福祉士・精神保健福祉士の確保、認知症傾向のある受刑者に対する処遇の充実、社会復帰支援指導プログラムの効果的な実施、地域生活定着支援の充実等を図る。	刑事施設における矯正処遇の充実の内数	34、35、36、38

施策・事業	平成29年度予算額（単位：百万円）	平成30年度当初予算額（単位：百万円）	対前年度増△減額（単位：百万円）	施策・事業の概要	備考	再犯防止推進計画の施策番号
少年施設における障害のある者への指導【法務省】	92	96	4	少年施設において、障害のある者への指導を充実させるため、職員の専門的知識を高めるとともに、専門的知識を有した社会福祉士や精神保健福祉士等と協力して指導を行う。	少年院における矯正教育の充実の内数	34、35、36、38、82
刑事施設における薬物事犯者に対する指導の充実【法務省】	227	177	△50	刑事施設において、薬物依存離脱指導（R1）の効果的な実施及び指導体制の充実を図る。	刑事施設における矯正処遇の充実の内数	44、45、52
少年院における薬物事犯者に対する指導の充実【法務省】	11	11	0	少年院において、薬物非行防止指導を充実させるために指導者の育成や重点的な薬物非行防止指導等を実施する。	少年院における矯正教育の充実の内数	44、45、52
地域における非行の未然防止等のための支援【法務省】	98	27	△71	少年鑑別所において、地域援助として、学校等教育機関からの相談依頼を受けて知能検査や性格検査、職業適性検査を実施するほか、ワークブック等を用いた心理的支援などを行う。	少年鑑別所における資質鑑別等の充実の内数	34、59、76、100、102、114
刑事施設における性犯罪者に対する指導の充実【法務省】	139	190	51	刑事施設において、性犯罪再犯防止指導（R3）の効果的な実施及び指導体制の充実を図る。	刑事施設における矯正処遇の充実の内数	68
少年院における性非行防止指導の充実【法務省】	15	15	0	少年院において、性非行防止指導の効果的な実施及び指導体制の充実を図る。	少年院における矯正教育の充実の内数	68
刑事施設における被害者の視点を取り入れた教育等の充実【法務省】	24	13	△11	刑事施設において、被害者の視点を取り入れた教育（R4）及び一般改善指導（被害者感情理解指導）の効果的な実施及び指導体制の充実を図る。	刑事施設における矯正処遇の充実の内数	86
少年院における被害者の視点を取り入れた教育等の充実【法務省】	22	22	0	少年院において、特定生活指導における被害者の視点を取り入れた教育を行う等、被害者心情理解指導の充実を図る。	少年院における矯正教育の充実の内数	86
地方公共団体との連携協力体制の構築【法務省】	0	36	36	刑務所出所者等の社会復帰支援充実のため、在所中から出所後の地域社会における継続的支援に向けた地方公共団体や関係機関等との連携体制を構築する。	刑事施設における矯正処遇の充実の内数	106、108、109、110、111、112
刑事施設における職業訓練の充実【法務省】	427	443	16	刑事施設において、青少年受刑者等に職業訓練を実施することにより、職業技能を付与し、その円滑な社会復帰を図る。	刑事施設における矯正処遇の充実の内数	3
刑務作業の充実【法務省】	2,738	2,730	△8	刑事施設作業の円滑な実施と作業内容の改善向上を図る。	刑事施設における矯正処遇の充実の内数	21
矯正施設の環境整備【法務省】	29,608	15,783	△13,825	矯正施設の新営・改修工事等を実施する。		115
矯正研修所における矯正職員に対する研修の充実【法務省】	654	444	△210	矯正研修所において、矯正職員に対する研修を実施する。		38、45、68、82、114
矯正管区における矯正施設の再犯防止施策への支援等【法務省】	604	663	59	矯正管区において、矯正施設の再犯防止施策に対する支援等を実施する。		5、7、10、11、19、83、87、100、106、108、109、110、111、112、113、115

施策・事業	平成29年度予算額（単位：百万円）	平成30年度当初予算額（単位：百万円）	対前年度増△減額（単位：百万円）	施策・事業の概要	備考	再犯防止推進計画の施策番号
矯正就労支援情報センターにおける就労支援体制の充実【法務省】	17	20	3	矯正就労支援情報センターにおいて、刑務所出所者等の就労先を広域にわたって調整し、円滑な就労支援を促進する。	刑事施設における矯正処遇の充実及び矯正管区における矯正施設の再犯防止施策への支援等の内数	5、7、10、11、19
保護観察対象者等の特性に応じた指導・支援の実施【法務省】	1,992	2,000	8	保護観察対象者の特性に応じた指導・支援を実施する。		25、26、28、33、34、36、37、38、42、44、45、46、52、57、66、68、70、76、79、84、85、94、100
保護観察対象者等の住居の確保【法務省】	3,425	3,529	104	保護観察対象者等の住居の確保を図る。		9、24、26、28、33、36、37、46、81、83
保護観察対象者等の就労の確保【法務省】	790	808	18	保護観察対象者等の就労の確保を図る。		2、4、5、7、9、10、11、12、17、18、19、20、23、29、30
満期釈放者等に対する支援の実施【法務省】	367	476	109	満期釈放者等に対する支援を実施する。		28、33、34
保護司制度の基盤整備並びに地方公共団体及び民間団体との連携【法務省】	1,772	1,916	144	保護司制度の基盤整備並びに地方公共団体及び民間団体との連携を行う。		59、65、88、90、92、93、96、100、101、111
更生保護における犯罪被害者等施策【法務省】	12	11	△1	更生保護官署において犯罪被害者等支援を実施する。		86
更生保護における広報啓発【法務省】	573	568	△5	更生保護官署において再犯防止に関する広報啓発を行う。		59、61、88、89、90、92、93、101、112
保護観察等業務支援システムの運用【法務省】	44	43	△1	事件管理システム等の運用を行う。		87
人権啓発活動【法務省】	3,383	3,407	24	人権週間を中心に全国各地で、講演会、シンポジウム、座談会等の開催、テレビ・ラジオ放送、新聞紙・週刊誌等への関連記事の掲載、啓発冊子の配布等の啓発活動を実施する。	人権擁護関係予算の内数	101
刑事情報連携データベースシステムの運用【法務省】	344	416	72	検察庁・矯正施設・保護観察所等が保有する情報を連携するデータベースシステムの運用管理。		87

施策・事業	平成29年度予算額（単位：百万円）	平成30年度当初予算額（単位：百万円）	対前年度増△減額（単位：百万円）	施策・事業の概要	備考	再犯防止推進計画の施策番号
刑事情報連携データベースアクセス用機器等保守経費【法務省】	3	4	1	「刑事情報連携データベースシステム」にアクセスし、その保有情報を分析する「刑事情報連携データベース分析システム」の機器及び同システムに搭載されているソフトウェアの保守管理。		47、87、100、110
（特別研究）薬物事犯者に関する研究【法務省】	3	3	0	我が国の薬物犯罪に係る動向及び薬物事犯者に対する諸外国の各種施策・取組の進展を概観することに加え、薬物事犯者の特性等を多角的に検討し、薬物事犯者に対する有効な施策を検討するための基礎資料を提供。		47
（特別研究）青少年の立ち直り（デシスタンス）に関する調査研究【法務省】	0	0	0	少年院を出院した者を対象として、出院後４年半の追跡調査を実施し、改善更生の要因等を実証的に探ることによって、より効果的な矯正教育や保護観察処遇の在り方や保護観察終了後の新たな支援策等を検討するための基礎資料を提供。		87
（特別研究）再犯の実態と再犯防止対策に関する総合的研究【法務省】	4	0	△4	再犯者の実態について、特に出所後２年以内に刑事施設に再入所した者を中心に、その実態を明らかにし、再犯防止対策及び処遇の在り方を検討するための基礎資料を提供。		87
（特別研究）粗暴犯に関する研究【法務省】	1	0	△1	粗暴犯の実態を明らかにし、問題性が大きい対象者の指導及び支援を充実強化するための基礎資料を提供。		87
犯罪白書【法務省】	19	19	0	犯罪の動向・犯罪者の処遇に関する調査を行い、その成果を「犯罪白書」として発表。	経常研究経費の内数	100、110
薬物乱用防止教育等推進事業【文部科学省】	16	9	△7	・大学生等に対する薬物乱用防止啓発資料の作成 ・高校生等による薬物乱用防止広報啓発活動 ・薬物乱用防止教育等支援事業（委託事業）		58
地域学校協働活動推進事業【文部科学省】	6,435	6,012	△423	地域と学校の連携・協働の下、幅広い地域住民等が参画し、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を全国的に推進する。		59
高等学校卒業程度認定試験等【文部科学省】	341	321	△20	高等学校卒業程度認定試験の実施運営、問題作成及び合格者等への各種証明書発行とそのためのデータ管理。	高等学校卒業程度認定試験等の内数	63
学びを通じたステップアップ支援促進事業（「地域の教育資源を活用した教育格差解消プラン」として実施）【文部科学省】	20	25	5	高校中退者等を対象とした高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援モデルの構築及び全国展開。		65
依存症予防教育推進事業【文部科学省】	5	11	6	依存症予防教育に関するシンポジウムを実施するとともに、「依存症予防教室」の開催等を行う。	依存症予防教育推進事業の内数	59

施策・事業	平成29年度予算額（単位：百万円）	平成30年度当初予算額（単位：百万円）	対前年度増△減額（単位：百万円）	施策・事業の概要	備考	再犯防止推進計画の施策番号
生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者就労訓練事業【厚生労働省】	29,275	38,493	9,218	就労に向け準備が必要な者や一定の継続的・柔軟な働き方が必要な者に対し、対象者の状況に応じた支援を実施。	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の内数	22
地域生活定着促進事業【厚生労働省】	29,275	38,493	9,218	高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする釈放後に行き場のない矯正施設出所者の社会復帰を支援するため、各都道府県に「地域生活定着支援センター」を設置し、矯正施設や保護観察所、既存の福祉の関係者と連携して、支援の対象となる人が釈放後から福祉サービスを受けられるよう取り組む事業。	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の内数	36
障害福祉サービス（地域生活移行個別支援特別加算）【厚生労働省】	1,039	1,100	61	医療観察法対象者等に対する障害者グループホーム等における相談援助等にかかる報酬（加算）。	障害者自立支援給付費負担金（介護給付・訓練等給付費）の内数	40
依存症の相談・治療等に係る指導者養成事業【厚生労働省】	60	69	9	都道府県・指定都市において指導的役割を果たす指導者を養成するため、依存症者や家族に対する相談・治療等に係る研修を実施。	依存症対策全国拠点機関設置運営事業の内数	48
依存症支援者研修事業【厚生労働省】	464	520	56	都道府県・指定都市において、依存症者や家族に対する相談・治療等の支援を行う人材を養成するための研修を実施。	地域における依存症の支援体制の整備の内数	48
依存症の相談・治療等に係る指導者養成事業【厚生労働省】	60	69	9	都道府県・指定都市において指導的役割を果たす指導者を養成するため、依存症者や家族に対する相談・治療等に係る研修を実施。	依存症対策全国拠点機関設置運営事業の内数	49
依存症専門相談支援事業【厚生労働省】	464	520	56	都道府県・指定都市において、依存症相談員を配置した依存症相談拠点を設置するなど、依存症者や家族に対する相談・指導等の支援を実施。	地域における依存症の支援体制の整備の内数	49
薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業【厚生労働省】	48,761	49,229	468	地域で薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体の活動を支援。	地域生活支援事業の内数	50
依存症民間団体支援事業【厚生労働省】	—	18	18	全国規模で依存症問題に取り組む民間団体の活動を支援。		50
連携会議運営事業【厚生労働省】	464	520	56	薬物依存症者やその家族に対する包括的な支援に向けて、行政や医療、福祉、司法を含めた関係機関による連携会議を開催。	地域における依存症の支援体制の整備の内数	52
依存症の相談・治療等に係る指導者養成事業【厚生労働省】	60	69	9	都道府県・指定都市において指導的役割を果たす指導者を養成するため、依存症者や家族に対する相談・治療等に係る研修を実施。	依存症対策全国拠点機関設置運営事業の内数	57
依存症支援者研修事業【厚生労働省】	464	520	56	都道府県・指定都市において、依存症者や家族に対する相談・治療等の支援を行う人材を養成するための研修を実施。	地域における依存症の支援体制の整備の内数	57
薬物依存症に関する知見を有する医療関係者の育成事業【厚生労働省】	92	91	△1	保健師助産師看護師国家試験費	薬物依存症に関する知見を有する医療関係者の育成事業の内数	54

施策・事業	平成29年度予算額（単位：百万円）	平成30年度当初予算額（単位：百万円）	対前年度増△減額（単位：百万円）	施策・事業の概要	備考	再犯防止推進計画の施策番号
再乱用防止対策事業【厚生労働省】	4	4	0	・一般及び相談担当者へ向けた講習会の開催 ・関係機関による連絡会議の開催 ・再乱用防止に係る啓発冊子の作成	連絡会議の一部関連予算については、地方厚生局麻薬取締部からの支出。	51、52
子どもの学習支援事業【厚生労働省】	3,500	4,700	1,200	生活保護受給世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供を対象に学習支援事業を実施。		59
子どもの生活・学習支援事業【厚生労働省】	11,429	12,226	797	放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行う。	母子家庭等対策総合支援事業の内数	59
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業【厚生労働省】	11,429	12,226	797	ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する。	母子家庭等対策総合支援事業の内数	59
刑務所出所者等就労支援事業【厚生労働省】	635	640	5	刑務所出所者等に対して、ハローワークによる職業相談・紹介、トライアル雇用助成金等の支給等を実施するほか、協力雇用主を対象とした求人開拓を行うなど総合的な支援を実施。		5、18、19、20、113、114
農の雇用事業【農林水産省】	5,558	5,058	△500	青年の農業法人への雇用就農を促進するため、法人が新規就業者に対して実施する実践研修を支援するとともに、新規就業者に対する新たな法人設立に向けた研修等を支援。	農業人材力強化総合支援事業の内数	8、9
森林・林業人材育成対策【農林水産省】	5,476	4,787	△689	林業労働力の確保の促進に関する法律に基づき都道府県の認定を受けた林業事業体が新規就業者を雇用して行う研修等を支援。	平成30年度は「緑の人づくり」総合支援対策及び成長産業化支援人材育成対策の内数 平成29年度は「緑の新規就業」総合支援対策の内数	8、9
漁業人材育成総合支援事業【農林水産省】	927	771	△156	漁業者等の安定的な確保と育成を図るため、漁業への就業前の若者に対し資金を交付するほか、就業・定着促進のための漁業経営体等が実施する漁業現場での長期研修、海技免状等の資格取得及び漁業者の経営能力の向上等を支援。		8、9

注　1　「再犯防止推進計画の施策番号」欄には、各施策・事業に対応する再犯防止推進計画における施策番号を表示している。
　　2　再犯防止等施策関係分の予算額を特定できない場合には、再犯防止等施策が含まれる施策・事業全体の予算額を表示した上で、「備考」欄に内数である旨を表示している。

5. 政府・地方公共団体の再犯防止等施策担当窓口一覧

政府の再犯防止等施策担当窓口一覧	
内閣官房	内閣官房副長官補室
内閣府	内閣府大臣官房企画調整課
警察庁	生活安全局生活安全企画課
総務省	地域力創造グループ地域政策課
法務省	大臣官房秘書課企画再犯防止推進室
文部科学省	総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
厚生労働省	職業安定局雇用開発部雇用開発企画課就労支援室
	社会・援護局総務課
	社会・援護局障害保健福祉部企画課
	人材開発総務担当参事官室
農林水産省	経営局就農・女性課
水産庁	漁政部企画課
経済産業省 中小企業庁	経営支援部経営支援課
国土交通省	総合政策局政策課

都道府県・政令指定都市　再犯防止等施策担当窓口部局等一覧	
地方公共団体名	窓口部局等名
北海道	環境生活部くらし安全局道民生活課安全安心グループ
青森県	健康福祉部健康福祉政策課
岩手県	保健福祉部地域福祉課
宮城県	保健福祉部社会福祉課地域福祉推進班
秋田県	健康福祉部地域・家庭福祉課
山形県	健康福祉部地域福祉推進課
福島県	保健福祉部こども未来局こども・青少年政策課
茨城県	保健福祉部福祉指導課人権施策推進室
栃木県	県民生活部くらし安全安心課
群馬県	生活文化スポーツ部人権男女・多文化共生課
埼玉県	福祉部社会福祉課
千葉県	健康福祉部健康福祉指導課
東京都	青少年・治安対策本部総合対策部安全・安心まちづくり課
神奈川県	福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課
新潟県	福祉保健部福祉保健課企画調整室
富山県	厚生部厚生企画課
石川県	健康福祉部厚生政策課（地域福祉グループ）
福井県	健康福祉部地域福祉課人権室
山梨県	県民生活部県民生活・男女参画課
長野県	健康福祉部地域福祉課
岐阜県	健康福祉部地域福祉課地域福祉・人材係
静岡県	くらし・環境部管理局総務監
愛知県	県民文化部地域安全課
三重県	子ども・福祉部地域福祉課
滋賀県	健康医療福祉部健康福祉政策課企画調整係
京都府	府民生活部安心・安全まちづくり推進課
大阪府	政策企画部青少年・地域安全室治安対策課
兵庫県	企画県民部県民生活局地域安全課
奈良県	福祉医療部地域福祉課
和歌山県	環境生活部県民局県民生活課
鳥取県	福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課
島根県	健康福祉部地域福祉課

岡山県	県民生活部くらし安全安心課
広島県	環境県民局県民活動課（NPO・青少年健全育成グループ）
山口県	健康福祉部厚政課
徳島県	危機管理部消費者くらし安全局消費者くらし政策課
香川県	健康福祉部子ども政策推進局子ども政策課
愛媛県	県民環境部県民生活局県民生活課
高知県	地域福祉部地域福祉政策課地域福祉推進チーム
福岡県	福祉労働部福祉総務課
佐賀県	健康福祉部福祉課地域福祉担当
長崎県	福祉保健部福祉保健課地域福祉班
熊本県	環境生活部県民生活局くらしの安全推進課
大分県	生活環境部私学振興・青少年課
宮崎県	福祉保健部福祉保健課地域福祉保健・自殺対策担当
鹿児島県	総務部県民生活局青少年男女共同参画課
沖縄県	子ども生活福祉部福祉政策課
札幌市	市民文化局地域振興部区政課
仙台市	健康福祉局地域福祉部社会課
さいたま市	保健福祉局福祉部福祉総務課
千葉市	保健福祉局地域福祉課
横浜市	健康福祉局総務部企画課
川崎市	健康福祉局地域包括ケア推進室
相模原市	健康福祉局福祉部地域福祉課
新潟市	福祉部福祉総務課
静岡市	保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課総務係
浜松市	健康保健福祉部福祉総務課
名古屋市	市民経済局企画経理課
京都市	保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課
大阪市	市民局区政支援室地域安全担当
堺市	健康福祉局長寿社会部長寿支援課
神戸市	保健福祉局総務部総務課
岡山市	保健福祉局福祉援護課
広島市	市民局市民安全推進課
北九州市	市民文化スポーツ局安全・安心推進部安全・安心推進課
福岡市	市民局生活安全部生活安全課
熊本市	市民局市民生活部生活安全課

注　上記の窓口部局等は、再犯防止施策を実施する部局等には必ずしもなっていない。

6. 再犯防止に向けた総合対策

平成24年7月20日
犯罪対策閣僚会議決定

はじめに

最近の我が国の犯罪情勢を見ると、刑法犯の認知件数が平成14年をピークに減少傾向にあるなど、一定の改善を見せているものの、戦後を通じて見ればなお相当高い水準にある。

平成19年版犯罪白書によると、昭和23年以降の犯歴100万人（犯歴の件数は168万495件）を対象とした調査の結果、総犯歴数別の「人員構成比」では、初犯者が71%を占め、繰り返して犯罪を犯す再犯者は29%にとどまるのに対し、「件数構成比」では、再犯者による犯歴の件数が58%を占めており、このことは、約3割の再犯者によって、約6割の犯罪が行われているという事実を示している。

また、平成23年版犯罪白書によると、平成22年における一般刑法犯検挙人員に占める再犯者の比率は43%、刑務所への入所受刑者人員に占める再入者の比率は56%であり、いずれも近年において上昇傾向が続いている。

さらに、刑務所出所者や保護観察中の者による重大事犯が後を絶たないことをも考慮すると、再犯防止対策は、「世界一安全な国、日本」復活の礎ともいうべき重要な政策課題である。

犯罪や非行の要因については、これまでにも心理学、社会学等からのアプローチがなされてきたところであり、様々な要因が複雑に関連し合っていると考えられるが、特に、刑務所出所者等については、一般に、個々の問題性が深刻であることに加え、社会とのつながりが希薄化するなどして犯罪に至る危険因子を多く抱えていると考えられる。

このため、これらの者に対する支援は、「犯罪者を生まない社会の構築」の実現のための重要な柱の一つとされ、特に、社会生活上困難な事情を抱える刑務所出所者等が、社会における「居場所」や「出番」、すなわち、帰住先・就労先を見付けることや、薬物依存、高齢、障害等といった特定の問題を克服するための支援を行うことが急務と認識されてきた。

政府においては、平成22年12月、犯罪対策閣僚会議の下に「再犯防止対策ワーキングチーム」を設置し、省庁横断的な検討を進め、平成23年7月、これらの喫緊の課題に対し、短期間に集中して取り組むべき施策として「刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組」を策定し、現在、これに沿って、関係省庁が連携して着実に実施しているところである。

しかしながら、刑務所出所者等の再犯を効果的に防止するためには、長期にわたり広範な取組を社会全体の理解の下で継続することが求められることから、今後は、より総合的かつ体系的な再犯防止対策として発展的に再構築を図る必要がある。

再構築に当たり、特に重要と考えられる点は以下のとおりである。

第1は、**「個々の対象者の特性に応じた取組の実施」**である。

犯罪や非行には様々な要因が関わっているところ、再犯防止のためには、その中から適切なものを選び効果的に働き掛けることが求められる。

このため、現に有効性が認められている施策を着実に進めつつ、刑務所出所者等が再犯に至る要因を多面的に捉え、個々の特性に応じた効果的な取組を充実し、刑務所及び少年院（以下「刑務所等」という。）に収容中から出所及び出院（以下「出所等」という。）後まで一貫性を持って継続的に進めることが必要である。

第2は、**「再犯要因分析に基づく施策の重点実施」**である。

再犯防止対策のために投入する人的・物的資源を最大限に活用するためには、有効な施策を選択

し、そこに資源を集中する必要がある。

このため、再犯に至る要因の実証的な分析や各施策の効果検証を行い、それに基づいて効果的に人的・物的資源を投入することにより、再犯防止対策の実行を加速化すべきものは加速化し、その実現を前倒ししていくことが必要である。

第３は、**「可能な限り具体的な目標設定及びその達成のための仕組みづくり」**である。

刑務所出所者等が、社会の中で孤立することなく安定した生活に定着していくためには、本人の自覚や努力はもとより、対象者を受け入れる社会の理解や協力が必要不可欠である。

また、国民の安全・安心に対する期待に応えるという点において、再犯防止対策の効果等を適時適切に示すことには大きな意義がある。

このため、上記の取組や施策の目指す成果について、目標とする到達点や数値によって効果を表すことのできるものについては、具体的な数値目標等を設定し、その達成時期や達成までの工程を示した上で、定期的にその達成状況を公表していく必要がある。

これらを踏まえ、犯罪対策閣僚会議においては、この度、「再犯防止に向けた総合対策」を策定した。

今後、本対策に基づき、関係諸機関の連携の下、各施策を着実に推進していくこととする。

第１　再犯の現状と課題

１　全般的状況

（１）再犯者率の上昇

一般刑法犯により検挙された再犯者は、平成19年からは若干減少し、13万7,614人（平成22年のデータ。以下特に断りのない場合は同年のデータとする。）であったが、検挙人員に占める再犯者の割合（再犯者率）は、平成９年の28％から一貫して上昇し続け、43％に達している。

なお、一般刑法犯及び特別法犯により検挙された再犯者のうち、前に検挙されたものと同じ罪名で再び検挙された者の比率が高い順に見ると、覚せい剤取締法違反（覚せい剤に係る麻薬特例法違反も含む。）の60％、傷害の20％、窃盗の19％等となっている。

（２）再入者率の上昇

刑務所に入所した受刑者に占める、入所度数が２度以上の再入者の割合（再入者率）は、平成16年から上昇し続けており、56％に達している。

さらに、刑務所を出所した者が再度刑務所に入所する割合（再入所率）は、入所が１度の者の５年以内の再入所率が25％であるのに対し、入所が２度の者の再入所率は48％と２倍近くの高率となっている。

なお、平成18年に満期釈放により出所した者の５年以内の再入所率は53％であり、仮釈放により出所した者の30％より20ポイント以上も高い。

（３）仮釈放率の低下

出所者に占める仮釈放者の割合（仮釈放率）は、平成13年からおおむね56～57％で安定して推移してきたところ、平成17年以降低下を続け、49％と半数を下回っている。

２　対象者の特性別に見た現状

（１）早期対策が必要な少年・若年者

少年の刑法犯検挙人員は近年減少傾向にあるものの、人口比ではなお高い水準にあり、再犯者

の占める割合も近年漸増傾向にある。また、若年者（20歳以上30歳未満）の一般刑法犯検挙人員の人口比は少年よりも低いものの、成人一般に比べると高くなっている。

一方、20歳代に刑事処分を受け、保護観察付執行猶予となった者のうち約半数、刑務所に入所した者のうち約４割が、少年期に何らかの保護処分を受けていることから、少年期の非行傾向や要因が十分改善されずにその後の刑事処分に至っていることが推測される。

さらに、平成23年版犯罪白書によると、18歳から19歳で少年院を出院した者を対象とした特別調査の結果、少年院出院後に刑事処分を受けた者の初回犯行時年齢では20歳が最も多く、また、約８割が20歳代の第１四半期（20歳から22歳６か月までの期間）までに初回犯行に及んでいる。

これらの事実は、少年期から成人後数年間における再犯防止対策の重要性を示しており、他の年齢層と比べて可塑性に富み、社会復帰のための環境も整いやすいことを踏まえ、少年・若年者に焦点を当てた取組を強化する必要がある。

（2）急速に増加する高齢者

一般刑法犯について、高齢者の検挙人員は、他の年齢層と異なり近年著しい増加傾向にあり、その勢いは高齢者人口の増加をはるかに上回っている。

また、高齢者の入所受刑者人員は、最近20年間、ほぼ一貫して増加傾向にあり、入所受刑者全体と比べてその増加傾向は著しく、その中で、再入者の割合が高くなっている。

さらに、平成19年版犯罪白書によると、再犯期間が１年以内の者は47％と、他の年齢層に比べて際立って短くなっている。

一方、高齢者の仮釈放率は、出所受刑者全体と比べて20ポイント以上も低くなっており、その背景に、適当な帰住先のない者が年々増加していることがあると推測される。

このようなことから、平成21年度から地域生活定着支援事業※1により、高齢や障害により自立した生活が困難な者に対する福祉的支援を実施しているところ、今後は更に、関係機関の連携の下、出所等後の生活環境の調整や生活基盤の確保等について取組を強化する必要がある。

（3）精神障害等により自立が困難な者

一般刑法犯の検挙人員のうち、知的障害者を含む精神障害者及び精神障害の疑いのある者の割合は１％で推移しているところ、入所受刑者及び少年院入院者のうち精神障害を有する者の占める割合は、入所受刑者については８％、少年院入院者については９％と、年々増加している。

さらに、保護観察対象者のうち、「精神障害等対象者」の類型に認定された者の全体に占める割合は５％程度となっている。

これに対し、地域生活定着支援事業が地域生活定着支援センターを各都道府県に整備することなどにより成果を上げてきているものの、支援を必要とする全ての精神障害等により自立が困難な者に受入先を確保するには至っていない。

このため、平成24年度から開始された地域生活定着促進事業を効果的に実施するとともに、同事業の対象から漏れた者に対する支援も含め、他の自立・生活困難者を対象としたNPO法人等との連携策等を強化する必要がある。

（4）増加する女性入所受刑者

一般刑法犯検挙人員に女性の占める割合は22%、入所受刑者に女性の占める割合は８％といず

※1　高齢又は障害を有するため福祉的な支援を必要とする刑務所出所者等について、出所等後直ちに福祉サービス等（障害者手帳の交付、社会福祉施設への入所等）につなげるための事業であり、「地域生活定着支援センター」を各都道府県に整備し、社会復帰支援を推進。なお、平成24年度から「地域生活定着促進事業」として実施。

れも低いが、その一方で女性の入所受刑者人員は平成４年には914人であったのに対し、平成22年には2,206人と増加し、平成４年の約2.4倍となっている。

また、女性の再入者は、平成12年から増加傾向にあり、再入者率も、平成17年から上昇し続けている。

女性の入所受刑者の罪名について見ると、覚せい剤取締法違反の割合が39%と最も高く、男性の23%と大きく異なる傾向にあるほか、高齢者では、窃盗が70%を超えて著しく高いことが特徴的である。

一方、女性の受刑者や少年院在院者には、過去の被虐待経験や性被害による心的外傷、摂食障害の問題等を抱える例が多いことが指摘されている。

これらのことから、女性の受刑者や少年院在院者において特徴的な問題に着目した指導・支援を充実させる必要がある。

（5）暴力団関係者

暴力団関係者の検挙人員の推移を見ると、長期にわたり漸減傾向にあり、検挙人員全体に占める割合は６％となっている。

また、暴力団関係者の入所受刑者人員の推移を見ると、近年は漸減傾向にあり、入所受刑者総数の10%となっている。

一方、暴力団関係者である入所受刑者のうち、再入者の占める割合は77%となっており、暴力団関係者でない者と比べて20ポイント以上も高くなっている。

刑務所においては、暴力団からの離脱に向けた指導を実施しているところ、その効果は限定的であり、今後更に関係省庁間の連携を強化し、情報共有の在り方や有効な暴力団離脱支援策について検討する必要がある。

3　対象者の罪名・罪種別に見た現状

（1）再犯率の高い薬物事犯

覚せい剤取締法違反による検挙人員は、平成13年以降おおむね減少傾向にあるが、入所受刑者全体に占める割合は依然として24%と高くなっている。

また、覚せい剤取締法違反による入所受刑者に占める同一罪名再入者率は、75%と極めて高くなっており、一たび依存症に陥った薬物事犯者の更生の困難性を示している。

このようなことから、刑務所等収容中から出所等後までを通じて一貫性のある専門的処遇プログラム※2を効果的に実施するとともに、社会内において、保護観察所、医療・保健・福祉機関、民間支援団体等との連携による継続的な指導・支援体制を確立する必要がある。

加えて、薬物依存から早期に立ち直り、再使用に陥らないためには、その家族等による適切な対応が重要であることから、指導・支援の実施において当該家族等の協力が得られるよう、働き掛けや支援を行う必要がある。

（2）国民の関心の高い性犯罪

強姦の認知件数は平成16年から減少しており、強制わいせつについても戦後最多を記録した平成15年の70%に減少している。

一方、内閣府が平成18年に実施した「治安に関する世論調査」によると、「自分や身近な人が被害に遭うかもしれないと不安になる犯罪」として、「痴漢や強制わいせつなどの性的犯罪」を挙げた者の割合が、平成16年には23%であったのに対し、平成18年には28%に増加しているな

※2　薬物依存があることや性犯罪者であることなどの事情を有することにより、改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる者について、それらの事情の改善に資することに配慮した処遇のためのプログラム

ど、性犯罪については国民の関心が高くなっている。

また、平成19年版犯罪白書によると、70万人初犯者・再犯者混合犯歴のうち、１犯目と同種再犯を犯した者の割合は、性犯罪では５％となっており、覚せい剤取締法違反や窃盗の29%、傷害・暴行の21%等に比べて相当低くなっているが、他方、性犯罪を多数回繰り返す者が一定数存在しており、その多くが若年時に初犯を犯している。

このため、薬物事犯と同様に、受刑者等の再犯リスクに応じた専門的処遇プログラムを実施するとともに、関係省庁の連携の下で、再犯リスクの特に高い者に対する更に効果的な施策を検討する必要がある。

4　対象者の生活環境の現状

（1）住居を含めた生活環境確保の重要性

刑務所出所者に占める満期釈放者の割合は、平成16年以降増加しており、平成22年には半数を超えている。また、満期釈放者のうち、適当な帰住先がない者の割合が半数近くとなっており、これらのことから、適当な帰住先がないことにより仮釈放の機会を得ることができない者が相当数存在することが推測される。

さらに、入出所を繰り返すにつれて、親族等との関係が疎遠になるなどにより帰住先の確保が困難化する状況があり、こうした支える人のいない社会内での孤立化を背景に、適当な帰住先がない者ほど出所後再犯までの期間が短く、平成16年から平成20年までの５年間において、適当な帰住先がなかった再入所者のうち、約６割が出所後１年未満で再犯に至っている。

このため、更生保護施設を始めとする社会内における多様な帰住先の確保・開拓に努めるとともに、それぞれの機能や特性に応じた確実な受入れを推進し、刑務所出所者等の社会復帰につなげていく必要がある。

なお、満期釈放者については、その過半数が５年以内に再入所している状況にあり、保護観察の対象とならない満期釈放者に対しても社会内での新たな支援策を検討する必要がある。

（2）就労先確保の重要性

ア　刑務所再入所者のうち、無職者が占める割合は、最近10年間において増加傾向が続いており73%となっている。

また、平成17年から平成21年までの５年間において、無職の保護観察対象者の再犯率は有職者の再犯率の約５倍となっている。

このように、無職者による再犯が顕著な現状からすると、再犯防止のために就労の果たす役割は大きいが、他方、刑務所出所者等の就労先の確保は、対象者の資質や前歴等の問題から、困難な状況が継続している。

このため、平成18年度から刑務所出所者等総合的就労支援対策※3を実施しており、年間2,000人以上の者が就職に至るなど、一定の成果を上げているものの、職場への定着が困難な者も生じている。

一方、刑務所出所者等であることを理解した上で雇用・就労に協力する事業主（協力雇用主）の登録数は増加傾向にあり、平成24年４月現在で個人・法人合わせて約１万となっているが、実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主は登録数の一部にとどまっている状況にある。今後は、多業種にわたる新たな雇用先の創出や開拓に取り組む必要がある。

イ　受刑者等には、就労に必要な基礎学力が不足している者が多く、最終学歴が高等学校中退までの者が70%近くに達しており、このことが就労先の確保を困難化する一因となっている。

※3　刑務所、少年院、保護観察所、公共職業安定所等が連携する仕組みを構築した上で、支援対象者の希望、適性等に応じ、計画的に就労支援を行うもの。

これに対し、刑務所等では平成19年から施設内で高等学校卒業程度認定試験を実施しているところ、平成22年度の受験者は776人にとどまっており、更なる指導の充実や対象者の拡大を図る必要がある。

また、職場への定着に当たっては、基礎学力とともに、就労を継続するための技術や能力が求められるため、雇用ニーズに応じた職業訓練種目の導入や職場でのコミュニケーション能力を高める取組を進める必要がある。

第2　再犯防止対策の基本的考え方

1　再犯の実態を踏まえ、効果的な施策を選択し、集中的に実施する

再犯防止は刑事政策における主要テーマであり、我が国においても、これまで、対象者の更生意欲を高める指導や社会復帰に向けた教育訓練等、様々な施策が採られてきている。

一方、再犯の状況や治安に対する国民からの要請は、社会経済情勢等と共に変化しており、これに適切に対応した対策を実施するためには、再犯をめぐる状況を適切に把握し、既存の施策についてその効果を検証し、有効性や効率性を踏まえて取捨選択を行い、効果的な施策に集中的に取り組むことが求められる。

2　再犯に至る要因について更なる実態解明を進める

犯罪・非行の要因については、多面的かつ複合的であり、特定の要因と犯罪・非行発生との関係を特定することは困難である。

しかし、再犯防止を進める上では、「どのような要因が対象者に内在又は再犯に至る過程に存在しており、変えることが可能なのか」といった観点から、犯罪・非行に至る要因の実態解明に向け更に調査研究を進め、その成果を基に新たな施策を検討する必要がある。

3　犯罪による被害の回復と犯罪被害者の安全・安心な生活に配慮して進める

再犯防止対策の実施に当たっては、犯罪被害者が受けた被害の大きさやその影響を正しく理解し、犯罪被害者が被害を回復し、再び安全で安心した生活を営むことができるように配慮して取り組む必要がある。

4　国民の理解と協力の下で、中長期的な視点に立った対策を継続的に進める

再犯防止対策は、一たび犯罪に陥った人を社会内で孤立させず、望ましい社会復帰のために必要な支援を行うものであるが、同時に、犯罪被害者の置かれている状況や視点を踏まえ、国民の理解の下で進めるべきものである。

このため、刑務所出所者等の社会復帰を見守り支える社会内の仕組みを創り出しつつ、犯罪被害者を含む国民に対し、再犯の現状とその防止に向けた取組に関する情報を提供し、理解を得るなど啓発していくことが重要であり、中長期的な視点に立って継続的に取り組む必要がある。

第3　再犯防止のための重点施策

1　対象者の特性に応じた指導及び支援を強化する

対象者個々の特性に応じて、実証的研究及び根拠に基づいた、効果的な処遇を強化するとともに、刑務所等での処遇と社会内での処遇との有機的連携を確保する。

（1）少年・若年者及び初入者に対する指導及び支援

少年・若年者及び初入者に対しては、再犯の連鎖に陥ることを早期に食い止めるために、個々の犯罪・非行歴、家庭環境、交友関係、発達上の課題、生活設計等を的確に把握し、これらに応じた指導・支援を集中的に実施する。

また、関係諸機関の連携の下で、刑務所等収容中から出所等後の保護観察までの過程を通じて、家族等からの相談に応じ助言等を行う態勢を強化するなど、家族等による監督・監護の強化や、これを補完する支援者による支援の輪の拡充を図る。

さらに、関係機関・団体の協力を得つつ、地域社会に寄与する社会貢献活動を行わせることにより、自己有用感を得させて社会のルールの大切さ等を理解させるとともに、対象者の特性に応じ、創作・体験活動等の社会参加活動に参加させることにより、学校・職場等での人間関係の構築に必要なコミュニケーション能力の伸長を図る。

加えて、広く支援を必要としている少年に対しては、積極的に連絡を取り、関係機関や民間ボランティア等との連携による立ち直り支援をより一層推進し、少年の高い再非行率の原因である不良交友関係の解消や当該交友関係に代わる居場所づくり等を効果的に実施する。

（2）高齢者又は障害者に対する指導及び支援

高齢又は障害のため、自立した生活を送ることが困難な者に対しては、刑務所等、保護観察所、地域生活定着支援センター、更生保護施設、福祉関係機関等の連携の下、地域生活定着促進事業対象者の早期把握及び迅速な調整により、出所等後直ちに福祉サービスにつなげる準備を進めるとともに、帰住先の確保を強力に推進する。

また、地域生活定着促進事業の対象とならない者に対しても、個々の必要性に応じた指導・支援、医療・福祉等のサポートを、刑務所等収容中から出所等後に至るまで切れ目なく実施できるよう取組を強化する。

さらに、高齢者については、その再犯期間が短いことに注目し、刑務所から出た直後の指導・支援を強化するとともに、刑務所収容中、福祉や年金に関する基礎的知識の付与、対人スキルの向上等、出所後の生活へのスムーズな適応を目指した指導を充実する。

（3）女性特有の問題に着目した指導及び支援

近年における女性受刑者の増加に対し、薬物事犯者の占める割合の高さや高齢者における窃盗の占める割合の高さ等、女性に特徴的な傾向を分析し、更に効果的な指導・支援方策を検討する。

また、過去の被虐待体験や性被害による心的外傷、摂食障害等の精神的な問題を抱えている者に対し、社会生活への適応のための支援方策を検討する。

（4）薬物依存の問題を抱える者に対する指導及び支援

薬物依存の問題を抱える者に対しては、個々の再犯リスクを適切に把握した上で、そのリスクに応じた専門的指導プログラムや薬物依存症の治療のための医療と、帰住先・就労先の確保のための支援とを一体として実施するとともに、保護観察所、医療・保健・福祉機関、民間支援団体等との連携によって、刑務所等収容中から出所等後まで一貫した支援が行える態勢を強化する。

特に、覚せい剤事犯者にとって再使用の危険性が最も高いとされる刑務所等からの出所等後間もない時期については、密度の高い指導及び支援を実施した上、引き続き医療機関、薬物依存症に係る自助団体等と緊密に連携しつつ薬物依存に対する継続的・長期的な指導・支援の充実を図る。

また、その家族等に対し、薬物依存者への対応等に関する理解を深めさせ、適切な対応力を付与するとともに、当該家族等を疲弊、孤立させないための取組を実施する。

さらに、対象者の薬物依存に係る治療、回復段階を見据えつつ、その就労能力や適性を評価し、その時々に応じた就労支援等を実施する。

（5）性犯罪者に対する指導及び支援

性犯罪者に対しては、関係機関の情報連携や実証研究に基づく評価手法等を通じて、個々の再犯リスクを適切に把握し、刑務所等収容中から出所等後まで一貫性のある性犯罪者処遇プログラムや子どもを対象とする暴力的性犯罪の出所者に対する所在確認・面談等により、効果的な指導・支援を実施する。

特に、小児を対象した性犯罪者、性犯罪又は性犯罪と密接な関連を有する他の犯罪を累行する者等、性犯罪リスクの高い刑務所出所者等に対する再犯防止対策の在り方については、諸外国の取組事例等も参考とし、新たな対策の検討を行う。

（6）暴力団関係者等再犯リスクの高い対象者に対する指導及び支援

暴力団関係者に対しては、関係機関の情報連携の下で、個々の離脱意志の程度、暴力団との関係性、刑務所等での暴力団離脱指導の受講態度等に関する情報を的確に把握し、真摯な離脱意志を有する者に対して必要な支援を継続的に実施する。

また、再犯要因としてアルコール依存を含む問題飲酒、ドメスティック・バイオレンスを含む対人暴力等の問題性が大きい者については、その問題性を早期に把握し、適切な処遇・指導を実施する。

2　社会における「居場所」と「出番」を作る

誰もが「居場所」と「出番」のある社会において、刑務所出所者等が、健全な社会の一員としてその責任を果たすことができるよう、適切な生活環境と一定の生活基盤を確保することに加え、対象者やその家族等が、個々の問題や必要に応じた指導及び支援を受けることができる多様な機会を確保することによって、対象者の社会復帰を促進し、孤立化や社会不適応に起因する再犯を防止する。

（1）住居の確保

行き場のない者の住居を確保するため、国が運営する自立更生促進センターにおける確実な受入れの推進、更生保護施設の受入れ機能の強化、民間の自立準備ホーム等の多様な一時的帰住先の確保に努める。

また、刑務所出所者等が、地域において住居を自力で確保できるよう、保護観察における生活指導を強化するとともに、住居を借りる際の手続や契約方法等、住居の確保に資する知識・情報の提供を行う。

さらに、協力雇用主のうち、住み込みでの受入れに積極的な事業主を確保・開拓するなど、就労と結び付く住居の安定的な確保策について検討する。

（2）就労の確保

就労意欲を持ちながら就労実現に向け能力開発等の課題を抱える者を、刑務所等収容後早期に把握し、就労及び職場定着のために必要な技能及びコミュニケーションスキルの付与やビジネスマナーの体得等を目的とした指導や訓練を行うとともに、雇用主と対象者双方のニーズを踏まえ、実際の雇用に結び付ける実践的なサポートを行う。

また、就労先の確保から就労後の職場定着支援までを一貫して行う取組や刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策をより柔軟かつ積極的に活用し、きめ細やかな就業相談・紹介等を

一層強力に推進することにより、刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する。

さらに、刑務所出所者等の雇用上のノウハウや成功事例に関する情報を広く事業主等に提供することにより、実際に刑務所出所者等の雇用先となる協力雇用主を確保する。

少年に対しては、就労や就学による生活基盤の確立が特に重要であることから、関係機関や民間ボランティア等との連携を一層強化し、助言・指導等による立ち直り支援の更なる推進を図る。

上記に加え、労働市場で不利な立場にある人々のための雇用機会の創出・提供に主眼を置いてビジネス展開を図る企業・団体等（ソーシャル・ファーム）の普及に向けた支援、国の機関の公共調達における雇用機会創出の促進等、新たな就労先確保策について検討する。

（3）社会貢献活動による善良な社会の一員としての意識のかん養

関係機関・団体等の協力を得つつ、対象者に地域社会に寄与する社会貢献活動等を行わせることにより、自己有用感を得させて改善更生の意欲を向上させ、社会の一員として他者を尊重し、社会のルールを守ることの大切さに気付かせ、また、社会における居場所づくりを図るなどの処遇効果を得るための取組を強化する。

（4）犯罪被害者の視点を取り入れた指導、支援等の実施

刑務所出所者等が社会復帰を果たす上で、自らの犯罪・非行と向き合い、犯罪被害者等の心情を理解させた上で、謝罪や被害弁償を行うことが重大な意義を持つことから、犯罪被害者の体験を聴く機会を持たせたり、その心情を対象者に伝えたりするなど、犯罪被害者の視点を取り入れた指導を着実に実施し、犯罪被害者の苦しみを理解させ、真摯な謝罪に向けた動機付けの強化を図る。

また、これらの指導の効果検証等を踏まえ、犯罪被害者との関係における修復的な取組の導入について検討する。

（5）満期釈放者等に対する支援の充実・強化

満期釈放者に対しては、更生緊急保護による支援の強化策として、出所後に必要な支援を受けられる場所や機会を拡充するとともに、出所前の指導や情報の説示等を充実する。

また、保護観察終了者等に対しても、更生保護サポートセンターを活用した相談支援等を始め、相談に訪れやすい場所や機会、相談相手を確保することにより、社会的に孤立させない取組を検討する。

さらに、少年院を出院した少年に対しては、在院中に指導を担当した法務教官が助言等を行う仕組みを整備するとともに、少年鑑別所が、地域住民や非行・犯罪に関係する諸機関・団体の求めに応じ、必要な助言や援助を行うことで、地域社会における非行及び犯罪の防止に寄与する。

3　再犯の実態や対策の効果等を調査・分析し、更に効果的な対策を検討・実施する

これまで、各機関等において、再犯の実態や対策の効果等について調査・分析されてきた成果をいかしつつ、再犯の実態や対策の効果等を、適切な指標を選定したデータ等により常に把握し、それに基づき効果的な施策を選択し、必要な資源を集中させ、総合的かつ一貫した観点から施策を実施する。

（1）再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究の実施

刑務所出所者等が再犯に至った経緯や住居・就労確保に至った状況等、再犯の実態把握や個別具体的な再犯防止対策の効果検証のため、対象者の罪名・罪種のみならず、特性や問題性等、複数の要素に着目した分析や研究等を継続的に実施する。

また、刑務所出所者等のうち、再犯をしなかった者について、更生することができた要因等の調査研究を検討する。

（2）再犯の実態把握や再犯の未然防止のための情報連携体制の構築

関係機関が個々の対象者に対し一貫性ある処遇を行うとともに、実施された処遇の効果を事後的に検証し、更に効果的な対策につなげるため、刑事手続等の各段階におけるデータの収集の在り方等について検討するとともに、保有している各種資料、データベース等の利活用も含め、広範かつ有機的な情報連携体制を構築する。

また、捜査力の強化や検挙の徹底を図ることによる犯罪抑止の観点から、関係省庁の連携の下、DNA型データベースの拡充や刑務所出所者情報の共有の強化等、再犯の未然防止に資する情報・データの収集の在り方やその活用方策について検討を行い、より効果的な情報連携体制を構築する。

（3）既存の制度や枠組みにとらわれない新たな施策の検討

再犯の実態や対策の効果等に関する調査研究の結果等を踏まえ、満期釈放者や保護観察終了者に有効な支援を行うための新たな枠組み等、既存の制度や枠組みにとらわれない新たな施策について、関係省庁の連携の下で、検討を行う。

4　広く国民に理解され、支えられた社会復帰を実現する

再犯防止は、一たび犯罪に陥った人を異質な存在として排除したり、社会的に孤立させたりすることなく、長期にわたり見守り、支えていくことが必要であること、また、社会の多様な分野において、相互に協力しながら一体的に取り組むことが必要であることから、広く国民に理解され、支えられた社会復帰を実現する。

（1）啓発事業等の実施

再犯の状況、再犯防止対策の実情等について、国民に分かりやすく提示又は説明する機会や方法を増加させることにより、再犯防止対策に対する国民の理解や具体的な支援・協力を促進する。

（2）刑事司法分野に関する法教育の実施

学校教育等における法や司法に関する学習機会の充実策の一環として、我が国の再犯防止対策の取組に関する広報活動等を実施する。

（3）保護司制度の基盤整備と充実・強化

保護司制度の基盤を強化し、将来にわたって有効に機能させていくため、新任保護司の確保と保護司の育成に努めるとともに、更生保護サポートセンターによる効果的な保護司活動の展開、保護司活動に伴う負担の軽減、地方公共団体との連携の充実等、保護司が地域社会の理解や協力を得て、円滑に活動できる環境を整備するための方策について検討する。

（4）弁護士及び日本弁護士連合会等との連携

刑務所出所者等が円滑な社会復帰を果たし、自立更生していくためには、弁護士等による法的支援が必要かつ有用であるところ、これを充実・強化するなどの観点から、弁護士、弁護士会及び日本弁護士連合会並びに日本司法支援センター（法テラス）等との連携方策について検討する。

（5）ボランティアやNPO法人等民間資源の参画による支援策の展開

社会に理解され、支えられた再犯防止対策の展開のため、更生保護女性会やBBS会等、民間協力者の活動を活用した支援メニューの多様化や、広く国民の参画を募る支援策の充実・強化を図る。

また、NPO法人や社会福祉法人等を自立準備ホーム等の運営主体として積極的に開拓するとともに、これら民間協力者等へのサポート体制を強化する。

第４　再犯防止対策の数値目標

刑務所出所者等の再犯防止における本対策の効果をできる限り的確に捉えるため、出所等年を含む２年間※4において刑務所等に再入所等する者の割合（以下「２年以内再入率」という。）を数値目標における指標とする。

なお、上記期間は、出所等後において最も再入所率が高い時期となっており、この期間における再犯を防止する効果は大きいと考えられる。

そこで、過去５年における２年以内再入率の平均値（刑務所については20%、少年院については11%）を基準とし、これを平成33年までに20%以上減少させることを目標とする。

第５　推進体制

１　施策の評価及び管理

再犯防止対策ワーキングチームにおいて、本対策に基づく施策を実現するための具体的取組についての工程表及びこれらの成果目標を策定し、各施策の実施状況及び目標等の達成状況を毎年把握するとともに、民間有識者等の意見をも反映させつつ、その改善等の検討を行うことにより、総合的な再犯防止対策の推進を図る。

２　対策の見直し

本対策については、社会経済情勢等の犯罪をめぐる諸情勢の変化、本対策に基づく施策の推進状況や目標達成状況等を踏まえ、おおむね５年後を目途に見直しを行う。

※4　出所等した年の翌年の年末まで

7. 宣言：犯罪に戻らない・戻さない　～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～

平成26年12月16日
犯罪対策閣僚会議決定

はじめに

犯罪や非行をした者は、服役するなどした後、再び社会の一員となる。

犯罪や非行が繰り返されないようにするためには、犯罪や非行をした本人が、過ちを悔い改め、自らの問題を解消する等、その立ち直りに向けた努力をたゆまず行うとともに、国がそのための指導監督を徹底して行うべきことは言うまでもない。

それと同時に、社会においても、立ち直ろうとする者を受け入れ、その立ち直りに手を差し伸べなければ、彼らは孤立し、犯罪や非行を繰り返すという悪循環に陥る。地域で就労の機会を得ることができれば、自分を信じることができる。住居があれば明日を信じることができる。彼らの更生への意志は確かなものとなり、二度と犯罪に手を染めない道へとつながっていく。

犯罪が繰り返されない、何よりも新たな被害者を生まない、国民が安全で安心して暮らせる「世界一安全な国、日本」を実現するためには、ひとたび犯罪や非行をした者を社会から排除し、孤立させるのではなく、責任ある社会の一員として再び受け入れること（RE－ENTRY）が自然にできる社会環境を構築することが不可欠である。

ここに、全ての国民と共に「犯罪に戻らない・戻さない」立ち直りをみんなで支える明るい社会を創り上げることを宣言する。

Ⅰ　再犯の現状等

1　再犯の現状

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を控え、世界一安全な日本を創ることは、国を挙げて成し遂げるべき使命である。

しかし、約３割の再犯者によって、約６割の犯罪が行われているという調査結果もある中、一般刑法犯の認知件数は減少傾向にあるものの、検挙人員（犯罪少年を含む）に占める再犯者の割合（再犯者率）は、平成９年以降一貫して上昇し続けており、平成25年には約５割を占めるまでに至っている。また、平成25年に新たに受刑した者の約６割は、過去に受刑歴がある再入者によって占められている。

すなわち、今日の我が国においては、犯罪・非行の繰り返しをいかに食い止めるか（＝再犯防止）が、犯罪を減らし、安全・安心に暮らせる社会を構築する上での大きな課題となっている。

2　犯罪・非行が繰り返される背景

犯罪や非行の原因については、心理面や社会面等における様々な要因が複雑に関連し合っていると考えられるが、家族や地域社会とのつながりが希薄であり、孤立しているといった問題を抱えている者も少なくない。

こうした問題から、自立した社会の一員として暮らしていくために必要な仕事や、安心して暮らせる居場所を得ることができない者も少なくなく、例えば、再犯により刑務所に収容される受刑者の約７割が無職であり、また、仕事に就いていない者は、仕事に就いている者と比べて再犯率が４倍と高いことが明らかになっている。また、毎年約6,400人の受刑者が帰るべき場所がないまま刑務所を出所し、そのうち３人に１人は２年以内に刑務所に戻っている。

このような犯罪・非行の繰り返しを食い止めるためには、犯罪や非行をした者を社会で孤立させな

いことが肝要であり、自立のために必要な「仕事」や「居場所」の確保といった社会での受け入れをいかに進めていくことができるかが大きな鍵となっている。

3　再犯防止を支える社会の変化

我が国において、犯罪や非行をした者の立ち直りを社会で支えようとする取組は、明治中期に静岡県において生まれた。

それから現在に至るまで、我が国の再犯防止は、地域において犯罪や非行をした者の指導・支援に当たる保護司、刑務所や少年院等の矯正施設を訪問して受刑者や非行少年の悩みや問題について助言・指導する篤志面接委員を始め、犯罪や非行をした者の事情を理解した上で雇用する企業である協力雇用主、帰るべき場所のない刑務所出所者等を受け入れて「居場所」を提供する更生保護法人、犯罪や非行をした者の改善更生を支援する幅広い活動を行っている更生保護女性会、BBS会（BBSとは、Big Brothers and Sistersの略であり、非行少年の自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体である。）など、多くの民間の篤志家と国が手を取り合って進められてきた。また、少年の居場所づくりを通じた立ち直り支援に取り組んでいる少年警察ボランティアは、都道府県警察の少年サポートセンターの少年補導職員と連携した活動を進めている。このような民間篤志家の存在、そしてその活動を直接、間接に支える日本国民の和の精神は、世界に誇るべき我が国の宝である。

しかし、人口減少時代を迎える中、都市化、高度情報化といった社会環境の変化も相まって、地域社会における人と人のつながりも弱まりつつある。こうした中で、民間の篤志家による活動は難しさを増しており、保護司のなり手も近年、減少傾向にあるなど、再犯防止を支える社会的土壌は危機に瀕していると言っても過言ではない。

再犯防止を支える我が国の良き社会的土壌を将来にわたって持続可能なものとするためには、こうした活動の輪を更に広げ、社会全体から理解され、国民一人一人の立場に応じた協力を得るための取組を進める必要がある。

Ⅱ　立ち直りをみんなで支える社会に向けた取組の方向性

立ち直りを支える明るい社会の構築に向けた取組を進めるために必要なことは、国としてまず何を行い、その上で地域の関係機関や企業等の団体、ひいては広く国民に何をお願いしていくのか、その方針を明確に打ち出した上で、相互にその取組を積極化していくことである。

ここでは、自立のために必要な「仕事」と「居場所」の確保に向けた国の取組の方向性を示した上で、次項から、それぞれ取組について、具体的な数値目標と取組の内容を明らかにし、国民に一層の理解と協力を求めることとした。

【取組の方向性】

1　犯罪や非行をした者がより円滑に社会復帰することができるよう、矯正施設入所中から出所後に至るまで、これまで以上に社会とのつながりを持ちながら指導や支援を行える体制づくりを、地域社会の理解や協力も得ながら進めていく。

2　立ち直りに関わる国や地方の関係機関が連携を密にし、犯罪や非行をした者が健全な社会の一員として定着するまで、シームレスな指導・支援を行っていく。

3　犯罪や非行をした者の立ち直りを支える民間ボランティアや企業等が地域社会で活動しやすい環境をつくり、犯罪や非行をした者を受け入れることが自然にできる社会の実現に向けた活動の輪を広げていく。

Ⅲ　再犯防止につながる仕事の確保

【数値目標】

2020年までに、犯罪や非行をした者の事情を理解した上で雇用している企業の数を現在の３倍にする。

【取組の概要】

犯罪や非行をした者の多くは、基礎的な学力や仕事上求められる技能を身に付けておらず、粘り強さや対人関係能力等が不足しているほか、前歴そのものによる就労上の制約があるなど、様々な課題を抱えている。そのため、矯正施設収容中から、就労に必要な技能を身に付けさせるための指導・訓練を推進するとともに、これらを活かして出所後直ちに就労できるよう、矯正施設、保護観察所、ハローワーク等が連携し、具体的な就労先の確保に向けた調整を一層進めることが肝要である。

また、社会における就労先の開拓のため、協力雇用主による雇用及びその継続が円滑に行われるよう、物心両面の支援を推進するとともに、広く企業への情報発信に努める。

このような取組を総合的に推進することにより、犯罪や非行をした者を実際に雇用している協力雇用主の数を現在の約500社から３倍の約1,500社にまで増加させ、犯罪や非行をした者の自立に向けた就労の機会を大幅に増加させることを通じて、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ。

【具体的な取組】

１　社会のニーズに合った矯正施設における職業訓練・指導の実施

受刑者や少年院在院者の中には、社会人として求められる意識や態度に欠ける者も少なくないことから、就労支援が必要な者を早期に把握した上で、就労意欲の喚起、働く上で求められる基本的なコミュニケーションスキルやビジネスマナーの体得等を目的とした指導を行うとともに、ハローワーク等の関係機関や民間協力者、企業等と連携した就労支援を実施する。

また、矯正施設における職業訓練・指導については、社会における担い手が不足していることから、雇用ニーズが高まっている業種を積極的に実施するなど、就職につながる職業訓練等の取組を推進する。

２　求人と求職のマッチングの強化

矯正施設、保護観察所、ハローワーク等が連携して就職先の確保から就職後の職場定着支援までを一貫して行う就職支援の強化、民間のノウハウを活かした更生保護就労支援事業の推進等の求人と求職のマッチングに向けた取組を一層強力に推進する。

３　犯罪や非行をした者を雇用しやすい環境づくり

（１）国等の公的機関における雇用の促進

国（法務省、厚生労働省）における保護観察対象少年の雇用事例を参考に、国及び地方公共団体等において、犯罪や非行をした者の雇用を積極的に検討する。

（２）犯罪や非行をした者を雇用した企業に対する支援の充実

犯罪や非行をした者を雇用して指導等に当たる協力雇用主に対する経済的支援策等を拡充する。また、競争入札（総合評価落札方式）において、犯罪や非行をした者を雇用している協力雇用主に対しポイントを加算する取組等、犯罪や非行をした者が雇用されやすくするための取組の推進に向けて、このような取組を進めている省庁及び地方公共団体における取組内容について、情報の共有を図る。

犯罪や非行をした者を雇用しようとする企業の不安を軽減させるため、雇用上のノウハウや成功事

例、雇用主に対する支援メニュー等の情報を広く事業主等に提供する。

（3）安心して雇用し続けるためのサポート体制づくり

企業が安心して継続的に犯罪や非行をした者を雇用できるよう、雇用する中で生じる様々な問題等を相談し、支援を受けられる体制を構築する。

Ⅳ　再犯防止につながる社会での居場所づくり

【数値目標】

2020年までに帰るべき場所がないまま刑務所から社会に戻る者の数を３割以上減少させる。

【取組の概要】

犯罪を繰り返すにつれて、親族等との関係が疎遠になり、社会で支える人がいないために社会で孤立しやすくなることが知られている。

受刑者に頼ることができる親族等が存在している場合には、刑務所から出所した後、当面の生活を支援してもらえるよう、個々の問題や関係性を踏まえながら、粘り強く調整を行う必要がある。

また、刑務所から出所した後に帰るべき場所がない者に対し、更生保護施設を始めとする一時的な居場所等につなぐ取組についても、一層の推進を図る必要がある。

他方、社会の高齢化等に伴い、高齢者・障害者といった自立が困難な受刑者の割合が増えている。近年、刑務所や保護観察所、地方公共団体が連携して、刑務所収容中から出所後速やかに適切な福祉サービスを受けることができるようにする仕組みが整備され、年間約1,000人の帰住先の調整が行われるなど、相応の実績を挙げつつある。しかし、福祉的な支援を必要とする潜在的な対象者は年間約2,000人に上るという調査結果もある中、こうした者に対する関係機関がシームレスに連携した医療・福祉的支援を更に強化することが必要となっている。

このような取組を総合的に推進することにより、帰るべき場所がないまま刑務所から社会に戻る者の数を現在の約6,400人から３割以上減少させること、将来的にはこのような状況が解消されることを通じて、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ。

【具体的な取組】

1　出所後のスムーズな社会適応に向けた指導の充実

高齢又は障害のため、自立した生活を送ることが困難な者に対しては、刑務所において、福祉や年金に関する基礎的知識の付与、対人スキルの向上等、出所後の生活へのスムーズな適応を目指した指導の充実を図る。

また、疾病等の健康上の問題を抱える者に対しては、矯正施設において必要な治療等を実施できるよう、矯正施設で勤務する医師の確保を含む医療体制の充実に向けた取組を推進する。

2　自立が難しい者の帰住先の確保に向けたシームレスな支援

高齢又は障害のため、自立した生活を送ることが困難な者に対しては、刑務所、保護観察所、地域生活定着支援センター、更生保護施設、福祉関係機関等の連携の下、地域生活定着促進事業対象者の早期把握及び迅速な調整により、出所後直ちに福祉サービスにつなげる体制の充実を図るとともに、帰住先確保に向けた調整を強化する。

また、地域生活定着促進事業の対象とならない者に対しても、個々の必要性に応じた指導・支援、医療・福祉のサポート等を、刑務所に収容中から出所後に至るまでシームレスに実施できるよう、支援体制を強化する。

3　社会における様々な居場所の確保

（1）一時的な居場所の確保

矯正施設から出所したものの、帰るべき場所がない者の一時的な居場所を確保するため、国が運営する自立更生促進センターにおける確実な受入れの推進、更生保護施設の受入れ機能の強化・施設整備の促進、自立準備ホーム等の多様な一時的帰住先の確保等の取組を推進する。

（2）犯罪や非行をした者の相談体制の充実

犯罪や非行をした者やその家族等が、生活上の悩み等の相談・助言、公的支援に関する情報提供を受けることができる体制の充実を図る。

（3）ソーシャルビジネスとの連携

犯罪や非行をした者の新たな居場所の確保に向けて、高齢者・障害者の介護・福祉やホームレス支援、ニート等の若者支援といった社会的・地域的課題の解消に取り組む企業・団体等との連携やこうした団体等の普及方策等について検討を進める。

Ⅴ　再犯防止を支える社会の強化

再犯防止は、広く国民に理解され、支えられて初めて成り立つものである。

しかし、犯罪や非行をした者が、刑事裁判や少年保護手続を経て刑務所や少年院・保護観察所等によりどのような処遇を受けているのかについては、これまで注目されることも少なく、また、政府全体として広く国民に伝えるといった努力も十分効果的ではなかった。

犯罪や非行をした者の立ち直りを社会で支えてきた民間協力者が活動しやすい環境づくりを進めるとともに、「犯罪や非行をした者を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れること（RE－ENTRY）が自然にできる社会」の構築に向けたメッセージを政府一丸となって国民に発信することにより、国民の関心を高め、直接・間接に再犯防止に協力してもらえる社会的土壌の一層の醸成に努めることが必要である。

1　社会を明るくする運動の強化

全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した者たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動である“社会を明るくする運動”の一層の推進を図る。

そのため、従来、法務大臣を委員長、関係省庁及び関係団体を構成員としている中央の推進体制について、全ての省庁を構成員とするとともに、一層多くの関係団体の参加を得ること等により、地方公共団体、民間と一丸となった広報啓発活動を積極的に推進する。

また、活動を進めるに当たっては、再犯防止活動に取り組む保護司や協力雇用主といった地域の民間協力者とも有機的に連携を取りつつ、刑事司法に限らない幅広い分野における関係者が相互に情報を交換し、交流すること等を通じて、再犯防止に関するネットワークが広がるような取組を推進する。

併せて、国民各層に関心を持ってもらう一つのきっかけとするため、様々な分野において再犯防止活動に取り組む人やその活動内容を分かりやすく発信する取組を推進する。

2　立ち直りを支える民間協力者が活動しやすい環境づくり

社会を明るくする運動など再犯防止に関する広報・啓発活動や犯罪や非行をした者の立ち直りを社会で支えている保護司、更生保護女性会、BBS会を始め、居場所づくりを通じた少年の立ち直り支

援活動に取り組んでいる少年警察ボランティアなどの民間協力団体がより効果的な活動が行えるよう支援を強化する。

特に、犯罪や非行をした者の立ち直りを中心的に担っている保護司が、活動しやすい環境をつくるため、保護司候補者に関する情報提供、活動の拠点となる更生保護サポートセンターの円滑な設置運営、保護観察対象者等の社会復帰支援の連携等に向けた取組を、地方公共団体、経済界と手を携えて推進する。

また、更生保護女性会やBBS会、少年警察ボランティアといった民間協力団体がより有機的に連携し、効果的に活動が行えるよう支援する。

Ⅵ　再犯防止のため、国民にお願いすること

政府における上記の取組に加えて、社会における様々な分野において再犯防止に向けた取組を進めるよう、政府一丸となった働き掛けを行う。

1　経済界

我が国の企業の中には、社会貢献の一環として、受刑者に対する職業訓練から刑務所内の作業の提供、出所後の雇用まで一貫したプログラムを提供している例も一部ではあるが存在する。こうした取組は諸外国に多くの例があり、特に英国では、企業による受刑者等への就労支援が社会貢献活動として評価され、積極的に行われている。

経済界に対し、犯罪や非行をした者の立ち直りを支える雇用先の拡大に向けて、政府と緊密に連携を図りながら、経済界を挙げて、犯罪や非行をした者を雇用することの社会的意義や支援策等について周知を図るとともに、積極的な雇用の推進に取り組んでもらえるよう働き掛ける。

2　地方公共団体

地方公共団体に対し、団体における独自の活動として進められている犯罪や非行をした者に対する就労・住居支援を始めとする再犯防止に向けた取組や、一部の都道府県警察において進められている非行少年の居場所づくりを通じた立ち直り支援、少年補導等非行少年を生まない社会づくりに向けた新たな取組を参考に、各地方において、犯罪や非行をした者の雇用、支援体制の構築、国の活動と連携した広報・啓発体制の強化に取り組むとともに、再犯防止のために地域で活動する民間協力者に対する支援を充実してもらえるよう働き掛ける。

3　国民

あまねく国民に犯罪や非行をした者を社会で受け入れる必要性等について理解を求め、一人一人の立場に応じて、再犯防止に向けた活動に直接・間接的に参加・協力してもらえるよう働き掛ける。

Ⅶ　おわりに

再犯防止は簡単ではない。しかし、絶対にあきらめてはいけない。

「犯罪に戻らない・戻さない」という決意の下、「世界一安全な国、日本」の実現に向けて、犯罪や非行をした者を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れること（RE－ENTRY）が自然にできる社会を目指し、国民各位の御理解と御協力を切にお願いする。

8. 薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策
～立ち直りに向けた“息の長い”支援につなげるネットワーク構築～

（平成28年7月12日
犯罪対策閣僚会議決定）

1　はじめに ～直面する2つの課題～

平成26年12月、犯罪対策閣僚会議において、宣言「犯罪に戻らない・戻さない」を決定した。

犯罪が繰り返されない、何よりも新たな被害者を生まない、国民が安全で安心して暮らせる「世界一安全な国、日本」を実現するため、ひとたび犯罪や非行をした者を社会から排除し、孤立させるのではなく、責任ある社会の一員として再び受け入れることが自然にできる社会の構築に向けて、様々な取組を進めてきた。

宣言決定から1年半が経過した現在、犯罪や非行をした者を実際に雇用いただいている協力雇用主の数は大幅に増加し、また、長い間減少傾向にあった保護司の数が増加に転じるなど、犯罪や非行からの立ち直りを支える民間の方々の支援の輪は着実に広がりつつある。

しかしその一方で、立ち直りに様々な課題を抱える薬物依存者や犯罪をした高齢者・障害者等の多くは、刑事司法と地域社会の狭間に陥り、必要な支援を受けられないまま再犯に及んでいる。

○安全・安心な暮らしを脅かす薬物犯罪

覚せい剤取締法違反による検挙者は毎年1万人を超え、近年、検挙者数が増加している。薬物使用者による重大な死傷事故等も発生しており、薬物犯罪は安全・安心な暮らしを脅かすものである。

薬物事犯者の多くは、犯罪者であると同時に薬物依存の問題を抱える者でもあり、薬物事犯で受刑した者については、毎年6,000人以上の者が刑務所で薬物依存離脱指導を受けている。他方、社会の中では、4,000人以上の薬物事犯者が保護観察を受けているものの、指導に当たる保護観察官が不足しているため、薬物再乱用防止プログラムを受けた者は、およそ1,400人と、その4割にも満たない。また、薬物依存に関する治療や専門的支援を行う医療・保健・福祉機関の数が大幅に不足していることなどから、薬物事犯で保護観察を受けている者のうち、医療機関等による治療や支援を受けた者は、わずか207人にとどまっている。

薬物事犯者の再犯率は高く、薬物事犯により受刑した者の約半数は出所後5年以内に再び刑務所へ戻ってきている。

○高齢者犯罪の増加と受刑者の高齢化等

高齢社会の進展とともに65歳以上の高齢者による犯罪も最近20年間で増加しており、平成26年には、4万7千人以上の高齢者が検挙されている。刑務所に収容される受刑者の数が近年減少傾向にある中で、高齢受刑者の数は増加を続け、平成26年には、受刑者の高齢者率が初めて10%を超えるなど、受刑者の高齢化も急速に進んでいる。また、高齢受刑者の約55%は万引き等の窃盗によるものであるが、その多くは再犯者でもある。

全国の刑務所では、高齢受刑者を始め、身体能力・知的能力・理解力の低下や障害により、刑務作業や日常生活上の指導に多くの時間と労力を要する者や歩行・食事等の日常的な動作全般にわたって介助、リハビリ等を必要とする者等※5が増える一方、バリアフリー化等の最低限の環境も十分に整っていない中、刑務官が、こうした医療・福祉的な処遇を担っている。また、高齢受刑者や障害のある受刑者の中には、親族等との関係が疎遠であるなどのため、帰るべき場所のない者が少なくない。

※5　高齢受刑者のうち、認知症傾向のある者はおよそ17%で、1100人程度収容されていると推計される（平成27年・法務省調査）

こうした者の再犯を防止し、社会復帰を支援するには、刑務所に限らず、刑事手続の各段階において、支援を必要とする者を病院や福祉機関等につなげることが重要であるが、刑事司法関係機関と福祉機関等との連携は十分とは言いがたく、適切な支援を受けられないまま、万引きなどの罪を犯して再び刑務所へ戻る者が跡を絶たない。

2　立ち直りを支えるネットワーク構築の必要性

立ち直りに多くの困難を抱える薬物依存者や犯罪をした高齢者・障害者等の再犯防止を一層進めるためには、従来の対策を加速するとともに、刑事司法と地域社会をシームレスにつなぎ、官民が一体となって“息の長い”支援を行うことが必要である。

そこで、次の３つの柱からなる取組を進め、2020年を目途に、全国各地に薬物依存者や犯罪をした高齢者・障害者等の立ち直りを支えるネットワークが構築されていることを目指す。

Ⅰ　薬物依存からの回復に向けた矯正施設・保護観察所による指導と医療機関による治療等を一貫して行う

【取組の概要と目指す姿】

薬物依存の問題を抱える者の再犯防止と社会復帰に向けて、刑務所や少年院、保護観察所による指導と地域の依存症治療拠点機関等の医療機関による治療等とを一貫して提供する地域支援体制を全国に構築する。

このような取組により、薬物依存の問題を抱える全ての保護観察対象者等が、個々の状況に応じた必要な専門的指導や医療機関による治療等を受けられるようにする。

【具体的な取組】

（1）矯正施設及び保護観察所による一貫性のあるプログラムの実施

全国の矯正施設と保護観察所において、海外でも一定の効果が認められている認知行動療法に基づく薬物依存離脱指導・薬物再乱用防止プログラムを実施するとともに、矯正施設におけるプログラムの受講状況等に関する情報について適切に保護観察所と共有を図るなどして指導内容を一貫させ、その充実を図る。

また、矯正施設や保護観察所における指導者の育成・確保、教材の開発等を外部専門家等の知見も活用しながら進める。【法務省】

（2）薬物依存症の治療拠点となる医療機関の全国的な整備

- モデル的に実施している依存症治療拠点機関における成果をもとに、薬物依存症の治療拠点となる医療機関の全国的な整備を図るとともに、全国拠点機関を中心とした調査研究を推進する。【厚生労働省】
- 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターや関連学会における研修を通じ、認知行動療法の手法を用いた回復プログラムを実施することのできる医療従事者を増やすとともに、各自治体の精神保健福祉センターにおいて当該プログラムを実施し、その普及を図る。【厚生労働省】
- 精神保健福祉センターや保健所による相談支援、依存症回復施設職員に対する研修や、家族向けの心理教育プログラムを実施するとともに、依存症に関する普及啓発を始めとした依存症者の生活を支える支援を行う。【厚生労働省】
- 保護観察所が薬物依存症の治療拠点となる医療機関と連携して医療と一体的な指導をすることができるよう、必要な体制の整備を推進する。【法務省】

Ⅱ　地域社会とつながった指導・支援を刑事司法の各段階において行う

【取組の概要と目指す姿】

犯罪をした高齢者・障害者等の再犯防止と社会復帰に向けて、福祉サービスや医療等の支援を必要とする者については、警察、検察、矯正、保護といった刑事司法の各段階において、適切にこれら支援を受けることができるよう福祉・医療機関等につなげる取組を推進する。

さらに、より円滑な社会復帰のため、刑事司法関係機関が、地域の安全・安心を守る拠点であることへの地域社会の理解と協力を得ながら、地域社会とつながった指導・支援を充実させる。

このような取組により、立ち直りに福祉サービスや医療等の支援を必要とする高齢者・障害者等が、刑事司法のあらゆる段階を通じ、適切な時期に必要な支援を受けられるようにする。

【具体的な取組】

（1）刑事司法関係機関における福祉・医療機関等との調整機能の充実

・　犯罪をした高齢者・障害者等のうち、福祉サービス等の支援が必要な者を適切な時期に福祉サービス等につなげられるよう、刑事司法関係機関における福祉・医療機関等との調整機能の充実を図る。【法務省】

　また、矯正施設に収容されている高齢者・障害者等のうち、特に自立が困難な者については、引き続き、特別調整（矯正施設や保護観察所、更生保護施設、地域生活定着支援センターその他の福祉関係機関が連携して、釈放後の福祉サービスの受給に向けた調整を行うこと）を着実に実施する。【法務省・厚生労働省】

・　ストーカー加害者について、個々の問題性を踏まえ、警察官が地域精神科医療等から加害者への対応方法や治療・カウンセリングの必要性について助言を受け、加害者に受診を勧めるなど、地域精神科医等と連携しながら、更生に向けた働き掛けを行う取組を推進する。【警察庁】

（2）高齢化等の環境変化に対応した刑務所等の処遇の展開

・　高齢化等の環境変化に対応した刑事司法関係施設の環境整備を推進する。【法務省】

・　矯正施設において、出所後のスムーズな社会適応に向けた指導等を、地域の企業・関係団体と連携して実施する“地域支援のネットワーク”の構築を進める。【法務省】

・　健康上の問題を抱える高齢受刑者等に適切に対応できるよう、地域の医療機関との連携強化や、矯正施設で勤務する医師の確保を含む医療体制の充実を図る。【法務省】

・　矯正施設収容段階から地域社会での作業に従事させることなどを通じて、社会適応に必要な技能等を修得させる“地域に学び、地域を支える”場の創設を進める。【法務省】

・　矯正施設が、地域社会から理解され、支えられる存在となるため、地域社会の安全・安心を守る施設として、地域の防災拠点及び地域住民の避難場所となり得る矯正施設の耐震化を実現するとともに、防災設備・資機材の整備を含む防災対策を推進する。【法務省】

Ⅲ　立ち直りに向けた“息の長い”支援に取り組む民間の活動を推進する

【取組の概要と目指す姿】

薬物依存者や犯罪をした高齢者・障害者等の立ち直りのための継続した支援を官民一体で推進するため、帰るべき場所のない者の社会復帰の拠点となる更生保護施設の体制等の強化を図るとともに、地域において再犯防止や立ち直り支援のための活動に取り組む保護司、協力雇用主、少年警察ボランティア等の民間協力者に対する支援を強化する。

このような取組により、刑事司法手続終了後を含めた“息の長い”支援を実現する。

【具体的な取組】

（1）更生保護施設の人的体制の強化と通所による“息の長い”処遇の実施

・　全国各地の更生保護施設において、薬物依存者や高齢者・障害者を始めとする帰るべき場所のない出所者等の受入れや処遇機能を強化するため、人的体制を強化する。【法務省】

・　更生保護施設からの退所後も通所により必要な指導・支援を受けられる取組など“息の長い”処遇の全国展開を推進する。【法務省】

（2）再犯防止や立ち直りのための“息の長い”支援に取り組む民間協力者への支援の強化

・　地域社会における保護司の活動拠点となる“更生保護サポートセンター”の円滑な設置運営のために必要な支援の充実を図る。【法務省】

・　犯罪や非行をした人をその事情を理解した上で雇用している協力雇用主に対する刑務所出所者等就労奨励金支給制度や更生保護就労支援事業等の各種支援制度の充実を図る。【法務省、厚生労働省】

・　居場所づくり等を通じた少年の立ち直り支援活動に取り組んでいる少年警察ボランティア等について、“立ち直り支援ボランティア・リーダーシップ研修会”の開催等その活動を支援する取組を推進する。【警察庁】

・　再犯防止の重要性や民間協力者の方々の活動の意義に対する社会的な理解、評価を高めるため、“社会を明るくする運動”など再犯防止や立ち直り支援に関する広報・啓発活動及び表彰を積極的に推進する。【法務省】

3　対策の目標

本対策に掲げる取組を総合的に推進することにより、「刑務所出所者等の２年以内再入率を平成33年までに20％以上減少させる」[※6]という数値目標の達成を確実なものとし、犯罪が繰り返されない、国民が安全で安心して暮らせる「世界一安全な国、日本」の実現に寄与する。

※6　「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月・犯罪対策閣僚会議決定）による

9. 成人による刑事事件の流れ

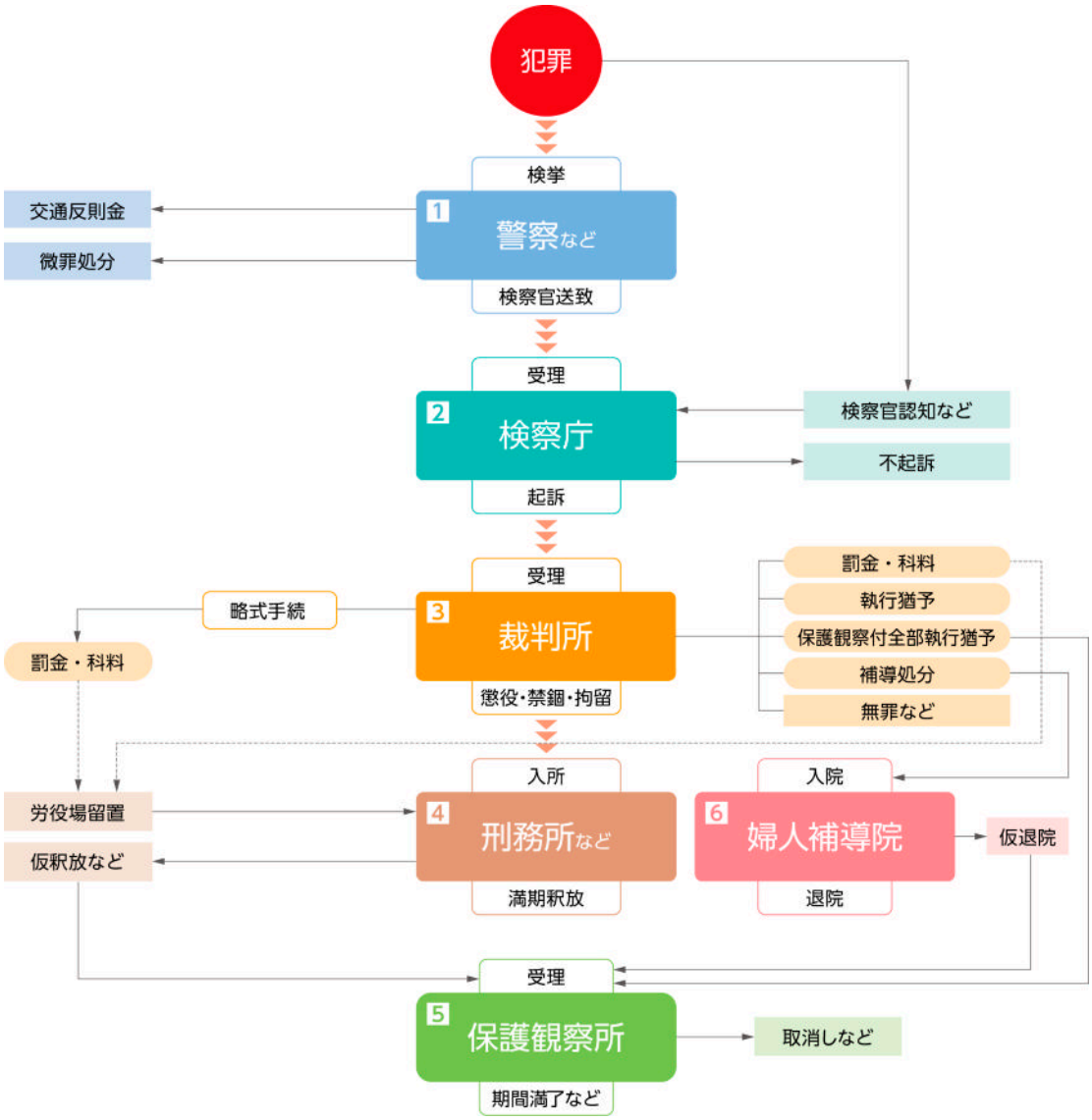

❶ 警察など

警察などが犯人を検挙して必要な捜査を行った事件は、原則としてすべて検察官に送致されます。

❷ 検察庁

検察官は、送致された事件について必要な捜査を行い、法と証拠に基づいて、被疑者を起訴するか、不起訴にするかを決めます。

また、検察官は、自ら事件を認知したり、告訴・告発を受けて捜査することもあります。

❸ 裁判所

裁判所は、公開の法廷で審理を行い、有罪と認定した場合は、死刑、懲役、禁錮、罰金などの刑を言い渡します。また、その刑が３年以下の懲役・禁錮などの場合は、情状によりその執行を猶予したり、さらには、その猶予の期間中保護観察に付することもあります。

なお、比較的軽微な事件で、被疑者に異議がない場合は、簡易な略式手続で審理が行われることもあります。

❹ 刑務所など

有罪の裁判が確定すると、執行猶予の場合を除き、検察官の指揮により刑が執行されます。懲役、禁錮、拘留は、原則として刑務所などの刑事施設で執行されます。刑事施設では、受刑者の改善更生と社会復帰のための矯正処遇を行っています。

なお、罰金や科料を完納できない人は、刑事施設に附置されている労役場に留置されます。

❺ 保護観察所

受刑者は、刑期の満了前であっても、地方更生保護委員会の決定で、仮釈放が許されることがあり、仮釈放者は、仮釈放の期間中、保護観察に付されます。また、保護観察付執行猶予判決の言渡しを受け、判決が確定した人も猶予の期間中は保護観察に付されます。

保護観察に付された人は、改善更生と社会復帰に向けて、保護観察所の保護観察官と民間のボランティアである保護司による指導監督・補導援護を受けることになります。

❻ 婦人補導院

売春防止法違反で補導処分となった成人の女子は、婦人補導院に収容され、仮退院が許可されると保護観察に付されます。

10. 非行少年に関する手続の流れ

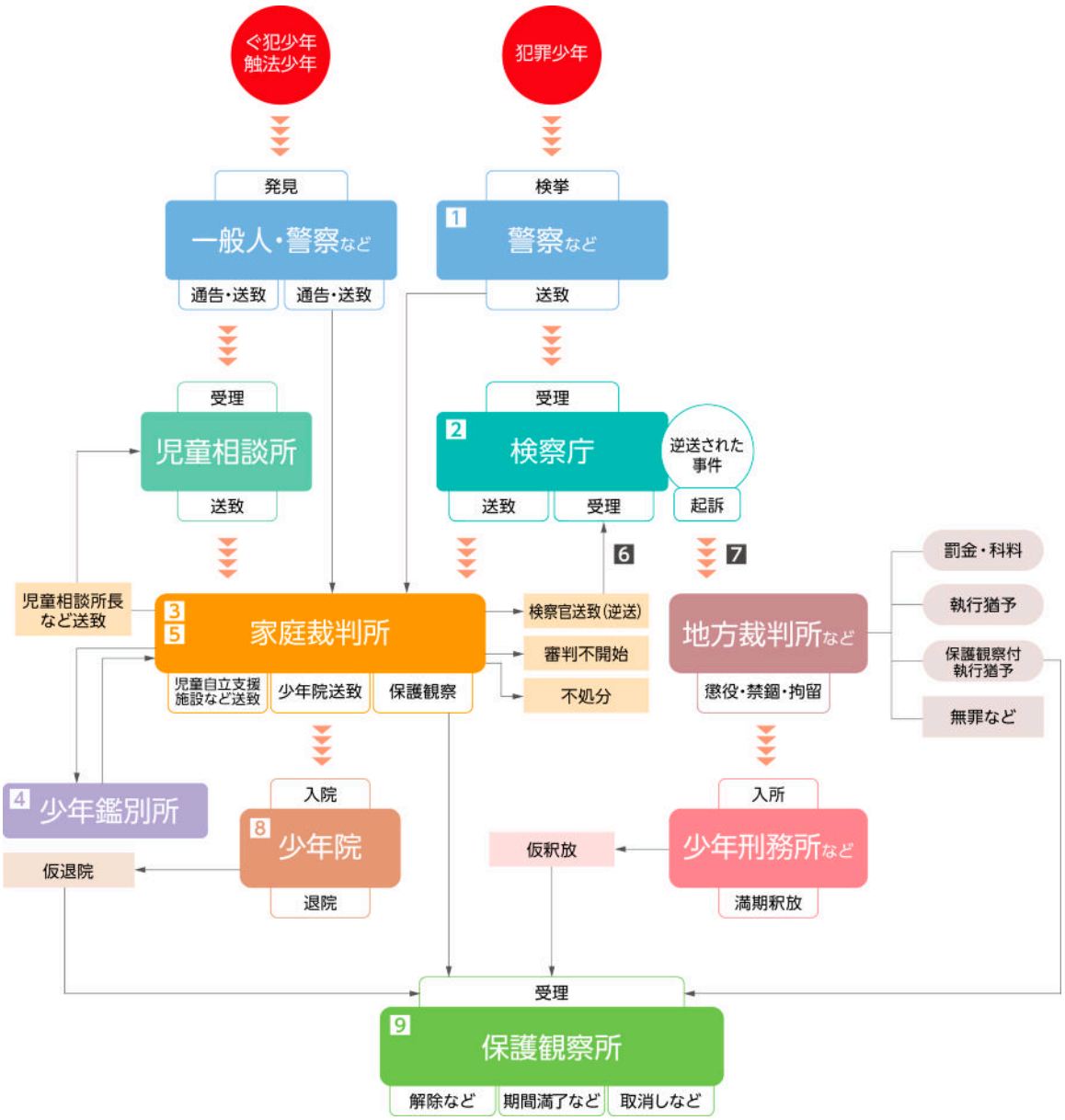

❶ 警察など

警察などが罪を犯した少年を検挙した場合、捜査を遂げた後、原則として、事件を検察官に送致します。

❷ 検察庁

検察官は、捜査を遂げた上、犯罪の嫌疑があると認めるとき、又は犯罪の嫌疑がないものの、ぐ犯（犯罪に至らないものの、犯罪に結びつくような問題行動があって、保護する必要性が高いことをいう。）などで家庭裁判所の審判に付すべき事由があると認めるときは、事件を家庭裁判所に送致します。

❸ 家庭裁判所

家庭裁判所は、調査官に命じて、少年の素質、環境などについて調査を行ったり、少年を少年鑑別所に送致して鑑別を行ったりします。

❹ 少年鑑別所

少年鑑別所は、医学、心理学、教育学等の専門的知識に基づき、少年の鑑別を行い、その結果は家庭裁判所に提出されます。

❺ 家庭裁判所

家庭裁判所は、事件記録等の調査の結果、審判に付する事由がない、又は審判に付することが相当でないと認めるときは、審判不開始の決定を行い、審判を開始するのが相当と認めるときは、非公開で審判を行います。

なお、少年審判において、一定の重大事件で、非行事実を認定するため必要があるときは、家庭裁判所の決定により、検察官も審判に関与します。

上記❸の調査や❹の鑑別を踏まえた審判の結果、保護処分に付する必要がないと認めるなどの場合は、不処分の決定を行い、保護処分に付することを相当と認める場合は、保護観察、少年院送致などの決定を行います。

❻❼ 検察官送致、起訴

家庭裁判所は、審判の結果、死刑、懲役、又は禁錮に当たる罪の事件について刑事処分を相当と認めるときは、事件を検察官に送致します。

なお、16歳以上の少年が、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた場合、その事件は、原則として検察官に送致され、事件送致を受けた検察官は、原則、起訴しなければならないとされています。

❽ 少年院

少年院送致となった少年は、第１種、第２種又は第３種のいずれかの少年院に収容され、矯正教育、社会復帰支援等を受けながら更生への道を歩みます。

❾ 保護観察所

家庭裁判所の決定で保護観察に付された場合、少年院からの仮退院が許された場合などにおいては、改善更生と社会復帰に向けて、保護観察所の保護観察官と民間のボランティアである保護司による指導監督・補導援護を受けることになります。

平成30年版再犯防止推進白書を手に取ってくださった皆さまへ

あなたの“声”をお聞かせください！

再犯防止推進白書をご覧いただき、ありがとうございます。

法務省公式Twitterでは、
白書を読んだご意見・ご感想などについて
アンケートを実施しています。
ご協力をよろしくお願いいたします。

【法務省twitter】

皆さまの“声”は、貴重なご意見として
今後の取組の参考にさせていただきます。

法務省公式Twitterでは、法務省のさまざまな取組をご紹介したり、
再犯防止に関するイベントの開催情報などをご案内しています。

この機会に、ぜひフォローしていただき、
「いいね」やリツイートをするなど、
情報発信にもご協力ください。

また、皆さまから、ご家族やご友人にも、
協力の輪を広げていただきますよう、
お願いいたします。

安全・安心な社会の実現に向けて
皆さまのご協力をお願いいたします

再犯防止

犯罪に
戻らない 戻さない
立ち直りを支える地域の力